
平成 2 5 年 第1回 定例会

上富良野町議会会議録

開会 平成 2 5 年 3 月 5 日

会 平成 2 5 年 3 月 22 日

上富良野町議会

目 次

第 1 号（3月5日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
○日程第 2 会期決定の件	2
○日程第 3 行 政 報 告	2
○日程第 4 報告第 1 号 監査・例月現金出納検査結果報告の件	4
○日程第 5 報告第 2 号 委員会所管事務調査報告の件	5
○日程第 6 議案第10号 平成24年度上富良野町一般会計補正予算（第12号）	7
○日程第 7 議案第11号 平成24年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	17
○日程第 8 議案第12号 平成24年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	18
○日程第 9 議案第13号 平成24年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）	18
○日程第10 議案第14号 平成24年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）	19
○日程第11 議案第15号 平成24年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	21
○日程第12 議案第16号 平成24年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	21
○日程第13 議案第17号 平成24年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）	22
○散 会 宣 告	23

目 次

第 2 号（3月6日）

○議 事 日 程	2 5
○出 席 議 員	2 5
○欠 席 議 員	2 5
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	2 5
○議会事務局出席職員	2 5
○開 議 宣 告	2 6
○諸 般 の 報 告	2 6
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2 6
○日程第 2 執行方針	2 6
〔町政執行方針〕 町 長 向 山 富 夫 君	
〔教育行政執行方針〕 教育長 服 部 久 和 君	
○日程第 3 議案第 1 号 平成25年度上富良野町一般会計予算	2 6
○日程第 4 議案第 2 号 平成25年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	2 6
○日程第 5 議案第 3 号 平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	2 6
○日程第 6 議案第 4 号 平成25年度上富良野町介護保険特別会計予算	2 6
○日程第 7 議案第 5 号 平成25年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	2 6
○日程第 8 議案第 6 号 平成25年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	2 6
○日程第 9 議案第 7 号 平成25年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	2 6
○日程第10 議案第 8 号 平成25年度上富良野町水道事業会計予算	2 6
○日程第11 議案第 9 号 平成25年度上富良野町病院事業会計予算	2 6
○散 会 宣 告	5 6

目 次

第 3 号（3月13日）

○議 事 日 程	5 9
○出 席 議 員	5 9
○欠 席 議 員	5 9
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	5 9
○議会事務局出席職員	5 9
○開 議 宣 告	6 0
○諸 般 の 報 告	6 0
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	6 0
○追加日程第 1 議案第37号 平成24年度上富良野町一般会計補正予算（第13号）	6 0
○日程第 2 町の一般行政について質問	6 1
7 番 中 村 有 秀 君	6 1
1 福祉灯油の速やかな実施を	
2 道路維持と市街地町道除雪について苦情内容とその対策は	
3 「民間でできることは民間で」というアウトソーシングとしてのラベン ダーハイツの取り組みは	
4 小規模多機能型居宅介護事業所の動きがあるがその状況は	
3 番 村 上 和 子 君	6 9
1 低所得者層に灯油（福祉灯油）の支援策を	
2 空き家対策の取り組みと条例化を	
3 福祉目的（障がい者）支援施設建設予定の具体的な内容は	
4 いじめを可視化し実効性のある対策を	
1 1 番 今 村 辰 義 君	7 5
1 協働のまちづくりを推進していくために	
2 低所得者世帯などへの「福祉灯油」の実施について	
1 2 番 岡 本 康 裕 君	8 0
1 防災について	
1 0 番 中 澤 良 隆 君	8 4
1 健康かみふらの21計画について	
2 農業の後継者対策について	
4 番 米 沢 義 英 君	9 0
1 T P P 参加について	
2 農業後継者の支援について	
3 観光行政について	
4 福祉行政について	
5 地域の元気臨時交付金の活用について	
6 教育行政について	
○散 会 宣 告	9 7

目 次

第 4 号（3月22日）

○議 事 日 程	9 9
○出 席 議 員	9 9
○欠 席 議 員	1 0 0
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1 0 0
○議会事務局出席職員	1 0 0
○開 議 宣 告	1 0 1
○諸 般 の 報 告	1 0 1
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	1 0 1
○日程第 2 議案第33号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件	1 0 1
○日程第 3 議案第34号 上富良野町十勝岳地区振興基金の一部支消の件	1 0 1
○日程第 4 予算特別委員会付託	1 0 2
議案第 1 号 平成25年度上富良野町一般会計予算	
議案第 2 号 平成25年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	
議案第 3 号 平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	
議案第 4 号 平成25年度上富良野町介護保険特別会計予算	
議案第 5 号 平成25年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	
議案第 6 号 平成25年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	
議案第 7 号 平成25年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	
議案第 8 号 平成25年度上富良野町水道事業会計予算	
議案第 9 号 平成25年度上富良野町病院事業会計予算	
○日程第 5 議案第18号 上富良野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例	1 0 2
○日程第 6 議案第19号 上富良野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	1 0 2
○日程第 7 議案第20号 上富良野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	1 0 2
○日程第 8 議案第21号 上富良野町一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例	1 0 7
○日程第 9 議案第22号 上富良野町営住宅の整備基準に関する条例	1 0 7
○日程第10 議案第23号 上富良野町の道路の構造等に関する条例	1 0 9
○日程第11 議案第24号 上富良野町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する条例	1 0 9
○日程第12 議案第25号 上富良野町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例	1 0 9
○日程第13 議案第26号 上富良野町公共下水道の構造等の技術上の基準に関する条例	1 0 9
○日程第14 議案第27号 上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例	1 0 9
○日程第15 議案第28号 上富良野町新型インフルエンザ等対策本部条例	1 1 2
○日程第16 議案第29号 上富良野町児童館条例の一部を改正する条例	1 1 3
○日程第17 議案第30号 上富良野町畜産担い手育成総合整備型事業分担金徴収条例	1 1 3
○日程第18 議案第31号 上富良野町観光開発審議会条例の一部を改正する条例	1 1 4
○日程第19 議案第32号 上富良野町障がい者自立支援事業条例の一部を改正する条例	1 1 5
○日程第20 議案第35号 教育委員会委員の任命の件	1 1 6
○日程第21 議案第36号 固定資産評価審査委員会委員の選任の件	1 1 6
○日程第22 諮 問 第 1 号 人権擁護委員候補者推薦の件	1 1 7

○日程第 2 3	発議案第 1 号	上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則	1 1 7
○日程第 2 4	発議案第 2 号	上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例	1 1 8
○日程第 2 5	発議案第 3 号	平成 2 5 年度地方財政対策に関する意見の件	1 1 8
○日程第 2 6	発議案第 4 号	公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待 遇実現を求める意見の件	1 1 9
○追加日程第 1	発議案第 6 号	T P P 交渉参加断固阻止に関する意見の件	1 2 0
○日程第 2 7	発議案第 5 号	町長の専決事項指定の件（上富良野町税条例の一部を改正する 条例）	1 2 1
○日程第 2 8	閉会中の継続調査申出の件		1 2 1
○閉 会 宣 告			1 2 4

第 1 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成 2 5 年度上富良野町一般会計予算	3 月 22 日	原 案 可 決
2	平成 2 5 年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	3 月 22 日	原 案 可 決
3	平成 2 5 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	3 月 22 日	原 案 可 決
4	平成 2 5 年度上富良野町介護保険特別会計予算	3 月 22 日	原 案 可 決
5	平成 2 5 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	3 月 22 日	原 案 可 決
6	平成 2 5 年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	3 月 22 日	原 案 可 決
7	平成 2 5 年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	3 月 22 日	原 案 可 決
8	平成 2 5 年度上富良野町水道事業会計予算	3 月 22 日	原 案 可 決
9	平成 2 5 年度上富良野町病院事業会計予算	3 月 22 日	原 案 可 決
1 0	平成 2 4 年度上富良野町一般会計補正予算（第 1 2 号）	3 月 5 日	原 案 可 決
1 1	平成 2 4 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	3 月 5 日	原 案 可 決
1 2	平成 2 4 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	3 月 5 日	原 案 可 決
1 3	平成 2 4 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	3 月 5 日	原 案 可 決
1 4	平成 2 4 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第 3 号）	3 月 5 日	原 案 可 決
1 5	平成 2 4 年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	3 月 5 日	原 案 可 決
1 6	平成 2 4 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	3 月 5 日	原 案 可 決
1 7	平成 2 4 年度上富良野町病院事業会計補正予算（第 2 号）	3 月 5 日	原 案 可 決
1 8	上富良野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例	3 月 22 日	原 案 可 決
1 9	上富良野町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	3 月 22 日	原 案 可 決
2 0	上富良野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	3 月 22 日	原 案 可 決
2 1	上富良野町一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例	3 月 22 日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
2 2	上富良野町営住宅の整備基準に関する条例	3 月22日	原 案 可 決
2 3	上富良野町の道路の構造等に関する条例	3 月22日	原 案 可 決
2 4	上富良野町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する条例	3 月22日	原 案 可 決
2 5	上富良野町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例	3 月22日	原 案 可 決
2 6	上富良野町公共下水道の構造等の技術上の基準に関する条例	3 月22日	原 案 可 決
2 7	上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例	3 月22日	原 案 可 決
2 8	上富良野町新型インフルエンザ等対策本部条例	3 月22日	原 案 可 決
2 9	上富良野町児童館条例の一部を改正する条例	3 月22日	原 案 可 決
3 0	上富良野町畜産担い手育成総合整備型事業分担金徴収条例	3 月22日	原 案 可 決
3 1	上富良野町観光開発審議会条例の一部を改正する条例	3 月22日	原 案 可 決
3 2	上富良野町障がい者自立支援事業条例の一部を改正する条例	3 月22日	原 案 可 決
3 3	上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件	3 月22日	原 案 可 決
3 4	上富良野町十勝岳地区振興基金の一部支消の件	3 月22日	原 案 可 決
3 5	教育委員会委員の任命の件	3 月22日	同 意 可 決
3 6	固定資産評価審査委員会委員の選任の件	3 月22日	同 意 可 決
3 7	平成24年度上富良野町一般会計補正予算（第13号）	3 月13日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	〔予算特別委員会付託〕 議案第1号 平成25年度上富良野町一般会計予算 議案第2号 平成25年度上富良野町国民健康保険特別会計予算 議案第3号 平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算 議案第4号 平成25年度上富良野町介護保険特別会計予算 議案第5号 平成25年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算 議案第6号 平成25年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算 議案第7号 平成25年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算 議案第8号 平成25年度上富良野町水道事業会計予算 議案第9号 平成25年度上富良野町病院事業会計予算	3月22日	原 案 可 決
	諮 問		
1	人権擁護委員候補者推薦の件	3月22日	適 任
	執 行 方 針	3月6日	
	行 政 報 告	3月5日	
	町の一般行政について質問	3月13日	
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告の件	3月5日	報 告
2	委員会所管事務調査報告の件	3月5日	報 告

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	発 議		
1	上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則	3月22日	原 案 可 決
2	上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例	3月22日	原 案 可 決
3	平成25年度地方財政対策に関する意見の件	3月22日	原 案 可 決
4	公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求める意見の件	3月22日	原 案 可 決
5	町長の専決事項指定の件（上富良野町税条例の一部を改正する条例）	3月22日	原 案 可 決
6	T P P 交渉参加断固阻止に関する意見の件	3月22日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出の件	3月22日	原 案 可 決

平成 2 5 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 1 号）

平成 2 5 年 3 月 5 日（火曜日）

○議事日程（第1号）

- | | |
|-----|--|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名の件 |
| 第 2 | 会期決定の件 3月5日～22日 18日間 |
| 第 3 | 行政報告 町長 向山 富夫 君 |
| 第 4 | 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件
代表監査委員 米田 末範 君 |
| 第 5 | 報告第 2号 委員会所管事務調査報告の件 |
| 第 6 | 議案第10号 平成24年度上富良野町一般会計補正予算（第12号） |
| 第 7 | 議案第11号 平成24年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 第 8 | 議案第12号 平成24年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 第 9 | 議案第13号 平成24年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 第10 | 議案第14号 平成24年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号） |
| 第11 | 議案第15号 平成24年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第12 | 議案第16号 平成24年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号） |
| 第13 | 議案第17号 平成24年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号） |

○出席議員（14名）

1 番	佐川典子	君	2 番	小野忠	君
3 番	村上和子	君	4 番	米沢義英	君
5 番	金子益三	君	6 番	徳武良弘	君
7 番	中村有秀	君	8 番	谷忠	君
9 番	岩崎治男	君	10 番	中澤良隆	君
11 番	今村辰義	君	12 番	岡本康裕	君
13 番	長谷川徳行	君	14 番	西村昭教	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第 121 条による説明員の職氏名

町長	向山富夫	君	副町長	田浦孝道	君
教育長	服部久和	君	代表監査委員	米田末範	君
教育委員会委員長	菅野博和	君	農業委員会会長	中瀬実	君
会計管理者	中田繁利	君	総務課長	田中利幸	君
産業振興課長	前田満	君	保健福祉課長	坂弥雅彦	君
健康づくり担当課長	岡崎智子	君	町民生活課長	北川和宏	君
建設水道課長	北向一博	君	農業委員会事務局長	菊池哲雄	君
教育振興課長	野崎孝信	君	ラベンダーハイツ所長	大石輝男	君
町立病院事務長	松田宏二	君			

○議會事務局出席職員

局主 長事 藤新 田井 敏沙 明季 君君 主 查 佐藤 雅喜 君

午前 9時00分 開会

(出席議員 14名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成25年第1回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(藤田敏明君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、3月1日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

今期定例会までの議会の運営については、1月23日、2月15日及び2月27日、議会運営委員会を開き、会期及び日程等を審議いたしました。

今期定例会まで受理しました陳情、要望の件数は2件であり、その内容は、さきに配付したところであります。

監査委員から、監査・例月現金出納検査結果報告書の提出がありました。

今期定例会に提出の案件は、町長からの提出案件37件並びに議会における委員会からの報告案件1件及び議員からの発議案5件であります。

なお、人事案件の、議案第35号教育委員会委員の任命の件及び議案第36号固定資産評価審査委員会委員の選任の件並びに諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件は、後日配付いたしますので御了承願います。

町長から、今期定例会までの主要な事項について行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、本日、平成24年度建設工事発注状況及び総括表を配付いたしました。

町長から、平成25年度の町政執行方針並びに教育長から教育行政執行方針について、発言の申し出がありました。

今期定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向に掲載したところであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等

諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

5番 金子 益三 君

6番 徳武 良弘 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長(西村昭教君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの18日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月22日までの18日間と決しました。

◎日程第3 行政報告

○議長(西村昭教君) 日程第3 行政報告を行います。

町長から、今期定例会までの主要な事項についての行政報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長(向山富夫君) おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第1回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る12月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

報告に先立ちまして、3月2日、3日にかけて、北海道内を襲いました暴風雪により、各地に甚大な被害をもたらし、富良野市を含め、道東中心に9名の方が犠牲となりました。大変痛ましい出来事であり、心から哀悼の意をあらわすものであります。住民の安心・安全を守る立場にある者として、改めて、さまざまな災害に対応できる体制の整備の重要性と責任の重さを再認識したところであり、この教訓を今後に生かしていく所存でございます。

それでは、行政報告に入らせていただきますが、初めに、十勝岳噴火総合防災訓練についてであります。上川総合振興局、地域災害対策連絡協議会及び十勝岳火山防災会議協議会主催で、上富良野、美

瑛両町と北海道上川総合振興局により、２月２１日から２２日の２日間の日程で実施いたしました。

訓練実施に当たっては、旭川地方气象台、陸上自衛隊、北海道警察、富良野広域連合消防本部、上富良野消防署、消防団など、多数の関係機関に御協力をいただいたほか、関係機関独自、あるいは共同による訓練も実施いただいたところであります。

当町においては、１日目は非常配備体制構築、自衛隊災害派遣準備、情報の収集と伝達訓練を主体に、２日目は職員非常招集、災害対策本部設置、自衛隊災害派遣要請、避難路確保、避難所開設、避難指示情報伝達、避難、道路閉鎖など、各種実働訓練とあわせて、災害発生想定図上訓練を実施するとともに、新たな取り組みとして、エリアメールを活用した避難指示、一斉送信と、防災協定に基づく三重県津市との通信訓練を実施いたしました。

避難訓練では、緊急危険区域の住民を対象に７カ所の避難所を開設し、実施したところであり、本年度は、新しい取り組みとして、草分、栄町、中町の３地区の自主防災組織において、高齢者や障がい者など、災害時要援護者の避難支援を行う自主避難訓練も行われ、全体では１５５世帯、２２５人の参加をいただいたところであり、自主防災組織の訓練参加も年々活発になってきており、さらなる地域防災力向上に努めてまいります。

防災訓練にあわせて行われた関係機関の訓練では、島津球場における救助・救出訓練、避難指示区域における未避難者の確認訓練を、陸上自衛隊、北海道警察、消防、消防団により行われ、さらに地上偵察訓練と災害対策本部での野外用指揮システムの運用訓練を陸上自衛隊により実施いただいたところであり、各防災関係機関の御協力に対して改めて感謝申し上げます。

次に、国の栄典関係についてであります。長年にわたり上富良野町議会議員を務められ、１月１８日にお亡くなりになられた故吉岡光明氏が、同日付の発令による特別叙勲において従六位旭日双光章を授与されました。近く伝達の運びとなるところであり、改めて故人の御功績に心から敬意をあらわすものであります。

次に、昨年度より試行運行をしている予約型乗合いタクシー運行事業についてであります。本年度は運行区域を全町に拡大し、試行運行を実施してまいりました。１月末現在の登録者数は６３９人となっており、延べ利用者数は５，２８７人、延べ運行回数は２，３５６回で、全体の稼働率は７０．４％となっております。運行に当たっては、特に問題もなく、交通弱者の移動手段として機能發揮しているところであり、これまでの運行内容を基本として、

平成２５年度からの本施行に向けて準備を進めてまいります。

次に、平成２５、２６年度の競争入札参加資格申請についてであります。１月１５日から２月８日まで受け付けを行い、建設工事で４０８件、設計等で２４６件、物品その他で３４９件の申請を受けましたので、現在、資格者名簿への登録作業を進めております。入札契約に当たっては、地域経済の振興対策とあわせて、競争性、公正性が強く求められているところであり、今後とも時代変化等を踏まえ、改善を講じながら、さらなる適正化に努めてまいります。

次に、自衛隊関係であります。まず、基地対策関係では、１月１１日に、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会によります北海道の自衛隊体制維持・拡充を求める要望を、２月１２日には上富良野町基地対策協議会によります防衛施設周辺整備対策等に関する要望を、翌１３日には陸上自衛隊第２師団地域市町村と自衛隊協力会道北地区連合会共同によります北海道及び道北地域の自衛隊体制維持・拡充を求める要望を、さらに、富良野地方自衛隊協力会によります上富良野駐屯地現状規模堅持、さらなる拡充を求める要望を、それぞれ北海道選出国會議員及び防衛省に行ってまいりました。

また、部隊行事関係では、１月３１日に上富良野演習場において開催された第２師団冬期戦技競技会に出席し、上富良野駐屯地から参加した第２戦車連隊と第２対舟艇対戦車中隊の応援を行ってまいりました。

次に、高齢者の地域見守り活動に関する協定についてであります。昨年１２月１９日に、生活協同組合コープさっぽろと同協定を締結し、町内配達時に高齢者の安否確認や、異変があった場合、配送スタッフから町や関係機関への通報協力をしていただくことになりました。

次に、平成２５年度スタートする第２次健康かみふらの２１計画、第２次上富良野町食育推進計画、第２次上富良野町障害者計画についてであります。昨年１２月までに素案をまとめ、その後パブリックコメントを経て、それぞれ作成したところであります。第２次食育推進計画は平成２９年度までの５年間、第２次健康かみふらの２１計画は平成３４年度までの１０年間、また、今回、障害福祉計画と合体した第２次障害者計画は平成３２年度までの８年間を計画期間としてまとめたところであり、今後、それぞれの計画目標を達成するよう、計画に沿って、着実な実践に努めてまいります。

次に、町税等の収納対策についてであります。今年度の取り組み状況については、国税徴収法に基

づく預金調査、給与調査等の財産調査を実施し、所得税還付金、普通預金など、合計83件の差し押さえを執行し、313万7,000円の換価収納をいたしました。

また、5月には、管理職全員による滞納プロジェクトを実施し、延べ51名の臨戸訪問徴収により町税等107万8,000円を徴収するとともに、同時期に夜間納税相談窓口を開設し、12月期には現年度分未納者226名に対し納税催告を行い、納税の促進を図りました。

さらに、国民健康保険税の滞納者、延べ79世帯158名に対しては、国民健康保険証の短期交付を行い、納税勧奨に努めたところであります。

次に、平成24年度分所得税の確定申告についてであります。2月18日から3月15日までの期間で、また、消費税及び地方消費税の確定申告については2月18日から4月1日までの期間で実施しており、町民の方が混乱を来さないよう、所得税の申告と同時に、相談受け付けの対応を図っているところであります。

次に、昨春より策定作業を進めてまいりました観光振興計画についてであります。アンケート調査や意見交換会、パブリックコメント等を経て、12月20日に観光開発審議会より答申をいただき、策定をいたしました。今後は「あなたと創りたい かみふらの物語～五感で感じる上質の癒やし空間へようこそ～」を基本コンセプトとして定めた当計画に沿って、町と観光協会が中心となり、各関係機関と連携した推進体制を構築し、計画目標の実現に向けて取り組みを進めてまいります。

次に、冬の観光イベントについてであります。今回で49回を数えます、かみふらの雪まつりを、2月3日、日の出公園を会場に開催いたしました。当日は、雪、風、ともに強く、あいにくの天候でしたが、会場には上富良野駐屯地第2戦車連隊制作による滑り台つき大雪像1基と、商工会青年部制作による滑り台が設置され、約1,000人の町民の方々に、雪と親しむイベントプログラムで楽しい一日を過ごしていただけたものと思っております。雪像制作から当日の各種イベントまで、御支援、御協力をいただきました陸上自衛隊上富良野駐屯地、建設業協会、商工会青年部、女性団体連絡協議会、自衛隊協力会女性部を初め、各関係機関及び協賛いただいた皆様に感謝を申し上げるところであります。

また、翌週の2月9日と10日の両日、本町としては7回目の参加になるシーニックバイウェイ大雪・富良野ルート、ウインターサーカス2013が見晴台公園及び深山峠駐車場を会場に開催され、町

内外から多くの方が会場に訪れ、特産品のPRや交流など、有意義な活動が展開されたと報告をいただいているところであります。

次に、成人式についてであります。1月13日、保健福祉総合センター「かみん」において、町議会議員を初め多くの来賓各位の御臨席を賜り挙行いたしました。式では、新成人97名の出席のもと、厳粛な中で式典が行われるとともに、安政太鼓保存会と清流獅子舞保存会による公演が披露され、皆さんで成人としての門出を祝福したところであります。

次に、第6回青少年国内交流事業についてであります。1月8日から11日までの4日間、小学生24名、子ども会リーダーの中高生2名と引率者4名の計30名が、友好都市の三重県津市を訪問いたしました。訪問先では、関係者の温かい歓迎を受け、安東小学校での交流のほか、施設の見学や、さまざまな体験活動を行い、津市と本町のかかわりや歴史を学ぶ有意義な交流となったところであります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。12月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、2月21日現在、件数で3件、事業費総額で813万7,500円で、本年度累計では49件、事業費総額3億6,273万3,000円となっております。詳細につきましては、お手元に、平成24年度建設工事発注状況を配付しておりますので、御高覧いただきたく存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第1号

○議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告の件について、監査委員から報告を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君） 監査及び例月現金出納検査の結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承賜りたいと存じます。

初めに、定期監査の結果について御報告を申し上げます。

1ページをお開きください。

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象及び範囲ですが、上富良野町教育委員会、教育振興課所管の財務事務を監査の対象として、平成25年2月5日の1日間、平成24年度に

執行された財務及びこれらに関する事務の執行状況を監査いたしました。

監査の方法ですが、所管財務事務に関しての一部を選択して試査する部分監査とし、伝票、決議書など関係書類の資料の提出を求め、この中から抽出して点検、照合を行うとともに、必要に応じて関係職員から事務の執行状況及び内容の聴取もいたしました。

監査の結果を申し上げます。

抽出により試査した結果、財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められました。次に、財政援助団体監査の結果について御報告を申し上げます。

２ページをお開きください。

地方自治法第１９９条第７項の規定により、財政援助団体監査を執行しましたので、同条第９項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の概要ですが、平成２５年２月６日に、上富良野町教育委員会、教育振興課所管の上富良野高等学校教育振興事業補助金事務を監査の対象として、金銭出納簿など関係諸帳簿を検閲し、補助金の実地検査を行いました。

検査の結果、財政援助団体の財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認められました。

次に、３ページから１４ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第２３５条の２第１項の規定により、例月現金出納検査を執行いたしましたので、同条第３項の規定により、その結果を報告いたします。

平成２４年度１１月分から１月分について、内容並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも、各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては１５ページにございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

３番村上和子君。

○３番（村上和子君） 一番最後の１５ページ、町税のところですが、プロジェクトも組んで大変頑張っているんですけど、ほとんど昨年同期と比べて収納率は高いのですけれども、町民税

の個人の滞納繰越分のところで、前年同期の収納率に比べて１２％低い２９．６％と、軽自動車税の滞納繰越分も前年に比べて２７．５％、約半分でしょうか、２９．６％となっているのですけれども、これについてはどのようにお考えになるのでしょうか。私は、生活が厳しくて、払いたくても払えないという状況が見られるのかなと。ここ、もう年々です、町民の方の生活の厳しい状況があらわれてきているのかなというふうに捉えるのですけれども、監査委員の方はどのようにお考えなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 代表監査委員、答弁。

○代表監査委員（米田末範君） 税の収納にしまして、見せていただいておりますけれども、現実には、その差があるのは事実だろうと思っておりますけれども、結果的に、最終でどういうふうになってくるかというのが、私どもとしては大事に捉えたいなと思っております。ただ、御発言のとおり、おくれれば、それだけおくれるという可能性もあるのだろうと思っておりますし、社会情勢が影響しているということに関しては、私どもとしては、一概には言えないだろうと思っておりますけれども、それがあつのかなというふうには思っております。ただ、細かい内容につきましては、事務方のほうから必要があればお答えをしてみたいというふうに思っておりますけれども。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって監査・例月現金出納検査結果報告を終わります。

◎日程第５ 報告第２号

○議長（西村昭教君） 日程第５ 報告第２号委員会所管事務調査報告の件について、報告を求めます。

総務産建常任委員長、今村辰義君。

○総務産建常任委員長（今村辰義君） ただいま上程されました、委員会所管事務調査報告の件について報告いたします。

報告第２号委員会所管事務調査報告の件。

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された事件について、調査の経過及び結果を会議規則第７７条の規定により報告いたします。

既に御高覧いただいていると思っておりますので、主に、まとめの部分を報告にかえさせていただきたいというふうに思います。

まず、島原市のほうであります、皆さん御存じのように、島原大変という火山の爆発がありまし

て、それに基づいて島原のほうを調査してまいりました。

そのまとめでございますけれども、大規模災害時には、行政等において被害者支援のために行われるさまざまな対策をあわせて、被害者のニーズに迅速に対応することができるボランティアによる救援活動が重要であると改めて感じました。特に、多くの災害ボランティアが駆けつけ、災害救助活動を行うことが予想されることから、被災者のニーズとボランティアの力を効果的に結びつけ、被災者救援と被災地の早い復興につなげるためには、近隣の県、市町の社会福祉協議会と相互に応援協力し、職員の派遣などを行って、協定や関係機関との相互の連携体制づくりが必要であると考えます。そして、災害時における災害ボランティアセンターの設立が肝要であります。また、自主防災組織においても、共助による防災活動を行い、お互いの生命や財産を守り、そして、災害時要援護者となる高齢者、身体障がい者や介助の必要な方を救助できるのは、その方々の住む地域であるため、本町においても早期に、自主防災組織の整備と全町内の地域防災、高齢者マップの策定をすることが喫緊の課題であると考えております。

続きまして、上天草市でございます。上天草につきましても、まとめのほうを朗読させていただきます。

上天草市は、周りを海や山々に囲まれ、自然が豊かで、歴史、文化に恵まれた地域である。観光と6次産業化は市長のマニフェストにうたわれており、現在において計画ができ、推進中である。今回説明を受けた観光マスタープランですが、非常に具体的な計画になっているのが印象に残ります。コンセプトにおいても、抽象的な部分は少なく、はっきりと打ち出している。また、ターゲットは、マーケットが成熟していて、経済的にも余裕のある大人の女性と、はっきり打ち出した計画になっています。全体として総花的ではなく、いわゆるエッジが立っている印象であります。総合計画とも連動させていて、過疎地域自立支援計画（平成22年度）や第1次経済振興戦略（平成24市長通達）、さらには、6次産業化マスタープランのアクションプランとも連動している。また、特に印象に残ったのは、計画策定の背景にあった、市民1人当たりの所得が熊本県の平均を下回っており、市民がゆとりある生活を実感できる状況ではないというくだりであります。ここに、上天草市の観光にける熱い思いがうかがえます。美しい景観や、今ある産業や、そこに住む市民が協働し、観光開発をより一層進めることにより、雇用の創出、経済的なゆとりを見出していく思いが

詰まった計画だと感じられました。また、オレルという韓国発祥の、自然の中を散策して楽しむというもので、海外の観光客誘致、特に韓国を対象にしています。我が町、上富良野にもフットパスという先進事例があり、大いに活用していくことが町の観光の発展にも寄与すると考えます。このように、より具体的な目標を掲げながら、かつ、柔軟な取り組みができる計画が望ましい。また、観光面のみにスポットを当てるのではなく、町全体の産業や雇用の促進といったことなどを視野に入れつつ、町民の協働と連携し、住んでよかった、これからも住み続けたい上富良野と思える町を創造していくことが、町全体の発展につながるものと考えております。

続きまして、高原町でございます。記憶に新しく、新燃岳が噴火したところでございます。まとめを読ませていただきます。

高原町の新燃岳噴火後の対応につきましては、迅速な災害対策本部の設置、地域住民へのハザードマップの配付、日ごろからの危機管理への意識高揚策、自主防災組織への月2回の情報の提供や防災研修、ボランティアセンターの運営等に取り組んでおり、これらは大いに参考とすべきである。また、我が町社会福祉協議会独自での災害ボランティアセンターへの対応は、職員数からも脆弱だと思われる。災害ボランティアセンター設立、運営や、貸付窓口業務などへの対応をするためにも、他市町村の社会福祉協議会との災害時に助け合う協定を速やかに結び、職員の確保や情報共有などで連携することが必要であると考えます。そして、自主防災組織の長（住民会長）の町長からの委嘱や非常勤の特別職としての処遇、手当の均一化など、参考とするものがあつた。自然との共生（恵みと災害）の大切さを、300年前の遭遇と題して過去の歴史の見直しを図り、地域住民への情報提供の重要性（収集、伝達）、共有化が必要であり、気象台の情報などを地域住民へいかに早く伝達するなどの対応が極めて重要であると思います。心の温かさ、関係機関との連携の重要性、未来への贈り物と題する資料の展示、保存などの、今回の噴火の経験を無駄にしない取り組みがなされており、前向きな姿勢は大いに参考として、町の防災対策に役立たせる必要があると考えています。

以上で、報告を終わります。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御質疑がなければ、これをもって委員会所管事務調査の報告を終わります。

この際、理事者に申し上げます。

ただいま報告されました内容について十分参考とされ、今後の行政運営に反映されますことを御期待申し上げます。

◎日程第6 議案第10号

○議長（西村昭教君） 日程第6 議案第10号平成24年度上富良野町一般会計補正予算（第12号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君） ただいま上程いただきました議案第10号平成24年度上富良野町一般会計補正予算（第12号）の提案要旨について御説明申し上げます。

1点目は、国の平成24年度補正予算の成立に伴い、その対象となる上富良野小学校改築事業費の補正及び地方債の追加、並びに繰越明許費の設定をお願いするものであります。

2点目は、4月1日より業務が開始となる上富良野町議会広報誌印刷製本費ほか4件について、債務負担行為の追加をお願いするものであります。

3点目は、興農地区道営経営体育成基盤整備事業ほか5事業の事業費確定に伴います地方債の変更を行うとともに、昨年の集中豪雨に伴う災害復旧費のうち、対象となる起債額が確定したことから、限度額の変更をお願いするものであります。

さらに、清富地区地上デジタル地共聴施設整備事業についてですが、当初予定を上回る国庫補助金が充当されたことから、財源組み替えを行うとともに、地方債を廃止するものであります。

4点目は、この冬の厳冬及び燃料費高騰に伴います保健福祉総合センターほか12施設の燃料費の増額補正をお願いするものであります。

5点目は、各事業費確定に伴います執行残等の減額補正をお願いするものであります。

以上申し上げました内容を主な要素といたしまして、財源調整を図った上で、さらに財源的余剰となる部分につきましては、今後の不測の事態に備えるため一定額を予備費に留保するとともに、残りにつきましては、今後の大型プロジェクト等の整備に向けた財源確保に備えるため、公共整備基金に5,000万円を積み立てることで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案につきましては、議決対象項目の部分について説明をまいります。

議案第10号平成24年度上富良野町一般会計補正予算（第12号）。

平成24年度上富良野町の一般会計の補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億5,577万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億9,876万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加、変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称及び補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1 款町税2,194万1,000円、6 款地方消費税交付金739万2,000円の減、12 款分担金及び負担金22万7,000円、13 款使用料及び手数料149万1,000円の減、14 款国庫支出金1億7,535万9,000円、15 款道支出金183万8,000円、16 款財産収入581万9,000円、17 款寄附金21万7,000円、18 款繰入金340万7,000円の減、20 款諸収入134万1,000円の減、2ページに移ります、21 款町債4億6,400万円、歳入合計は6億5,577万円であります。

次に、3ページをお開きください。

2、歳出。

1 款議会費46万2,000円の減、2 款総務費3,996万9,000円、3 款民生費1,311万9,000円、4 款衛生費1,572万4,000円の減、6 款農林業費3,348万円の減、7 款商工費146万2,000円の減、8 款土木費1,029万1,000円、9 款教育費6億7,775万5,000円減、4ページに移ります、10 款公債費588万5,000円の減、11 款給与費1,094万1,000円の減、12 款災害復旧費1,388万1,000円の減、13 款予備費352万9,000円の減、歳出合計は6億5,577万円であります。

5ページをお開きください。

次に、第2表の繰越明許費補正及び第3表の債務

負担行為補正、第4表の地方債補正につきましては、冒頭、説明をさせていただきましたので、説明を省略させていただきます。

以上、議案第10号平成24年度上富良野町一般会計補正予算（第12号）の説明といたします。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 4款衛生費のところですが、46ページ、がんの検診予防のところですが、たしか昨年よりも少し上乘せして予算をしたかと思いますが、1,049万3,000円の予算でしたが、マイナス125万3,000円残ったということでございますが、ここの平成24年度の受診率ですね。23年度は、乳がんが目標50%だったと思うのですが、それに対して18.6%、子宮頸がんは、年代別もありますけれども、20代が18.9%ということで、目標を達成いたしておりません。それで、伸ばそうということで、少し予算も上乘せしたのですが、平成24年度のこの受診率は、乳がんと子宮頸がんについて、どのようであったのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君） 3番村上委員の御質問にお答えいたします。

がん検診につきましては、議員がおっしゃったとおり、23年度の実績よりも、24年度は、およそ300人ほど受診数を伸ばしたいということで予算を計上しておりましたが、実績としまして、やはり昨年よりも若干少ないぐらいの実績にとどまったということで、減額をさせていただいています。

現在の乳がんと子宮がんの受診率についてですが、3月末でないと対象数が確定しませんので、まだはっきりした数字は言えませんが、がん対策基本法の関係で、23年度の前は、もう80歳でも90歳でも対象になっていたのですが、23年度から、乳がんが40歳から69歳、子宮がんが20歳から69歳ということで制度が変わりましたが、今のところ、乳がんのほうは25%ぐらいと、子宮がんのほうは17%ぐらいの数字になるのではないかとこのように予想をかけています。

以上です。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 私は、このピンクの乳がん撲滅のバッジをつけているのですが、早期発見して助かっている方が何人かいらっしゃいます。それで、やっぱり早期発見なのですね。だから、努力をしっかりとされていると思うのですが、そういったことについて伸ばす方法、やっぱり、これどうなのでしょうね、啓蒙啓発というのでしょうか、どうしたらいいのでしょうかね、ちょっとその点、よろしくお願いします。

○議長（西村昭教君） 健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君） 3番村上議員の御質問にお答えいたします。

乳がんと子宮がん検診につきましては、地元で検診を受けられるような体制を整備しましたりとか、平日受けられない方のために土曜日の検診を設定したりですとか、クーポン券の発行、あと、クーポン券の対象になった方で検診を受けていない方については、1月以降に、お一人お一人に電話をかけて、がん検診のクーポン券が届いていると思うので、ぜひ使っていただきたいということでお話しするような電話もかけさせていただいたりとか、さまざまな働きかけは行っているところです。ただ、やはり、なかなか、2年に1回の検診というふうに変ったせいもありまして、やはりまだ、必ず2年に1回受けるというふうな習慣化には至っていない状況です。来年度につきましては、病院での検診を、乳がんはちょっと受け入れていただけたところがないのですが、子宮がんに関しては病院での検診も町の助成対象にするとか、もう少し検診を受けられる場所の拡大を図ることで、環境整備を行いつつ、やはり乳がんですと、町の検診で今まで19人発見されていますけれども、全員が今もお元気だという状況をきっちりお伝えするとか、検診の有効性についても正確に伝えるような形で、もう少し2年に1回の検診が定着するような形を考えています。

あと、子宮頸がんにつきましては、30歳のヒトパピローマウイルスの検査とかも取り入れるとか、国の制度に呼応したような形で対策を打っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 27ページにかかわって、企画費のところ、基地調整室という形で、基地対策費、演習場周辺地区整備補助という形で、今回精査されておりますが、その対象は、日の出、富原、倍本地区という形で、地域福祉に貢献するもの、あ

るいは公共施設の維持管理や教育文化振興等にかかわったものに対して補助をするという形になって、これをつけたわけですが、この点、実質、結果ですね、こういったものが対象として支出されているのか、その効果等についてはどのように考えておられるのか、この点についてお伺いしておきます。

次に、燃料費全般についてお伺いいたしますが、今回、保健福祉センターの燃料費も含めた中で、燃料費の高騰によって補正がされるという形になっておりますが、A重油だとか、B重油という形がありますが、今回、この点ではA重油だったかなというふうに思いますが、単価はどのぐらいで、今後、量として、年間補正して、どのぐらい量を落として使用されているのか。

それとあわせて、全般的な問題ですが、いわゆる燃料高騰にかかわった福祉灯油が、各自治体で実施されております。近々では、もう既に、各自治体、実施されている自治体では、国あるいは道の補助金なども活用しながら財政措置をとって、補正予算を計上しながら、燃料高騰に備えた対策という形でとられておりますが、上富良野町については、今回の補正には上がってきていないというような状況が見受けられます。その価値については、従来実施したけれども、なかなか、実施したはいいいけれども、その効果等については、なかなか見受けられないという形の中で計上されていなかったのかなというふうに思いますが、なぜ、今回、補正で計上されていないのか、この点確認しておきたいというふうに思います。

次に、42ページの保健福祉費、障害者自立支援費の中で、介護給付等が補助費という形で計上されておりますが、どういう項目が今回この中で一番伸びているのか、その点をお伺いしておきたいと思います。

次にお伺いしたいのは、建設費のところで、これは全般になるのかなというふうに思いますが、町道の維持管理のところでお伺いいたします。町道の維持管理という形で、今回、補正が組まれているかというふうに思います。除雪、排雪の対応だというふうに聞いておりますが、今、ようやくと路地等が排雪になった部分もありますし、早急に、やはり路地等の排雪については速やかに行ってほしいというような声も大分寄せられております。そういう意味では、効果のある財政支出になる部分もあるのかなというふうに思います。路地の排雪等については、大体どのぐらいまで終了するのかという点と、今年度、町道の維持管理については、委託を前提として予算が計上されました。その中については、いわゆる委託業者とよく話し合いながら、どこまでが委託

業者のみずからの判断でできるのかということも含めて、今後、適切な受託のあり方を協議したいという形になっております。簡易なものについては、草刈りだとか、清掃等の保安安全、倒木だとかですね、そういったもの等については、受託者の、みずからの判断に基づいて迅速にこれを撤去したりだとか、清掃するという形の中身であったかというふうに思いますが、結果として、今回、そういう受託された中で、こういった判断基準で、今後、新年度に生かすべき点等は何だったのか、また、受託してこういうことが課題になったのかということも含めて、その点、わかれば教えていただきたいというふうに感じております。

それと、教育全般にわたってであります。新年度予算の中では、すくらむ策定事業という形で、子どもさんの健康管理も含めた台帳整備をするという形で、今回、予算が計上されておりました。その部分について、どのような状況まで今進んで、その評価等についてはどのようにになっているのか、お伺いしておきたいというふうに感じております。

それと、今回、地方債の補正という形の中で、上富良野小学校の整備等が実施されて、早期に事業を完成したいということも含めて、国のこういった補助事業に乗かった形の中で、財政を効率的に運用しようという形の起債措置もされたのかなというふうに思います。そこで、今年度、ヒートポンプの導入という形で、地中における掘削試験的な作業も実施されていると思います。それを、省エネルギーという形の中で、一部、暖房等に供給するという形の旨の対策だったかというふうに思いますが、この点で、どのぐらいの熱量が得られるのかお伺いしておきたいというふうに思います。

また、今後、上富良野小学校が改築に当たって、仮設校舎の問題等もいろいろありますけれども、こういった起債等の財源措置も含めて、財源的な効果というのでしょうか、どのような効果が財源的に得られているのか、この点も含めてお伺いしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 4番米沢議員の何点かの御質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の演習場周辺地区整備補助でございますが、当初予定しておりました200万円のうち、事業費がほぼ見込みが出ましたので、今回、それらの執行残について補正をさせていただきました。その内容につきましては、全て申し上げるわけにはいきませんが、まず、地域のコミュニティーの核となっております、その地域の会館の整備とか、あるいは、高齢者の方が集まってくるための、いわ

ゆる座椅子用の椅子というのですかね、低い椅子です、これらの整備ですとか、あとは地域の健康のためのスノーシューの整備ですとか、さまざまな取り組みをさせていただいております。内容につきましては、25年度予算特別委員会の資料等でもお出ししたいというふうに思っていますが、今回につきましては、当初、この事業の最大の目的であり、その地域のコミュニティー活動を向上しようと、あと、福祉活動を向上しようという狙いからすると、それらの目的に沿った活動が1年間されたというふうに理解をしてございます。

次に、燃料費の、今回、660万円ほど補正をさせていただきましたが、毎年そういう状況ですが、まず、この24年度予算については、いわゆる23年の12月ごろからその予算を立てていきますので、実は燃料費についてはタイムラグがあります。23年の12月段階での燃料費単価を、まず、24年度当初予算に1リットル当たり幾らというふうに入れていきます。そのために、上がったりがったりの状況がありますので、このたびの補正については、今回の、ことしの、特に高騰等もありますので、約10円ほど当初予算を見積もった部分をオーバーしているという状況がございします。あと、毎年行っているところですが、それぞれの施設の予算の総額に応じて、実績を見ながら、いつもこの時期については上げるもの、あるいは下げるもの、そういう精査をしながらやっていくものであります。ことしについては、この厳冬、さらには燃料費の高騰等もありましたので、これらの補正予算をお願いしたものであります。

総務課関係につきましては、以上でございします。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（坂弥彦彰君） 4番米沢議員の保健福祉課所管の2点の項目につきまして、お答えしたいと思います。

福祉灯油の関係の予算計上がされていないのではないかなという御質問でございしますが、福祉灯油の関係につきましては、このたび、道の補助金をもって、希望するところというような道の姿勢や何かもございました。町でも検討はさせていただきました。また、過去に、平成19年度と平成20年度に福祉灯油、名称自体は、平成19年度が冬の生活支援事業、20年度が福祉灯油特別対策事業ということで実施をさせていただいたところでございします。平成19年度、20年度とも、灯油高騰がございまして、それぞれ補正予算化しまして、年前からその準備をしまして実施した経緯がございします。平成19年度につきましては175名、175万円の商品券、平成20年度については279名、370

万円の実施というようなことがございました。ただ、2年次目につきましては、年前までは燃料が結構高かったのですが、年を明けて交付するような段階になりましてから値段がどんどん下がりまして、そこら辺の効果だとか、そういった部分で、平成20年度につきましては、夏場のほうが130円ほどあったのですが、交付する2月、3月ごろになると、約半分の60円中盤ぐらいの値段になったというような経過や何かもございします。そういったことも踏まえた中で、また、今回の高騰につきましては、新政権が発足しましてから急激に円安が進んだといったようなこともございまして、年明けの1月下旬から2月にかけて上昇したといったような経過もございします。

そういった中で、そういった状況なんかも加味した中で、町としまして、高齢者を初めとする方々の生活を考えた場合に、今回の道の補助金だとかというようなことのあるなしにかかわらず、恒久的な対策をとって助成すべきでないかというようなことで、今般につきましては、そういうような検討を新年度で具体化していくというようなことで、今回、補正予算には計上していないというような状況にございします。

それから、42ページの自立支援の項目の関係での伸びの関係でございします。自立支援の项目的には、伸びているのが、居宅介護、それから施設入所、それから宿泊型自立訓練、就労移行支援、それから就労継続支援B型といったようなことで、それぞれの項目につきまして、利用実績、また、利用者がふえているといった状況の中で、それぞれ伸びているというような状況になってございします。

以上です。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 続きまして、4番米沢議員の土木費関連、町道維持の委託業務に関する部分についてお答えいたします。

現在、冬期間ということで、除雪は雪が降れば出動しておりますけれども、住民の多くが求めているのが、議員がおっしゃられるとおり、道路の排雪作業が今後どうなるのだということで、日ごろから電話とか要望などもいただいているところです。

進捗状況につきましては、幹線を含めた主要道路につきましては、1回目の排雪で一度全て完了してございします。現在、2間道路、狭い道路になりまして、通常的大型車両が入って作業ができません。このため、いろいろな工夫をして排雪可能な部分を、順次、現在進行しております。恐らくは、3月15日ぐらいまでかかるかとは思いますが、平常年行っている路線については、除雪は行うというこ

とで計画に組んでございます。

あと、新たに委託体制が変わったということで、皆様から多くの苦情とか改善点、要望が寄せられてございます。昨年度、23年度までは、道路の維持管理については直営で行ってございましたけれども、ことしから、管理距離415キロメートル町道がありますけれども、これらの通常パトロール等、簡便な維持管理、修繕を含めたものを委託としてございます。あと、車道につきましては、この415キロのうち、除排雪対象ということで237キロが冬期間の管理対象として委託しております。総体的に言えば、60%弱、五十八、九%になるかと思えますけれども。あと、道路に敷設する歩道の除雪につきましても、歩道敷設箇所は多くありますけれども、除雪幅がとれないということもありまして、こちらの26キロメートルを歩道除雪で出しております。

なお、昨年度までは、この除雪路線で言えば、212キロは既に委託しておりまして、25年度から新たに、直轄だったものを25キロ、新たに追加委託したものでございます。町民の多くの方がちょっと誤解されている部分がありまして、今まで町でやっていたものが全て、全路線が委託になったという勘違いをされておられる方もおりまして、多くの苦情が、昨年と除雪の方法が異なっているという御意見がありますけれども、実態としまして、昨年と同じ業者が同じ方法でやっているところが大半でございます。ごく一部、異なる、新たに委託に出した部分、それから、効率的な除雪のための路線変更などがありまして、一部、昨年と業者が違う部分がありますけれども、そういう状況にあります。全てが変わったという趣旨で連絡を受けていることが多くありますけれども、この原因としましては、ことしの雪の状況が例年と大幅に違ったということが反映しているのではないかとということで分析してございます。始月の下旬に初雪が降ったわけですが、その初雪が即、根雪となりまして、一回も解けることなく現在に及んでおります。例年でしたら、12月の15日以降、除雪出動がございましたけれども、ことしは11月の下旬、もう、初雪がすぐ根雪になった関係で、下旬には40センチ近い積雪がありまして、すぐ出動するという体制がございました。それらのこともありまして、結果として、今回、補正をいただくほど、予定する除雪作業量が多くなってしまったと、除排雪作業が多くなってしまったという事情がございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 4番米沢議員の御

質問にお答えいたします。

まず、すくらむの件でございます。すくらむの件につきましては、本年度作成いたしまして、各幼児、保育所、幼稚園の園児、それと小学校、中学校、これらのところに既に配付を行っております。これに幼児につきましては健診の折、その他についてはその施設において配付を終えております。これにつきまして、成長の過程を記録しまして、保護者とこれら施設の教育関係者含めて連携がとれるというようなことで進めておりますので、それらを今後も引き続き活用を図ってまいりたいと思っております。

続きまして、上小の関係でございます。今回、ヒートポンプを導入するということになりまして、これらの部分の御質問のありました熱量関係でございますが、ヒートポンプの試験結果につきましては、おおむね予定の数値が出たということで、主に熱伝導率の数値でございました。これらを受けまして、今回、この暖房に使うわけでありまして、このヒートポンプを活用することによって、校舎全体にこの温水のパネルなどが回ることになりまして、重油ボイラーも一部たきながら、厳寒期1月、2月を除いて、ほぼ、このヒートポンプで暖房が得られると、そのような確証が得られましたので、こういったことで、ヒートポンプを導入をさせていただきました。

また、財政効果の部分でございます。今回、国の緊急経済対策が、2月26日、国会で可決されまして、この中の大型補正予算ということで、公立学校の耐震化、老朽化対策が予算化されました。このような中から、財政的なメリット、うちの町としまして、この補正予算の中に地方の負担の軽減ということで、元気臨時交付金、国で約1兆4,000億円の予算化がされました。これが、地方公共団体が計画した事業に交付されるということでございまして、この中に上小の建設工事を含めて、これらが主に算定の対象事業になると、これが一番大きなメリットでございます。

また、あわせまして、補正予算債ということで、起債の部分であります。補正予算債を活用することによりまして、この補正予算の充当率も上がりまして、なおかつ、交付税の算入のほうにも有利になるということで、結果としまして、一般財源基金の出動がなくなったということで、効果があったと判断しております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 福祉灯油の点についてお伺いいたします。

恒久的な措置をとるという形の話ではありますが、それでは、いつ、どういう形で、その手法をきちんとした計画で明示されようとしているのか、お伺いいたします。仮に、その２０年度の例を挙げられたかというふうに思いますが、それは、確かに生きたお金の使い方ということで見ればマイナス要素になるのかもしれませんが、しかし、それは相手次第であって、なかなか不透明で読み取れないところがあります。ましてや、福祉の立場からすれば、やはり燃料高騰の折に、どんどん、燃料が９０円、１００円という形で上がっていったら、それが生活を一定程度圧迫しているというふうになれば、そういったものに対して、近々の課題として財政措置を行って手当てをするというのは、社会保障の立場から言えば、何もそれが財政的に不都合な話ではないわけで、その点、どのように判断されているのか。全て財政効率で抑えるという、そこに問題があるのではないかなというふうに私は感じております。そういう意味では、きっちりとした恒久的な財源も当然必要でしょうが、当面の対策として、とるべきことはきちんとやるということが必要だと思いますが、この点、町長はどのようにお考えなのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

二つ目に、道路維持管理の問題で、きっちりと答えられていなかったのですが、受託期間における対応の課題等が、恐らく、もう既に、草刈り等の課題や、土砂が道路に流れて、それを速やかに除去する体制づくりだとかという課題があると思いますので、その点どうだったかなというふうに聞きたいので、答弁がなかったのもう一度、その点、明確にしていきたいというふうに思います。

今後、財政全般で言えば、教育委員会もおっしゃっているように、国が進めているこの交付金の活用によって、一定程度、町も財源的な余裕が生まれる部分が出てきます。道においても、そういった灯油の高騰に当たっての財源の出動も一定部分あると聞いておりますので、やはりそういう部分なんかも活用しながら、住民の切実な問題に対してきちんと財政措置をするというのは当然な話だというふうに思います。そういうものをもっと大いに活用したまちづくりを積極的に私はやるべきであると同時に、当然、財源のやりくりですから、きちんと無駄のないようにというのも大切でありましょうが、しかし、それはそれとして、また、社会保障の充実という点からも、福祉灯油の出動は必要ではないかというふうに思いますが、この点について、町長、もう一度確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） それでは、４番米沢議員

の福祉灯油の関係について、私のほうから、まず御答弁させていただきたいと思います。

詳しくは担当課長のほうから申し上げましたし、議員も、多分、この福祉灯油の制度の沿革については承知かと思いますが、いずれにしても、極めて化石燃料単価が高騰しているのは、もう言うまでもないところでございまして、今申し上げられるように、また、新聞報道にもありますが、この燃料が高騰していることによって、国内的には、あらゆる分野で大変な影響が出ているというのが実態でございまして、これは大きく言えば、産業界、それから、生活者の保護等々を考えると、国が一定程度、そういう需給調整をするということ、価格のあり方については是正するというのも大事かと思えます。

我々行政におきましては、議員がおっしゃるように、社会保障的に生活弱者に対応するという、そういう観点で、今まで、この間きましたが、いかんせん、北海道が持ち合わせている制度を活用する中で、その時限的に対応しているという実態にございますので、なかなか思うように、お互いに活用できていないということもあるのかなという思いをしているところであります。ただ、灯油の単価だけに捉えて、その単価高騰したときに、それを一定程度補填するというだけでいいのかどうかについて、行政内部でも思いをはせてございますので、まだ成案を得ていませんし、検討途上でございますので詳しくは述べませんが、他の例を見ますと、経済的に困窮している方を対象に、この冬の期間は、北海道は着るものから暖をとる、いろいろな面で非常に負担が高騰しますので、押しなべて、冬期の生活支援を、前段申し上げましたような経済的に困窮されている方を対象に、何らかの形で支援するという形で恒久制度を持っている自治体もございますので、そういうことも参考にしながら、我々は町長に決断を仰ぐための、今、成案を得るための検討をしてございますので、そういう意味で、今回は見合わせているということは御理解いただきたいと思いますし、繰り返しになりますが、この状況にかかわっては、あらゆる面でいろいろな影響が出ていますので、そういう面での捉え方をすると、やはり行政においては限られた形で対応することしかできないわけであります。したがって、今、つらつらと申し上げましたようなことを、一つの例でございかもしれませんが、そういう方向で議論していることを、ひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） ４番米沢議員の道路維持管理業務に関する御質問の答弁漏れについて

御説明申し上げます。

さきに質問の中で、改善点を見出されているだろうという御指摘でございまして、本年、1年目ということで、夏場の道路の維持管理部分で、結構、しっかり仕様書を業者間で確認しなければならないという反省点を設けております。その内容といたしましては、近年多発しております、いわゆる豪雨災害時の対応になります。これは、通常の道路維持管理業務の範囲をどこら辺までで区切るか、それから、復旧工事の業務、応急工事の業務をどこで切り分けるかというところを詳細に打ち合わせしたいと思っております。

なお、臨機応変に対応できるように、本年度につきましては、直轄で発注する復旧工事、維持修繕工事が直轄経費として盛っておりますけれども、これの一部分を委託費に組み込んで、独自の判断で、迅速な、補修を超えた、何と申しますか、大きな壊れた部分の工事を委託の業務範囲内でできるように、見直そうと思っております。

あと、道路のパトロールのあり方によりますけれども、受託を受けていただいている業者が4業者ありまして、一応、パトロール区域を4工区に分けて、夏場は管理いただいております。ただ、これらが、工区の接合点がちょっと曖昧になって監視漏れが生じているような部分がありますので、そこら辺は改善したいと思っております。

あと、冬場の除雪のことになりますけれども、新たに委託した25キロメートル、これは町の臨時職員を含めた3人が対応していた25キロメートルが、新たに業者側で受け持つことになりまして、これらの組みかえと同時に、既存の委託路線等、工区をちょっと、一部組みかえて作業を行っているようです。その関係で、除雪の車が回る時間帯、例えば、従来でしたら4時過ぎぐらいに一番に回ってもらったものが、今回昼ごろになった、回る方向が変わった関係で、後のほうになったということもあります。そこら辺、もとどおりというわけにはいきませんが、事前に、1年経過したという点もございまして、住民に御理解をいただくように、十分な周知広報を行っていききたいと思っております。

また、宅地からの雪出しが、これは本当は道路交通法上、違法な行為となります、これらが、よく住民の方々が御理解なされずに、雪出しして、結果、通行している車両に支障を及ぼす、その結果、すぐに除雪に来いというような悪循環な苦情が繰り返された経過がございまして、ここら辺も、住民に対する十分な御理解と協力体制を組まなければならないと思っております。

ことしにつきましては、改善できる部分について

は既に改善しております。先ほども申しましたけれども、11月の下旬から12月の上旬、これは予想外の雪で、実は、請け負っている業者側につきましても、十分な事前の訓練が欠けた状態で作業に入ってしまったため、その時点の非常な不手際が多発してございます。町で掌握した部分もございまして、各事業者、特に、新たに組み込んだ路線につきましてはいろいろなトラブルが発生して、12月下旬ぐらいには、町と受託側双方で調整、作業の仕方などによって指導を行いまして、現在は大分解消しております。ただ、1年次目ということもございまして、まだまだ改善すべき点が残されてございますので、来年に向けて、さらに進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 道路の維持管理の点については、今後、直轄がなくなるという形で、より受託者に、その緊急的な判断だとか、すぐ体制がとれるようなつくりというのは非常に大切だというふうに思います。1年目ということもあるでしょうが、何よりも住民の道路の安全確保という点では、これはしなければならないということは当然でありますので、この点、きっちりとした対策がとれるような指示を仕様書に基づいて行う、緊急時の場合には、当然、町が何らかの形で出動するというのも僕は必要だというふうに思います。この点、確認しておきたいと思います。

それと、除排雪の問題では、確かに地域の皆さん方が、一部、道路上に排雪する、出すということもあるかというふうに思いますが、何せ、この雪ですから、悪気はないというふうに思います。安全上の問題ですから、きちんと協力を求めるのは当然私も必要だと思います。しかし、道路交通法上からいっても、やはり道路の安全を確保するのは、その町道の管理をしている行政がやるということのをうたわれています。そういう立場からすれば、緊急な声があった場合、速やかに、除排雪についても、その状況によって、すぐ行けない場合もあると思います、だけれども、やはり、その道路交通法上の問題からいけば、施設管理者がきっちり対処するというのは当然のことだというふうに思いますので、この点確認しておきたいと思います。

それと、福祉灯油の問題であります、副町長はいろいろと述べましたが、僕が聞いていたら、やらない前提の話で、こういうことがあるから、こういうこともあるからできないのだというような話だったのかなというふうに思います。仮に、副町長が言うに、恒久的な対策という形になったとしても、そ

れがどういうときに恒久的な対策として発動される前提が何かというのも全然わかりません。それはそれとして大事ですが、当面のことをどうするのかということも含めて、過去の事例をつらつら述べましたが、当面の困っている問題に近々に対応するということは、僕は必要だというふうに思います。過去の燃料が高騰して、下がってきたからそういう事例もあるので、今回もそうなるのではないかなというように不安要素だとか、いろいろ勘案してやっておられるのかもしれませんが、もう一度確認します。これだけ燃料が高くなっているわけですから、きっちりと補正予算に計上する、道も、そういった申請した自治体に対する財政措置も、私たちは、道議会でも道議団がそういった自治体については道も支援するということがはっきり述べているわけですから、この点も大いに活用すべきだと思いますので、もう一度確認したいと思います。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 米沢議員の再度の道路維持管理の委託に関する御質問にお答えいたします。

まず、宅地の雪出しの部分、若干言い過ぎた部分がございますけれども、ただ、情報として提供したいと思うのですけれども、最近、宅地内除雪をいたしますということでお金をいただいてですね、本来、宅地内の雪は運び出して、町の指定する雪捨て場、もしくは独自に確保した雪処理場で処理しなければならないのですけれども、お金だけを頂戴して、道路に出して、そこで終わりと。そして、周辺の住民から、通行できないぞと、除雪に来てくれということで、行ってみますと、そういう経過もあるということで、高齢者の宅地が多いようです。そこら辺も含めて、協力体制を持って、できるだけ安全な道路、快適な道路を維持してまいりたいと思っておりますので、広報体制も含めて、新たに対策をしたいと考えてございます。

また、災害時の迅速な対応も、当然ながら委託業務に任せるだけでなく、町の責任を持った対策として実施するというのは基本でございます。ただ、直轄で作業できる能力が欠けるといいますか、職員がなくなりますので、業者側とのしっかりした事前の対応、それから、中長期の天気予報、最近は確率が大変上がってございます、事前に打ち合わせをして、いざ、予想される災害を受けた場合、迅速に対応できるような仕組みというものをつくり出してまいりたいと考えてございます。御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 米沢議員の御質問に、多分、町長からも発言があるかと思いますが、今、議員の発言にありましたように、私どもは、やらないことを前提に講釈を述べているつもりはございません。ただ、今、議員が言われるように、この時期に、どう、そこをするのだということについては、このままだと間に合わないなという、少し思いもあります。ただ、今後を考えたときに、灯油を初めとした燃料の単価がどの程度上がってやるのか、そういう非常に複雑な、どこが起点かという、今、議員からもありましたような、そういう思いでやることについては、今までの経過を考えると、果たしてそういうことを繰り返していることがいいのかどうかについては、我々も思いがあるところであります。

したがって、今、少し、先ほどの答弁で申し上げましたように、冬期間は、押しなべて費用が増嵩するわけでございますので、本当に経済的に困窮されている方をイメージして、冬期間の生活を支援するという形がいいのではないのかなと。これは一つの案でございますけれども、まだ成案を得ていませんので、そういうことで、冬期間に、そういう方々に手当てをするという形を恒久制度として起動することはできないか、そういう考え方で種々内部で議論していますので、くれぐれも、やらないことを前提に申し上げているということではございませんことを、ひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） ただいま、米沢議員のほうから何度か御質問いただきました、福祉に関します福祉灯油について御質問をいただいておりますけれども、生活困窮者の方々に対します生活支援の方法として何ら私も否定するものでもございませんし、ただ、先ほどから、担当課長、あるいは副町長からお話しさせていただいておりますように、さまざまな、今大きく政権が変わりましてから、そういった経済状況が大きく今変化をしている途中でございます。灯油もしっかりでございますし、あるいは、御案内のように、今まで我が国ではなかなかなじみのなかったインフレターゲットを設けるなど、そういうような経済運営に、非常に今まで経験したことのないようなことが、これから想定されることもございます。私といたしましては、そういったこれからの経済の動き方、あるいは、その数字だけが踊って、実体経済が生活の豊かさにつながらない、そういうようなことも私としては想定しておりまして、そういう中で、真に生活の支援をすることが町民の生活の安全・安心を守ることにつながるような方策というのは他にあるのではなかろうかというふうに

考えているところでございまして、先ほど副町長からお話しさせていただきましたように、少しそういった視野を広く持った、裾野の広い生活支援策につながるような、そういう制度設計をして取り組むことが、私は町民のために資することだというふうに考えておりますので、御意見にありますようなことも、当然、想定の中のツールとしては考えに入っていくものと思いますけれども、もう少し裾野が広がるような、そういったことを私としてはイメージをして、今、制度設計をしていただくようお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 暫時休憩といたします。
再開は11時といたします。

午前10時39分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑を受けたいと思います。

8番谷忠君。

○8番（谷 忠君） 教育費の関係で伺います。

72ページから74ページもちょっと関連しますが、児童就学助成費、それから生徒就学助成費、これは小学生と中学生があるからこういうふうになっているのだと思いますけれども、減額補正をされていますね。この助成費が少なければ少ないほど、とにかく、町としてはいいのだというふうに思いますけれども、ちょっと中身についてお尋ねをしたいのですけれども、ことし、実際に受けられている生徒の数、それは何%ぐらいになるのか、その点、まず最初にちょっと伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 8番谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

就学援助ということで、児童と生徒、中学生の部分がございまして。今回、児童の就学援助ということで、120万6,000円の減額になってございます。当初予算においては650万7,000円ということで、当初においては69人見ておりました。それが結果としまして60人になったということで、これが主な要因の減額でございまして。

生徒の就学ということで、中学生の部分でございまして。これにつきましては、147万9,000円の減額になってございます。当初予算609万6,000円でしたが、結果として461万7,000円ということで、この金額が減額になりました。人数につきましては、要保護7名のところ

が、結果1名、それと準要保護が、45名が37名と、このような関係から減額になりました。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 8番谷忠君。

○8番（谷 忠君） この助成事業ですけれども、これは、学校教育法で、こういう助成をしないよと定められているというふうに理解しているのですけれども、この助成の中身というか内容というのは、それぞれ自治体で違うのかなと。上富良野は、例えば学用品だとか、例えばスキーだとか、スケートの助成だとか、そういったものも含まれているのだと思いますけれども、その中身についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 8番谷議員の御質問にお答えいたします。

中身の部分でございまして、国の制度がもちろんございまして、国の補助金も入ってきてございます。国のその補助金の部分の項目となるような学用品ですとか、そういった部分について、国に準じて出しております。ということで、今の町のほうでは国に準じた部分で、学用品ですとか、給食費ですとか、体育の実技用品、スキーですとか、そういった費目について出しております。平成24年度よりは、町はPTA会費、生徒会費、クラブ活動費も追加して、国に準じて出すように制度を改めて追加してございます。このような制度に、国に準じて町のほうも行っているということで御理解ください。

○議長（西村昭教君） 8番谷忠君。

○8番（谷 忠君） 国の基準もそうですけれども、道の基準も緩和しなさいと。基準を見直して、緩やかにして、今言われたようなPTA費だとか、あるいは生徒会費だとか、そういったものも含めて、25年度については助成しようと、こういう方向で行っているというふうに理解してよろしいのですか。

それともう一つ、助成する基準、所得基準だとか、あるいは、そういった中身、あるいは非課税世帯だとかあるのだと思いますけれども、上富良野の場合は、国に準じて所得基準だとかいうのをどういうふうに設定されているのか。生活保護も、ことしから見直しをされるというようなこともありますので、そういったところについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 谷議員の質疑に対してお答えいたします。

まずもって、冒頭ありました国の基準に基づいて

の部分でございますが、先ほど言いましたように、平成24年度よりPTA会費等を追加しましたので、今は、国の制度全てを町のほうで支給してございます。

2点目の収入の部分であります、生活保護基準に基づいて準要保護という部分、家族全体の収入額が生活保護基準の1.2倍以下ということで、町のほうで基準を定めてございます。この基準につきましては、それぞれ市町村で約1.1倍から約1.3倍までである中で、町は、その中の1.2倍を採用しまして、この準要保護の部分の支給対象としてございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 74ページです。上富良野中学校の燃料費の関係でお尋ねをしたいと思います。当初、総務課長が、総体、13施設で650万円ぐらいの補正ということで、燃料等の高騰ということで上げられておりました。それで、調べてみますと、上富良野中学校が211万4,000円の増額補正ということです。上富良野小学校が16万8,000円、こうやって見ると、西小学校が10万2,000円、東中47万2,000円ということで、非常に上富良野中学校が突出をしております。したがって、これらの要素というのはどういう理由なのかということが、まず1点。

それからもう一つは、例えば、23年度の上小と、それから上中の燃料の入れた量はどうかだったのかということで確認をしたいと思います。というのは、211万4,000円というと、余りにも突出しているものですから、当初の予算見積もりが少なかったのかというようなことと、もしくは、特殊に費消する条件が何か出てきたのか、それらも含めてお聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 7番中村議員の御質問でございます。上中の突出した燃料費の増額の部分でございます。これにつきましては、教育委員会としても、この突出した部分、現場のほうにも聞き取りをしまして今回の計上に至ったわけですが、まずもって大きな要因としましては、上富良野中学校は一番大きなボイラー3基がございまして、そういった部分の大きさの燃料消費が大きいということとあわせまして、上富良野中学校は部活動ということで、冬休み期間中、ことしは、特に吹奏楽部、特別教室のほうを使いまして、暖房を入れて全道大会に向けて励んだと。このようなことと古さの部分も含めて、これら燃料消費の部分が増加したというこ

とと、年度当初の予算見積もりが7万リットルと見てございまして、それら、今回、若干その部分でも当初予算の部分では、結果として、寒さも含めて足りなかったかなと、このように考えてございます。

なお、23年度の実績の部分でございますが、上富良野中学校は、実は8万4,000リットルたいてでございます。それに比較しまして、上富良野小学校については6万リットルということで、結果的に、そのような燃料消費になってございまして、ことしの冬においては、昨年も寒かったのですが、ことしも寒さ含めて、そういった理由ということで所管では押さえてございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 増加の理由というのは、大型ボイラーが3基ある、部活動があるというのは、これはもう例年のことでしょう、昨年も同じでしょう。それで、実際には8万4,000リットルということであれば、7万リットルということ自体が、やはり若干見積もり不足、予算計上の不足でないかなという感じがするのですけれどもね。というのは、私、ほかのを比べると、211万4,000円というと、「かみん」のほうは146万7,000円で、あそこの状況とも比較をすると、それ以上に突出をしているということになれば、僕は、24年の予算の見積もり計上が若干甘かったのではないかなという感じがするのですけれども。実際は、部活動もそうだし、ボイラーも、今も現状のまま23年度も同じだということで私は理解をしているのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 7番中村議員の御質問でございますが、議員のおっしゃるとおり、当初の部分と実績を比較すると、確かにそのようなことが言えるかと思いますが、現場としましては、できるだけ節約を心がけていてということで予算見積もりをしたのですが、この寒さ含めて、そういった理由ということと含めて、今回、特別教室においては部活動の部分で、冬休み、特に、正月若干休んだそうですが、主に活動を盛んにやっていた部分でも、現場においては燃料消費が多かったという報告を受けていまして、1月中の燃料給油は実は4回ありまして、例年ですと3回以内で済んでいた部分なのですが、そういった部分で、現場のほうから、そういった燃料消費が多かったという報告は受けてございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第11号

○議長（西村昭教君） 日程第7 議案第11号平成24年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第11号平成24年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして提案の要旨を御説明申し上げます。

歳入につきましては、四つの要素から成っております。

1点目は、国民健康保険税の増額が見込まれること。2点目は、療養給付費負担金及び交付金並びに財政調整交付金の実績見込みから減額が見込まれること。3点目は、高額医療費共同事業負担金及び交付金並びに保険財政共同安定化事業交付金の額が確定したこと。4点目は、保健事業費の繰入金の増額など一般会計の繰入金が確定したこと。これらを主な要素といたしまして所要の補正をしようとするものであります。

次に、歳出につきましては、二つの要素から成っております。

1点目は、高額医療費共同事業拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の額が確定したこと。2点目は、保険給付費及び特定健康診査等の保健事業並びにその他の歳出項目の実績見込みから事業費を精査したこと。これらを主な要素といたしまして所要の補正をしようとするものであります。また、収支の差額につきましては、不足の支出に備え、予備費に充当しようとするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので御了承願います。

議案第11号平成24年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

平成24年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによ

る。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,892万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,215万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款国民健康保険税614万6,000円、2款国庫支出金1,825万3,000円の減、3款療養給付費交付金1,161万2,000円の減、4款前期高齢者交付金226万1,000円、5款道支出金30万円、6款共同事業交付金170万円、8款繰入金35万6,000円、10款諸収入18万1,000円、歳入補正の合計は1,892万1,000円の減であります。

2ページをごらんください。

2、歳出。

1款総務費83万9,000円の減、2款保険給付費2,526万円の減、6款共同事業拠出金90万1,000円の減、7款保健事業費130万2,000円の減、10款諸支出金98万9,000円、11款予備費839万2,000円、歳出補正の合計は1,892万1,000円の減であります。

以上で、議案第11号平成24年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明いたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第12号

○議長（西村昭教君） 日程第8 議案第12号平成24年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました、議案第12号平成24年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料の増額が見込まれることから増額補正をしようとするものであります。また、後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の交付に伴い、一般会計からの繰入金の減額補正をしようとするものであります。

次に、歳出につきましては、後期高齢者医療保険料の歳入増額相当分を広域連合納付金として増額補正をしようとするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので御了承願います。

議案第12号平成24年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

平成24年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ477万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,983万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款後期高齢者医療保険料477万3,000円、3款繰入金2万9,000円の減、5款諸収入2万9,000円、歳入補正の合計は477万3,000円であります。

2、歳出。

2款広域連合納付金477万3,000円、歳出補正の合計は477万3,000円であります。

以上で、議案第12号平成24年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明と

いたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第13号

○議長（西村昭教君） 日程第9 議案第13号平成24年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君） ただいま上程されました、議案第13号平成24年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして提案の主な要旨を申し上げます。

1点目は、歳出において保険給付費及び地域支援事業費の年度末までの執行見込みにより、各種の介護サービス給付などの所要額を増額、減額補正するものです。この歳出の補正に対応する、国、道、町、支払基金の歳入をルールに基づいて所要額を増額、減額補正するものです。

2点目は、歳入において北海道財政安定化基金の交付額が確定し、283万9,000円を増額補正するものです。

3点目は、その他歳入歳出の年度末までの執行見込みを精査し、介護保険事業基金の繰入額を減額補正するものです。

以上により、歳入歳出予算総額に1,700万8,000円を追加し、合計額8億1,882万円としようとするものであります。

それでは、以下、議決項目部分について議案を朗読して説明いたしますが、事項別明細書以降につきましては説明を省略させていただきますので御了承願います。

議案第13号平成24年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成24年度上富良野町の介護保険特別会計の補

正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,700万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,882万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款の名称と補正額のみ読み上げさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

2款分担金及び負担金29万5,000円の減、3款国庫支出金646万1,000円、4款道支出金783万9,000円、5款支払基金交付金659万1,000円、6款財産収入2,000円、7款繰入金274万5,000円の減、9款諸収入84万5,000円の減、歳入合計1,700万8,000円。

2ページに参ります。

2、歳出。

1款総務費29万4,000円の減、2款保険給付費2,394万円、3款地域支援事業費199万2,000円の減、4款特別給付費5万円の減、5款基金積立金4,000円、7款予備費460万円の減、歳出合計1,700万8,000円。

以上、議案第13号平成24年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。

御審議いただき、お認めくださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第14号

○議長（西村昭教君） 日程第10 議案第14号

平成24年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） ただいま上程いただきました、議案第14号平成24年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、寄附金の計上と寄附者の趣旨に沿っての介護用備品購入費の計上による増額補正でございます。2点目は、職員給与費の減額補正でございます。3点目は、共済費、社会保険料、雇用保険料の減額補正でございます。4点目は、燃料費の高騰によります増額補正でございます。5点目は、福祉協会負担金、公務災害負担金の減額補正でございます。6点目は、施設整備基金積立利息の基金への積み立てによる増額補正でございます。

以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明し、予算の事項別明細書以降につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第14号平成24年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）。

平成24年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款寄附金60万8,000円の増、歳入補正額の合計は60万8,000円の増でございます。

2、歳出。

1款総務費22万円の減、2款サービス事業費61万円の増、4款基金積立金1,000円の増、6款予備費21万7,000円の増、歳出補正額の合計は60万8,000円の増でございます。

これもちまして、議案第14号平成24年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算

(第3号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようよろしく願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

4番米沢義英君。

○4番(米沢義英君) 今回の全般にわたってお伺いしたいわけですが、というのは、職員の健康診断等についてお伺いしておきます。

聞きますと、一般の正職員と、5時間雇用のいわゆる臨時職員というのでしょうか、健康診断に差があるという形になっているかというふうに思います。本来、こういった介護施設に従事する職員等においては、入所者に対して、やはり健康管理というのは当然一番大事なものだというふうに考えておりますが、この、差があるということ自体がおかしいと思います。この差というのはどういうふうに、どういう項目になって、健康診断の該当する項目が受けられていないのか、この点についてお伺いしておきたいと思いますが、この点どうなっているのでしょうか。

○議長(西村昭教君) ラベンダーハイツ所長、答弁。

○ラベンダーハイツ所長(大石輝男君) 4番米沢議員の御質問にお答えいたします。

ラベンダーハイツの臨時職員の健康診断につきましては、社会保険の、健康保険の加入している方についてということで、現在、健康診断を実施しております。これにつきましては、総務課のほうから健康保険に該当している人ということで、今現在、予算計上しているわけでございますけれども、ハイツといたしましても、町として、そういう方についても健康診断をするというふうなことでお話をあれば、予算計上をしていくことはやぶさかではないと考えておりますので、今後は、町全体の中で考えていくような事案かと思っておりますので、そういう理解しておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長(西村昭教君) 4番米沢義英君。

○4番(米沢義英君) 所長が言うとおりに、ひとしく入所者の健康を扱うという形で、いわゆる社会保険に入っている方と入っていない方で健康診断の項目が違ってくるわけですよ。そういうことがあってはならないのかなというふうに思います。特に、そういった老人保健施設だとか、こういうラベンダー施設、入所にかかわる、直接、入所者と触れ合うわけで、そういったところに、インフルエンザだ

とか、そういった予防接種だとか、そういったものに差があってはならないというふうに思うのですが、その点、もうちょっと改善を図る必要があるというふうに思いますが、町全体の問題だと思いますので、この点をお伺いいたします。

○議長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

○総務課長(田中利幸君) 4番米沢議員の御質問に私のほうから、町全般にかかわります状況について御説明申し上げます。

今、ラベンダーハイツ所長が申し上げましたように、町においては、さまざまな雇用形態があるところであります。労基法に基づいて、いわゆる社会保険の対象になる臨時職員においては、さまざまな福利厚生を実施しているところであります。ただ、例えば、短期の、いわゆるパートにかかわる臨時職員もおられますので、それらの方々については、今回御質問にあります健康診断等の福利事業については実施をしていない経過でございます。

御質問にあります、特に福祉現場において、どのようにそれらをするのかは、これから検討する余地もあるのかなというふうに捉えています。ただ、どのような状況にしていくのか、いわゆるインフルエンザ等は、当然、おっしゃるとおり、入所者に感染するようなことのないように、それらは万全を期するような方法が必要かなというふうに思いますが、検討すべき課題だなというふうに理解をしております。

○議長(西村昭教君) 4番米沢義英君。

○4番(米沢義英君) 確かに、社会保険に入っている入っていないで、やはりそういう差があってはならないと思います。なぜ、そういうことを言うかという、総務課長もおっしゃったように、特に福祉施設に働く方については、直接、入所者と接するわけです。一方は、そういった予防接種が基本的にきちんとやられて、片方のパートという形の中でそれがされていないで、常に入所者とも接近して対応しているわけです。そういうことを考えれば、やはりお互いの健康の問題を考えれば、きちんとした、いわゆる社保に加入している方と同じような健康診断の、せめて福祉施設に働いている方については、必要最小限行ってもしかるべきではないかなというふうに私は考えるものですから、この点は非常に大事な点だと思いますが、町長が答えられなければ副町長でもいいのですが、この点、今後の課題として受けとめているということで総務課長もおっしゃっているので、今後、対応としてどうなさるのか、明確に答弁をお願いしたいと思います。

○議長(西村昭教君) 副町長、答弁。

○副町長(田浦孝道君) 私のほうからお答えをさ

せていただきたいと思います。

今、総務課長のほうから答弁申し上げましたように、検討の余地はあるということでございまして、ただ、健診項目に、今どういうものを想定するかによります。押しなべて、国民皆保険でございますので、一般健診等については国保で住民として受診されるでしょうし、職域の保険に入っていれば、それは事業所として一定程度その福利厚生的に責任を果たさなければならないという形で、そういう機会を設けるでしょうし、今、多分論点は、その福祉施設としての、入所施設としての特性を生かして、入所にいろいろなことが及ばないような形で、そういう健康状態を保つという観点からすれば、身分がどうであろうと、そこに従事している方には、当然、職場として一定の対応をしなければならないということでございますので、今、総務課長が申し上げましたように、前向きに検討させていただきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第15号

○議長（西村昭教君） 日程第11 議案第15号平成24年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） ただいま上程いただきました、議案第15号平成24年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補正の要旨を御説明いたします。

1点目は、水道使用水量の減少に伴う使用料収入の減、2点目は、事業費等の確定による歳入歳出の精査減、3点目として、これらを反映した一般会計からの繰入金の減額となっております。

以下、議案の議決項目のみを朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第15号平成24年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成24年度上富良野町の簡易水道事業特別会計

の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ210万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,041万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

1款使用料及び手数料20万円の減、2款繰入金175万1,000円の減、4款諸収入15万3,000円の減、歳入合計では210万4,000円の減となっております。

次に、2、歳出。

1款衛生費210万4,000円の減、歳出合計210万4,000円の減となっております。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第16号

○議長（西村昭教君） 日程第12 議案第16号平成24年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） ただいま上程いただきました、議案第16号平成24年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、補正の要旨を御説明いたします。

歳入に関しましては、1点目は受益者負担金及び

水道使用料滞納分などの収入増、2点目は事業費精査による下水道事業債の減、3点目として、歳入増と歳出減に伴う一般会計繰入金の減によるものです。

歳出側では、1点目として、事業費確定及び執行残の精査による調整増減、2点目として、公債費の確定などによる減によるものです。

以下、議案の議決項目のみを朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第16号平成24年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

平成24年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ249万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,388万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

1款分担金及び負担金22万8,000円、2款使用料及び手数料60万円、4款繰入金302万5,000円の減、7款町債30万円の減、歳入合計では249万7,000円の減となっております。

次に、2、歳出。

1款下水道事業費57万円の減、2款公債費192万7,000円の減、歳出合計では249万7,000円の減となっております。

次に、2ページへ参ります。

第2表、地方債補正。

（1）変更。

事業費確定に伴いまして、公共下水道事業債一般分の限度額を30万円減じて、4,030万円とするものです。

以上、説明を終わります。

御審議いただきまして、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第17号

○議長（西村昭教君） 日程第13 議案第17号平成24年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長（松田宏二君） ただいま上程されました、議案第17号平成24年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）につきまして、初めに提案の要旨を御説明申し上げます。

今回の補正内容は、二つの要素で構成されておりまして、1点目の資本的収入及び支出につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業で実施しましたコンピューター断層撮影装置更新事業と、医療機械購入事業により4機種を整備更新したこと、さらには、企業債を財源として実施しました画像保存通信システム購入事業の各事業費が確定しましたので、収入では一般会計の出資金と企業債を、また、支出では不用額をそれぞれ減額するものであります。

2点目は、前回の補正後に御寄附を4件、20万円をいただいておりますので、寄附者の御趣旨に沿いまして備品の購入費用として予算措置しようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第17号平成24年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）。

総則。

第1条、平成24年度上富良野町の病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入、補正予定額199万円の減、第1項出資金19万円の減、第3項企業債200万円の減、第4項寄附金20万円。

支出。

第1款資本的支出199万円の減、第2項建設改良費199万円の減。

企業債。

第3条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

(1) 変更。

起債の目的、画像保存通信システム購入事業、限度額を200万円を減額し、補正後の限度額を2,100万円とするものであります。

なお、次ページ以降につきましては御高覧いただいておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第17号平成24年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)の説明といたします。

御審議いただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎散 会 宣 告

○議長(西村昭教君) 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

○事務局長(藤田敏明君) あす3月6日は本定例会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御出席賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午前11時51分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 2 5 年 3 月 5 日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署 名 議 員 金 子 益 三

署 名 議 員 徳 武 良 弘

平成 2 5 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 2 号）

平成 2 5 年 3 月 6 日（水曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 執行方針
〔町政執行方針〕 町長 向山 富夫 君
〔教育行政執行方針〕 教育長 服部 久和 君
第 3 議案第 1 号 平成25年度上富良野町一般会計予算
第 4 議案第 2 号 平成25年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
第 5 議案第 3 号 平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算
第 6 議案第 4 号 平成25年度上富良野町介護保険特別会計予算
第 7 議案第 5 号 平成25年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
第 8 議案第 6 号 平成25年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
第 9 議案第 7 号 平成25年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
第10 議案第 8 号 平成25年度上富良野町水道事業会計予算
第11 議案第 9 号 平成25年度上富良野町病院事業会計予算
-

○出席議員（14名）

1 番	佐 川 典 子 君	2 番	小 野 忠 君
3 番	村 上 和 子 君	4 番	米 沢 義 英 君
5 番	金 子 益 三 君	6 番	徳 武 良 弘 君
7 番	中 村 有 秀 君	8 番	谷 忠 君
9 番	岩 崎 治 男 君	10 番	中 澤 良 隆 君
11 番	今 村 辰 義 君	12 番	岡 本 康 裕 君
13 番	長谷川 徳 行 君	14 番	西 村 昭 教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向 山 富 夫 君	副 町 長	田 浦 孝 道 君
教 育 長	服 部 久 和 君	代表監査委員	米 田 末 範 君
教育委員会委員長	菅 野 博 和 君	農業委員会会長	中 瀬 実 君
会 計 管 理 者	中 田 繁 利 君	総 務 課 長	田 中 利 幸 君
産業振興課長	前 田 満 君	保健福祉課長	坂 弥 雅 彦 君
健康づくり担当課長	岡 崎 智 子 君	町民生活課長	北 川 和 宏 君
建設水道課長	北 向 一 博 君	農業委員会事務局長	菊 池 哲 雄 君
教育振興課長	野 崎 孝 信 君	ラベンダーハイツ所長	大 石 輝 男 君
町立病院事務長	松 田 宏 二 君		

○議会事務局出席職員

局 長	藤 田 敏 明 君	主 査	佐 藤 雅 喜 君
主 事	新 井 沙 季 君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長（西村昭教君） 昨日に引き続き、御出席、まことに御苦勞に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成25年第1回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（西村昭教君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（藤田敏明君） 御報告申し上げます。

一般質問の通告期限は、先例により本日正午までとなっています。時間までに通告されますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長（西村昭教君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

7番 中 村 有 秀 君

8番 谷 忠 君

を指名いたします。

◎日程第2 町政執行方針から

◎日程第11 議案第9号まで

○議長（西村昭教君） 日程第2 町政執行方針及び教育行政執行方針並びに日程第3 議案第1号平成25年度上富良野町一般会計予算、日程第4 議案第2号平成25年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、日程第5 議案第3号平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、日程第6 議案第4号平成25年度上富良野町介護保険特別会計予算、日程第7 議案第5号平成25年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、日程第8 議案第6号平成25年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、日程第9 議案第7号平成25年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、日程第10 議案第8号平成25年度上富良野町水道事業会計

予算、日程第11 議案第9号平成25年度上富良野町病院事業会計予算の件を関連がございますので、一括して議題といたします。

まず、町長より、町政執行方針について説明を求めます。

町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） おはようございます。

平成25年度第1回定例町議会の開会に当たり、町政執行の基本方針について、その概要を申し上げます。

まず、昨年12月に行われました町長選挙におきまして、町民皆様の心温まる御厚情と御支援を賜り、引き続き2期目の町政を担わせていただくことになりました。改めて、その責任の重さを認識するとともに、決意を新たにしたところであります。

これまでの4年間、私は「まちの隅々まで光の当たるまちづくり」を基本理念に、決して弱者をつくらず、上富良野町の基盤である農業・商工業を中心とした産業の振興と、町民生活に必要な生活環境の整備に努め、誰もが安心して暮らしていけるまちづくりに取り組んでまいりました。

この間、就任時に町民の皆様の思いを共有させていただきました数々のまちづくりについて、今日しっかりと根をおろすことができたもの、達成への仕組みづくりができたもの、あるいは、いまだ道半ばのものもあり、これらの実態を検証し、これからの任期を通じ、町民の皆様の夢や願いをかなえることができるまちづくりを基本に据え、「住民の安心安全」「健康づくりや心が通う福祉の充実」「世代を通した教育の振興と充実」「自衛隊・駐屯地との信頼関係の強化」、さらに「活気生まれる産業の基盤づくり」、これらを実感できるまちづくりに向け、誠心誠意、全力で取り組んでいく決意であり、町民の皆様を初め、議員各位の御指導、御協力を引き続きお願い申し上げる次第であります。

さて、我が国の経済状況は、長引くデフレ状況が続く中で、東日本大震災からの復興需要や、これまでの経済対策を初めとした政策効果のあらわれなどにより、昨年の夏場にかけて一時回復に向けた動きが見られましたが、その後、ヨーロッパの財政不安などもあり、世界経済の改善が見られず、再び景気は弱い動きとなり、時には底割れさえ懸念される状況となったところであります。

そのような中、昨年12月に行われました衆議院総選挙において政権交代がなされ、前政権下で進められてきた政策が大きく変わり、経済回復を最優先課題と位置づけ、スタートしたところであります。

新政権におきましては、現在の日本経済再生に向けて、これまでに例のない「大胆な金融政策」「機

動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」により、長引く円高・デフレ不況からの脱却を図るため、いわゆる「15カ月予算」という考え方のもと、切れ目のない緊急経済対策を実行するため、公共事業の前倒し実施を中心とした13兆円規模の平成24年度補正予算が決定し、現在、92兆6,000億円規模の平成25年度予算案が国会において審議がされているところであります。

その中で、地方財政政策については、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、地方税などを加えた一般財源総額においては昨年度と同水準とされたところでありますが、地方交付税では、東日本大震災の復興財源確保のため、国家公務員給与を平均7.8%カットするとした臨時特例措置を地方公務員にも求める形で、総額で昨年に比べ4,000億円削減し、17兆1,000億円と示されたところであります。この問題に関しては、国と地方6団体との協議の末、これまでの地方における人件費削減努力を反映し、削減額に見合った事業費を、防災・減災事業、地域の活性化など、緊急課題への対応として特別枠を設けることとなりましたが、全く十分とは言えず、その算定方法などについても不透明な部分もあり、財源の多くを地方交付税に依存する我々地方公共団体にとっては大変厳しいものと受けとめており、今後の財政運営において、この影響は避けられないものと考えております。

さて、当町におきましても、引き続き厳しい経済環境が続いている中において、自主財源の町税などの大きな伸びは見込めず、また、歳入一般財源の中で大きな比率を占める地方交付税についても、先ほど申し上げた要因などから、一定程度の減額が避けられないと見込まれ、一方、歳出においては、社会保障分野での自然増を初め、老朽化している道路を初め、建物、施設などの公共施設の改修や事業化を目指す農地防災など、喫緊の課題が山積していることから、財政需要の増大が避けられない状況となっております。

このような実態から、本年度予算についても、それぞれの事業実施に対し優先順位などを十分考慮し予算編成を行ってきたところであり、冒頭申し上げました「夢や、願いを叶えることができるまちづくり」への第一歩を踏み出すことを念頭に、さらには、本年度以降の財政見込みにおいても計画的な財源確保が重要となるため、今後も持続可能な安定した財政構造を維持するとともに、時々の経済・社会状況を適確に把握し、経済の活性化や人材育成など、町の体力強化に積極的に取り組んでまいります。

また、「第5次総合計画」が、本年度で策定から計画期間の中間年を迎えることから、社会情勢や時代変化に柔軟に対応できるよう見直しを行うことで、より、町が活気に満ち、真に町民の皆様が幸せを実感できる地域風土が醸成できるよう力を注いでまいりますので、町民の皆様や議員各位の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

それでは、各分野の主要施策について、総合計画に示しました五つの暮らしづくりに沿って、その主なものについて申し上げます。

最初に、一つ目の「人や地域とつながりのある暮らしづくり」についてであります。

まず、「地域ぐるみで支え合う健康・福祉コミュニティの実現」については、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、子育て中の家庭など、支援を必要とする人たちが、地域の中で心豊かに安心して自立した日常生活を送ることができるよう、地域福祉計画を基本として、社会福祉協議会を初め福祉関係機関や関係事業者の皆様との協力体制をより密にし、真に必要なサービス、支援は何かを常に見きわめ、安心な暮らしが実現できる福祉サービスの提供がされるよう、地域福祉の推進役である民生委員・児童委員の方々とも連携して、地域全体で支え合う地域福祉の向上に努めてまいります。また、地域福祉計画については最終年度を迎えますことから、平成26年度からの5年間の新たな計画を策定してまいります。

次に、「信頼と絆で結ばれる産業の実現」についてですが、基幹産業である農畜産業の発展が町内経済活性化に直結することから、一番身近な消費者である町民の皆様、地元農畜産物への信頼と安心を感じていただけるよう、産業間の連携を強め、各イベントや食育など、さまざまな機会を通じて地元食材への認識を深めていただくとともに、消費拡大に努めてまいります。

現在は、地元農畜産物の多くは1次生産品のまま出荷されておりますが、徐々に、生産者による直売や、1次生産品を原料に加工・商品化する取り組みも行われてきており、それらの取り組みが広がり、また、安定した経営につながるよう、有効な制度活用などの情報提供や、高付加価値化への取り組み支援を図り、6次産業の創出に努めてまいります。また、これらの取り組みが、町内他業種との連携へ広がるよう支援を行ってまいります。

次に、「人・モノ・地域を結ぶ社会基盤の充実」についてですが、予約型乗り合いタクシー事業は、これまでの試行運行を踏まえ、利用者ニーズに沿って本運行を開始します。

次に、「町民主体で成り立つコミュニティづく

り」についてですが、「情報共有」「自助・共助・公助」「参画と協働」をまちづくりの基本原則とした自治基本条例の規定に基づき、その積極的な推進に努めるとともに、地域のさまざまな課題を解決していくことができるよう、個々人が持っている知識や能力を町民活動やボランティアなどの社会貢献活動に生かされるような環境や意識づくりに努めてまいります。

次に、二つ目の「穏やかに安心して過ごせる暮らしづくり」についてであります。

まず、「安心の暮らしを支える福祉医療環境づくり」についてですが、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、福祉・保健・医療サービスを総合的に提供してまいります。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加とともに、認知症高齢者の方も増加していることから、関係機関・地域住民が一体となって地域全体で見守り、安心・安全な生活を送ることができるよう、認知症高齢者を守るためのネットワークの充実にも努めてまいります。

障がい者福祉については、本年度施行の障害者総合支援法など、各障がい福祉制度に基づいて、広域対応事業や町単独事業の充実に引き続き取り組んでまいります。また、障害者計画、障害福祉計画を基本として、住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、障がい者の健康増進や軽スポーツなどに関連する機会を設けるなど、各種の障がい福祉施策を進めてまいります。

障がい者の権利擁護については、成年後見制度が活用されるよう、各種機会を通じて制度の啓発、啓蒙を進めてまいります。また、町内外の障がい者福祉事業所などと連携しながら、障がい者が自立した生活ができるよう、各種の自立支援事業を引き続き進めていくとともに、町内における民間事業者による障がい福祉施設の設置に対しても必要な支援をしてまいります。

ラベンダーハイツについては、地域の高齢者福祉・在宅福祉施設の拠点として、他の施設との連携も図り、サービス向上と経営の安定に努めるとともに、昨年度に引き続き、トイレ・洗面所を改修整備し、入所者にとって安全で快適な施設運営を図ってまいります。

介護保険事業については、第5期介護保険事業計画に位置づけた地域密着型サービスの機能を早期に有するために、民間事業者などによる小規模多機能型居宅介護と認知症対応型グループホームの整備実現に向け、でき得る協力や支援に努め、一層の在宅福祉を推進してまいります。

また、団塊の世代が後期高齢を迎える2025年

の超高齢社会を見据え、町民の皆様や関係する事業所の皆様と有機的に連携し、「地域包括ケアシステム」の構築を目指してまいります。

国民健康保険事業については、非常に厳しい財政状況にありますが、引き続き保健指導に力点を置いた生活習慣病予防を積極的に取り組むことで、医療費増嵩の抑制を図りながら、持続的かつ安定的な事業運営に努めまいります。

しかし、長引く経済の低迷や被保険者数の減などから、保険税収入が減少している現状にあり、一方、被保険者の高齢化が進んでいることから、医療費は増加傾向をたどっております。これらのことから、国保財政は依然として大変厳しい状況にあることから、保険税率の改定も検討していかなければならない状況にあります。

病院事業については、一般病床と病院併設型の介護療養型老人保健施設・救急告示病院などの役割を担うとともに、富良野協会病院との病病連携を継続し、泌尿器・循環器内科・眼科の診療を行ってまいります。また、本年度も医療機器の計画的な整備更新を図ってまいります。

次に、「のびのび子育てを支える成長環境づくり」についてですが、どこよりも安心して子どもを産み育てることができる地域を目指し、子育て支援の充実に取り組んでまいります。保育所運営、ファミリーサポートセンター事業に民間活力を導入するなど、子育て事業関係者との連携を密にし、子どもたちがすくすくと育つ環境づくりと事業展開を進めてまいります。

障がい児支援については、引き続き、法改正に伴う体制整備を進めるとともに、教育機関や民間事業者との協力関係を構築し、一層の充実を図ってまいります。

次に、「本気・やる気が実を結ぶ産業づくり」についてですが、前政権における「戸別所得補償制度」「中山間地域等直接支払制度」「農地・水保全管理支払交付金事業」の活用により、農地、農業施設などの地域協働活動への支援とともに、より収益を確保できる作物の導入推進に向けた「生産振興事業」の推進、さらに各種制度を活用した営農支援などにより、農地の有効活用、農業所得の向上、農業経営の安定に努めてまいります。また、豪雨などによる農地被害を抑制するための減災対策も、地域と協力し、継続して進めてまいります。

農業農村基盤整備事業については、東中西地区を本年度、新たに着手してまいります。この東中西地区を初め、既に着手済みの東中中央地区及び東中南地区につきましては、並行して換地業務を行ってまいります。また、東中5地区で最終着手となる東中

東部地区について、事業対象農地の従前評価を主とした換地計画の策定を行ってまいります。

しかしながら、現計画においては、1地区当たりの事業期間が9年と長期に及ぶことが予想されており、一日も早く効果が発現されるために、引き続き、予算確保と早期の着手完了に向け、期成会や受益農業者の皆様とともに関係機関への働きを強化してまいります。

畜産環境整備については、生産基盤整備と畜産担い手総合整備事業に着手し、酪農経営の安定化を進めてまいります。

エゾシカなどの有害鳥獣による農業被害対策については、猟友会への助成などを継続して駆除対策を行うとともに、現在、上富良野町有害鳥獣対策協議会が中心となり、防護策の設置について協議を進めているところであり、その動向も見きわめ、農業者の意向を踏まえた上で必要な対応を講じるよう準備を進めてまいります。

商工業の振興については、町内消費者の旭川や富良野方面への消費流出やインターネット販売の普及などにより、町内小規模事業者には依然として厳しい経営状況にあります。特に本年度は、活力ある元気な商工業の振興を目指し、北海道から職員の派遣を受けながら、商店街の活性化につながるよう、商工会や観光協会など一体となり、さまざまな情報収集や、新たな事業展開の可能性を見出すため、商工会が行う経営改善普及事業などへの協力を通じ、各個店や商店街の活性化を支援してまいります。

観光振興につきましては、これからのまちづくりの大きな柱となってくるものと考えており、とりわけ、集客力の向上は、地域経済の底上げに大きな効果を持つため、観光事業者だけでなく、地域全体での取り組みとなるよう、観光協会の諸事業に対する支援を初め、農畜産業や商工業との有機的な連携を図れるよう取り組んでまいります。

企業立地の促進や既存立地企業の事業拡大については、地元雇用機会の拡大や地域経済の発展に寄与することから、引き続き企業振興措置条例に基づく助成措置を行うとともに、既存企業本社組織への規模拡大要望や新規企業誘致に向けた情報発信などの取り組みを強化してまいります。特に、上富良野町の自然環境や景観は、道内他地域と比べても優位性があると思われることから、これらを最大限生かして町のPRを積極的に行い、さらに企業との信頼関係を築いていくことが極めて重要と考えております。

また、長引く景気低迷により、当町においても失業者の発生が懸念されており、国の緊急雇用対策を

受け、失業されている方に対して、次の雇用までのつなぎとして臨時的な雇用、就業機会を提供する緊急雇用創出事業も行っています。

次に、「身近な生活の安全を支える社会基盤の充実と環境保全」についてですが、生活の基盤となる社会資本の整備と機能維持は、日常の暮らしにおいて欠くことはできないものであり、近年多発している局所的な集中豪雨に対する減災機能や施設の長寿命化を基本に、継続的かつ計画的に整備を進めてまいります。なお、除排雪を含めた生活道路の維持管理については、民間事業者への委託体制に移行して2年次目を迎えますが、初年度に確認された課題について十分に検討し、町民の皆様に不安を与えることなく、効率的で適切な管理運営に努めてまいります。

環境問題については、地域一体となった温室効果ガスの削減に向けた取り組みを継続してまいります。特に、平成23年度から3カ年を期間として進めている省エネ・新エネ型の住宅用設備機器導入補助、生活灯の省エネルギー型への転換補助、住宅リフォーム補助の3制度については、さらに多くの町民の皆様にご利用いただくようPRに努めるとともに、本制度は本年度をもって終期を迎えるため、これまでの事業に対する評価検討を行い、今後の後継制度のあり方と方向性を見きわめてまいります。

次に、「生活の不安を取り除く地域社会づくり」についてですが、十勝岳火山災害・風雪水害・地震災害を想定した実践的かつ具体的な地域防災計画の見直しとあわせて、危機管理体制強化を図ってまいります。

大雨災害については、水路や河川の水処理機能の維持と質的改良を促進するとともに、農地などからの土砂流出を防ぎ、肥沃な大地を守る活動を支援し、地域における協働の取り組みによる減災対策を継続的に推進してまいります。

災害時における高齢者、障がい者などの要援護者対策については、町の「災害時要援護者支援制度」に基づき、避難支援を地域の中で受けられるよう、避難支援体制などの整備に向け、地区住民会・自主防災組織などと連携し、いわゆる災害弱者と言われる方々が安心して暮らすことができる地域づくりに努めてまいります。

交通安全・防犯・消費生活の安全などに関する対策については、町民一人一人の意識を高め、地域が一体となり見守り、支え合い、一日一日の積み重ねによる地道な取り組みが何より必要であり、これからも関係機関と一層連携強化を図りながら、事件、事故のない、安全で安心して生活できる環境づくりを推進してまいります。

特に昨年度は、町内における交通死亡事故ゼロ1,000日を達成したことは、関係機関の取り組みと町民の皆様の意識の高まりがあったものであり、さらに1,500日、2,000日となるよう、町民一丸となった啓蒙活動に取り組んでまいります。

次に、三つ目の「快適で楽しく潤いある暮らしづくり」についてであります。

まず、「意欲と活力ある暮らしを導く心づくり・身体づくり」についてですが、町民の皆様一人一人が、みずからの健康はみずからが考え、健康に生きる生活習慣を日常的に身につけることができるよう支援するとともに、引き続き各種健康診査と保健指導の充実に努め、健康のまちづくりの確立を目指して努力をしてまいります。

次に、「地域の魅力を満喫する産業環境づくり」についてですが、町内飲食店などにおいて、既に「かみふらのポーク」を活用したメニューなど、「食」による地域ブランド化に向けた活発な活動が行われておりますが、新たなブランド化の可能性を持った潜在的資源も多くあり、これらの掘り起こしと積極的な情報発信に努めるとともに、新たな地域ブランド品の開発・普及に取り組めるよう各関係機関との連携を深めながら、必要な支援を行ってまいります。

次に、「憩いと安らぎを提供する快適空間づくり」についてですが、日の出公園ラベンダー園の植えかえ更新を早期に終え、観光拠点としての再生計画を推進し、「ラベンダーのまちかみふらの」が名実ともにアピールできるよう魅力アップを図ってまいります。

次に、「楽しく便利な地域生活の実現」についてですが、全国的に高速情報通信基盤の整備が進んできている中で、各自治体間において、さらに、地域内においても情報通信環境に格差が生じている現状を受けとめ、当町においても地域間での情報通信環境の格差の解消を図りながら、機能性を備えた高速通信環境整備が早期に実現できるよう検討してまいります。

次に、四つ目の「地域の宝を守り・育み・活用できる暮らしづくり」についてであります。

まず、「担い手が輝き、地域の強みを生かす産業づくり」についてですが、農畜産業・商工業の後継者の確保と育成は大きな課題であることから、安定した経営につながるよう後継者や担い手に対する奨励金制度を継続して行うなど、活力ある地域づくりの中核的役割を担えるリーダー育成のために人材育成アカデミー事業を実施するなど、関係機関と協力し、農業・商工業・観光が一体となり、地域資源を

有効活用した産業連携を積極的に進め、地域力がさらに高まるよう、強いまちづくりを目指し、取り組んでまいります。

また、新たに小規模小売業などの事業展開をしようとする事業者へ支援制度を創設し、空き店舗の活用を含め、商店街の活性化を支援してまいります。昨年度策定した「観光振興計画」に基づき、「長期滞在型観光促進事業」「町民ツアー」「かみふらのPR用DVD製作」など、当町の恵まれた自然環境や食資源を活用した戦略的・具体的な観光振興への取り組みを進めてまいります。さらに、昨年発足した、美瑛町、上富良野町、中富良野町、3町連携による花人街道連携協議会の事業も有効に活用してまいります。

また、観光振興の重要な要素であります地域が一体となった観光客へのおもてなしの環境づくりにも努め、「かみふらの」の知名度アップと情報発信を積極的に行い、観光客入り込み数の増加につながるよう取り組みを進め、観光振興がもたらす経済効果による地域の活性化を推進し、さらに魅力あるまちづくりを目指してまいります。

吹上温泉保養センター白銀荘と吹上露天の湯については、ここを訪れる皆様にとって心地よい保養の場となるよう環境整備を行い、十勝岳温泉郷への観光入り込み客数の増加につながるよう努めてまいります。

次に、「風土に調和した社会基盤・活動基盤づくり」についてですが、景観行政団体としての「かみふらの景観づくり計画」に加えて、本年10月から「屋外広告物の許可等に関する権限」を北海道から移譲を受けることで、地域実態を反映した、よりよい良好な景観が守られるよう生かしてまいります。

町営住宅の整備については、「町営住宅等長寿命化計画」及び「住生活基本計画」などに基づき、当町のまちづくり全体との調和や将来の人口動態や年齢構成などを見据え、計画的に必要な整備を行い、良好な住環境の提供に努めてまいります。本年度においては、泉町南団地の建てかえ整備に向けた実施設計業務などに着手してまいります。

定住・移住対策については、町内の関係する団体で設立した「上富良野町定住移住促進連絡協議会」との連携・協力をさらに推し進め、受け入れ条件整備とあわせ、着実な成果につながるよう取り組みを進めてまいります。

次に、五つ目の暮らし「誇りと責任・役割を分かちあえる暮らしづくり」についてであります。

「協働のまちづくり」は、自治基本条例に掲げたまちづくりの基本原則であり、「協働のまちづくり推進委員会」の御意見をいただきながら、その推進

に努めてまいります。なお、本条例は、時代とともに育てる条例として位置づけられており、見直し作業を「協働のまちづくり推進委員会」において昨年度から実施しており、本年度で取りまとめる予定となっているところであります。

行財政改革については、本年度は町政運営改善プランの４年目であり、取り組むべき事項について「プラン２５」として整理しましたので、その着実な実践に努めてまいります。また、行政組織のあり方についても、組織力が最大限に発揮されるよう職員個々の資質向上とあわせて、行政機能が効率的、効果的に機能し、真に町民皆様の期待に応え得る組織として進化するよう努力してまいります。

町税は町財政の根幹をなすものであり、適正な課税と納期内納税の推進に努め、滞納者に対しては、その実態に応じた適切な収納対策を進めてまいります。

自衛隊関係については、平成２２年度末に防衛計画大綱の見直しと次期中期防衛力整備計画が策定され、今後の我が国の安全保障及び防衛力のあり方について示されていたところですが、現政権下において従前の防衛計画大綱の見直しが閣議決定され、直ちに新大綱策定に向けた作業に着手している状況にあります。

自衛隊との共存共栄は、当町のみならず、地域共有の重要なまちづくりの根幹をなすものであり、現政権に対しても関係団体と連携を図りながら、これまでどおり駐屯地の現状規模堅持・拡充と、演習場のさらなる拡張の要望活動を強力に進めてまいります。

広域行政の推進については、発足５年目を迎えた「富良野広域連合」について、構成自治体として広域連合を設置した意義を認識し、これからも構成市町村と連携し、相互理解を深めながら取り組んでまいります。また、北海道後期高齢者医療広域連合には、昨年度から引き続き当町の幹部職員を派遣し、知見を積むとともに、広域連合の事業運営に貢献してまいります。

最後に、五つの暮らしづくりにおける成長・学習の政策分野の多くの部分につきましては、教育行政執行方針に沿って進められる教育委員会の取り組みを基本に促進してまいります。

以上、平成２５年度の町政執行に当たり、所信を述べさせていただきました。

次に、平成２５年度予算案の概要を申し上げます。

本年度は、さきに申し上げましたように、国においては、「１５カ月予算」として、平成２４年度補正予算に引き続き、平成２５年度予算案が審議され

ており、とりわけ２５年度予算については、年度内成立の可能性は、ほぼ、ないと考えられ、このたびは、例年以上に多くの不確定要素を内包した中で、当町の平成２５年度予算編成を行う結果となりました。御提案させていただきました予算案につきましては、可能な限りの直近情報を反映しておりますことを御理解いただきたいと存じます。

今後、国の動向が明らかになった時期におきまして、適宜適切に、補正予算などにより対応することとし、議会での御審議を賜りたいと存じます。

まず、一般会計では、総額６３億４,６００万円、前年対比３.９％、２億３,６００万円増の規模となっております。増額の主な要因として、上富良野小学校改修分として約１億１,６００万円、泉町南団地町営住宅整備事業に約３,１００万円、日の出公園整備事業として２,７００万円、損耗の激しい公共施設補修分として約３,０００万円を計上していることが主な要因となっており、これらを除きますと、ほぼ昨年度と同程度の予算規模となっております。

本年度は、今後の応急的な災害対策事業や老朽化している公共施設などの改修に備え、一定程度の積立金の確保や、国の平成２５年度予算に伴う地方交付税等依存財源の大幅な減額などへの対応を見据え、当初予算段階では財政調整基金からの繰り入れを行わず、各目的基金から支消計画に基づいた繰り入れを実施するとともに、年々増加している社会保障費については、来年度からの消費税引き上げによる一定額財源が確保されていることが見込まれることから、本年度限りの措置として、社会保障費増負担分の財源として、新たに地域福祉基金から２,７００万円繰り入れすることで予算を調整したところであります。

申し上げるまでもなく、財政の安定化は町政執行の基本であり、本年度以降も予想される事業実施の財源確保を行うため、今後とも持続可能な財政構造・財政計画の構築に向けて取り組みを進めてまいります。

次に、特別会計及び公営企業会計についてですが、制度改革に伴う対応のほか、事業運営に必要な事項についても、一般会計同様に効率的な対応方針のもとに財政見通しを立て、加えて一般会計からの繰出金及び補助金などについては、法令の基準に基づくものや財源確保として妥当なものに限り、措置を行ったところであります。

会計ごとに申し上げますと、国民健康保険特別会計では、総額１３億６,２０２万８,０００円、前年対比１.１％、１,５８０万６,０００円の減となっております。町内経済が依然と厳しい実態にあるこ

とから、所得向上が見込める状況にはなく、保険税収入は減少している現状にあります。その適正な把握に努め、保険者としての負担すべき保険給付費、後期高齢者支援金及び介護給付費納付金などの費用とのバランスを図ったところであります。

後期高齢者医療特別会計では、総額1億1,637万5,000円、前年対比0.9%、101万1,000円の増となっておりますが、被保険者数の増加によるものであります。

次に、公共下水道事業特別会計では、総額4億782万1,000円、前年対比0.9%、381万7,000円の減となっておりますが、現在実施中の長寿命化計画に基づく浄化センター更新事業において、年次ごと事業量に、ばらつきがあることが要因であります。

次に、簡易水道事業特別会計では、総額6,334万6,000円、前年対比1.9%、116万1,000円の増となっておりますが、里仁地域深山峠地区の配水管布設がえ工事実施の増によるものであります。

次に、介護保険特別会計では、総額8億670万4,000円、前年対比3.8%、2,926万5,000円の増となっております。これは、新たな要介護者の出現率は低い水準で推移しているものの、高齢化の進展とともに要介護者が重度化する傾向にあることから、介護給付費の増加を見込んでおります。

次に、ラベンダーハイツ事業特別会計では、総額2億9,739万7,000円、前年対比3.1%、896万5,000円の増となっておりますが、主な要因としては、スプリングラー設置事業の元金償還が始まることや、給与の昇級、賃金の単価アップなどによるものであります。昨年度に引き続き、利用者のトイレ・洗面所の改修工事を行い、安全で快適な生活確保のための整備を進めてまいります。

次に、病院事業会計では、総額8億8,634万1,000円で、前年対比6.3%、5,991万5,000円減の予算規模となっております。収益的収入及び支出の予算額は8億6,903万6,000円で、前年対比0.3%、256万3,000円の増となっております。これは、特に事業収益においては実績見込みを踏まえて、入院・外来収益を減額計上しておりますが、他会計負担益の増が主な要因で、収支をそれぞれ見込んだところであります。資本的収入及び支出の予算額は1,730万5,000円で、前年対比78.3%、6,247万8,000円の減となっております。これは、コンピューター断層撮影装置、いわゆるCTを更新、画像保存通信システム(PACS)整備の事業完了に伴うものであ

ります。

最後に、水道事業会計では、総額2億5,452万4,000円、前年対比4.1%、1,088万円の減となっております。収益的収支においては、料金収入の減、電算システム更新経費の増、資本的収支では、検漏工事数量の減に伴い、総額では減額となっております。

これら特別会計及び公営企業会計予算の合計は、41億9,453万6,000円で、さきに申し上げた一般会計予算とあわせた町全体の予算では、105億4,053万6,000円、前年対比1.8%、1億8,598万4,000円減の規模となっております。

以上、予算の概要を申し上げましたが、依然として国の財政状況が大変厳しく、また、経済・雇用の改善も見えない中、とりわけ地方においては、特にその影響は深刻であり、これからのまちづくりにおいては、地域の底力が大きく将来を左右することが考えられます。今こそ町民一丸となって、豊かな自然を生かし、人のぬくもりが感じられる新しい価値観を創造したまちづくりが必要であると考えており、引き続き、町民の皆様、並びに議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、平成25年度の町政執行方針といたします。

以上でございます。

○議長(西村昭教君) 次に、教育長より教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長、服部久和君。

○教育長(服部久和君) 平成25年第1回定例町議会の開会に当たり、上富良野町教育委員会の教育行政の執行にかかわる主要な方針について申し述べ、町議会を初め町民の皆様の御理解と御支援をお願い申し上げます。

初めに、グローバル化や高度情報化の進展、少子超高齢化など、社会の急激な変化に伴い、高度化、複雑化する数多くの課題への対応が必要になっており、多様な方向性や視点など交錯する変化が激しく、先行きが不透明な社会へと移行しつつあります。こうした中で、「人と人との支え合い」や「ふるさとを愛する心」「子どもたちの自主的な行動」「優しく人を思いやる心」などは、教育が目指す原点であると考えております。

まちづくりは、人づくりと地域の教育によって支えられ、活性化されるものであります。その主体となって次代を担う人材を育むために、教育の果たす役割はますます重要になってきております。このために、教育における不易と流行を見きわめ、幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた学習の機会を提供するとともに、何より、町民一人一人が、

みずから進んで学ぶことに生きがいや喜びを感じ、「笑顔」があふれる教育行政に取り組んでまいりたいと考えております。

そのために、教育委員会といたしましては、町民憲章を踏まえ、「上富良野町教育振興基本計画」並びに「教育目標」を基本として、十勝岳の自然豊かな地域素材や人材を生かし、家庭・学校・地域が一体となった教育活動を大切に、「次代を担う豊かな人づくり」を推進してまいります。また、各施策の点検管理や執行状況を明らかにする「教育委員会点検・評価」を継続して実施し、その取り組みを、より効果的かつ円滑に推進するよう努めてまいります。

学校教育においては、「夢広げ、たくましく未来を切り拓く児童生徒の育成」を基本方針に、「確かな学力と豊かな心やたくましい体の育成」「開かれ信頼される学校づくりの推進」「人間力を磨く教師の育成」「教育条件整備の充実」のさらなる推進に向けて学校教育を進めてまいります。

本年度は、平成21年度から施行している「上富良野町教育振興基本計画」が10カ年計画の中間年となるため、社会情勢や教育環境等の変化などから家庭・地域・学校・行政がともに連携・協力し、課題に向き合った教育の推進ができるよう見直しを図ってまいります。

「確かな学力の向上」につきましては、これまでの全国学力・学習状況調査等の結果から、基本的な生活習慣やマナーなどが身につけており、安定した家庭・学校生活や道徳心が保たれている様子が見られています。また、学力面では、国語・算数・数学ともに基礎的な学力が身につけている様子がうかがえますが、年度によって違いが見られておりますので、引き続き、基礎・基本の確実な定着と、それを活用して解決するために必要な思考力・判断力・表現力などを育み、主体的に学習する態度をさまざまな取り組みを通して育ててまいります。

そのため、各学校においては、「全国学力・学習状況調査」や「標準学力検査」などの結果をもとに、確かな「学力の育成プラン」を作成し、具体的に実践を進め、成果や課題の交流を図り、学力の向上に努めてまいります。

北海道では、平成26年度の学力調査までに「全国平均以上」とする目標を立てており、本町においても目標を設定し、「先進校への研修」や「公開研究会」などを通して、「学校力」や「教師力」を高めるなど、学校と連携し、総合的に推進してまいります。

また、確実に学力の定着を図るため、家庭学習の習慣化に向けた取り組みを学校と連携するとともに、子どもたちの学力等の状況を引き続き検証して

いくため、本年度も全国学力・学習状況調査を北海道と連携を図りながら実施を予定しております。

「豊かな心の育成」につきましては、道徳の時間をかなめとして、全教育活動を通して、人の気持ちを理解し、思いやりの心や規範意識、感動する心、そして、生命を大切にする心など、本町の子供たちに定着している「心」をさらに向上させる取り組みを推進してまいります。

そのために、道徳の時間の充実や総合的な学習の時間、特別活動の充実とキャリア教育の一環とした職場体験学習を通し、多様な体験活動を促進させ、自然や人との触れ合いを深めて、子供たちの豊かな心づくりの推進に努めてまいります。また、「いじめ・不登校」などの未然防止に向け、学校・家庭・関係機関との連携や、各種の調査やアンケートなどを活用して、早期発見・早期解決に努力をしてまいります。

「たくましい体づくり」につきましては、正しい生活習慣と健康管理の理解と定着を促し、運動する機会をふやし、体力の増進を図ってまいります。そのために、体育の授業の充実と日課の工夫によって、運動する時間の確保や習慣化を図ること、家庭や地域と連携しながら「早寝・早起き・朝ごはん」運動など、望ましい生活習慣の定着を図ってまいります。また、体力・運動技能の向上とともに、自主性や協調性・忍耐力など、心身の健康の保持増進を図る少年団活動や部活動への支援にも努めてまいります。

以上の方策と、地域に開かれ、信頼される学校づくりのため、保護者への授業参観だけではなく、地域の方々や各機関へも授業を見てもらう機会を継続して進めてまいります。また、学校評議員や学校関係者評価委員会の意見、保護者・地域の外部アンケートなど、多くの声を生かした学校評価の充実を図り、学校運営の改善を積極的に進めてまいります。

児童・生徒の指導等につきましては、いじめや不登校、虐待・自殺・有害情報・体罰などの問題が依然として後を絶たない現状があります。本町においては、学校・家庭・地域の努力と連携協力によって、問題等の事例は少ない状況にあります。しかしながら、それぞれの問題はどの学校でも起こり得るもので、日ごろから児童生徒などが発する危険信号を見逃さないよう、早期発見に引き続き努めてまいります。

その手だてとして、教職員の児童生徒理解力を高める研修と、日常的に子供たちの目線に立ち、「教育相談や相談体制の充実」を図ってまいります。上

富良野中学校には、引き続き「心の教室相談員」と「スクールカウンセラー」を配置するとともに、適宜、学校教育アドバイザーを学校や保護者・地域との相談に対応させてまいります。

へき地・複式教育につきましては、それぞれの地域実態や特色を生かした指導によって魅力ある学校の推進を実現し、地域に信頼される学校づくりに効果を上げていくところであります。今後も地域や保護者との連携を深めながら、小規模校ならではの教育活動を推進し、その充実を図ってまいります。そのために、各学校の特色ある取り組みや行事等への支援はもとより、へき地・複式教育の研究を進めている「上川へき地・複式教育研究連盟」への支援も継続して行ってまいります。

江幌小学校においては、地域の温かさと自信を育てる少人数指導などを望む児童が、校区外からも就学できる「特認校」として、さらなる充実を目指して情報提供に努めてまいります。

東中中学校につきましては、残念ながら、平成26年3月をもって、67年にわたる歴史を閉じることになりました。校舎等の跡利用について、地域や関係機関の意見を伺いながら検討を進めてまいります。また、昨年に引き続き、事務職員未配置校である東中中学校に、校務や閉校事務を円滑に進めるため、町費で事務職員を配置してまいります。

特別支援教育につきましては、障がいや困り感のある子供の教育的ニーズに応じた校内体制と指導法の改善に継続して努めてまいります。

そのために、個別に対応した人的支援が重要であることから、本年度も、上富良野小学校と上富良野西小学校、上富良野中学校に「特別支援教育指導助手」を配置し、指導の充実を図ってまいります。また、今年度は、上富良野小学校に「言語学級」、東中中学校には「知的学級」と「情緒学級」の新設をしてまいります。

昨年作成しました、個に応じた育ちの記録と学びの応援ファイル「すくらむ」の活用を図ってまいります。また、幼稚園の特別支援に対して助成を継続し、指導の充実にも努めてまいります。

さらに、「上富良野町特別支援教育連絡協議会」や「就学指導委員会」の活動を通して、関係者の連携や研修の機会を持ち、指導の充実と特別支援学校や専門機関等の専門的見地からの助言指導を得て、自立や進路・社会参加への支援を積極的に行ってまいります。

学校の危機管理につきましては、噴火・大雨・地震など、自然災害や事件・事故の危機から子供たちの安全・安心を確保するとともに、地域の指定避難所としての役割を学校が果たしていくため、町防災

計画と連動した防災・減災教育や危機管理マニュアルの点検を行ってまいります。また、発生時の対応及び連絡等について、関係機関との共通理解と連携を図る取り組みを継続して進めてまいります。

そして、住民会・町内会による登下校時の「見守りパトロール」や「青少年健全育成をすすめる会」など、継続して、地域総ぐるみで協力体制づくりを進めてまいります。さらに、状況に応じて、各学校の教職員や教育委員会職員による町内巡視活動も継続して実施し、子供たちにかかわる安全確保や事件及び事故の予防に最善を尽くしてまいります。

教育環境の整備につきましては、上富良野小学校の校舎改築に向けて、上富良野小学校建設検討委員会にて審議をいただき、実施設計を行ってまいりました。今年度から工事に着手し、来年度竣工予定で進めてまいります。また、江幌小学校外壁改修などを実施し、安全・安心な学校環境の整備を図るとともに、教材備品の拡充を図るなど、学習環境の整備にも継続して取り組んでまいります。

学校給食につきましては、昨年、主食提供業者の変更がありましたが、今年度も、新鮮な食材、旬の味覚を味わうことができる地場産食材を活用した「顔の見える学校給食」の提供に継続して取り組んでまいります。また、「お弁当持参の日」は、親子の触れ合いや家族への感謝など、親子の「絆」につながるものとして、継続して実施してまいります。さらに、栄養士などによる食の正しい知識や望ましい食習慣の指導を、学校と連携を図り推進してまいります。

国際理解教育につきましては、友好都市でありますカナダ・アルバータ州カムローズ市から英語指導助手を迎えて、各学校の授業やサークル活動を通して、国際理解教育の推進とともに、上富良野町とカムローズ市との交流発展に努めてまいります。

また、小学校の外国語活動のサポートや中学校の英語授業において積極的に活用を進めてまいります。さらに、幼稚園・保育所への訪問や英会話教室などを利用し、幼児も含めた町民の皆様に国際理解の輪を広げるよう、その推進に努めてまいります。

なお、現任の英語指導助手につきましては、本年7月までの任期となっておりますが、引き続きカムローズ市より後任者を迎え、これまでと同様の活動をしていただく予定であります。

姉妹校交流推進事業につきましては、平成9年7月の「上富良野西小学校」と三重県津市の「安東小学校」の姉妹校提携調印以来16年目を迎えております。本年度は、安東小学校から西小学校への訪問を予定されており、両校の交流を深めてまいります。

道立上富良野高等学校の振興につきましては、中学卒業生の減少によって、ますます生徒の確保が難しく、その存続を危ぶむ声が多方面から聞こえてくる状況であります。上富良野高校では、小さな学校だからできる、一人一人に目を向けた学習指導や進路指導などの教育の実践を進めております。また、町内事業所の協力を得て就業体験を実施し、「学力だけでなく、人として生きる力」を養うキャリア教育の充実を図っております。今年度から新たに、通学交通費や下宿代、就学支援金の助成を行うとともに、継続して資格取得検定料の補助や入学準備金など、家庭への支援を進めてまいります。そして、「上富良野高校教育振興会」「上富良野高校サポーターズクラブ」「上富良野高校野球部を応援する会」や地元関係各位の協力をいただきながら、地元高校存続に向けて全力を尽くして取り組んでまいります。

社会教育の推進につきましては、公民館や図書館、社会教育総合センターなどの社会教育施設を活用しながら、町民一人一人に生涯にわたって自主的に学ぶ機会を提供し、社会教育基本方針に基づき、「豊かな心と健やかな体を育み、潤いある地域づくりをめざす生涯学習」のさらなる推進に向けて、社会教育を進めてまいります。

そのために、平成21年度から施行している第7次社会教育中期計画が今年度最終年次となるため、国・北海道の計画を踏まえ、その進捗状況に応じ検証を進め、第8次社会教育中期計画を策定し、家庭・学校・地域社会のそれぞれが持つ教育機能の充実や連携・融合を進めてまいります。

家庭教育につきましては、家庭こそ、子供たちの人格形成に必要な「基本的生活習慣」と「調和のとれた心身」を育むことが教育の原点であります。このことから、「早寝・早起き・朝ごはん」運動などを通して、食事や睡眠などの大切さの理解と「親子の絆」や「健やかな子育て」の向上を目指して、多様な学習機会や情報の提供とともに、本の読み聞かせや芸術鑑賞などの情操を豊かにする取り組みなど、地域の教育力も活用させていただきながら、その充実を図ってまいります。

また、家庭教育学級や子育てサークルなどを通しての相談活動や交流活動・スポーツ活動などを積極的に支援するとともに、明るく安心して子育てを進められる家庭環境づくりを目指し、講演会や研修会の拡充に努めてまいります。さらに、毎月第3日曜日の「道民家庭の日」の啓発や普及促進を図り、本町の家庭教育力のさらなる向上を推進してまいります。

青少年教育につきましては、次代を担う青少年の

スポーツや文化活動の推進を図るため、子ども会やスポーツ少年団、青少年団体協議会など、自主的活動を尊重し、継続して支援・協力を行ってまいります。将来の地域のリーダーづくりを目指し、「なかなよしサミット」や「青少年交流事業」などを通して、小・中・高校生を対象とするジュニアリーダー育成事業を推進してまいります。

今年度は、3年ごとに開催している姉妹都市「カナダ・アルバータ州カモローズ市」へ、中学校1年から高校3年生を対象に、第7回青少年国際交流研修を実施し、見聞を広めてまいります。

また、地域・PTA・関係機関の協力をいただいております「学校支援ボランティア」の活動や「青少年健全育成をすすめる会」などによる活動を通して、青少年が健やかに育つ環境づくりやまちづくりを継続して行ってまいります。

放課後プラン事業につきましては、保護者・学校・地域などの理解と協力を得ながら、子供たちの放課後の活動が「より安全で安心な居場所づくり事業」として、放課後スクールと放課後クラブを引き続き運営してまいります。地域の方々のさらなる御協力を得ながら、学校や保健福祉部局と連携し、上富良野の子供たちを健全に守り育てる事業として推進してまいります。また、この事業を、より円滑にするに当たり、日々、子供たちのお世話をさせていただく人材の確保に今後とも努めてまいります。

成人・高齢者教育につきましては、成人の方々の自主的なサークル活動への支援と、各種の学習機会の開設などに取り組み、その活動の活性化に努めてまいります。

成人女性を対象とした女性学級と、「若く老いよう」を合い言葉にした高齢者対象の「いしずえ大学」を引き続き開設し、健康で明るい生活を築く学びの機会を提供するとともに、生きがいつくりと社会参加の促進を図ってまいります。今後も、成人者や高齢者の方々が培った知恵や技能を各種の学習活動や体験活動に生かし伝えていただくなど、積極的ななかかわりの中で、学び合い、支え合う人づくり・まちづくりを進めてまいります。

文化芸術の振興につきましては、人々の心に安らぎと潤いをもたらすことを目標に、美術展覧会や音楽・舞台芸術の公演などを、文化団体や愛好者と連携し、すぐれた芸術・芸能・文化に触れる機会の充実を図ってまいります。

ことは、総合文化祭50回記念として音楽鑑賞会を実施するとともに、町民の文化芸術にかかる活動を支援してまいります。また、「文化連盟」も創立50周年を迎えるに当たり、さらに活動を支援してまいります。

また、町民の皆様が心の豊かさを求めて日常的に練習を行っている文化芸術活動の発表の場として、総合文化祭を開催し、自主的な発表の機会を支援するとともに、地域文化の継承と発展を目指してまいります。

図書館の運営につきましては、昨年度策定した「子ども読書推進計画」をもとに、子供がその成長に応じた読書に親しめる環境づくりを目指すために、読書推進活動に必要な方策を講じてまいります。

子供たちの読書への関心を高めるため、児童書の充実を図るに当たり、各年齢期に応じた推薦図書ガイドブックを作成し、妊婦や乳児期には絵本に触れるきっかけづくりのブックスタートや、幼児期での読み聞かせの充実、学童期は各小学校に朝読書支援や移動図書活動を継続してまいります。

また、読書普及活動などに御協力いただいているボランティア団体への活動支援も引き続いて行ってまいります。

今後もさまざまな機会を通して、町民の皆様の御意見、御希望を広く聞き、「町民に親しまれる図書館」を目指して取り組んでまいります。

郷土館につきましては、郷土学習に活用が図られるよう、郷土館ホームページの収蔵資料により情報提供をしてまいります。

今年度、郷土館の開館について、開拓記念館の開館期間に合わせて日曜日を臨時開館し、町民の歴史学習の機会充実と観光客への対応を図ってまいります。

郷土館事業としては、指定文化財等郷土歴史を探訪する研修会や「郷土館特別展示」を総合文化祭に合わせて開催し、多くの町民の皆様に郷土の歴史などについての造詣をさらに深めていただけるよう、充実に努めてまいります。

また、「郷土をさぐる会」が郷土をさぐる発刊30号特別号として「かみふらの歴史年表115年」を発刊するに当たり、支援してまいります。

スポーツ振興につきましては、スポーツ基本法に基づき、人格の形成、体力の向上や心身の健康増進を保持するとともに、私たちに多くの夢や大きな感動、楽しみを与え、活力に満ちた社会を形成する上で欠かすことのできない大切な役割を果たしております。そのため、それぞれの体力や年齢に応じた多様なスポーツや体力増進に取り組むことができるよう、各種スポーツ大会を開催するほか、地域や各スポーツ団体との連携を図りながら指導者への支援を行ってまいります。また、スポーツの競技力向上や各種スポーツ団体の自主的な活動の支援にも努めてまいります。

スポーツ施設の管理運営につきましては、利用者ニーズの多様化に応じて施設の有効利用が図られるよう、スポーツ団体や地域との協議を行い、適正な管理運営を目指します。また、学校の協力のもと、引き続き、学校開放事業を実施してまいります。

社会教育施設につきましては、町民の社会教育活動の場として、本年度は、郷土館及びパークゴルフ場管理棟の屋根外壁塗装や島津球場防球ネット整備を実施し、社会教育施設の適切な維持管理を図るとともに、指定管理者や関係団体との連絡を十分に図りながら、多くの町民の方々に利用していただけるよう努めてまいります。

以上、平成25年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

「豊かな人づくり」の実現に向けて、教育の果たす役割はますます大きく、とりわけ、たくましく未来を切り開く子供たちを地域全体で守り育てていくことが重要であります。

教育委員会といたしましては、教育・文化・スポーツの振興と生涯学習社会の実現を目指し、一つ一つの施策を全力で取り組んでまいります。

議員並びに町民皆様の御支援と御協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上で、教育執行方針の説明を終わります。

暫時休憩といたします。

再開は、10時半といたします。

午前10時13分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（西村昭教君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、各会計予算について説明を求めます。

初めに、一般会計予算について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君） ただいま、町長から、平成25年度におけます町政全般の執行についての基本的な方針、また、教育長からは教育行政の方針につきまして、それぞれに述べられました。その方針などに沿いまして編成いたしました平成25年度の各会計予算のうち、まず、一般会計予算の議決対象項目の部分につきまして説明をしてまいります。

それでは、各会計予算書の1ページをお開きください。

議案第1号平成25年度上富良野町一般会計予算。

平成25年度上富良野町の一般会計の予算は、次

に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63億4,600万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は4億円と定める。

2ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款町税、9億5,837万8,000円。

2款地方譲与税、1億2,430万円。

3款利子割交付金、120万円。

4款配当割交付金、140万円。

5款株式等譲渡所得割交付金、20万円。

6款地方消費税交付金、1億2,260万円。

7款国有提供施設等所在市町村助成交付金、5,870万円。

8款自動車取得税交付金、2,870万円。

9款地方特例交付金、350万円。

10款地方交付税、29億4,000万円。

11款交通安全対策特別交付金、190万円。

12款分担金及び負担金、8,143万2,000円。

3ページへ移ります。

13款使用料及び手数料、1億3,999万5,000円。

14款国庫支出金、5億8,683万5,000円。

15款道支出金、4億1,709万6,000円。

16款財産収入、1,172万3,000円。

17款寄附金、1,000円。

18款繰入金、2億1,429万8,000円。

19款繰越金、6,000万円。

20款諸収入、1億9,654万2,000円。

21款町債、3億9,720万円。

歳入合計は、63億4,600万円であります。

4ページをお開きください。

2、歳出。

1款議会費、6,199万円。

2款総務費、7億2,511万3,000円。

3款民生費、10億6,092万7,000円。

4款衛生費、7億4,023万8,000円。

5款労働費、755万6,000円。

6款農林業費、5億8,763万6,000円。

7款商工費、1億9,633万6,000円。

8款土木費、6億2,927万3,000円。

5ページへ移ります。

9款教育費、4億5,317万7,000円。

10款公債費、9億120万7,000円。

11款給与費、9億6,254万7,000円。

12款予備費、2,000万円。

歳出合計は、63億4,600万円であります。

6ページをお開きください。

第2表につきましては、債務負担行為を設定する6事業につきまして、期間及び限度額などを記載しております。まず、戸籍総合システム機器更新事業、庁舎電話交換等更新事業、畜産担い手育成総合整備事業、上富良野小学校改築事業につきましては、それぞれの事業期間に応じ債務負担行為を設定し、事業を進めてまいります。また、南部地区土砂流出対策事業につきましては、国庫債務負担行為に基づき、2カ年継続事業として取り進められますことから、本町におきましても債務負担行為を設定するものであります。また、見晴台公園指定管理業務につきましては、指定管理期間を5カ年間の契約とすることから、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、7ページの第3表では、地方債の限度額を、延べ11件で、金額にして3億9,720万円と定め、各項目ごとの利率や、その償還方法などを記載しております。

特に、将来の財政見通しが、昨今の経済情勢などにより不透明でありますことから、できる限り後年度負担の抑制を図ることに重点を置きまして、対象事業につきましては、継続的に取り進めている事案及び緊急性あるいは必要性の高い事案に絞りまして、地方債を財源の一部として計画的に整備を図るものであります。

また、加えまして、国の地方財政対策で暫定措置されております臨時財政対策債につきましても、昨年度に引き続き所要額を計上しております。

ここまで申し上げましたが、一般会計予算の議決対象項目の説明でございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 次に、国民健康保険特別会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（北川和宏君） 続きまして、議案第2号平成25年度上富良野町国民健康保険特別会計予算につきまして、朗読をもちまして御説明申し上げます。

予算書の8ページをお開きください。

議案第2号平成25年度上富良野町国民健康保険特別会計予算。

平成25年度上富良野町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億6,202万8,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定める。

（歳出予算の流用）。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内での、これらの経費の各項の間の流用。

9ページをごらんください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款国民健康保険税、3億868万6,000円。

2款国庫支出金、3億2,225万円。

3款療養給付費交付金、6,337万5,000円。

4款前期高齢者交付金、2億9,787万1,000円。

5款道支出金、8,523万5,000円。

6款共同事業交付金、1億5,225万8,000円。

7款財産収入、1,000円。

8款繰入金、1億982万8,000円。

9款繰越金、2,000万1,000円。

10款諸収入、252万3,000円。

歳入合計は、13億6,202万8,000円であります。

10ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費、4,785万5,000円。

2款保険給付費、8億8,853万6,000円。

3款後期高齢者支援金等、1億6,291万4,000円。

4款前期高齢者納付金等、9万6,000円。

5款介護納付金、7,203万円。

6款共同事業拠出金、1億7,105万7,000円。

7款保健事業費、1,702万5,000円。

8款基金積立金、1,000円。

9款公債費、1,000円。

10款諸支出金、70万3,000円。

11款予備費、181万円。

11ページをごらんください。

歳出合計は、13億6,202万8,000円であります。

続きまして、議案第3号平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、朗読をもちまして御説明申し上げます。

12ページをお開きください。

議案第3号平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算。

平成25年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,637万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

13ページをごらんください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款後期高齢者医療保険料、7,709万7,000円。

2款使用料及び手数料、1,000円。

3款繰入金、3,916万4,000円。

4款繰越金、1,000円。

5款諸収入、11万2,000円。

歳入合計は、1億1,637万5,000円であり

ます。

14ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費、113万1,000円。

2 款広域連合納付金、1 億 1,513 万 2,000 円。

3 款諸支出金、11 万 1,000 円。

4 款予備費、1,000 円。

歳出合計は、1 億 1,637 万 5,000 円であります。

以上で説明を終わります。

○議長（西村昭教君） 次に、介護保険特別会計予算について説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂弥雅彦君） 続きまして、議案第 4 号平成 25 年度上富良野町介護保険特別会計予算につきまして、朗読をもって説明申し上げます。

15 ページをお開きください。

議案第 4 号平成 25 年度上富良野町介護保険特別会計予算。

平成 25 年度上富良野町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 億 670 万 4,000 円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）。

第 2 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

16 ページをお開きください。

第 1 表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみ申し述べます。

第 1 表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1 款介護保険料、1 億 3,520 万円。

2 款分担金及び負担金、198 万 6,000 円。

3 款国庫支出金、1 億 8,405 万円。

4 款道支出金、1 億 1,537 万 3,000 円。

5 款支払基金交付金、2 億 1,648 万 1,000 円。

6 款財産収入、1,000 円。

7 款繰入金、1 億 4,874 万 4,000 円。

8 款繰越金、200 万円。

9 款諸収入、286 万 9,000 円。

歳入合計、8 億 670 万 4,000 円。

17 ページをごらんください。

2、歳出。

1 款総務費、4,209 万 8,000 円。

2 款保険給付費、7 億 3,966 万円。

3 款地域支援事業費、2,382 万 4,000 円。

4 款特別給付費、10 万円。

5 款基金積立金、1,000 円。

6 款諸支出金、5,000 円。

7 款予備費、101 万 6,000 円。

歳出合計、8 億 670 万 4,000 円。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 次に、ラベンダーハイツ事業特別会計予算について説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） 次に、議案第 5 号平成 25 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

18 ページをお開きください。

議案第 5 号平成 25 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算。

平成 25 年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 9,739 万 7,000 円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）。

第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 700 万円と定める。

19 ページに移ります。

第 1 表、歳入歳出予算。

款ごとの名称と予算金額のみ申し上げます。

1、歳入。

1 款サービス収入、2 億 8,036 万円。

2 款使用料及び手数料、1 万 4,000 円。

3 款寄附金、1,000 円。

4 款繰入金、418 万円。

5 款繰越金、1,259 万 1,000 円。

6 款諸収入、25 万円。

7 款財産収入、1,000 円。

歳入合計は、2 億 9,739 万 7,000 円。

20 ページをお開きください。

2、歳出。

1 款総務費、1 億 7,006 万 5,000 円。

2 款サービス事業費、1 億 1,350 万 6,000 円。

3 款施設整備費、399 万円。

4 款基金積立金、1,000 円。

5 款公債費、973 万 9,000 円。

6 款予備費、9 万 6,000 円。

歳出合計、2 億 9,739 万 7,000 円となります。

以上で、ラベンダーハイツ事業特別会計予算の説明を終わります。

○議長（西村昭教君） 次に、簡易水道事業特別会計予算及び公共下水道事業特別会計予算並びに水道事業会計予算について説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） 次に、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計の平成 25 年度予算について、議決対象項目について、議案の朗読をもって御説明申し上げます。

21 ページをお開きください。

議案第 6 号平成 25 年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算。

平成 25 年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,334 万 6,000 円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（地方債）。

第 2 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

（一時借入金）。

第 3 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、2,000 万円と定める。

22 ページへ参ります。

第 1 表、歳入歳出予算。

以下、款ごとの予算額のみを申し上げます。

1、歳入。

1 款使用料及び手数料、1,490 万円。

2 款繰入金、4,444 万 4,000 円。

3 款繰越金、1,000 円。

4 款諸収入、1,000 円。

5 款町債、400 万円。

歳入合計では、6,334 万 6,000 円となっております。

23 ページへ参ります。

2、歳出。

1 款衛生費、2,125 万 3,000 円。

2 款公債費、4,209 万 2,000 円。

3 款繰出金、1,000 円。

歳出合計は、6,334 万 6,000 円となっております。

ります。

24 ページへ参ります。

第 2 表、地方債。ここには簡易水道事業にかかわる起債の限度額を 400 万円とするほか、起債の方法を利率、償還の方法について、表内記載のとおり定めるものです。

次に、25 ページ、公共下水道事業へ参ります。

議案第 7 号平成 25 年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算。

平成 25 年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 782 万 1,000 円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）。

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債）。

第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

（一時借入金）。

第 4 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1 億 1,000 万円と定める。

26 ページへ参ります。

第 1 表、歳入歳出予算。

以下、款ごとの予算額のみを申し上げます。

1、歳入。

1 款分担金及び負担金、43 万 5,000 円。

2 款使用料及び手数料、1 億 2,901 万 7,000 円。

3 款国庫支出金、2,970 万円。

4 款繰入金、1 億 4,086 万 4,000 円。

5 款繰越金、1,000 円。

6 款諸収入、4,000 円。

7 款町債、1 億 780 万円。

歳入合計は、4 億 782 万 1,000 円となっております。

27 ページへ参ります。

2、歳出。

1 款下水道事業費、1 億 6,274 万 2,000 円。

2 款公債費、2 億 4,457 万 8,000 円。

3 款繰出金、1,000 円。

4 款予備費、50 万円。

歳出合計では、4 億 7 8 2 万 1,000 円となっております。

28 ページへ参ります。

第 2 表、債務負担行為。

ここには下水道施設の長寿命化計画に基づきます根幹的施設建設工事委託、平成 26 年度について、平成 25 年度から平成 26 年度の期間で、限度額 2 億 700 万円の債務負担行為を設定するものとなっております。

第 3 表、地方債。

公共下水道事業、一般分について 3,160 万円、公共下水道事業、資本費平準化分について 7,620 万円を限度額とするほか、起債の方法、利率、償還の方法について、表記のとおり定めるものとなっております。

次に、29 ページ、水道事業へ参ります。

議案第 8 号平成 25 年度上富良野町水道事業会計予算。

(総則)。

第 1 条、平成 25 年度上富良野町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)。

第 2 条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)、給水戸数、4,101 戸。

(2)、年間総給水量、77 万 9,170 立方メートル。

(3)、1 日平均給水量、2,134 立方メートル。

(収益的収入及び支出)。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第 1 款水道事業収益、1 億 5,742 万 5,000 円。

第 1 項営業収益、1 億 5,192 万 9,000 円。

第 2 項営業外収益、549 万 6,000 円。

支出。

第 1 款水道事業費用、1 億 5,742 万 5,000 円。

第 1 項営業費用、1 億 1,440 万 4,000 円。

第 2 項営業外費用、1,771 万 9,000 円。

第 3 項特別損失、1,000 円。

第 4 項予備費、2,530 万 1,000 円。

(資本的収入及び支出)。

第 4 条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,909 万 9,000 円は、過年度分損益勘定留保

資金 2,409 万 9,000 円、減災積立金 5,500 万円で補填するものとする。)

収入。

第 1 款資本的収入、1,800 万円。

第 1 項企業債 1,800 万円。

支出。

第 1 款資本的支出、9,709 万 9,000 円。

第 1 項建設改良費、4,202 万 9,000 円。

第 2 項企業債償還金、5,507 万円。

30 ページへ参ります。

(企業債)。

第 5 条、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

表内は、起債の目的と限度額のみを申し上げます。

配水管布設替事業、1,800 万円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。

第 6 条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)、職員給与費、2,982 万 8,000 円。

(他会計からの補助金)。

第 7 条、水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、538 万 8,000 円である。

(棚卸資産購入限度額)。

第 8 条、棚卸資産の購入限度額は、1,149 万 9,000 円と定める。

以上でございます。

失礼いたしました。議案中、一部欠落文字がございます。この朗読中でございますが、訂正させていただきます。議案第 7 号の第 2 条、25 ページになります。債務負担行為、第 2 条、地方自治法 214 条とございますが、地方自治法第 214 条ということで訂正させていただきます。次第の「第」が抜けております。まことに申しわけありません。

○議長(西村昭教君) 次に、病院事業会計予算について説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長(松田宏二君) 議案第 9 号平成 25 年度上富良野町病院事業会計予算について御説明申し上げます。

31 ページをお開き願います。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第 9 号平成 25 年度上富良野町病院事業会計予算。

(総則)。

第1条、平成25年度上富良野町の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)、業務量。

イ、病床数、一般病床44床。

ロ、定員数、老人保健施設入所28名。

ハ、患者数、年間4万3,750人、1日平均164人。入院患者、一般病床、年間1万750人、1日平均29人。外来患者、年間3万3,000人、1日平均135人。

ニ、入所者数、老人保健施設、年間9,500人、1日平均26人。

(収益的収入及び支出)。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款病院事業収益、8億6,903万6,000円。

第1項医業収益、5億9,863万6,000円。

第2項医業外収益、1億3,740万円。

第3項老人保健施設事業収益、1億3,300万円。

支出。

第1款病院事業費用、8億6,903万6,000円。

第1項医業費用、7億3,367万9,000円。

第2項医業外費用、234万6,000円。

第3項老人保健施設事業費用、1億3,300万円。

第4項特別損失、1,000円。

第5項予備費、1万円。

(資本的収入及び支出)。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款資本的収入、1,730万5,000円。

第1項出資金、830万5,000円。

第2項補助金、900万円。

支出。

第1款資本的支出、1,730万5,000円。

第1項企業債償還金、480万5,000円。

第2項建設改良費、1,250万円。

次のページをお開きください。

(一時借入金)。

第5条、一時借入金の限度額は3億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。

(1)、医業費用と医業外費用との間。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)、職員給与費、5億9,765万3,000円。

(2)、交際費、30万円。

(他会計からの補助金)。

第8条、経営基盤強化などに要する経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億2,038万9,000円である。

(棚卸資産購入限度額)。

第9条、棚卸資産の購入限度額は、1億1,288万8,000円と定める。

以上で説明といたします。

○議長(西村昭教君) 以上で、議案の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

なお、これからの質疑については、先ほどの町長及び教育長の執行方針に限ったものといいたしたいと思います。

なお、質疑の回数は、議会運営に関する先例によりまして包括的範囲とし、1人1回限りといいたします。

これより、質疑をお受けいたします。

3番村上和子君。

○3番(村上和子君) 町長と教育長に質問させていただきます。町長の執行方針について、2点質問させていただきます。

まず、6ページから7ページにわたって、民間事業者による障がい福祉施設の設置に対して必要な支援をしていくと。また、民間業者による多機能型居宅介護と認知対応型のグループホームの整備についても、できる限り協力や支援に努めると述べられましたけれども、こういった施設を町が建てないで民間事業者でやってもらうということは、障がい者や高齢者、認知対応型は、専門的な知識ですとかノウハウを持った民間業者にやってもらったほうがいいと、こういうお考えで、そのかわり、町としましては惜しみない協力と支援をしていきますよという町長のお考えかと思っておりますけれども、どこまで行政としての支援を考えていらっしゃるのか、お聞かせください。それと、また、こういった福祉行政施設に対しましても、やはり住民とか地域とか、一体となって、町民も関心を持って、理解を示してもらわなければいけないと思うのです。そういうことを

考えますと、整備等についても町民に情報を伝える必要があると考えるのですけれども、その点はいかがでしょうか。

それと、2点目は、14ページにあります泉町南団地の町営住宅の整備に着手するというところで、実施設計の予算化もされましたけれども、この地区の公住にお住まいの方が一番高齢化、65歳以上の方が多いということで、そういうことも示されております。また、あと何年かしますと、間違いなく、限界集落といえましょうか、そういう高齢化の方が大変多いことになるのではないかと心配いたしております。そうなりますと、あそこ場所に、また同じような画一的な公営住宅を建てていいものかなと、そういう意見も出ておりまして、14ページに、当町のまちづくりの全体との調和や将来の人口動態や年齢構成などを見据え、計画的に必要な整備をするところとあり、まさにそのとおりだと私は考えております。この述べられました町長の方針に何とか従って泉町南公営住宅も整備をしていただきたいものと、このように考えております。いかがでしょうか。

次に、教育長に質問させていただきます。

2ページにあります、確かな学力の向上のところで、基礎的な学力が身につけているということですが、その年度によっては違いが見られるということで、違いというのはどういうことを指していらっしゃるのか、まずもってお尋ねしたいと思います。

それから、5ページに、ことしは特別支援教育に力を入れていかれるということで、大変本当にいいことだと私は思います。それで、上小に言語学級と、東中中学校に知的学級と情緒学級を新設することとございますけれども、このたびの補正予算で、指導教材とか、それから備品なんかは補正予算で準備しましたけれども、それを担う教職員ですか、こういった人、その人については新たな配置を考えていらっしゃるかどうか。配置したほうが私はいいと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

それから、6ページの学校給食のところでございますが、今、アレルギーのお子さんが大変ふえている状況にありまして、103名おられます。それで、少し、他町村と比べ多いのかなと考えますけれども、アレルギーに対して今取り組んでいらっしゃるそういう対策でいいのかどうか。教育長としては、そのアレルギー対策について、今までと同じような対策でいいのかどうかと考えるところでございます。それで、そういったことにつきまして、どのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

それから、11ページにあります、スポーツ振興のところでございますが、多様なスポーツや体力増

進に進むことができるように、各種スポーツ大会を開催すると。スポーツ振興するには、何といっても指導者の養成とか、支援が必要と考えます。皆さん、仕事もしながら、ボランティア精神で、ボランティア活動で取り組んでいただいていると思うのですけれども、そういったことで、やはり指導者の養成とか、それから、そういう人方に対しての支援とかが必要だと思うのですけれども、その点につきましてはどのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 最初に、町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の御質問に、一般質問の内容等に対しますお答えさせていただきます。

まず、最初にお尋ねがございました、介護保険事業にかかわります小規模多機能型介護施設、あるいは、認知症対応型のグループホーム等についての社会福祉にかかわります施設整備のお尋ねにお答えさせていただきますが、これらの事業につきましては、さまざまな、議員御質問の中にもありましたように、豊富な知識や経験、あるいはノウハウをお持ちの民間事業者の方々が、こういった事業展開をしていただくことが、私は望ましい形だというふうに理解しております。しかし、一方で、民間事業者に委ねるにいたしましても、やはり地域を預かる自治体といたしまして、それらの方々にスムーズな設置がされ、あるいはスムーズな運営が図れるような支援策というのは、これは一方ではしっかりと整えていかなければならないというふうに考えております。収益事業を後押しするような、収益事業の部分に直接支援をするというような、そういったものは、これは少し距離を置かなければならないと思いますが、しかし、例えば、立地をお手伝いするとか、あるいはインフラの部分でお手伝いをするとか、そういったことは積極的にかかわっていくべきだというふうに思います。

一方、お尋ねにありました、地域、あるいは住民の皆さん方としっかりと連携をとっていかなければならないのではないかとすることは、全く同感でございます。とりわけ、利用を想定しているのは、当然、地域にお住まいの住民の方々ですから、その設置の意義、あるいは利用の仕方等については、これは、町も住民の皆様に十分理解をしていただけるような、むしろ、町も積極的にそういった部分は力をかけていく必要があるというふうに考えているところでございます。

それと、2点目にお尋ねがありました、25年度の事業におきまして計画を予定させていただいてお

ります公営住宅の整備についてのお尋ねでございますが、公営住宅の整備に当たりましては、町の生活基本計画というものの、あるいは公営住宅の長寿命化も含めまして、どういった地域に、あるいはどういった形態の公営住宅、町営住宅を整備していけばいいかということが、まず大前提でございます。私の考え、思いといたしましては、今、はやり言葉という表現は正しくはないかもしれませんが、例えばコンパクトシティのような、集中して都市機能を持った、そういうことも一つの考えとして言われていることも承知しております。しかし、私は、上富良野町としての、一定程度の町の広がりというもの、町の勢いを保つ一つの大きな要素だと思っております。そういうことで、大きく大別しますと、上富良野町の西、東、この地域のバランスをしっかりと見きわめながら、いろいろな公共施設もそれぞれの地域にございますので、それぞれの地域において、平等に、限りなく平等に住みやすさを確保をしていくというようなことを前提に、今回、公営住宅の設置に当たって計画をさせていただいたところでございます。均衡ある町の発展を願っているということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） ただいま御質問いただきました、3番村上議員の4点の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、確かな学力の向上の関係で、年度によって違いがという部分の、具体的な部分は何なのかという御質問ですけれども、これにつきましては、年度によって、点数にばらつきがあるという意味でございます。これについては、その問題を解決するべく、まず、教師力の向上と学校力を高めていかなければならないというふうに考えております。年度によってお子さんの質が変わるということでは決してありませんので、その部分の問題解決のために、今申し上げた形の部分を積極的に進めていきたいなと、そんなふうに考えているところでございます。それで、本年については、その部分の強化ということで、公開研究会と、他町村、東北地方への研修の計画をしているところでございます。

次に、特別支援教育についてであります。議員もお話されておりましたように、3月の補正予算で教材費について補正をさせていただきました。人的な配置につきましては、道費で賄われます教員の2名の配置を予定しております。町で指導助手の配置ということは、小規模ですので考えておりませんが、東中小学校については、対象になる児童がそれぞれの教室に1名ずつでございますので、その1名ずつに対して、道費の教員を配置する予定と

なっております。

次に、学校給食関係で、アレルギーの対策についてでございます。当町のアレルギーをお持ちになっているお子さんの数が多いのか少ないのかという議論は別にいたしまして、全道的、全国的に、そのアレルギーをお持ちのお子さんがふえているということは確かなようでございます。このアレルギーをもとにいたしまして、昨年の12月でしたか、アレルギーで、初めから食べさせてはいけないものを先生が間違っ確認しないで与えて、死亡事故につながってしまったというような事例もございます。当町教育委員会といたしましては、これらの悲しいことが起きないように、保護者のほうから、その状況の聞き取り調査票を提出してもらって、その対策に万全を期すように確認作業を進めているところであります。新年度におきましては、現在のところ、給食をとるときに、それぞれ、きょうはこれが入っていますよという部分の、アレルギーのある子は食べてはいけませんよというような確認作業の一つ入れたらいいのではないかいということで、今、そういう方法の検討をしているところでございます。

次に、スポーツ振興の関係で、指導者への支援についてでございますけれども、こちらについては、講習会への案内等について支援をしていくと。あと、指導者の方へのバックアップ体制を、基本的には講習の案内などが主の支援になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 次に、11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 町長と教育長にお伺いいたします。

まず、町長でございますけれども、二つございます。一つ目は、国家公務員給与を平均7.8%カットするという臨時特例措置、これを地方公務員に求めているということに関しての町長のお考え方でございます。この執行方針を読むと、3ページと、16、17ページあたりに書いてあるのですが、私がこの文面から読むと、多分、職員の給与は減額しないで乗り切っていくだろうという考えであろうと思います。その町長のはっきりしたお考えを知りたいなということでございます。それは3ページに、優先順位などを決めると、それぞれの事業実施に対して優先順位を決めるというふうになっております。ここからもうかがえますし、17ページですか、当初予算段階では財政調整基金からの繰り入れを行わない。要は、地方交付税が、まだ国の予算が決まっていませんから、決まって、町はやらないとなると、これで乗り切ろうというのがうかがえます。そういう気持ちなのか、お聞きしたいと思

います。ラスパイレス指数は、報道にもございましたように108.1%、高いですね。ただ、町としては、職員定数を大幅に減らしてきて、現職の職員が非常に苦勞をされていると、あるいは、給与をカットすると地方の経済発展に非常に影響があると。いろいろな問題点から、こういったふうになったのであろうということは推測されます。ただ、推測でございますので、町の当初予算、あるいは、国がはっきりと示した後、町はどのようなふうな予算を編成していくのかということと、優先順位というのはどのようなものなのか、お聞きしたいというふうに思います。

二つ目でございますけれども、9ページと12ページに、日の出公園のお話、あるいは観光振興についてのお話がございますけれども、日の出公園の駐車場の件でございます。駐車場が否決されてから、もう5年目に入ろうとしていますけれども、このまま臨時駐車場をずっとやっていると、毎年100万円前後のお金が臨時駐車場の項目で消えていくわけでございます。日の出の駐車場を今後どのようにするのか、町長のその考え方をお聞きしたいというふうに思います。

あと、教育長でございますけれども、この教育執行方針を読みますと、新学習指導要領のお話の一つも載っておりません。新学習指導要領では、音楽では国歌を歌えるように指導しなさい、あるいは、道徳に愛国心を入れなさい、あるいは、保健体育では武道を必修にしなさいと、そして、日本の伝統と文化を子供たちに深めさせなさいというふうになっていますよね。そういったところが、文面にはございません。ただ、一生懸命やっておられる、国歌なんかも歌うようになってきたということはわかります。だから、お聞きしたいのは、この教育執行方針で、上富良野町教育振興基本計画及び教育目標に基づいてやるのだよというふうになっていますよね。この基本計画は、21年度から施行されているわけです。新学習指導要領は、中学校は去年の4月から、小学校はその1年前からですよ。だから、その前に出たやつですから、この教育振興基本計画に全く、その新学習指導要領の話は載っておりません。これに基づいてやるといっている、新学習指導要領の話が全くないわけです。なぜ載っていないのか。あるいは、どこかの団体に遠慮しているのか、あるいは、意図的に避けているとは思えないのですけれども、どうなのか。載せなくても、違った項目でこうやっているからいいのだよという話をお聞きしたいというふうに思っています。

もう一つは、3ページです。たくましい体力づくりについて、今、学校では、小学校5年生の体力測

定を実施していますよね。そして、それに基づいて指導をしています。ただ、5年生だけですから、継続的な指導ができないと思うのです。それを、1年生はどうかと思いますけれども、できるだけ全学年に広げると、担任の先生も継続的な指導ができると思いますし、このたくましい体力づくりそのものが、子供たちに計数を与えておくことによって目標となると思うのです。来年はもっといい測定結果を出そうというふうになると思うのです。5年生だけ今やっていることを、今後広げるお考えがあるのかどうかということをお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 最初に、町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 今村議員の行政執行方針についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目にお尋ねありました、予算策定の中におきます財政運営、あるいは財政見通しの中にあります、国において示されております国家公務員給与7.8%カットに準じた地方交付税におけるそういう措置が示されているところでございます。当町におきまして、どのような対応を図るかということに對しましては、冒頭の執行方針の中でも若干触れさせていただいておりますが、その想定される影響分のうち、防災、減災、あるいは活性化事業等によって形を変えて、それらの減額分に対応する措置として、おおむね影響分の半分ぐらいが、数字上、国において措置をするというようなことが考え方として示されております。しかし、残りの50%については、そういった措置も想定をされておられません。御案内のように、私も地方自治体で構成しております地方6団体におきましては、こういった国の対応に対しては理解ができないということを一貫して主張させていただいているところでございます。そういう中で、国が現実に、地方交付税の算定の中で、そういう給与の部分について影響が出るような予算が示されております。我が町といたしましては、どのような対応をしていくかということで、まだ決断を、あるいは結論を導いているわけではございませんが、今申し上げましたように、仮に、理想の姿ではありますが、これは非常にハードルの高いものというふうに思いますが、少なくとも50%については、何らかの形で、形を変えた支援策に変えているという国の説明でございます。しかし、50%については、そういった措置が講じられておりません。ということは、裏を返せば、その50%分については、これは、町民の皆さん方の血税をもって職員給与を支えて、今まで以上に支えていくということ町民の理解として、これが成り立つか

どうかというところの判断が非常に私は大きいと思っております。7月を想定しているというふうに言われておりますので、これからの期間を通じて、どういう形で上富良野町として、これを定めて方向づけていくことがいいのかということは、少し、一時、時間を経ながら、さまざまな方々の御意見、あるいは他の情勢等を見きわめながら、最終的に決断をするというような考えでございます。

それから、この予算の編成に当たって、優先順位というものについてどういうふうに考えているのかというふうなお尋ねもございました。これについては、優先順位を構成する要素といたしまして、毎年でございますが、中長期計画に基づいた計画を優先するという、これも優先の一つの考え方でございます。あるいは、その時々々の社会情勢の中で変化が起きてくる、それに対応するということも、その中では優先順位の一つの考え方となってきます。それから、そういったもののほかに、上富良野として緊急性を要する、例えばで申し上げますと、防災対策だとか、そういった緊急災害対策のように、緊急性を要するような、そういうようなことも発生してきている実態もございまして、そういったものをトータルで、町の限られた予算の中で何を優先していくべきかということが、私の述べております優先順位ということでございますので、広い意味があるということで御理解を賜りたいというふうに思います。

それから、もう1点、日の出公園の駐車場についてお尋ねがございました。今村議員の御質問のとおり、町が公設駐車場として設定している、現在、整備はなされておられません。東町にあります国有地をお借りして、現在、供しているところでございますが、この国有地につきましては、国のほうが普通財産というふうに位置づけを変えておりまして、これについては、売却を国としては想定しているようでございます。そういった動向を見きわめ、さらには、広く議会の皆さん方のお考え、あるいは町民の皆さん方の思い、そういったものを総合的に私なりに考慮いたしまして、上富良野町として、どういう姿に落ちつけるべきかということは、遠くないうちに判断をしていかなければならないのかなという想定をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 11番今村議員の2点の御質問にお答えいたします。

1点目でございますけれども、新学習指導要領に関しての記述が執行方針のほうに記載されていないという部分のお話であります。まず、学習指導要領につきましては、子供たちを育てるマニュアルとい

うふうに捉えていただきたいと思います。その前に、基本とすべき教育振興計画などがあるという御理解をしていただきたいと思います。自然体で、議員のほうからもお話がありましたけれども、中学校については今年度完全実施、その前の年が小学校ということで、通常の教育の中で、この学習指導要領に基づいて、学習が日々進められているということで、まず御理解をいただきたいと思います。その中で、知・徳・体のバランスのいい教育が進められているということで御理解をいただきたいと思います。それで、このもととなる部分の、今回改正を予定しております上富良野町教育振興計画、この計画の関係も、道、国がそれぞれ定めておりまして、これについては10年に一度作成するものなのですが、中間年に、時代に合わせた計画を立てるということで、5年ごとに見直しがされているところでございますので、あわせて御理解をいただきたいと思います。

次に、たくましい体づくりに関連しまして、体力測定に対する御質問でありますけれども、体力測定については、議員がおっしゃってございましたとおり、子供たちの励みになるものというふうに考えております。小学校5年生のみという部分のお話がありましたけれども、小規模校については、各学年、実施が可能となっております、小規模校については、それぞれの学年で体力の測定を実施しているところでありますが、大規模校については、非常に授業が詰まっている中で、全部できれば一番いいのですけれども、なかなか実施が難しい状況になっております。今後におきましては、できる限り、その日課の調整ができるものについては、随時検討を進めて、多くの学年ができるような形にできればというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 次に、5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 町長に関して、数点お伺いたします。

まず、1点目でございますが、この安心の暮らしを支える医療福祉というところでございますが、保健福祉医療サービスを総合的に提供ということでございますが、これら、上富良野町の、それぞれ保健福祉、健康づくり、町立病院といった、個々の力というのは非常にポテンシャルも高く、大きな力を持っているのですが、それらが、横の連携をいかに取りやすい立場をとっていく仕組みづくりを、今年度考えていらっしゃるのか。加えまして、病院事業でございますが、慢性的な赤字体質だったものが、過去、この数年間に及びまして、劇的に構造的な改革を行いまして病院事業というものをやってきたと

ころでございますが、この北海道内におきます医師の偏在等における要因から、上富良野町も医師不足というものが懸念される病院になっております。病病連携の実施というものは大事でございますが、それ以上に、医師の確保ということが、さらに、この病院運営、また、安心して暮らしていける上富良野町の医療体制にも、根幹になる部分だと思っておりますので、これらの医師の確保について、町長は、どのように今後取り進めていかれるのかをお伺いしたいと思っております。

続きまして、高速情報通信整備の部分でございますが、町長が就任されてからも、この部分につきまして、いろいろ取り組みについて、議会と若干の相違があるようになっておりますが、いよいよ、この上富良野町につきましても、本当に、道内の中で数少ない高速情報通信網の整備がされていない地域となっておりまして。今年度、総務課を中心としていろいろな動きがある中においても、この流れに乗るためには、やはり、まずは光通信を導入することが一番の目的でございますので、できれば、初期段階で導入する地域においてのインセンティブというものを構築するべきではないかと考えます。具体的に申しますならば、1年間程度、1年間がいいのか、それ相当の年月がいいのか別としても、初期段階で導入する方に関して、せめてプロバイダー料を除く通信のかかる部分を若干補助をする、全額補助をしたとしても、全部で6,000万円強のお金があれば、それらが整備できることになります。まずもって、その高速情報通信網が導入されないことには郡部への拡充もできませんし、その最初のハードルを低くするために、ぜひ、それらのインセンティブの考えがあるかどうかの御質問をしたいと考えております。

最後に、3点目でございますが、町長、この25年度予算におきまして、非常に産業に関するてこ入れというものが大きく予算に反映されているように感じます。特に基幹産業であります農業の基盤整備事業の強化に加えて、それらの恵みからなされますものを観光分野に大きく広げていこうという気持ちが見えるところでございますが、この上富良野町におきます観光入り込み数を見ますと、約六十数万人の観光入り込みのうち、夏場の6月から8月にかけて、そのほとんどの50万人弱の方がこの期間に偏っている状況でございます。町長が進めます観光の部分におきましても、これらの平準化を図るような仕組みづくり、また、ターゲットを、どの時期に、誰を呼ぶかといった、それらの具体的な方策があるのかどうかをお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、最初にお尋ねのありました、町の医療福祉の充実についてのお尋ねでございますが、これは非常に町の根幹をなす部分でございますが、大変重要であるということは議員と意見を等しくするものでございます。とりわけ、議員の御質問の中にありました、それぞれ医療福祉を担う各セクションの連携、協力、現在もそういったことについては十分配慮はさせていただいているつもりでございますが、特に老人の福祉施設、あるいは障がい者の事業、そういったことにまで全てに及んで、どこが中心になるということではなくて、それぞれが対等に情報を共有して、そして、町民の安心・安全をしっかりと確保できるような仕組みづくり、これは普遍的に行っているつもりであります。しかし、これでいいということはありませんので、そういったことについて、とりわけ、病院を中心とする部分については、非常に大きな部分でございます。上富良野町では、そういうことはないと思いますけれども、特に、この病病連携にも及びますが、けさのテレビなんかでも言っていましたけれども、診療拒否をされたというような悲しい出来事も報道されておりましたけれども、少なくとも、この地域でそういうことがないように、あるいは、医療を受けたくても、どういう医療を、あるいは、どういう介護を受けたいのかわからないというようなことはなくすために、それは、連携は、さらにこれからはしっかりと整備していこうというふうに考えております。

それから、医師の確保問題でございますけれども、非常にハードルが高い問題でございます。おかげさまで、十分とは申しませんが、現在、上富良野町立病院におきましては、旭川医科大学に非常に御理解をいただいておりますが、極力、研修医制度が変わりましてから、私も何度もお訪ねして、医局の状況も見させていただいておりますけれども、本当に病院のほうへ、現場へ出ておられる方が多いせいもあるかもしれませんが、本当に人が少ないのは実感として私も伝わってきます。しかし、そういう中で、旭川医科大学と上富良野町立病院との、院長先生の非常に御努力もあります、それらが総合的に、いい意味で作用しているなというふうに思っています。医大の、それぞれ3内もあります、1外もありますが、それぞれの先生方が、私どもがお訪ねいたしますと、本当に真剣に上富良野の町民の健康維持のために町立病院を支えていただいていると。そしてまた、ドクターに極力負担のかからないように、そういう配慮も本当にしてくれているということで、医大としても、上富良野町立病院を地域の核

の病院として、これはもう何としても守っていきたいという気持ちはあるのだということで、現実、姿として、一時から見れば、多少は先生方の御都合で診療の体制も少しは変化しておりますけれども、基本的に、上富良野の町民の皆さん方、地域の皆さん方のための体制は維持できているというふうに考えております。しかし、金子議員がお話しされておりますように、これからしっかり、安心して安定して医師が確保できるかということは、非常にハードルが高いのは実態だと思います。今後、さらに医大との信頼関係をしっかりと築くとともに、町民の皆さんが、みんなの病院であるから支えようということも、町として、ひとつ盛り上げていかなければならないというふうに考えているところでございます。

それから、情報通信網の整備にかかわりましてお話がございました。何としても、この道内の地域間格差をなくしたいという思いで、今回、NTTさんの御協力をいただきまして、まず、中心市街地のほうを中心に整備を図ることに踏み出したわけでございます。確かに、導入に向けての、先方は営業ベースでございますので、それになかったような条件整備というものが、一つのクリアしていかなければならない課題ではあります。しかし、そういった先進事例等もいろいろ研究してまいりましたけれども、やはりNTTさんと会話を重ねる中で、上富良野町のNTTさんが想定している部分については、非常に商業ベースとして見通しが立つというような潜在的な思いが、実は私に伝わってきております。ですから、この間から、1,000件の契約が、ぜひということで、皆さん方の御協力もお願いしておりますけれども、NTTさんは、最終的にどの程度のハードルというふうに設定しているかわかりませんが、少なくともNTTさんとしても、自然体の中で、この地域が応援してくれるということは大前提ですけれども、それが整備されれば、NTTさんとしても設置に向けた決断はしていただけるのではないかなということで、さらに皆さんに広く利用していただくための条件整備は、それはないよりはあったほうが良いということは私も全く同感でございます。ただ、私は、上富良野の地域の中で、さらに先に進むところと、少し後発になるところとの、このギャップを埋めたいというのはずっとあるのです。ですから、その辺のバランスも、やはり考えていかなければならないということで、それぞれ御利用を希望される方の自助努力に期待するというところでございます。

それから、3点目にお尋ねのありました観光振興でございますけれども、いろいろな機会を通じて申し上げておりますけれども、私は、この観光という

もの、農業に起因するところもありますけれども、恐らく、これからの上富良野のまちづくりの中では、かなりの太い柱にしていくべき大きな仕事だと思っております。そういう中で、議員からお話ありましたような、通年ですね、年間を通じて観光客の皆さん方が上富良野に足を向けていただけるような、そういった方策というものは、これはもうやっぱり絶対大事だと思っています。しかし、残念ながら、具体的に今それを具現化するための手法を持っているかということになりますと、しっかりとした、これだとお示しできるものは、残念ながら持ち合わせておりません。これから、観光振興計画もしっかりできましたので、皆様方からさまざまな御意見をいただきながら、通年観光ができるような、そしてターゲットを、それを国内にするのか、海外に向けるのか、アジアに向けるのか、そういったこともいろいろ研究しながら、ただ、絵を描いているだけではなくて、しっかりとした具体化できるような方向に進んでいけるよう頑張っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） 地域密着型のサービス関係について伺いたいします。

今後、ことし、小規模多機能型の居宅介護施設ができますが、しかし、認知高齢者が、傾向として、ふえるという状況が見られます。そうしますと、この施設では、それでは十分かどうかということになると、まだまだ十分ではないというふうに考えております。そういう意味では、上富良野町にグループホームがありますが、1ユニットしか認められていないという形の中で、やはり認知高齢者がふえるという状況の中では、必要最小限のものが当然必要になってくるのだらうというふうに私は考えておりますが、この点についてはどのようにお考えなのか、伺いたいします。

次にお伺いしたいのは、社会保障の問題であります。当面は、ことしは、基金を支消しながらその事業に充てるという形になっておりますが、来年度以降については、恐らく、消費税増税目当てという形になっているかというふうに思いますが、景気が悪くなって、消費がなかなか上がらないということになれば、それも、なかなか財源も活用できないという形になる可能性もありますが、わかりません。しかし、基本は、支消がないということになれば、受益者負担、あるいは何らかの形で財源を確保することになるのだらうというふうに考えておりますが、この点は、どのような財源確保を、来年度以降目指そうとしているのか、伺いしておきたいと

いうふうに思います。

次に、観光の問題では、同僚の議員も言いましたが、いわゆるターゲットを絞る、あるいは、通年型という形にどう展開するかというところであります。ことしから観光計画に基づいた財源措置もされて、これから出発しようという段階で、本当に期待するものも多いという状況になっており、やはり体験型観光という形の中で、冬期間においても、いろいろと工夫された中で実施する自治体もふえてきておりますので、やはりそういったものも取り入れながら、地域の特色を生かす地域振興観光づくりというのが大切だと思いますが、この点と、さらに観光客が一番述べているのは、町に来て、上富良野町の特産品を買い求める場所がないという形の声が多数寄せられております。確かに、見晴台という形の中ではありますが、私は十分ではないというふうに考えております。将来は、そこを廃止して、別な位置で、抜本的にそういうものを担えるような場所づくりを考える時期に差しかかっているのではないかと、いうふうに考えておりますが、この点について、どのようなお考えをお持ちなのか、お伺いしておきたいというふうに考えております。

教育の問題では、学力を向上させるという点では非常にいいというふうに思いますが、しかし、それ一辺倒では、やはり子供たちの感受性を育てる、情感を育てるというのが失われつつあります。そういう意味で、知育、徳育という形の、広角的な立場からの教育行政を進めるということは大切になってきているというふうに思います。やはり、学力を高めて何をするのかというところも含めて、子供たちの感受性も育てる、そういうものも取り入れながら学力の向上と結びつけていかないと、無になってしまうような気がしますので、その点はどのようにお考えなのか、この点、簡単ですが、お伺いをしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 答弁につきましては、昼からにしたいと思います。

昼食休憩といたします。

午後 0時 1分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西村昭教君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開したいと思います。

午前中、米沢義英君の質問がございましたので、町長より答弁をお願いいたします。

町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の、午前中に賜りました質問3点につきましてお答えさせていた

できます。

まず、1点目にお尋ねいただきましたグループホーム等の整備の件に関しましてお答えさせていただきませんが、私も、議員同様、グループホーム、認知症の方が潜在的に増加傾向にあるということは全く同感でございまして、そして、そういう施設対応によります認知症の方々に対するケアというものに向けての整備を必要とすることも全く同感でございまして。そういう意味におきまして、町といたしまして、グループホーム等の整備につきましては、そういう町として環境整備を、あるいは認知症対応を推進してまいりたいという情報発信をさせていただこうと思っております。これによって、既に日常的に、そういった上富良野町内においてグループホーム事業を参入できないかということは、潜在的にお問い合わせもあるものですから、少し前向きに、その情報発信をさせていただこうというふうに考えているところでございます。

それから、2点目にお尋ねのありました社会保障費の増嵩に伴います対応ですが、これは、私は国を信じる以外ございませんで、今年度につきましては、単年度をもちまして、基金から一部充当させていただく予算編成とさせていただきますけれども、これは、もう既に何度も国民の耳に届いておりますように、今回、消費税のアップについては、社会保障に目的税化するということが明確にうたわれておりますので、そういった部分で、国において財源が確保していただけるものという思いを持って、これからの対応させていただこうと思っているところでございます。

それから、3点目にお尋ねのありました観光振興につきまして、私の思いをお答えさせていただこうと思っておりますが、先ほど、午前中、金子議員からもお尋ねがありましたように、私も通年型、年間を通して観光客の方が上富良野に足を向けていただける、あるいは関心を持っていただけるような整備というものは大事であるということの認識は全く同じでございまして。そういう中で、体験型、これも、私は、これからの観光体験型というのは、非常に新しい分野ではありますが、息長く皆さんが取り組んでいただけると申しましょうか、将来性のある分野だというふうに思っております、こういった体験型の観光が振興できるような、そういうお手伝いも積極的にさせていただこうと思っております。既に、産業振興課のほうにおいて、そういった取り組みを、志を持っておられる方々の協議も既に始まっておりますので、多分、実を結んでいくものというふうに期待しているところでございます。

それから、特産物の販売、あるいは、そういった

ことに対する場所の提供、それについてもお尋ねがございました。基本的に、私は共通する部分もありますけれども、町の中におきます特産品の、あるいは特産物の販売等については、これは、民間の皆さん方がそれぞれ知恵や工夫、アイデアを凝らして、商品開発も含めて、そういったことに力を注いでいただくことが、伸びていく大きな力になると思っております。一方、そういった上富良野のさまざまな特産物の情報、あるいは観光資源の情報提供等については、これは、公が積極的に担っていく分野だというふうに考えておりました、見晴台公園のことも御質問にありましたけれども、やはり交通の要衝となるような部分において情報を発信していくということは、これは、私は普遍のものであろうというふうに考えておりました、これはこれとしての機能をやはり生かしていくような方法を講じていくべきだろうと思っております。また、そういった特産品を販売するような、あるいは御提供させていただくような、そういう仕組みづくりについては、これはまた少し切り口を変えて、取り組みをする必要があるというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） ４番米沢議員の、学力向上に関連する御質問にお答えいたします。

議員からお話があったように、学力だけではなく、知・徳・体ということで、情緒の心の部分も、体力の部分も、当然必要な要素であります。これらについては、同時進行で三つの要素がきちんと子供たちに育まれるよう最大限の努力をしていきたいと思っております。

なぜ、その学力という部分が現在焦点に、重点的に行っているかということについて、若干お時間をいただきたいと思います。まず、全国学力・学習状況調査でありますけれども、これによって、北海道の学力が、全国的に見たときに、残念ながら下位にあるということが１点ございます。それと、高校に進んでから、ほぼ、中学校を卒業した生徒は高校のほうに全入という形で入学いたします。その結果、高校において学び直しが必要だというような状況、６割の高校が学び直しをしなければならない学力の状況であります。結果、高校を卒業して社会人になっていくときに、就職という部分が十分できないというような実態がございます。これらの実態を踏まえた中で、子供たちに最低限の学力を保障するという考えから、これらの学力を重点的に進めていこうというものでございます。当町におきましても、社会人になったときに、子供たちがしっかりひとり立ちできるように、知・徳・体のバランスのとれた

状態に、そういう大人になってもらうために、教育委員会としては力を入れていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

７番中村有秀君。

○７番（中村有秀君） 平成２５年度の町政執行方針に、町長へ５項目、それから、教育行政執行方針に、教育長に７項目について質問をさせていただきたいと思っております。

まず、第１点は、５ページの中段以降にある情報共有ということについてお尋ねをしたいと思っております。確かに、自治基本条例に沿ってやっておられますけれども、ただ、昨年の秋の情報等が適確に、議会に、もしくは所管に反映されない例がありました。例えば、西小学校の専決処分についても、第３回定例町議会が９月１９日から２０日にあつて、当然、このときは間に合わないだろうから情報提供はないだろうと思っておりますけれども、その翌日に専決処分がされていると。その後、２４年１０月１日に、議員で行政調査を行いました。そのとき、西小学校の体育館の耐震改修工事ということで行ったけれども、実際に工事は進行しているのに、これらの情報の提供が一切なしと。それから、もう一つは、決算特別委員会でも、１０月３日から５日にあつたけれども、事前に若干の報告等があつてもいいのかなと。それから、第３回の臨時町議会、２４年１１月１９日、これも報告なしであるし、専決処分もなく、最終的に２４年１２月１１日にあつたということで、非常に、これは委員会も含めて、議会に対しても、３回もこういう機会があつたのに、全然そういうことがなかったということで、最終的に失念をされていたということで終わりましたけれども、果たしてこれでいいのかどうか。

それから、もう１点は、中央保育所の民間移譲の関係です。９月１０日に、厚生文教委員会に説明がありました。実施計画、それから公募要綱、審査及び選定に関する事項ということで。そして、９月１３日に全員協議会があつて、同じような形で中央保育所の民営化についてありました。そして、２４年１２月３日に厚生文教常任委員会、それから協議会が行われましたけれども、この段階で、恐らく１２月４日、審査意見書が提出されていないからということで、報告はなかったと思っておりますけれども、このときもない。それから、１２月４日に審査意見書が提出された、そうしたら、１２月５日に議会運営委員会が９時から、そして、１２月６日に全員協議会が、そうすると、この段階で、わずかな時間でもい

いから、所管の委員会が開催されてもよかったのではないかなという感じがいたします。それで、これが全員協議会の12月6日の議題に入っていないのですよ。その他の項目で、とうとうと坂弥課長が述べたので、議員の皆さん方が、資料はどのようなのだということになっています。したがって、こういう姿勢で25年度も行われることがあっては困るのです。議長がよく言う、議会と町は両輪だと言いがら、これでは片輪もいいところなのです。したがって、その点、25年度の執行に当たっては十分配慮していただかなければならないのですけれども、この点について町長に確認をいたしたいと思います。

それから2点目、7ページ。同僚の議員からも小規模多機能型の関係、認知症の関係が質問をされております。それで、町長の言う、あくまでも町民が利用するのだから、できるだけ協力と支援をするのを基本的に考えているということでございます。したがって、できるだけという基本的な考え方を、もうちょっと具体的に御説明をいただきたいと思います。

それから、3点目、9ページの中で、商工業の進行ということで、観光振興計画等が、若干、同僚議員から話されました。それで、北海道から職員の派遣を受けながら、商店街の活性化につながるようということでございます。北海道のどこの職場から、上富良野町のどのセクションに配置をするのか、その点の確認をいたしたいと思います。

それから、16ページ。広域行政の推進についてお尋ねをいたします。発足して5年を迎えたのですが、現実の問題として、26年から広域計画が出されようとしております。したがって、私は、議会の議員同士でも、これについては討論をしよう、当然、理事者とも、これらの関係にて討論をしていかなければならないのではないかなという感じがいたします。いかに上富良野町が、どういう立場でこの広域計画に臨むかということをやっていかなければならないという判断をしておりますので、その点について、議会とも十分協議する場を持つ意思があるのかどうかということも含めて、確認をしたいと思います。

それから、もう1点、広域行政の中で、一般廃棄物の関係で、25年度予算を見ると、他市町村の一般廃棄物の処理料負担が4,463万6,000円ということで計上されております。それで、富良野が、焼却処理をしている衛生用品の支援化処理試験の実施ということで、これを固形燃料として使っていきたいということで、専用ボイラーの燃焼試験を実証していきたいということで、富良野市長の執行方針の中で出ているのです。それで、担当に聞きま

すと、富良野から23年度決算ではどのぐらい来ているのかということで確認をしますと、540トン、1,998万9,000円、約2,000万円、富良野市からの部分が入っているということなのです。そうすると、僕は、広域連合のこの中で、今後、事前に首長同士でのこれらの協議が行われているかどうかを含めて確認をいたしたいと思います。

それから、次に5点目、中央保育所が民間委託になります。したがって、中央保育所の給食関係が非常にウイズ店からのシェアが大きいのです。そうすると、これは、農協のほうは、今、ことしの3月24日でウィズ店が閉店するということになっています。したがって、これらの対応策をどのようにされていくのかということで、以上、町政執行方針についてお尋ねをいたしたいと思います。

それから、次に、教育行政の関係についてお尋ねします。

1ページの教育委員会の点検評価の関係です。私も従来申し上げておりますけれども、この教育行政評価委員会の開催状況ということで、富良野は規模が大きいから、第1回から第4回まで4回開催しています。それで、上富良野は1回だけです。それから、南富良野は2回で、第1回は評価の説明概要、そして、質疑を行い、そして2回目は評価報告書に対する評価委員の最終意見交換、集約ということになっています。それで、うちの町も、今までの評価を見ますと、非常にずさんな面も何件もありました。したがって、私は事前に配付するか、もしくは説明をして、何日か置いて、できれば最低二日ぐらい、南富良野と同じような形でやってはどうかということで確認を、実施するかということでお尋ねをいたしたいと思います。

それから、2ページの学力の関係です。上富良野中学校だよりの9月号第6号で、学力・学習状況調査結果来るとということで、細かく学科ごとに書いてあります。したがって、これに基づいてということで、先ほど、教育長も、同僚議員の説明の中では、ある面で、教師、それから、生徒も個々で毎年かわるからというような形でしたけれども、本町においての目標設定ということでございますけれども、その目標設定の内容的なものは、どういう方向づけをされているのか、お聞きをいたしたいと思います。

それから、次に、3点目。学校だよりを発行ということで、私は住民会長をやっていますので、上富良野小学校と上富良野中学校から、それぞれ学校だよりが来ます。それを町内会長に配付をしてやっています。非常に内容もあるし、学校の動き、状況等も十分掌握をできます。したがって、これは町内の全学校で、それぞれ学校の校下に回覧等をされてい

るのかどうか。もし、なっていないければ、できるだけそういう方向で、地域と学校が、また家庭が、一体になっていると、そういう感覚で、ぜひやっていただきたいと思います。

それから、次に、4点目は6ページ。見守りパトロールの関係です。地域的に、町内会、それから老人会、もしくは住民会で、非常に積極的に、腕章なり、ワッペンなり、ウエアなりということでやっていただいております。したがって、継続して地域の総ぐるみということで、一つは、学校と地域と教育委員会と、これらの状況の意見交換等も恐らくなされているだろうと思いますけれども、なされているのであれば、そういう内容、もしくは、なされていないければ、今後、こういう形でやっていくというようなことを教えていただきたいと思います。

それから、次に、7ページの上富良野高等学校の振興策です。一応、通学の関係ということで、最高額8万円を限度ということになっております。それで、きょうの新聞を見ると、中富良野町が、通学定期188名を3分の1負担を補助すると。そういう関係で、うちの補助との関係が、きょう出た新聞だから、対応は難しいかもしれませんが、それらの関係について、当然、我々も聞かれると思いますので、その点の確認をいたしたいと思います。

次に、第6点。青少年団体協議会の皆さん方が、創立50周年記念誌ということで発行されました。これは、教育委員会から、予算的にどうなのか、ちょっと確認できませんけれども、一応、24年度は、青少年団体協議会の補助金は9万円出ていますけれども、50周年との関係はどうかということで。ただ、自主的運営ということで尊重するのですが、現実には50周年記録を見ると、非常に大ざっぱで、若さあふれた企画的なものが全然見られない、写真もない。極端に言えば、年度別に事業を何したということが書いてあるのですけれども、これをずっと私は拾って読みましたら、昭和38年から40年まで、会長は浦島さん、向山さん、西村議長も入っていますね、昭和48年から53年の間に。そうすると、26年間は空白なのです。何もしていないのか、していないわけではないのだけれども、もうちょっと、これらが非常に尊重するとは言いながら、一つは、歴史をつくってきたのは皆さん方だから、そういうものがあっていいのかなという気がしますし、この中で、役場の職員も何人か会長等も経験しているし、あるだろうと思いますけれども、非常に残念のような気がいたします。

それから、最後になりますけれども、今度、新しく菅野教育委員長が就任をされたということで、本当におめでとうございませう。ただ、この中で私が感

じたのは、どこかで、全員協議会か、それとも所管の委員会か何かで、1月10日、教育委員会で選任されました。私が見たのは、1月16日の北海道新聞なのです。それまで、全部つんばい。恐らく、ほかの議員の方も漏れ承っているだろうけれども、どうなのだというようなこと。それで、恐らく、従来の形で言えば、教育委員長が交代すれば、沿線や管内の教育関係機関に退任の挨拶、新任の挨拶等が配られるだろうと思うので、もし配られたら、そのときに我々議員にも来るのかなということを感じていたのですが、それらが一切ないのです。ですから、極端に言えば、きのう、教育委員長の挨拶はくれたけれども、1月10日から就任して54日目で初めて我々議員の前に、公の前に出されて、挨拶をされた。僕は、議会がどういう状況になっているかというのは、教育委員会の事務局はわかると思うのですよ、菅野委員長はわからなくても。それであれば、それらの配慮を教育委員会の事務局がやるべきではないかという感じをします。その間、全員協議会があったり、それから委員会があったりというような形がありましたから、そういうような配慮を、ぜひやっていかなければ大変でないかという気がいたします。

それから、2点目。教育委員会の執行の関係で、今回、教育委員会の会議録を見ていたら、平成25年第2回の上富良野町教育委員会会議録、これは25年1月28日に、16時から招集し開催されています。その中に、開会というところがあるのですが、これが24年12月27日になっているのです。これは、平成24年第13回の教育委員会の開催日と同じなのです。それから、もう一つ、閉会のところ、25年1月18日になっていますけれども、28日に開催したものが、何で18日に閉会になるのか。もう一つ申し上げます。決裁印が、教育長、課長、主幹二人、それから担当スタッフ、それから、会議録書名の中では菅野さん、三熊さん、吉村さん、これらの方々が、トータルで9名の方々が、上に全部判を押してあるのです。それから、署名議員は裏の方にちゃんとしてありますから。こんなような会議録の出し方を、つくり方をしているのか、どこかでチェックできなかったかということが、非常に私は残念に思うのです。

以上、町の関係5項目、それから、教育委員会関係7項目、一応、質問を終わらせていただきます。

○議長（西村昭教君） 最初に、町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番中村議員の、私の執行方針に対します御質問に順次お答えをさせていただきますが、執行方針に対する御質問ということで受けとめさせていただきますので、具体的な政

策、施策にかかわる部分については、多くを、今後の予算委員会、あるいは今後の一般質問等に委ねることのほうがいいかなという理解をしておりますので、その点、御理解いただいておりますというふうに思っているところでございます。

まず、1点目の情報共有につきましては、いろいろ、議会に対します理事者側からとしての情報の出し方、提供の時期、そういったものにつきまして、手続上、おくれが生じたり、あるいは十分でなかったりというようなものについては、事務執行上、これは、しっかりとその目配りをして、皆さん方に御迷惑をかからないような配慮は、これは不断に行っていかなければならないということで、職員に対しましても、そのように指示をしているところでございます。一方、どういう情報を、どういうふうに、皆さん方に御提供申し上げるかということに対しましては、それは、一つ一つのことに對しまして、御質問の中に、具体的にいろいろお話ししていただきました部分もありますが、それら全て、求められるものが全て提供していくという、必ずしもそういうものでは私はないというふうな理解もしておりますので、それは、私のほう、あるいは議会事務局等を通じまして、しっかりとその辺のコミュニケーションをとりながら情報共有を図っていくことが望ましいのではないかなというふうに考えているところでございます。

それから、グループホーム等につきましても、町としての協力支援についてのお尋ねでございます。これにつきましては、冒頭、村上議員だったかと思いますが、御質問ありましたときにもお答えしておりますが、例えば用地の提供だとか、当然、無償というような想定はしておりませんが、そういうようなもの、あるいは道路、あるいは、公共下水道等の引き込み等、そういったインフラの面での支援をさせていただける町としての部分があるのかなというふうに理解をしているところでございます。それはケースによっていろいろ対応がありますので、一概に申し上げられませんが、例えば、そういうような方法も町としての応援の仕方かなというふうに理解をしているところでございます。

それから、3点目の、北海道からの職員の派遣につきましては、どういう部署から派遣していただけるのかということは、これは、先方任せでございますので、どこからというようなことは特定できませんが、ただ、町として、担っていただこうと想定している部門が、商工観光を一応想定しております。そういった部門を担っていただきたいなということ、を、北海道のほうにも振興局を通じて申し上げておりまして、何とか、そういった町の思いがかなうよ

うな派遣を、振興局としても努力をしたいというふうにお話を伺っているところでございます。

それから、これらに伴いまして、実は、相当の権限移譲もセットで制度がなされておりますので、当然そういった権限移譲に対します対応も、そういった派遣職員の方々の力のかりて、十分機能を満たしていくようなことにも力をかりたいなというふうに考えているところでございます。

それから、広域連合の今後の進め方、あるいは、将来に対します中での議会の皆さん方と協議をという御質問でございました。当然、五つの自治体の共同体でございますので、さまざま新しい広域計画を立てながら進んでいく中では、それぞれの各自治体の中におきます議会との協議というものは、これは当然生じてくることと思いますので、私といたしましては、そういった課題が生まれた、あるいは課題と思われるようなことが生じた段階におきまして、都度、適切に議会の皆さん方に情報も提供いたしますし、協議やお知恵を拝借しながら、上富良野町としてのかかわりはどうあるべきかということは見定めてまいらなければならないというふうに考えているところでございます。

それから、衛生ごみの処理についての御質問もございました。このたび、富良野市を中心といたしまして、衛生ごみを資源化したいというふうなお話があったことも承知もしておりますし、それは試験的にそういう事業に取り組みたいということでございまして、現在、富良野市の取り組みと、当町のごみの処理の分別等の取り組み方に大きな開きがございまして、私どもの当町が資源化するための実験事業に取り組むためには、まだまだ上富良野町として前提条件が整っておりませんので、それは先行した地域がそういう価値観を持って、思いを持って進めることでございますので、それについては、思いを共有できる、あるいは取り組みが共有できる自治体で取り組んでいただいているというところでございまして、上富良野町が、今後どういうように、その資源化も含めまして取り組んでいけるかということには、一定程度の時間が必要かなというふうに考えているところでございます。

それから、保育所の給食の供給先につきましては、これは現場において適切な対応を図っていただけるものと思いますし、子供たちがしっかりと、食を通じて、食も保育の大きなファクターでございますので、そういった部分は子供たちに支障のないように、あるいは供給先についても、しっかりと構築していただけるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 7番中村議員の7点の質問についてお答えいたします。

1点目でございますけれども、教育委員会点検評価の開催回数についての御質問でございます。現在、点検評価につきましては、事前に委員さんのほうに10日ぐらい前にお渡しして、効率的にやるということで、1回の開催で評価報告をまとめているところでございます。他市町村につきましては、中村議員のほうからお話があったとおり、それぞれ回数、南富良野で2回、富良野市が4回というようなお話でございますけれども、それぞれの市町村でやり方が異なっても、これはいたし方ないことかなというふうに考えております。委員さんにも、御意見については、こういう意見もあるのだよというお話もさせていただいた中で、点検評価のまとめ方について検討をしてみたいと思っております。

2点目の学力向上についての御質問でありますけれども、こちらにつきましては、現在、北海道において立てている目標、平成26年度の全国学力・学習調査までに全国平均に達するというのが、今、当町も持っている目標であります。その中で、この目標をクリアするために、まず、学力試験の中身なのですが、基礎の部分と応用の部分の二つの分野に基本的に分かれております。まずは、基礎の部分をしっかりとし身につけさせると、ここのところで点数を上げていこうということに力点を置いております。それができて初めて応用のほうというようなことで、今、対応を図っているところでございます。

3点目の学校だよりについてでございますが、こちらは、関係する校区に対して学校だよりを出しております。全ての学校で、学校だよりを校区に向けて配付させていただいているところであります。

4点目の見回りパトロールに関してでございます。意見交換の実態についてお尋ねかと思いますけれども、こちらのほうについては、関係者が集まって懇談会を持ったということはございません。ただ、上富良野町生活安全推進協議会のそれぞれ傘下に入っておりますので、それら教育委員会もそのメンバーになっておりますので、総会において、状況というものの把握をさせていただいているところでございます。

5点目、上高の振興対策にかかわる部分であります。交通費補助、けさの新聞で見たところでありますけれども、今後において、それぞれのところがどのように取り扱うという部分については、中富良野町と協議を進めて、結果が出た段階で報告、協議をさせていただきたいなと、そんなふうに思っております。

6点目、青少年団体協議会50周年事業に関する

記念誌の部分のお話でありますけれども、式典に私も参加しておりましたけれども、それぞれ記念を、節目を祝うということで、歴代の会長さんやなんかが集まって、盛大に、盛会裏に終えたところであります。50周年記念誌の中身につきましては、改めて私がコメントをすることではないのかなというふうに思っております。また、最近、この青少年団体協議会自体が、上川管内に残っているのは、上富良野町と中富良野町の2町であります。その辺の部分を考えますと、いまだに少ない人数の中で一生懸命やっているという部分を考える中で、小さいけれども、目的を持って若者が集い、その目的を果たしていくという観点で、今後についても町として支援をしていきたいと、そんなふうに考えているところであります。

7点目の関係でございますけれども、教育委員長さんの就任に関する部分についてであります。新聞と、あと、広報のほうで紹介はさせていただいているかなと思います。あと、管内については、当然、挨拶状をもって、退任される方、就任される方のお知らせをしたところでございます。配慮という観点のお話ですけれども、それぞれ立場の違いで、思われる部分というのは非常に違いがあるのかもしれませんが、今までの状況がどうだったかという部分、特に今回に限りそういう状態だったとは思っておりませんので、そういう部分で御理解をさせていただきたいと思います。2点目の会議録につきましては、これについては、本当に配慮どころか、全く私自身もチェックを十分していないという観点からは、今後において、このようなことがないように、しっかりしたチェックをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかに質問はございませんか。

9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） 町政執行方針の7ページですけれども、町立病院事業についてですけれども、一般病棟と病院併設型の介護療養型老人保健施設、また、救急告示病院などの役割を担っているということで、富良野協会病院との病病連携を継続して、泌尿器、循環器内科、また眼科と、三つのこういった科の診療を行っていくということですが、これについて、医師の確保などは万全にできるのか。それから、これらの科を診察することによって、19ページとも関連ございますけれども、医療機器の整備などについて、これも大丈夫なのかということをお伺いしたいと思います。

次に、19ページですけれども、ラベンダーハイ

ツ事業のところで、毎年、スプリンクラーとか、以前にはお風呂場の改修とか、いろいろやられて、25年度にはトイレ、洗面所の改修を行っていくというようなことでございますけれども、こういうように、ちまちま古い施設を改修していくことも一つの手でしょうけれども、こういう施設を、私どもも、時に接して、見学をすることがございますけれども、今は個室といいますか、一人一人が自由に生活のできるような、そういった施設ができていますのでございまして、これを一段踏まえて、こういう改修改修でやっていくのもいいですけれども、将来的に、これを大改築するとか、また新設するとか、何かそういった将来に向けた構想があるかどうかということを、ひとつ伺っておきたいと思います。

もう1点、定住移住対策について伺いたいと思います。上富良野町の定住移住促進連絡協議会というのを立ち上げて、今、これを推し進めようとしているわけでございますけれども、こういう、私どもにも話題提供をしてくれるのですけれども、この水もよし、空気もよし、景観もよしという、こういうところに住んでみたいなということでお話を伺うことがあるわけでございますけれども、なかなか、夏の仕事は、基幹産業の農業に従事して生活の足しにできる部分もありますけれども、冬場の仕事がなくてなということでございます。東中小学校などにも、子供連れが、この学校だったら通わせてもいいなと親御さんが言われて、いざ、そこに住もうとしたら、仕事がないということで、よそのほうへ去っていかれるというのが現状でございます。そういったことで、仕事場とか、職業のあつせんを、久しくお話を聞いてあげて、そういうものに協力をして、職場のあつせんなんかをきちんとやる町の姿勢が保たれているのかどうかということについてもお伺いをいたしておきたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番岩崎議員から御質問を3点お尋ねいただきました。お答えさせていただきます。

まず、協会病院との病病連携につきましてお答えさせていただきます。ここにお示ししておりますように、泌尿科、循環器内科、眼科の病病連携を行っております。これにつきましての医師の確保という部分につきましては、協会病院から専門のドクターが上富良野町立病院へおいでいただいて診察をしていただくということでございますので、従来も行っておりますが、そういうことで、改めて医師の確保という部分についての懸念はないのかなというふうに考えているところでございます。

こういったことが、さらにしっかりと、例えば、診療回数をふやしていただくとか、工夫の余地が、もしあるとすれば、それは、これからの病病連携の中で構築してまいりたいと考えておりますけれども、協会病院さんのほうの配慮で、このような、あるいは白田院長さんを中心としますドクター同士のそういう連携が、こういう裏打ちされているということで御理解をいただきたいと思います。

それから、医療機器を充実することによって、こういうことがさらに促進されるのかということでございますけれども、その部分については、特にその病病連携を進める上において、新たな機器の整備だとか、そういったようなことは現場からも求められておりませんし、私は、今そういったことは課題となっているというふうには受けとめておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

それから、ラベンダーハイツにつきましてお尋ねがございました。スプリンクラーの整備も行わせていただきました。昨年は、24年度についてはトイレ等の改修も行わせていただきました。25年度も引き続き行わせていただきますが、なかなか一度に多額の投資ということもできませんので、その辺は御理解いただきたいと思います。ただ、一度に行うことによって効率的な財政執行につながるという部分については、工夫は必要だと思いますので、それについては研究してまいりたいというふうに考えております。

それから、施設そのものの、今、ユニット化と申しましょうか、個室化というのが時代の流れでございます。しかし、当町の施設におきましては、複数の方が一緒に住まわれるというような方、そういう仕組みで運営をさせていただいております。これも、運営の方法としては認められております事業ですから、抜本的なラベンダーハイツの施設そのものの大きな改修につながるような事業ということまでの思いは現在持ち合わせておりませんことから、当面いたします生活環境の改善に努めていこうというところでございます。

それから、3点目にお尋ねのありました定住、移住につきましてですが、定住移住者を確保する、あるいはふやしていくということにつきまして、働く場の確保は大事でございます。とりわけ、議員からお話のありました冬期間の雇用というものは非常に難しいものがございますが、上富良野のみならず、北海道の置かれた現実の状況というものをしっかりと理解していただいて定住をしていただくということが前提でございますので、移住、定住者のために、何か特に職場を確保するというところまでの体力は、この地域にはまだ備わっていないというふうに

考えております。そういうことから、仕事のあつせんも通じて定住を促すというようなところにまで及ばないということで御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

1 番佐川典子君。

○1 番（佐川典子君） 全般的に、町長さんに伺いたと思います。

前は、光が当たるようにという執行方針で、心の中に残っていましたが、今回、その光が、どこに行っただかなというような、全般的に見てですね、町の方針の、夢が見えてこないような気がいたします。心に何か伝わってこないような気がいたします。私から見ると、何か、職員が書いているような、そのような文章に感じられるのですが、これは誰が書いているのか、そこだけ伺いたと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 佐川議員の御質問にお答えいたします。

ここに表題に書いてありますように、私の町政執行方針だということで、全て御理解いただけると思います。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） ないようですので、これをもって執行方針についての質疑を終了いたします。

◎予算特別委員会の設置について

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第9号までの以上9件につきましては、なお十分な審議が必要と思われますので、この際、議長を除く13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第9号までの以上9件につきましては、議長を除く13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎休 会 の 議 決

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

議事の都合によりまして、3月7日から12日までの6日間を休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、3月7日から12日までの6日間を休会とすることに決しました。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

休会中及び再開後の予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

○事務局長（藤田敏明君） 御報告申し上げます。

ただいま御決定いただきましたとおり、あす3月7日から12日までの6日間は、休会といたします。

3月13日は、本定例会の3日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 1時52分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 2 5 年 3 月 6 日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署 名 議 員 中 村 有 秀

署 名 議 員 谷 忠

平成 2 5 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 3 号）

平成 2 5 年 3 月 1 3 日（水曜日）

○議事日程（第3号）

第 1 会議録署名議員の指名の件

追加日程

第 1 議案第37号 平成24年度上富良野町一般会計補正予算

第 2 町の一般行政について質問

○出席議員（14名）

1 番	佐 川 典 子 君	2 番	小 野 忠 君
3 番	村 上 和 子 君	4 番	米 沢 義 英 君
5 番	金 子 益 三 君	6 番	徳 武 良 弘 君
7 番	中 村 有 秀 君	8 番	谷 忠 君
9 番	岩 崎 治 男 君	10 番	中 澤 良 隆 君
11 番	今 村 辰 義 君	12 番	岡 本 康 裕 君
13 番	長谷川 徳 行 君	14 番	西 村 昭 教 君

○欠席議員（0名）

○遅参議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向 山 富 夫 君	副 町 長	田 浦 孝 道 君
教 育 長	服 部 久 和 君	代表監査委員	米 田 末 範 君
教育委員会委員長	菅 野 博 和 君	農業委員会会長	中 瀬 実 君
会 計 管 理 者	中 田 繁 利 君	総 務 課 長	田 中 利 幸 君
産業振興課長	前 田 満 君	保健福祉課長	坂 弥 雅 彦 君
健康づくり担当課長	岡 崎 智 子 君	町民生活課長	北 川 和 宏 君
建設水道課長	北 向 一 博 君	農業委員会事務局長	菊 池 哲 雄 君
教育振興課長	野 崎 孝 信 君	ラベンダーハイツ所長	大 石 輝 男 君
町立病院事務長	松 田 宏 二 君	福祉対策班主幹	真 鍋 浩 二 君
高齢者支援班主幹	北 川 徳 幸 君		

○議会事務局出席職員

局 長	藤 田 敏 明 君	主 査	佐 藤 雅 喜 君
主 事	新 井 沙 季 君		

午前 9時00分 開会

(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成25年第1回上富良野町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(藤田敏明君) 御報告申し上げます。

町の一般行政について中村有秀議員外5名の議員から一般質問の通告がありました。

3月6日議会運営委員会を開催し、一般質問の日程を決定いたしました。質問の順序は、先例により通告を受理した順となっており、質問の要旨は本日配付したとおりであります。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

9番 岩 崎 治 男 君

10番 中 澤 良 隆 君

を指名いたします。

◎会期の変更

○議長(西村昭教君) お諮りいたします。

3日、4日目に予定しておりました一般行政質問の人数が少数のため、3日目、4日目の日程を1日にまとめて13日とし、4日目を22日に変更したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、4日目を22日に変更することに決しました。

◎追加日程の議決

○議長(西村昭教君) お諮りいたします。

ただいま町長から、議案第37号平成24年度上富良野町一般会計補正予算(第13号)の件が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 議案第37号

○議長(西村昭教君) 追加日程第1 議案第37号平成24年度上富良野町一般会計補正予算(第13号)の件を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(田中利幸君) ただいま上程いただきました議案第37号平成24年度上富良野町一般会計補正予算(第13号)の提案要旨について、御説明申し上げます。

1点目は、平成24年度地方交付税の減額調整分が全額配分されたことから、増額補正をお願いするものであります。

2点目は上富良野町中学校吹奏楽部の部員7名が、日ごろの活動成果が認められ、このたび3月20日、東京都で開催されるクラリネットアンサンブルコンクールに、また3月24日、川崎市で開催される日本サクソフーン協会アンサンブルコンクールにそれぞれ出場することとなったことから、その出場経費について所要額を計上するものであります。

以上を申し上げましたことを主な要旨といたしまして、余剰となる財源につきましては予備費に計上することで補正予算を調整したところであります。

それでは以下、議案の説明につきましては議決項目の部分につきましては説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第37号平成24年度上富良野町一般会計補正予算(第13号)。

平成24年度上富良野町の一般会計の補正予算(第13号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ691万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億567万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区

分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1 ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。

1 歳入。

1 0 款地方交付税 6 9 1 万 4, 0 0 0 円。歳入合計は、6 9 1 万 4, 0 0 0 円であります。

2 歳出。

9 款教育費 3 1 万円、1 3 款予備費 6 6 0 万 4, 0 0 0 円。歳出合計は 6 9 1 万 4, 0 0 0 円であります。

以上、議案第37号平成24年度上富良野町一般会計補正予算（第13号）の説明といたします。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了します。

これより、議案第37号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決しました。

◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長（西村昭教君） 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、7 番中村有秀君。

○7 番（中村有秀君） 私は、さきに通告いたしました一般行政の一般質問として4項目行いたいと思います。

まず第1項目めは福祉灯油の速やかな実施についてでございます。

今冬の灯油の高騰が続いており、低所得者は大きな打撃を受けております。上川管内の23市町村のうち、20市町村が福祉灯油として灯油購入費の助成を実施、また予定をしていると平成25年2月6日付の北海道新聞で未実施の市町は旭川市、鷹栖町、上富良野町と報道されております。当町内の灯油価格は特に安いわけでもないのに、福祉灯油を速やかに実施できないか、次の点についてお伺いをい

たします。

1 点目、北海道からの福祉灯油補助に関する通達文書の発信年月日、内容、締め切り月日等についてお尋ねをいたします。

2 点目、道の通達内容によって、当町が試算した場合の内容についてお伺いをいたします。

3 点目は、2月28日までに現在までに実施予定がないとこの理由についてお伺いをいたしたいと思います。

次、2 点目、道路維持と市街地町道除雪について苦情内容とその対策についてお伺いをいたしたいと思います。

平成24年度より、町道維持管理と市街地除雪が民間委託として実施されてきたが、町民からさまざまな苦情が例年より多数寄せられていると聞いているが、町民からの苦情件数、内容を具体的にその説明を伺いたいと思います。

また、その対策はどのように措置されたのかお伺いをいたします。

次に3 点目、民間でできることは民間でというアウトソーシングとしてのラベンダーハイツの取り組みについてお伺いをいたします。

町政運営改善のプランとして、平成22年から計画にあるがその取り組み状況と今後の推進策の展開を求めたいと思います。

4 点目、小規模多機能型居宅介護事業所の動きがあるが、その状況についてお伺いをいたします。

上富良野町社会福祉協議会が、小規模多機能型居宅介護事業所の開設準備が進められているが、町としてその計画内容について承知している範囲で何とともに、町の対応と考え方について見解を伺いたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） おはようございます。

7 番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

1 項目めの福祉灯油に関する3 点の御質問ですが、1 点目、2 点目につきましては担当課長からお答えいたしますので、3 点目の福祉灯油の実施に関してお答えさせていただきます。

まず、福祉灯油事業につきましては、何ら否定するものでもなく、その意義につきましては評価するものであります。

しかし、昨年末の政権交代以後の現政権下における財政経済運営の取り組みを見ますと、長引くデフレからの脱却や来年度に控えた消費税増税に向けた環境づくりなどから、大胆な金融緩和策や財政出動は当面維持されると思われ、今後も円安傾向は続く

ものと推察しております。

年明け早々の円高是正の動き以来、ガソリン等大きく値上がりしており、さらに小麦、輸入雑貨等に影響してくるものと思われます。

加えて今後、電気料金の大幅値上げも遡上に上がっており、反面、地方経済や私たちの生活実態は一向に改善の兆しも感じられず、ますますこのギャップは広がっていくものと危惧をしております。

このようなことから、私といたしましては、今後の見きわめが大変難しい状況ではありますが、今回は福祉灯油事業実施を見合わせ、高齢者、障がい者、あるいはひとり親世帯などの方はもちろんであります。さらに裾野の広い恒久的な生活支援策を講じる必要性を強く感じていることから、その制度化を目指し、町民の方々の生活実態、あるいは必要とされる支援策の見きわめなどを行い、それらの仕組みづくりがまとも次第、御呈示申し上げ、事業実施に向け取り進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの町道維持管理業務に関する御質問にお答えいたします。

平成23年度をもって車両班を解消し、本年度よりバス運行と公用車管理部門を総務課に、また重車両と道路維持管理部門を建設水道課に移行した経緯があります。

この業務体系の変更に伴い、除排雪を含めた通年の道路維持管理業務を町内土木会社4社により構成する特定共同企業体に全面委託して現在に至っております。

本年度は、全面委託の1年次目としてこれまでの事業実績を参照し、作成した業務仕様書について、その制度は適正であるかを現場の中で確認、検証しながら適時、修正を加える移行期間として位置づけしております。

さらに、スムーズな移行をバックアップするため、直営機能も一部存在させておりますが、実態としてはさまざまな問題や課題が発生しており、町民の皆様にも多々御不便をおかけしていることに対しまして、おわび申し上げるところであります。

町といたしましては、既に車両運行業務につきましてはこれまでに随時委託化を図ってきており、今回の町道維持管理部門の委託をもって一応、完了するところであり、一連の委託化により行政効果やサービス向上が図られているものと思われ、今回の委託事業につきましても皆様から寄せられているさまざまな改善点を十分に今後に生かし、本来の事業目的が果たされるよう取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めのラベンダーハイツのアウトソーシング検討状況に関する御質問にお答えいたします。

町においては、従来から行政が担ってきた事業について、その担い手を民間事業者など外部に委ねることで、事業目的の達成やサービス向上、さらに行政の効率化が図られるとともに、民間活力の向上につながると判断される業務につき、アウトソーシングの手法を講じるよう取り組んでいるところであります。

御質問のラベンダーハイツにつきましては、専門的な知識や技能を有する多くの人的資源により、24時間入所者の生活を安全に維持する機能的な運営が求められる重要な福祉施設であります。

これまで多くの自治体におきまして、公営から民営に移行している実態にあることから、町政運営改善プランにおいては、これまでの行財政改革実施計画等を引き継ぎ、アウトソーシングの検討対象事業として位置づけしているところであります。

このような中、これまでも給食業務の民営化の検討や多様な雇用形態の活用など、経営の効率化に努めてきたところであります。さらに、施設全体にわたる経営形態のあり方については、民間移行した他自治体のほか、小規模多機能型居宅介護事業所やユニット型特養施設の実態を視察するなど、研究をしているところであります。

このような内部での研究に加え、本町の高齢者介護の将来見通しや他の福祉施設の関連など、ラベンダーハイツのアウトソーシングについての方向性を見定めるためには、なお一定の時間が必要と判断しているところであり、現在、目標を定めた検討に至っていない状況であることを御理解賜りたいと存じます。

次に、4項目めの小規模多機能型居宅介護事業に関する御質問にお答えいたします。

小規模多機能居宅介護事業所につきましては、第5期介護保険事業計画に位置づけているところですが、昨年3月に上富良野町社会福祉協議会において、事業所の開設について理事会を経て、評議員会で組織決定したと承知しております。

その後、昨年9月に社会福祉協議会より建設予定地として旧泉町教員住宅敷地を建設予定地として貸し付けを受けたい旨の要望があり、町の保健福祉政策に寄与すること、また遊休町有地の有効活用の観点から貸与が可能であるとの回答をしたところであります。

また、本年1月には理事会を経て、評議員会において定款の変更、基本財産の取り崩し及び補正予算が承認され、事業実施に向けての基本設計等を発注

し準備を進めていると伺っております。

町といたしましては、社会福祉協議会が国の交付金の活用を希望していることから、国への補助申請時期を考慮し、3月中旬を目途に事業計画、事前協議書の提出を依頼しているところでありますが、現段階ではまだ提出がされておらず、町として計画内容の詳細については承知していないところであります。

今後につきましては、事業計画事前協議書が提出され次第、その内容について書類審査等行うとともに、介護保険事業運営協議会の意見を聞いた上で事業者決定の可否を判断したいと考えております。

○議長（西村昭教君） 次に、健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君） 7番中村議員の福祉灯油に関する一、二点目の御質問に私のほうから答弁させていただきます。

1点目の北海道からの福祉灯油補助に関する通達文書の発信年月日、内容、締め切り月日でありますが、平成24年10月22日付事務連絡で北海道上川総合振興局から各市町村あてに市町村福祉灯油事業の実施状況調査について、平成24年度市町村福祉灯油事業実施状況調査を実施するので、地域づくり総合交付金、福祉振興、介護保険基盤整備事業の28、高齢者等の冬の生活支援事業の活用の有無にかかわらず11月2日まで回答するよう通知を受けています。

この事務連絡文書は例年同時期に調査されているものです。

次に、平成25年1月17日付、上保社第2846号で北海道上川総合振興局から各市町村あてに市町村福祉灯油事業の実施状況調査についての表題で、平成24年10月22日事務連絡調査したが一般の福祉灯油の高騰を踏まえ、平成24年度における市町村福祉灯油事業の実施状況について再度調査するので、地域づくり総合交付金、福祉振興、介護保険基盤整備事業の28、高齢者等の冬の生活支援事業を活用していない市町村についても1月21日まで回答するよう通知を受けており、その中でなお今回の調査結果については、議会資料等で公表する場合があるので、御承知おきくださいと記載されています。

次に、2点目であります試算については、北海道地域づくり総合交付金を活用しての福祉灯油事業については、先ほど町長から答弁がありましたように事業を希望してございません。事業を希望して実施する場合には、その対象を範囲や助成金額、対象世帯を確定しなければ試算できなく、試算してございませんので御理解願います。

○議長（西村昭教君） 次に、建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 7番中村議員の2項目め、町道維持管理委託業務における苦情等に関する御質問にお答えいたします。

委託業務内容としましては、まず雪のない夏季においては町道の定期パトロールと町民の皆様からの通報に対応して、主に道路施設の維持補修を行っておりますが、ここ2年継続した局所的な豪雨災害が平成24年度においても7月から9月にかけて4回発生したため、経常的な維持管理と災害対応が合併した結果、さまざまな苦情の原因となったものと考えております。

災害通報との区別は難しいのですが、夏季期間では災害関連を含めて500件前後あった通報、苦情、要望のうち、委託業務にかかるものについては100件前後、委託業務として対応した内容は路面の土砂清掃と段差解消、側溝や道路陥没、デリネーター等ポール類や案内標示物の補修などでありました。

また、冬季期間の業務については、今後の融雪期へ向けた雪割り作業が残っているため、現在までの状況としてお答えさせていただきますが、除排雪業務は昨年度までの受託工区212キロメートルを基準に新たな委託路線25キロメートルを加えて一部工区の組みかえと貸与の町有作業車両の配置変更を行っています。

除排雪作業においては、自然現象であるためや迅速さを求められること、交通安全や通勤、通学、バス運行などのための作業時間の制限などから御迷惑をおかけすることも多く、例年、多くの苦情をいただき対処しているところです。

また、特に本年度は直営から委託工区に変わった東中地区の一部、本町、宮町、旭町、新町、東町の4、5丁目において、除雪対象でありながら除雪車が入っていない、雪の押し込み場所が異なる、除雪幅が狭い、作業が雑、除雪車の走る方向が昨年と異なる、また昨年までと除雪する時刻が違うなどの苦情が寄せられており、これらのうちで技術的なものや作業配慮で対応できるものは現在までに解消されているものと掌握しております。

苦情のうち、宅地通路前に雪を残さない、また間口を多く広げた除雪など、作業上、対応が困難なものについては御理解と御協力をお願いするところです。

なお、御質問の苦情件数については、業務時間中は職員が直接対応いたしますが、週休日、休日及び夜間については役場当直員が受けて職員に伝達するもの、また直接企業体連絡員や工区作業担当者に連

絡するもの、さらには住民から直接委託業者に連絡される場合もあり、この正確な数を掌握しておりませんが、町内全域について建設水道課で受けて対応したもので５０件前後、業者側で受けて対処したものは１００件前後で、これらの多くは１１月から１２月中旬に集中したものとなっています。

本年度は、１１月下旬に降った初雪が根雪となり、１１月から除雪出動、例年１月中旬が始める排雪作業を１２月下旬から始めざるを得ないという異例な気象状況ではありましたが、除雪体制の変更を要因とした苦情も寄せられておりますことから、再発防止に向けた対策を尽くす考えでありますので、御理解をお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

７番中村有秀君。

○７番（中村有秀君） まず、１項目めの１点目、道の関係でございます。一応、発信月日ということで一応お尋ねをいたしましたけれども、この２４年１０月２２日付、それから２５年１月１７日付での回答がそれぞれ１１月２日、１月２１日ですけれども、この回答日はいつなのかお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君） ７番中村議員の御質問にお答えいたします。

回答日につきましては、１０月２２日に受けました事務連絡に関しましては１１月５日に回答なしで報告しております。

あと１月１７日付で調査のありましたものにつきましては、１月２１日回答しております。

以上です。

○議長（西村昭教君） ７番中村有秀君。

○７番（中村有秀君） それでは、１回目が１１月５日、２回目が翌年の２５年１月２１日ということでわかりましたけれども、それでは道の地域づくり総合交付金の活用をしないと、決定した日はいつなのでしょう。

○議長（西村昭教君） 健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君） ７番中村議員の御質問にお答えいたします。

町におきまして、今後、体系的な制度を恒久的な支援制度を構築するということで意志を決定していったのは……

申しわけありません、決定月日につきましてはちょっと後ほど答弁したいと思います。

○議長（西村昭教君） ほかにあれば。

中村有秀君。

○７番（中村有秀君） いや、これは重要なポイントなのです。実際に町長は、こういうものが必要だと認めていながら、何もしないでそのままずっと利用しない、実施しないということになって、その日にちの間に他の市町村は着々と進めているのです。

ですから、その間、何で恒久対策が中富良野でも美瑛でも、南富良野でもやっているのですよ。そういうことで、その日にちが重要なポイントなのですけれども、とりあえず今わからないというのであれば、それではどのような会議で決定されて、その出席メンバーはどなただったのか確認したいと思います。

○議長（西村昭教君） 暫時休憩します。

午前 ９時３３分 休憩

午前 ９時５０分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど中村議員から質問がございましたが、皆さん今、保健福祉課長の坂弥課長が所用によりまして欠席をいたさせましたので、かわりに福祉対策班の真鍋主幹、それから高齢者支援班の北川主幹をかわりに２名、説明員として出席いたさせますので御了承いただきたいと思います。

それでは、先ほどの質問に対しまして答弁をお願いいたします。

健康づくり担当課長。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君） ７番中村議員の御質問にお答えいたします。

福祉灯油に関しまして、町でどのような方向で支援策を組み立てていくかということで検討の意志決定をした日は１月３１日となっております。それまでに福祉対策班及び高齢者支援班等を含めまして内部協議を行って、都度の支援策を講じるべきなのか、どのような恒久的な支援策を講じるべきなのかということで協議を行って、その結果として３１日に意志決定しております。

○議長（西村昭教君） ７番中村有秀君。

○７番（中村有秀君） 私が言うのは、１１月５日、１月２１日に上川総合振興局にこの事業をしないということを出しているのですよ。それが何で１月３１日なのですか。その前に部内の調整をやって、それがどういう会議で誰が集まったかということを知りたかった。全然、その１月３１日は違うでしょう、いかがですか。

○議長（西村昭教君） 健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君） 7 番中村議員の御質問にお答えいたします。

詳細につきましては明解に御答弁できなくて申しわけありませんけれども、11月におきましても、その段階におきましては、町としては福祉灯油のメニューを選択しないということで、さまざまなメニューの中で選択をしないということで判断しております。

○議長（西村昭教君） それでは、副町長に答弁いたさせます。

○副町長（田浦孝道君） それでは答弁させていただきます。

日にちの経過等については担当のほうから説明したとおりでありまして、予算の議論の中でもこの案件については町長の発言も含めていろいろ考え方を述べさせていただいたところでございますが、直近では19年、それから20年に実施をまいりました。

その段階でも、市場の灯油の単価、それからその単価の動向がどうあるかということも踏まえて、今回、少し推測になりますけれども現場の所管としましては市場単価の動向等見きわめて実施の実例と照らすとそういう状況下にはないという思いを含めて、上川総合振興局のほうに考え方の方向としてそれぞれ応答しているところでございますので、その点はひとつ御理解いただきたいと思います。

それと最終的に組織の中で、そういう所管の考え方も含めて、またさらに今後のありよう含めて1月31日に担当課長が申し上げましたように町長交えて組織としての最終の意志決定をしたと、その意志決定の趣旨については今後の恒久対策を講じるということの意志決定をしたことが非常に占める内容としては大きいということでありますので、その点ひとつ担当課長からの説明ではございませんが、私のほうの所管とのやり取りを含めてかいつまんで申し上げましたので御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 7 番中村有秀君。

○7 番（中村有秀君） 25年1月31日は、これはしないけれども恒久策をするということでしょう。

私が言うのは11月5日に上川振興局にこの地域づくり総合交付金、この高齢者の冬の生活支援事業は上富良野はしないという決定をしたのはいつなのかというを聞いているのです。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 確信的な答弁にはなっていないかもしれませんが、繰り返し私のほうから申し上げますけれども、特に19年、20年連続して実施しました。

非常に年数は経過してございますが、特に平成20年の実施の成果として、これは方針の決定ではございませんが、あるべき方向としてはそういう事態に立ち入ったときに同じような特例の要綱を持ってやることについては、なかなか課題もいろいろあるという総括はしてございますので、所管段階で実施の方向にないと、これは単価の市場単価の動向も含めててございますが、そういうことについて所管が思いをはせているのは20年の総括が土台にあるということでひとつ御理解いただきたいと思います。

そういう方向で1月31日に、その以後も含めて恒久策を練るということを前提に、過去と同じような実施についてはしないということも含めた意志決定をしてございますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君） 副町長、中村議員が聞かれているのは上川振興局に対して、その事業に乗らないという返事をしたのはいつなのかということを知っているのです。それを聞いているのです。そこをはっきりすればいいので、理由は今言ったとおりだと思うのですが、もう一度、答弁願います。

副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 今、私が説明申し上げましたように、組織的に協議の場をもって意志決定した時期については1月31日でございます。

それ以前のそういう判断を加える、もしくはそういう方向を所管が持ち合わせてという、そういう根底については20年のそういう総括等々が根底にあるということでひとつ御理解賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君） 7 番中村有秀君。

○7 番（中村有秀君） 明確に答えられないのですよ。部内だけで最初は実施をしないということをやったのですから、言うなれば福祉行政の担当の内部だけでやったのではないですか、その点ははっきりしてください。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 私のほうから答弁をさせていただきます。

先ほども担当課長と確認してまいりました、また担当主幹とも確認しましたが、内部協議も会議形式等を用いた協議をしてございませんので、繰り返しになって申しわけございませんが、今、議員からおっしゃられるように、いつ、どういうメンバーで、どういう形で意志決定をしたかということについては、そういう形式をとっていないことではなかなか明確な答弁ではないわけでありましたが、所管としては繰り返しになって申しわけございませんが、正式な意志決定については1月31日でございまして、そういう方向を所管が認識をしているというこ

とは、20年の総括から始まっていることですので、繰り返し申し上げますが、その点はひとつ御理解賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 19年、20年と言いますが、現実の問題、19年度は175名、175万、道の補助は25万2,000円、20年は279名、370万の商品券、道補助75万、こういうことをやっているのです。

そうすると私は、ここの2番の中で試算をしないというのは、もうあくまでやらないから試算をしないのだと、現実にはこれだけの実績があって、道新に載った段階で私のところに多くの意見が寄せられました。何で上富良野だけしないのと、上富良野町長あの人何言っていましたか選挙のとき、隅々まで光を当てるといふ、そのことの反映が全然されていないのです。

ですから、私は現実の問題として確かに20年度のときは過大に数字を上げて予算を上げ過ぎたのです。それが失敗していたのです。だけど、現実には279名の方が370万円もらっているのです。ですから、そのもらっている人たちからすれば、上富良野がなぜなのかということが当然、出てきます。

現実には上川支庁管内23のうち20が実際にやはりやっている、それから道の段階でも、道で照会しました179市町村のうち136市町村やっている、75%の市町村がやっている、そのうち126が道の補助を受けている、それから10が単独でやっているという、これからもまだふえるでしょうということで、道の担当者言っていました。

ですから、例えば中富良野が2月に臨時議会を開いてそしてやっているのですよ。その必要性を考えるのであれば、なぜもうちょっと恒久策を決めたのは1月31日であれば、その前に町民の多くのそういう低所得者生活弱者の人たちは現実には11月、12月、1月、高騰された中で日々生活していたわけです。それが今、恒久策にしてもその分はどうなのかと、全道なり、それから上川総合振興局の中での実施状況を見ると上富良野がなぜかというのが大きな疑問が持ちます。

特に、町長は言っております町政執行方針の冒頭に、これまでの4年間は私は町の隅まで光の当たるまちづくりを基本理念に、決して弱者をつくらず、誰もが安心して暮らしているまちづくりを取り組んでまいりましたと述べております。

それからもう一つは選挙公報です。この中には、私の決意、私は4年間の町政運営に当たり、町の隅まで光の当たるまちづくりをモットーにしていると。いかに保健福祉課の皆さん方が町長の信念をど

う捉えて行政に反映するか、そうすると私はやらないから試算をしないのだということにはならなくて、もし考えるならば試算をしてこれこれかかるけれども、理事者、財政当局とどうなのかという話し合いを当然しなければならないです。それをしないということは、先にしないが先にありきだったと思うのです。

私は、町長のこの公約、それから平成25年度の執行方針の冒頭を見ますと何でということ非常にむなしい気持ち、職員はもうちょっと50万、100万のお金が何とかなる方法がなかったのかということが検討すべきだったと思う、その点お伺いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 7番中村議員の福祉灯油にかかわる一連の経過等についてのお尋ねでございます。

平成19年、20年、この福祉灯油に特化したしました事業につきましては、当時、私も議員としてその事業の推移を見させていただいた一人でございます。

それらの当時の事業に対する私なりの思い、それから今回の昨年暮れから年明けにかけましての灯油等の価格の推移、そういったものを私なりに判断いたしまして全道的に、あるいは管内的にいろいろ動きがあるということも報道等で承知もしております。

しかし、今までの機会の中でもお答えさせていただいておりますように、私といたしましてはさらに裾野を広げた恒久的な生活弱者と言われる方々に対します手の差し伸べ方は他にあるだろうというようなことを常々念頭にございますので、そういったことを1月以降、非常に流動的な状況でございますので、現在もどちらから言えばその流動的な状況の渦中にありますけれども、そういったものをしっかり灯油に特化しなくても、これは年間を通じて弱者を出さないというような信念に基づきまして、しっかりと支える仕組みづくりができれば、政治は結果でありますから、私はそういう信念でこれから恒久策を講じることが真に町民の皆さん方を隅々まで思いを届けるということにつながると思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 私、先ほど中富良野の例を出しました。中富良野は福祉灯油購入助成事業ということで、これは2月に臨時議会を開いて、そして2月13日か2月28日に申請を受け付けるということをやっているのです。

だから今、町長の言うのは詭弁だと思う。11

月、12月、1月、本当に生活弱者の人たちが灯油を購入しているのですよ、高いの。そうすると、それはそれで対策を練る、それからもう一つは今町長の言う恒久策はまた別な形で対策を練る、これが当然だと思うのです。

ですから美瑛を見ます、美瑛町は準要保護世帯と法外援護事業ということで、生活保護世帯に準ずる生活困窮者云々ということでの福祉灯油も含まれた形で1世帯2万5,000円ということで、今年度12月支給、1世帯当たり2万5,000円で道の補助60万円、一般財源75万円でやっています。

中富良野もそういうことでおくれではいるけれども、1世帯1万で391世帯、道補助50万円、一般財源341万円でやっている、ですから僕は恒久策と別に12月、11月、12月、1月の部分のそういうものを僕は対策すべきではなかったのかという気がいたします。

それで恒久策をやるということであれば、それは逆算して12月、1月の関係の、言えなればことしの冬の関係の支給対象には入らないということになるのでしょうか、その点。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

冒頭お尋ねありましたように、どういう支援策を講じるかということに對しましては、それぞれ個人の政策に対する信念や思いでございますから、その部分について云々は申し上げませんが、私といたしましてはこの冬の灯油も考慮の要因の一つとしては否定もいたしません。

しかし、まだまだこれから心配される生活を脅かすような要因がこれからも発生してくるような予想もされますので、そういったものを十分見きわめて、そして夏冬関係なく、やはりさまざまな要因で生活を圧迫するものに対する支援策を講じることが町民に対する思いではないかというふうに理解していますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） それでは、ことしの冬の部分は支給をしないということなのか確認いたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 灯油の高騰に対する特化した一般的に言う福祉灯油という名のもとにおける事業は予定をしておりません。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） これは最終的に町長の権限だろうことと思いますが、町長の公約の中で、の隅にまで光を当てる、それから道の状況、言うな

らば76%、それから上川総合振興局87%というと、非常にそれこそ公約にうそをついているというような感じをしないでもありません。

私は課長会議にでも24年9月からずっと調べてみたら、これらの関係は一切会議録には載っておりません。非常に私は残念だと思います。

時間がなくなりましたので、次に移ります。

2番目の道路維持の関係です。この中で、業務委託ということで行政効果、サービス向上ということで目的で実施をされているのですけれども、現実には維持管理費の軽減による財政負担軽減がどのくらいあるのか、もう一つはサービス向上といっても、ことしの冬の除雪、排雪状況を見ますとサービスの低下になっているということを住民会長会議の中でも出されております。

それで、ここで町長が認識しているさまざまな問題と課題ということで答弁書の中にあります。その内容はどのようなものなのか、認識している問題と課題についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

課題、問題等は冒頭、担当課長のほうから御説明したような基本と申しましょうか、大部分をそういったこと冒頭の御説明した中に含まれておりますが、例えば私も技術的なことは仕様の詳細については全てを熟知しておりませんけれども、例えば出勤、除雪について言えば出勤のする仕組み、あるいは仕事の分担の仕方、あるいはパトロールのあり方、それから独自判断、受託側がいろいろな状況を見て判断をする、その判断の裁量の幅、そういったことはまだまだ工夫の余地もありますし、改善の余地もあるのではないかなというふうに理解をしております。

それから、お尋ねいただいたと思うのですけれども、効果額等については今、私はちょっと額では承知しておりませんので、必要であれば準備してお答えさせていただきます。

私の問題、課題についての考え方を御答えいたしました。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 7番中村議員の委託にかかわる効果の部分の御質問にお答えをいたします。

実は町長からさきに説明のとおり、車両班体制が解消するという、これは職員の適性化計画に基づくものなのですが、その業務を新たに組みかえると同時に民間でできるものについては民間に委ねるという、アウトソーシングの計画に基づいた一環

でもございます。

このため、単純に費用を削減するという効果を求めたものではないという部分も御勘案いただきたいと思います。実質のところ既に車両班が退職時不採用という方針をずっととってきておりまして、そのたびごとにその欠員となった職員部分を委託に順次移してきております。

このため、人件費が委託費に置きかわるという経過がずっと続いて、最終的に全面委託という今回の形になった関係で、その過程において費用面では効果が出ていただろうと、結果的に今回、効果が発生しているかという、実質のところ業務の置きかえ、それから民間に雇用の場所を与えるという、そういう面での地域振興効果のほうが大きく働いているものと判断してございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 7 番中村有秀君。

○7 番（中村有秀君） 時間がないので答弁のほうも簡単に焦点を充ててお願いをいたしたいと思います。

それで、冬季の苦情件数ということでいろいろなケースがある、建設水道受け付けで50件前後、業者受け付けでは100件前後ということでございますが、ただデータのきちっとしていないということなので、一応、苦情、要望の内容は多岐にわたっているのは承知しますけれども、苦情の受け付けカードということで全部整理をし、それを最終的に苦情内容及び要望、それから苦情の地域、苦情の処理状況というのを集計し、分析するということで、今後の対策上必要だと思いますけれども、答弁は要りません、ぜひこういうものをやっていただきたいと思います。

次に、3 番目のラベンダーハイツのアウトソーシングの関係、これは一応、基本的に了解いたしましたけれども、一応、尾岸町長時代の行財政改革からこれらがずっと遡上に上がっていて、22年度、これは町政運営改善プランということでやってきております。

そういうことで、僕はだんだん年月がたっていけば、中央保育所もそうですし、それからハイムいしずえもそうですけれども、移譲する段階で非常にあそこも、ここも直さなければならぬ、そういうようなこともあるもので、できるだけ早急に対処していただきたいという気がいたします。

次に、4 番目の小規模多機能型居宅介護事業所の開設でございます。

それで、この建設予定地ということで、旧泉町教員住宅、この敷地はどのぐらいなのかということ、もう一つはこの敷地に対する貸し付け金額とい

うのはどういう形で計算されたのか確認いたしたい。

○議長（西村昭教君） 高齢者支援班主幹。

○高齢者支援班主幹（北川徳幸君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

旧泉町教員住宅の敷地貸し付け面積につきましては、おおむね1,000平米でございます。

貸付料の試算なのですが、行政財産の目的外使用の関係の単価を計算いたしまして、現段階では試算しております。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか、試算した金額がほしいのですよね。

○高齢者支援班主幹（北川徳幸君） 申しわけありません。金額については現在、今、持ち合わせていませんので、後ほどお知らせ申し上げます。

○議長（西村昭教君） 中村有秀君。

○7 番（中村有秀君） 打ち合わせしていないわけではないでしょう。社会福祉協議会の会議録を見ますと、土地利用にかかる関係機関等の事前相談の状況、その中で平成24年11月8日、協議相談相手、上富良野町、町所有地旧泉教員住宅敷地貸し付け金額46万7,424円と回答を受ける。その後、24年11月19日にはこの減額について検討を依頼するということになっております。

したがって私は、これからいくと貸し付け金額はあさひ郷と同じような形でこの46万7,400を50%ということになると、23万3,712円になるのです。そうしたら社会福祉協議会の今回の15日に行われる評議員会の予算書を見ると、この23万3,712円が23万4,000円ということできちっと出ているのです。

そうすると、多機能型の関係の協議の経過を見るとその点は十分、話し合っているのではないですか。ただ、結論が出ていないかどうかは私はわかりませんが。

○議長（西村昭教君） 高齢者支援班主幹、答弁。

○高齢者支援班主幹（北川徳幸君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

先ほど済みません、言葉がちよっとあれだったのですが、持ち合わせていませんということで、詳細な数字はちょっと手元にないということで、打ち合わせ、金額の提示等はしてございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 7 番中村有秀君。

○7 番（中村有秀君） 小規模多機能型ということで一般質問で通告しているのだから、それらの資料をちゃんと持ってくるのが常識ではないですか。

それともう1点、この中であさひ郷と同じような

形で、時間がありませんけれども、例えば土地使用料は半額で23万4,000円ということが、社会福祉協議会の評議員の予算書に載っております。

それともう一つ、公共下水道受益者負担、これは75%、あさひ郷は減免なのですけれども、これらについてはどう話し合われているのか。

それからもう一つは、事業所設置補助ということで、あさひ郷さんの障がい支援施設については50万円、これは今年度の25年度の予算書の107ページにはっきり50万円ということで載っております。

それであれば、今回の社会福祉協議会は一応、担当課としてどのように考えているのか、その点、確認したいと思います。

○議長（西村昭教君） 高齢者支援班主幹、答弁。

○高齢者支援班主幹（北川徳幸君） 1点目の減免の関係なのですけれども、基本的にはまだ貸し付けの申請も出てきていない状況です。出てきた時点で、あさひ郷等々の事例を参考に判断したいと考えております。

あさひ郷にかかわって50万円という形で補助金を出しているのですけれども、今回の小規模についてのそのたぐいの補助金については現在のところ考えてございません。

以上です。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 私は3月15日に予算特別委員会があるから、私は評議員のやつ出れないのです。

現実の問題として約40名の住民会長含めて多くの方々が出席する、それから理事役員で三十何名以上います。約70名以上の人たちがこの福祉協議会の評議員会の資料を見て、町としてこうなっているのだ、予算が例えば土地の問題についても計上されているのだと、言うなれば23万4,000円なのかなというような気がいたします。

それで、一つ赤字が万が一出た場合の体制は町として補填するのかどうかということで議論になっておりますけれども、その点は我々厚生文教委員会では社会福祉協議会と話し合った、それから1月29日の社会福祉協議会の評議員会の中でも赤字が出た場合、町では補填しませんということをはっきり言われたということなのです。

ただ私は、今のあれから言うとも1年半ぐらいにならないとペイにならないのかなという感じがするものですから、そうすると町民が利用するのだから何とかしてくれということも泣きが入るかもしれないという危惧もあるのです。

したがって、一応どういう事情であれ、赤字の補

填はしないということで理解をしていいのか確認したいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中村議員の小規模多機能型居宅介護事業所計画にかかわります御質問にお答えさせていただきますけれども、事業者がどこであろうと収益事業でございますので赤字を町が補填するということは非常になじまないものというふうに理解しております。

○議長（西村昭教君） 7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 今、町長言うように、ことしの1月29日に評議員会があって、その中で約款を変更したと、言うなら町長の言う収益事業もやります。そうすると、あさひ郷と同じような民間の立場になるので、あくまでそういう形ですということと理解をしていきたいのですけれども、あと担当のほうでわからないということであれば、その公共下水道の受益者負担、それから事業所の設置補助、50万円はあさひ郷だったので、それらの関係についても一応、考慮していくということで町長は考えているのか確認したいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） ただいまの御質問に対しましてお答えさせていただきます。

あさひ郷の事業の計画に対します町の対応の仕方、これらと準じるような形の支援になろうかというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 以上で、中村有秀君の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

再開を10時40分といたします。

午前10時24分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、3番村上和子君の発言を許します。

○3番（村上和子君） 私は、さきに通告してあります4項目について町長と教育長に質問いたします。

まず1点目は低所得者層に灯油（福祉灯油）の支援策を。

北海道の冬の生活に欠かせない灯油の価格は8年ぶりに急騰している、100円ぐらいです。厳冬期の燃料の高騰は家計に大きな痛手で、低所得者層への灯油購入費を助成することは考えていないかお伺いいたします。

2点目は空き家対策の取り組みと条例化を。

町内には何軒かの空き家が見られ、何ら管理されずに長期間放置されている、冬には除雪の問題や夏には雑草等が生い茂り、近隣住民にも迷惑がかかっていると考えられるが、町ではこれらの把握はできているのか、調査が必要と考えるのがいかなか。

空き家の持ち主については自分で維持管理する条例などを制定してはどうか、空き家の持ち主に町で利用してもいいという賃貸等空き家バンク（仮称）に登録してもらってはいかがかお伺いします。

3点目は、福祉目的障がい者支援施設建設予定の具体的な内容は。

上富良野町の緑町町営住宅を解体した跡地に社会福祉法人富良野あさひ郷は障がい者施設支援施設の建設を予定している。今まで富良野に通っていた障がい者が何名の受け入れとなるのか、現在、通所するための交通費を町で助成しているが、建設後は事業所が町で送迎することとなるのか、また子どもセンターの中にあるつばさ会の作業所等は設置されるのか、町で土地を貸与するため、施設建設に地元業者が参入できる体制づくりを町としても考えるべきではないかお伺いいたします。

次、4点目はいじめを可視化して実効性のある対策を。

全国的に社会を揺るがすいじめ問題が大きく取り上げられているが、町内の子供たちにおいては今のところそういう声は聞かれていない。

それであればなおさら、いじめがあった場合などの対策を打ち出しておくことが大事だと考える、対応マニュアル等の実効性や教員、研修啓発の現状はどのように取り組まれているのか教育長にお伺いいたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1項目めの福祉灯油に関する御質問ですが、先ほど7番中村議員の福祉灯油の実施に関する御質問にもお答えさせていただいておりますとおり、今回の灯油価格の高騰は他に考慮を要する要素もありますことから、福祉灯油事業は見合わせまして、今後、高齢者、障がい者、ひとり親などの生活支援を必要とする世帯等含めまして、少し広角に対応した支援制度を構築するよう検討してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの空き家対策に関する3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の長期間放置されております空き家の実態等についてであります、多くは不在地主の方々が所有管理しているものと考えられ、その実態

把握はできておりませんが、空き地に関する御意見も含めて年に一、二件程度の情報が寄せられており、都度、個別に対応しているところであります。

今後におきましても、地域の皆様からの情報によりまして、都度、適切に対応してまいりますので、個別に調査を実施する予定はしていないところであります。

次に、2点目の空き家対策に関する条例などの制定についてであります、全国的には都市部を中心に30程度の自治体におきましてこのような条例が施行されていることは承知しているところであります。

ただ、土地建物の維持管理につきましては、あくまで所有者の自己責任により行われるものでありまして、地域の環境維持に支障を来すものにつきましては従来どおり個別に対応してまいりますので、現在は条例制定の考えは持ち合わせておりませんことを御理解賜りたいと存じます。

次に、3点目の空き家バンクの登録についてであります、町で利用することを前提とする登録制度は想定しておりませんが、民間での活用を図り定住、移住につなげるよう空き家、空き地情報バンク登録制度を設けているところでありまして、皆様に御活用をいただけるように提案に努めてまいります。

次に、3項目めの障がい者支援施設建設予定の内容に関する御質問にお答えさせていただきます。

緑町町営住宅取り壊し跡地の有効活用方針に基づき、社会福祉法人富良野あさひ郷が計画いたします障がい者支援施設の建設予定地として、町有地を提供することといたしております。

建設予定の施設は、富良野市にある障がい福祉サービス多機能型事業所北の峰学園の分場で、いわゆるサテライト施設になり、ことし10月に開設が予定されております。

現在、富良野市内の通所施設を利用する町内在住者は10名おられ、町内施設が開設した際にはその方々の利用が見込まれているところでありまして、将来的には独立した事業所として定員30人を目指すと伺っているところでございます。

また、平成23年度から開始しております富良野市内の障がい福祉施設への福祉車両による送迎支援事業は、この開設後は事業実施法人におきまして地元利用者の送迎が行われますことから、その時点において終了の予定であります。

また、子どもセンター内のつばさ会作業所は、平成26年3月いっぱい子どもセンターの使用を終えまして、建設予定施設の中で通所作業への移行や作業スペースの確保などが検討されていると伺って

おります。

また、施設建設に際しての地元業者の参入できる体制づくりをとの御質問であります。当該社会福祉法人におきまして、施設建設工事の発注するものでありまして、町が制度をもってかかわることは適当でないことから、そのような考えがないことを御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番村上議員の4項目め、いじめ対策に関する御質問にお答えいたします。

初めに、各学校の現状であります。道教委と文科省の取り組みとして本年度、子供たちへのいじめアンケート調査を3回実施し、いじめの記述があった場合は児童生徒、保護者への聞き取り調査を含みきめ細やかな追跡調査を行っております。

そのほかに、学校独自のアンケート調査や教育相談などを実施し、いじめの把握を行い、子供たちにはいじめはいかなる理由があろうと人間として絶対許されないという強い認識に立ち、道徳教育などを進めております。

これらにより、未然防止とともに早期発見、早期解決に努めているところであります。

現在、本町においてはいじめの事案はありませんが、この問題についてはどの学校でも起こり得るものであり、もしいじめがあった場合は本町でまとめております初期対応マニュアルに沿った対応と上川教育局や各機関との連携を図りながら対応などを講じていく必要があると考えております。

教職員への対応につきましては、いじめの問題にかかわる校内研修を実施するとともに、校外研修にも積極的に取り組んでいるところであります。

また、保護者に対しましては参観日や懇談会などの機会にいじめの問題に対する話し合いを持ち、情報の共有などを図っております。

今後におきましても、一人一人の子供たちが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりを学校、家庭、地域、教育委員会が連携し取り組んでまいりますので御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 1点目の低所得者の福祉灯油のところですが、5年前、2008年のときも同僚議員と3人が同じ視点で原油高騰による高齢者の生活支援ということで、町長も言っておられましたけれども、そういうことで質問させていただきました。前町長のときに低所得者層には生活支援事業として実施していただいた経緯があるものですから、今回も中村議員と同じ答弁になると思ひましてこれ

以上申し上げませんが、今回も同僚議員3人が同じ高齢者の低所得者層への生活支援をと同じ視点の議員がたくさんいるということ踏まえていただきまして、今回、別の角度で考えていただけるといいますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは2点目の空き家対策、こちらに参りたいと思ひます。空き家が私が知っているだけでも富町、本町、その他中心の市街地にもちょっと認知症になられてひとり暮らしが大変だということで、息子さんが引き取られて、その後、空き家になっているケースですとか、それからYスタンドなんかも廃屋のような状態に、あれは空き家と言わないかもしれませんが、私も知っている限りでもかなり空き家がふえてきておりまして、それで現在、町では住民の情報もあっているということで、住民からの情報をいただいてというようなことの御答弁をいただきましたけれども、やはり現在のやり方ではちょっとだめだと思うのです。もうちょっと町でもかかわっていただいて、10年ぐらい前に住生活マスタープランなんていうのもありましたけれども、そのときなんかはどうだったのでしょうか。やはり、町ももう少しかかわっていただいて、その空き家の調査必要だと考えます。

それで、職員の方がお忙しいというのでありましたら、こういったところに緊急対策、雇用というのでしょうか、雇用して、そして調査を進めていかなければならないと、いただけないのかと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

1点目にお尋ねいただきました福祉灯油の関係につきましては、中村議員にお答えさせていただきましたように、そういった生活弱者の皆さん方が非常に支援を求められているという実態があるからこそ、少し広角にということでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

それから2点目、お尋ねいただきました空き家の状況でございますけれども、議員お話のように私もあるなという状況は把握しております。

ただ、そういう中で、例えば特にこういう積雪期に屋根の雪がたまって、道路のほうへ落ちてくるとか、あるいは倒壊の危険があるとか、そういうようなものについては現在のところ、それぞれお住まいの地域の方々からの情報、あるいはいろいろな角度からの情報に基づきまして、個別に対応させていただいているのが実態でございます。

ただ、今後のことを考えますと、どういう形が望

ましいかは別にいたしましても、そういう実態を町としてやはり把握しておくということは、これはやはりそういう方向で対応するのが望ましいのかなというふうに思いますので、手法等についてはちょっと今、まだ想定しておりませんが、住民会の皆さん方の手を煩わすことになるのか、あるいは他の方法になるかは別として、実態はやはりしっかりと押さえておくような姿勢でいくことが大事だというふうに理解しております。

○議長（西村昭教君） 3 番村上和子君。

○3 番（村上和子君） 考えていただきたいと思います。

それから、土地、建物の維持管理ですけれども、所有者の人がもちろん、自分の家は自分で自己管理、維持管理をするということは当たり前のことでございまして、それができている人はいいのですけれども、できていない人がいるからこそ、やはり条例等があれば町としてもやはり対応しやすく、何といっても防災とか、防犯とか、いろいろな面から何かそういう不安もございまして、安心・安全な町をつくと、こういうふうに町もうたってあるわけでございますので、防災に努めなければいけないと思うのですけれども条例策定は考えていないということですが、私はかえって町はこういう条例を制定すれば対応しやすいのではないかなと思うのですけれども、その点どうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3 番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

お尋ねの空き地等の管理に関しますお尋ねでございますけれども、大きな大都市あたりはそういうようなことで環境に非常に悪影響、あるいは御近所に御迷惑をおかけしたりという、そういう事例も散見されるのかもしれませんが、我が町でも皆無とは申しませんが、何カ所かはそういうような、私も通常、町中歩いていて特に夏以降、草が繁茂したりして非常に見苦しいなというような感じるところは私も体感しておりますけれども、そういったところにつきましては、最低限度程度を超えるようなものにつきましては冒頭お答えさせていただいておりますように、土地等についてはほとんどのものが所有者が特定できますので個別に対応させていただいたりしている実態でございます。

今の上富良野町のそういった実態を総合的に判断いたしますと、条例を制定してそういったものに対応するというような、私といたしましては差し迫った状況はまだ迎えていないということから、現在、そういうような方向に進むことは想定していないことで御理解いただきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 3 番村上和子君。

○3 番（村上和子君） 私は11年前に、平成14年にこの前の町長のときですけれども空き地が非常に点在していて、雑草とか、火災とか、病害虫とか、それでそういう対策をしたらどうかということを質問いたしましたら、広報を通じて不在地主に対応していくと、そういうふうに言われて、そのときに適正な管理体制を制定してはどうかということを提案申し上げましたところ、土地の管理、保全については既に法律が定められているので、条例制定は考えていないと、この法令に用いてやるのだと、空き地についてはそういう答弁いただきましたので、私はもう町も今、公営住宅だけを維持管理していたらいい時代とはもうじゃないんじゃないかと、これだけ超高齢化になりまして、いろいろと住みかえをしたりとか、いろいろなひとり暮らしはどうもできなくなったとか、いろいろな状況が出てきまして、大きな町でないからこそ、やはりもう公営住宅ばかりを、公営住宅にはしっかりいろいろ入居基準とか、維持管理とか、いろいろな条例がつけられております。

ですから、今こそ超高齢化時代になった現況をよく踏まえていただいて、やはり制定をつくったほうが町としても私は対応しやすいのではないかと、このように思いますけれども、もう一度聞かせてください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

とりわけ空き地等が散見される状況は年々ふえてきていることは、これは実態でございます。

しかしながら、やはりこういった個人の資産に関しますものの管理については、これは所有者の自己責任において管理するというのが大前提でございまして、それを今、上富良野町の現状において制度をもって、それを公権力を持ってそこに一定のルールを設けていくというようなことは、相当のそれまでに至るプロセスがなければ、非常にハードルの高いことだなというふうに思っております。

転ばぬ先の杖という解釈にも一方では成り立つのでしょうかけれども、私といたしましては現在、個別の対応等において町民の皆さん方にとりわけ御迷惑をおかけするようなことは何とか避けていけるのではないかなというふうに思っておりますので、これがただいま議員が御質問があったような方向へ、これからさらにそういった方向へ向かっていくような状況があるとすれば、それはその時点でまた検討を要することであろうと思えますけれども、現在、まだそこまで至っていないということで御理解いただ

きたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 3 番村上和子君。

○3 番（村上和子君） 次、空き家、空き地の情報バンクということで、登録制度を設けているということですが、余り町民には見えておりません。

それで、もっと活用されるようになるように空き家情報、買ってくれる人がいれば売りたいとか、住みかえをしたいとか、そういった情報を提供等、民間業者と連携しまして、やはり今後の移住、定住促進にもなると考えますので、町広報等なんか利用してもいいのではないかと私は空き情報なんかも提供するような考えはお持ちでないかちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 村上議員の空き家バンク等についての御質問にお答えさせていただきます。

現在、町が冒頭お答えしましたように、町が利用することを想定した登録の仕組みは持っておりませんが、民間同士の皆さん方が空き地、空き家等についての利用をしていただきたいという希望者が情報を提供する手段は持ち合わせています。

しかし、それ以前にそこへ至るまでも既に個別に、個別対応で空き家があるという情報を業者、あるいはその友人、知人等を通じて、もう既にそういうことで空き家の解消が図られている事例は幾つもあります。

ただ、全く白紙で全部オープンに情報として提供して、利用していただく方を募りたいというようなことは、そういう仕組みはあるのですが、現実になかなか応募していただくというのでしょうか、希望を申し出してくれる方が少ないというのが実態でございまして、ただ個人的に先ほど申し上げましたように空いているところがあるのだけれども、利用してもらえる人がいたらということで、そういうつながりの中で動いている実態はあります。

ですから、ホームページにもそういう掲載するところを設けておりますし、町といたしましてはそういう希望者どうぞというような体制は整えておりますので、もし十分でなければ、さらにそういう有効活用を図ることを目的とする方おりましたら、どうぞ申し出てくださいということは、これはPRしていくことは大事だと思っております。

○議長（西村昭教君） 3 番村上和子君。

○3 番（村上和子君） 大体、町長は空き家はどれぐらい、大体ですね、富良野市では大体1割ぐらいが空き家になっていると、こういうような話ですが、頭の中ではどれぐらいが空き家になっているということを考えていらっしゃいますか、思っ

ていらっしゃいますか、ちょっとお尋ねします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 町内、大体家の棟数で3,500から4,000前後かなと、4,000までもないでしょうけれども、そのうち100戸ぐらいは空いているのかなと、空き地になっているのかなということは想定できますけれども、調査に基づいた戸数というものは頭の中には置いておりません。

しかし、その中で先ほどお答えすればよかったのでしょうか、その空き家を活用してほしいという方はごく少数だなというふうに理解しております。

○議長（西村昭教君） 3 番村上和子君。

○3 番（村上和子君） 次の3項目めの障がい者支援建設予定の内容のところでございますが、25年10月に開設予定だと、それで町内在住者10名の方がおられまして、この方がそちらのほうに利用されるだろう、こういうことで、それで送迎についてはその事業者、その実施法人の方のほうでされるのではないかと、こういうことでございまして、交通費の助成はその時点で終わるということは、一応の初期の目的は達成しているのかなと、こう思います。

それで、30名を目指していらっしゃるということですので、まだほかに今まで通所していらっしゃらなかった方がそこに行くということ、行きたいということになったときには、それはあさひ郷さんとの話し合いになるかと思うのですが、今、何でもかき質問をさせてもらったかといいますと、利用されている障がい者の親御さんたちが果たしてどうなるのか、送迎のことも何もわからないということでございまして質問させていただきました。

それで、どちらかというと町とあさひ郷さんとの話で障がい者を置き去りにしないように、どちらかというと何もわからないのだというようなことを聞いたものですから、それではちょっと具体的に聞かせていただきたいと思っております。

それから町としてはこれらの対応ですね、障がい者の方たちのためであれば、窓口になって細やかな対応の支援をお願いしたいと思うのですが、町長もインフラとか、そういったものをいろいろ考えているのだと、執行方針でおっしゃいましたのですけれどもそういった細やかな支援体制の窓口的な要素になるような、そういうことについてどのように考えておられるかちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 村上議員の障がい者施設等に関します御質問にお答えさせていただきます。

通所に関しましては、私どもとあさひ郷さん、あるいは社会福祉協議会の今の通所支援の事業と、その当事者同士は確かに情報共有し合っていますので、先ほどお答えしたようなことで理解し合っていますけれども、施設を利用される、当事者の方々は今、議員がお話のように熟知されているかということは、今ちょっと聞かされて、欠けていたのかなという反省もしておりますので、それは現在、利用なさっている方含めて、あさひ郷さんのほうで潜在的に利用者として将来なり得るだろうという方々にもそういった情報が届くように、それは十分に配慮して、窓口としての役割を果たしていきますので御理解を賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） それから、施設を建てるに当たっては、もちろんそのあさひ郷さんがお建てになるのですけれども、一応あさひ郷さんのほうから上富良野町のかみんから5分、保健福祉センターから5分ぐらいのところで3,000平米ぐらいの土地を貸してほしいと、そういうことであればということで、緑町公住を解体、これは3,000万円かかりました。緑町公住を解体して、インフラ整備もしまして建ててもらうわけですので、あさひ郷さんの条件を受け入れての上富良野で町としてもやはり地元の業者が何とか施設の建設に当たっては、できるだけ地元の業者を使ってほしいということを、そういったことがお願いできるのではないかと思いますけれども、町長も考えていただいているかと思いますけれども、この点はいかがでございますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 施設建設に対します地元業者を活用していただくことに対する御質問にお答えさせていただきますけれども、直接、町がその公共事業と違しまして、民間の事業者が行う事業でございますので、そこにどういった形で事業者を選定していただくかということに対して、町が直接的にそこに町の思いを伝えるということは、私は冒頭申し上げましたように、それは適当ではないというふうに理解しております。

ただ、あさひ郷さんのほうはやはり議員からお話ありましたように、上富良野町といろいろ思いを共有し合って施設の設置をしたいということで、町といたしましても最大限お答えできる範囲内で支援をさせていただこうという表明をしておりますので、あさひ郷さんのほうから仮に上富良野町に私どものあさひ郷さんが計画しているような建物、施設を建設するとしたら、そういった事業に担当と申しましょうか、そういった事業を担っていただけるような業者さんでどれくらいあるのでしょうかねという

お尋ねがありましたので、こうこう、こういう業者さんはありますよということの話で終わっております。そういう情報は提供させていただいています。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 地元の業者を使ってもらえば、循環型経済、やはり経済の地元の活性化になると思いますし、もちろん民間ですのでコスト面とか、いろいろな面を言ってこられるかとは思いますが、町長お聞きするとそういう問い合わせもあったということでしたら、何とかやはりできましたらあさひ郷さんの条件もある程度、聞き入れて、土地も貸与させてもらって建ててもらおうことですので、そこは何とか町の経済、循環型経済の活性化のためにも何とか力を入れていただきたいと思います。

それで、何とか力を入れてもえるかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 村上議員の御質問にお答えさせていただきますけれども、力を入れてという意味合いが非常に判断が難しいところでございますけれども、先ほど申し上げましたようにあさひ郷さんのほうは業者を御紹介いただきたいとか、そういう状況を知りたいということで意思表示をされておりますので、そのあたりで酌み取っていただけるのではないかなという期待感を持っている状況でございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） それでは、今度は教育長のほうにお尋ねしたいと思います。

いじめ対策のところですが、アンケート調査をされて、きめ細やかな追跡調査もされているということで、本町ではいじめの事案はないということですが、教育長の執行方針では何かいじめ、不登校、虐待、自殺、有害情報、体罰、全国的にはあるけれども、上富良野町での事例としては少ない状況だと申されたものですから、私はいじめはないということですのでいいことだとは思っておりますけれども、この中に不登校が入っていたので、そのように少ない状況というふうに申されたものですから、ないということはあれですけれども、このいじめだけはきょうまではないとしても、これから春休みとか新学期、新入学とありますし、やはりいつ起こるか分からない事例でもございますし、早期の気づきと相談しやすい環境づくりをつくるということが大変、大切なことだと思うのですけれども、その未然名防止対策が一番大切で、初期マニュアルをつくっていらっしゃるというのですけれども、初期マニュアルは各学校に配置されて、そしてどういうふうに

教育委員会のほうで指導に当たっていらっしゃるのかちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番村上議員の御質問にお答えいたします。

まず、初期マニュアルの御質問かと思えますけれども、初期マニュアルにつきましては、国でつくっているもの、そして北海道でつくっているマニュアル、そして当町独自でつくっているマニュアルの三つがございます。

基本的に、いじめが発生したときにどういうふうに教員が動くのかという学校側の動きに対するマニュアルとなっております。

発生したときに教員が子供たちにどのように指導するのかとか、残念ながら被害を受ける子供と被害を与えるお子さんが双方いるわけですが、そういう事案が発生したときに、保護者も交えてそれぞれのところに教員が相談業務に入っていくとか、そういう細かいマニュアルを作成しているところでございます。

いじめについては、非常に早期に発見することが重要です。子供たちが日々、いろいろな部分でけんかをしたり、いざこざがあります。そういう部分を教員が見逃さないで、次どういうふうになっているのだらうと、日ごろから細やかに子供たちを見守ることが特に重要であると考えています。

これらきちっとできることによって、大きなしこりを残さない、そういう流れの中でいじめに対しては対応していきたいと考えております。

したがって、先ほどもお話ししましたが、個々教師の教師力、そして学校力を高めていく努力を今後も引き続き続けていきたいと、そんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） どうしてこういうことを言わせていただいているかと言いますと、今回、国の教育再生実行会議のほうで、市町村教育委員会にいじめ防止のための対策で、必要な指導、助言または援助を行うということが学校ごとにいじめ防止の基本方針を立てることが明記されたものですから、それでどうなっているのかなということでお尋ねしまして、いろいろといじめ対策については取り組まれているということがわかったのですが、私は難しいことよりも、校内のスローガンなんかを掲げまして、いじめをしない、させない、許さないとか、わかりやすいスローガンなのですが、この四つの頭文字として I S S Y でも結構ですが、そういう運動というのでしょうか、いじめは絶

対だめなのだよと。だから、いじめをしない、させない、許さないというような、わかりやすいスローガンなんかも統一した、皆さん学校全体の取り組みとか、地域、御父兄の方もいらっしゃると思うのですけれども、今、各学校の新しい校舎や耐震の対策等、体育館改修したり、いろいろと子供たちの環境づくりには努めております。

だからこそ、やはり子供たちは元気で、いじめのない子供たちで、そういう状態、今のところはいじめがないということで本当にあれですが、万全の対策を考えていったほうがいいのではないかなと思っておりますので、もう一度ちょっと教育長のいじめ対策についてお考えを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番村上議員の御質問にお答えしたいと思います。

スローガンどうだろうというお話もありましたが、ここのいじめ問題に対する取り組みといたしましては、本年いじめ根絶仲良し宣言というものを行っております。これは全校で取り組みをして、スローガンではありませんけれども、それぞれいじめはしないよとか、そういう宣言を既に行っているところであります。

いろいろないじめに対する取り組みはあるわけなのですが、特に道徳教育を中心とした部分でいじめは絶対いけないことなのだという部分を子供たちに指導をより深めていきたいと、そんなふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、3番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、11番今村辰義君の発言を許します。

○11番（今村辰義君） 私はさきに通告してあります2項目について質問させていただきます。

まず1項目ですが、協働のまちづくりを推進していくためにであります。

協働のまちづくりを進めるための自治基本条例が平成21年4月1日から施行されて4年が経過しようとしています。そして協働のまちづくり基本方針が23年1月に示されています。

これらに基づき、これまでに各地域にある公園、広場などの維持管理を住民会が担ったり、住民会の自治防災組織において、防災士の育成がされ、町民との協働のまちづくりが進められています。

そこで協働のまちづくりをさらに推進していくために、次の点について伺います。

（1）各団体の活動を推進するために、会議の内

容や議案、情報を伝達するためのチラシなどの印刷する印刷機を町内の各団体が利用できるように公共施設内に設置すべきではないか。昨年、町内の印刷会社が営業をやめてから、各団体はたくさんの部数の印刷をする場合に大変、苦勞をしています。

(2) 町内には住民会や町内会のほかにも、協働のまちづくりを進めている多くのボランティア団体などがありますが、ほとんどの団体の役員が高齢化し、活動に支障を来しており、特に事務局を担う方には負担がふえています。

これらの団体の役員を役場職員が担っている団体もありますが、これらの職員を評価する制度(職員評価制度)を設けているのでしょうか。

また、勤務に支障を来さない範囲でこれらの団体の仕事ができるような支援策(ボランティア休暇または職務専念義務免除など)を設ける必要があると思われるのがいかがでしょうか。

続きまして2項目めでございます。

低所得者世帯などへの福祉灯油の実施について。灯油価格の高騰が続く中、低所得者世帯などに灯油購入費を助成する福祉灯油を実施する自治体が上川管内で広まっています。

報道によりますと、上川総合振興局のまとめでは、2月21日現在で今冬に福祉灯油を実施する管内の自治体は旭川市と鷹栖町、上富良野町の3市を除く20市町村、灯油価格は1月21日に100円を突破して以来、高どまり傾向が続いています。

この灯油高を受け、管内の自治体では当初7市町村が福祉灯油の実施を検討し、準備を進めていましたが、道が実施団体への補助金の追加申請に応じたこともあり、20市町村に拡大しました。

道の補助は自治体の人口規模に応じて50万から100万を配分、管内では総額940万円となる見通しであるとの報道でございます。要するに、管内では3市町を除く管内の20市町村が福祉灯油を実施、道が補助金の追加申請に応じた、このような現実があるわけであります。

そして、今般の第1回定例会に補正予算として厳冬及び燃料費高騰に伴いという説明で、保健福祉センターほか12施設の燃料費665万9,000円を追加しました。要するに燃料費が高騰した当初予算では賄えないということを認識しているわけであります。

では、我が町はこういった他市町村や道の実施状況、あるいは厳冬及び燃料が高騰しているという、このような認識をしているのになぜ福祉灯油を今まで実施していないのか、また今後、実施の再検討はあるのかお伺いいたします。

以上でございます。

○議長(西村昭教君) 町長、答弁。

○町長(向山富夫君) 11番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの協働のまちづくりの推進に向けた2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の各団体が利用する印刷機の設置についてであります。議員御発言のとおり昨年、町内の印刷会社が廃業したところでありますが、他にもそれらのサービスを提供している事業者も複数ありますことから、社会教育関係団体や自治会関係団体などから意向を伺いながら、実態を把握した上でどのような形の支援策が必要なのかを検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の協働のまちづくりの推進におきまず町職員のかかわりに関する御質問についてですが、町職員も含め、町民の皆様が地域の中でさまざまな活動を通じて、地域づくりに参画していただくことは協働のまちづくりの基盤をなすものと考えており、議員と意を同じくするものであります。

私といたしましても、町職員には地域住民の一員として地域内でのさまざまな活動に積極的に参加するよう日ごろより声をかけているところであります。

ただ、町職員においては法的に職務に専念する義務を有していることから、基本的には業務に支障のない範囲で有給休暇を活用するほか、職員個々の私的な時間を有効に活用して、それらの活動に参加していくものと受けとめております。

したがって、個々人の地域活動への参加の有無や濃淡などについて職員評価に直接結びつける考えは持ち合わせていないところであり、あわせて職務専念義務免除の適用対象とすることはなじまないものと考えております。

なお、ボランティア休暇につきましては阪神淡路大震災を契機に国家公務員において制度化され、本町においても職員がボランティア活動に参加することで日ごろの行政活動とは異なる地域貢献活動に参加することなので、職員自身の視野を広め、引いては行政面でもよい効果が期待できるとの考えから、年間5日間の範囲内で特別休暇として既に制度化しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの福祉灯油に関する御質問にお答えいたします。

燃料価格高騰につきましては十分、認識しているところでありますが、中村議員、村上議員へ答弁いたしましたとおり、今後は灯油価格の高騰による福祉灯油事業としての支援策を講じるのではなく、少し広い角度から生活支援を必要とする世帯等に対して、恒久的な支援制度を構築するよう検討して

まいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） まず、協働のまちづくりを推進していくためにというところの1点目の印刷機の設置でございますけれども、町長答弁にございました他にもそれらのサービスを提供する業者もあると、要するに昨年、休業しました印刷会社がやっているサービスと同じ業者があるということで、昨年休業した印刷会社というのはどのようなサービスをやっていたのかお聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 今村議員、具体的にになりますとちょっと今は。

○11番（今村辰義君） 私なぜ聞いているかというと、これから社会教育関係団体や自治関係団体の意向を考えながら実態を把握した上でやっていきたいと、検討してまいりたいということで非常にありがたい答弁だとは思いますが、やはり私がこの質問を出してから締め切り日から数えても1週間ございます。その1週間でまだ実態を把握していないというのはちょっとやはり答弁としてはやはりちょっとまだ程度が低いのではないかというふうに思います。

やはり、実態を把握した上で、そしてその1週間の中でできる限りの私に対する答弁をする必要があるというふうに思っているのです。そういう質問をしました。こういうことについてどうですか、事前にやはり現地に行って最新の状況を確認して、そして物事は進めていかないと、計画もつくと、実行に移していかなければならない、答弁も同じだと思うのです。

○議長（西村昭教君） 今村議員、質問の趣旨に沿って質問をしていただきたいと思います。

今は質問に対する答弁の部分で言われている部分あると思うのですけれども、質問の趣旨に沿って質問されるようお願いしたいと思います。

○11番（今村辰義君） 私の答弁の趣旨に沿った部分だけでよろしいですが、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番今村議員のいろいろな協働活動に対します、特に最近、皆さん方、印刷等のそういった情報媒体を用いることは大変、最近多い状況でございます。

現在のそれぞれ各種団体、あるいは組織等がどういようなそういった、とりわけ今村議員がそのお尋ねいただいている部分で私も印刷という概念で、大量に印刷するという概念でお尋ねいただいているのか、あるいは通常のちょっと五、六枚のコピーとか、そういったものなのかということ、少し区分

が、そこで少し区分をしなければならないというふうに考えておまして、大量に印刷するものについては先ほどお答えさせていただきましたように、既にそういったサービスを提供している民間業者がありますので、それらについて民業を圧迫するような、そういったことに公が手をかすということは、これは控えるべきだというふうに考えております。

一方、通常のそれぞれ諸団体の会合等の必要な一般的な通常、必要とする印刷物等についてはそれぞれ各組織が、特に地域におきましてはさまざまな地域における自治体活動の中で、あるいは農村部においては農村部の取り組んでいる事業の事業費の中でそういった印刷する手段を持ち合わせている地域が多数ありまして、地域はそういったものを活用して既に対応しております。

それから、各町内会事業等については通常のは、通常の活動費の中でコピーサービスをしているようなところで対応している、あるいは住民会のそれぞれ役割を担っておられる方が個々のプリンター、あるいはそういったもので対応しておられる、そういった多様な実態があることは、この御質問をいただいてから私どもも把握をしております。

しかし、そういった物事を全てくくりまして、今後そういったところでまた満たされていない部分があるとしたら、どういうふうに対応していくことがいいのかということこれから検討してまいりたいというふうにお答えさせていただきます。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 実態等把握されているというふうに思います。

製本するような話ではございません、チラシとか総会のための年次資料とか、そういう話です。ホッチキスの資料の話でございます。

要はコンビニというのは1枚10円かかるのは御存じですね。それと赤川事務販売というのがございます、ここはそういうホッチキスの印刷をやっておりません、基本的に。基本的には製本関係の印刷です。まだこの市街地には中茶屋がございます。中茶屋の営業時間とか、休みは把握されていると思うのですけれども、一応言っておきます冬期間、11月から3月いっぱい土日休みなのです。そして午後4時で終わる、夏季は午後5時で終わって日曜だけ休み。

要は、役場の先ほどの職員のボランティア活動も同じなのですけれども、仕事やりながらそこを活用するのはなかなか難しいという話なのです。仕事終わったときは中茶屋も終わっている、コンビニは先ほど言ったように高い、そういった実態があつて今、非常に苦勞されておりますので、ひとつどうかそ

こら辺を考慮して、ぜひ検討していただきたいと思います、よろしくお願いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

中茶屋のお話も出ました、中茶屋がサービス提供している時間帯について承知しております。とりわけ、中茶屋については利用されている諸団体、あるいは利用されている印刷等に対する部数、そういったものを承知しております。

しかし、その機能が議員お尋ねのように町内の皆さん方のそういったことに対する機能を中茶屋が持ち合わせることが皆さんが満足される姿なのかどうか、そこら辺は検討を要するのではないかなというふうに考えておりますので、お答えとしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 2点目の話でございますけれども、協働のまちづくりの推進ということで、町の職員とのかかわり全く意を同じくするというところでございます。

そこで、職員個々の私的な時間を有効に活用してやっていくというお話もございました。非常に、実際に事務局を担当している方が何人かおられますけれども、非常に大変な思いをされていると。

そこで、町の実態としてはどのような評価をしているのかなということを人事でございますので、町長の発言できる範囲内でお聞きいたしたところでございます。

そこで、職員評価に直接結びつける考えはないと、これは私も理解できます。これは、どちらかというとそうだろうと確認いたしました。

それで、ボランティア活動の話なのですけれども、私もいろいろ根拠を調べました。このボランティア活動で制度化していると言われておりますが、この根拠条例、法令というのですか、これはどういうところに載っているのか、まずそこをお聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 11番今村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

職員の特別休暇に関する規則がありますので、町長お答えありましたように特別休暇として5日間という規定を設けたところであります。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 特別休暇のところですね、私もその資料を持っているのですけれども、非常に厚いやつですね。

運営状況を評価しているのは同じだと思うので

す。特別休暇には、特別休暇の概要と取得状況ということで、特別な事由に該当する場合、事由ということが23項目載っています。この23項目の今、課長が言われた該当するところは6項目めになっていると思うのです、

6項目めには何て書いてあるかといいますと、職員が自発的にかつ報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき、そして（1）（2）

（3）がございます。この中にはボランティアの話がないのです、だから私は言っているのです。ボランティア休暇も設けたほうがいいのではなかろうかというお話を僕は提案しているわけでございますが、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 11番今村議員の御質問に私のほうからお答えをさせていただきます。

直接、ボランティア休暇という書き方はございませんが、いわゆる今、御発言にありました社会貢献がいわゆるボランティア休暇でございます。

ちょっと申し添えますと、いわゆる今回の御質問にあります各種団体の事務を行っている事務をするために、これらのボランティア休暇に対応するような考えはございません。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 採用する勤務はないのだったら、なぜ私の答弁にこういうことを言うのですか、なおボランティア休暇について阪神淡路を契機に国家公務において制度化され、本町でも職員がボランティア活動に参加することで日ごろどうのと書いてあって、年間5日間の範囲内で特別休暇として制度化しておりますので御理解を賜りますと書いてあるではないですか、なぜこんなことを言う必要があるのですか。

これによったら一筆いるでしょう。あなたが言っていることには、ここは該当しないよと、何も、これ書いてあったらボランティア制度設けているよと言うではないですか、私はこれ調べなかったらわからないですよ、わからないと思って言っているのですか。

○議長（西村昭教君） ちょっと誤解されているように思うのですけれども、もう一度、総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 11番今村議員の御質問に私のほうからお答えをします。

ちょっと言葉が足りなかったかと思いますが、いわゆる職員もちろんそうですが、その各種団体、任意団体の事務局、あるいはその自治会の会長、役

員、あるいはその子供会ですとか、いわゆるPTA、あるいは各種サークルの事務局、さまざまなケースがあるかと思います。

職員においてはそれぞれ、それらのお子さんが小さいとか、そういう条件の中でそのPTAの会長をやるケースもあるかと思います。自治会の持ち回りの役員をやることもあるかと思います。

いわゆるそのボランティアの定義、これらが非常に難しいと思います。規定にあります特別休暇については、いわゆる社会貢献を認められる活動について、この特別休暇を設定しているという意味でありますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 今の説明でわかりました。そのように最初、答弁していただければいいのですよ。このボランティア休暇が設けているよというふうに私はとりましたから、そのいろいろな団体の事務局やっている人たちに対しては、その5日間の範囲内でそれはとれるだというふうに解釈できるのではないですか、これは。そのようにとったわけです。

職務専念義務免除の話でございますけれども、これもわかります。職務に専念する義務というのはございます、例えばそういった事務局をやっている人のところに稼業中、職務中に電話がかかってきた場合、その団体の誰かが質問するために、その質問に答えることも義務違反になるのか、そこら辺は答えていいのか、これは非常にこういうのはあると思うのです。仕事中は8時半から17時15分ですか、これは一切にまかりならないということで指導されているのか、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番今村議員のただいまの御質問にお答えさせていただきます。

これは、今、議員が御質問にありましたような、そういう言葉と申しましょうか、通常の電話の受け答え、そういうやり取り、その都度その都度、それが職務専念義務違反になるのか、あるいはならないのか、そういったような思いを持って対応させておりません。それは、社会通念上、常識でそれを判断できるものだというふうに理解しております。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） わかりました。

では、福祉灯油の件について、答弁にございますように非常に短い6行の答弁なのですけれども、私、これをもらって中村議員と村上議員に答弁したとおりと書いてありますけれども、どんな答弁をしたかわからなかったのです。きょう、ここに来て初めてわかった。

この答弁書を1日前に配る目的の一つには、再質問をより深くやるためにというのがあると思うのです。今後から、そこをちょっと考慮していただきたいということで、これは別に答弁は要りません。

それで一つだけお聞きしたいのですけれども、恒久的な支援制度を構築するように検討しているという答弁をいただいているわけで、その構築ということも、そして先ほど担当課長のほうからも、中村議員のときだったですか、そういったものをもう検討したということをおっしゃって、実際に恒久的な支援制度の検討した内容というのですか、どういったものを検討されているのか、言える範囲というか、わかる範囲で言っていただければと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 11番今村議員の福祉灯油に関連いたします御質問にお答えさせていただきます。

具体的にどのような事業を想定しているかと、私の思いの中ではもう既に幾つかのことは発想しております。そういったこともかいつまんで担当の課のほうへ私も思いを伝えている部分もございませう。

しかし、制度として構築する中でそういったものがなじむのか、あるいはなじまないのか、ほかに補完している制度はあるのかないのか、そういったことを今、検証中でございまして、冒頭中村議員にお答えさせていただきましたように、それらがきちっと制度として皆さん方にお示しできる段階になりましたら、お示しさせていただこうと思っていますけれども、そんなだらだら時間をかけていけばいいものではございませんし、一方で今のこの非常に社会の動きが流動的でございまして、これらも恒久的な制度となりますと、その都度その都度、手を入れるようなことをなるべく避けるように制度設計しなければなりませんので、今、あれとこれとこれということをお示しして、それがもう先走っても非常にちょっと制度設計上、また課題になってきますので、具体的に申し上げることはできませんが、私の概念で申し上げますと、やはり子育てから、あるいは子どもを教育されている世代の方々、あるいはとりわけ高齢者の方々、それらの皆さん方に広く生活の支援策だというふうに実感していただける仕組みづくりを頭で描いているということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 最後にもう一つだけ、今までこれは未来志向の話ですよね。これから、こうやっていく考え、非常によいことであろうというふうに思っています。

私が質問をしましたのは今冬の福祉灯油はどうするのかと、あるいはまた再検討はあるのかということを知っているわけ。その答弁の答えとして、先に質問した2人の議員の名前上げてそのとおりであると書いていてもさっぱりわからない。

私がこれを再質問しなかったら、レベルの低い話ですけれども、我々これから議会広報のためのつくっていかねばならない、そんなお二人に答弁したとおりなんて書いてら私が笑われますので、同じことでもよろしいですから、ちょっとお話ししていただきたいなと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 答弁書のお示しの仕方につきましては、今村議員のほうから御指摘いただきましたように、個々の議員の皆様方に対して同じような情報を共有していただけるようにお示しすることが適当であろうと、それはおっしゃるとおりだというふうに考えております。

それから、福祉灯油に特定した福祉灯油というものについて特化した事業の実施の再検討はあるかということにつきましては、さきの議員の皆様方にも申し上げておりますように、そういった灯油の高騰というような要素も新たに設ける事業の中に反映したものにしていきたいということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、11番今村辰義君の一般質問を終了いたします。

少々早いですが、昼食休憩といたします。

再開は、午後1時といたします。

午前11時48分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中の一般質問を継続いたします。

次に、12番岡本康裕君の発言を許します。

○12番（岡本康裕君） 私は、さきに通告しました防災についての1項目について御質問をさせていただきます。

平成24年3月の第1回定例会にて、避難所や備蓄、訓練等、防災についての質問をさせていただいたが、今回においては公共建築物、特に防災の拠点、要所になるであろう役場本庁舎や消防庁舎、2次避難所に指定されている社会教育総合センターについて伺います。

大規模な災害が発生した場合は、さまざまな情報や行動の支持、命令の拠点になるのが役場庁舎であ

ると考えております。

また、消防庁舎は災害現場へ急行し、救急対応にいち早く対応する前線になり、災害対策本部が設置されることになると考えております。

一方、社会教育総合センターは避難が長引いた場合に避難所としての利用が考えられますが、次の点について伺います。

（1）公共建築物、特に教育施設における耐震、耐力診断が行われて結果が出ましたが、役場庁舎は耐震診断を受けたのかどうかお伺いいたします。

（2）庁舎が被災し、機能不全に陥った場合に仮庁舎等はどこに移転する考えがあるのかお伺いいたします。

（3）消防庁舎は耐震、耐力診断は受けたのかどうかお伺いします。

（4）社会教育総合センターは通常、年間でアリーナ5万5,000人、コミュニティーセンター部分1万4,000人、合計約6万9,000人の利用があり、災害時には避難所になるが保守点検は適切に行われているか質問させていただきます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番岡本議員の防災に關します4点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目と3点目の役場庁舎及び消防庁舎の耐震診断に関する御質問について、一括してお答えさせていただきます。

役場庁舎及び消防庁舎の耐震診断につきましては、平成22年度に国の補助を受け実施したところであります。

診断結果につきましては、国の構造耐震指数、いわゆるI s 値となる震度6強以上の地震に耐えられる建築物の指標におきましては、災害応急活動に必要な建築物のうち特に重要となる役場庁舎、これは災害対策本部機能を持つことになるものでございます及び消防庁舎等のI s 値基準では0.81以上とされているところではありますが、役場庁舎では最低I s 値で0.097、消防庁舎では最低I S 値で0.29であり、いずれも耐震基準を満たしていないところがあります。

次に、2点目の庁舎が被災し、機能不全に陥った場合の仮庁舎移転の考えについてであります。役場庁舎の耐震診断結果を受け、大規模災害時における役場機能及び災害対策本部が機能不全に陥る最悪のシナリオを想定して、保健福祉総合センターかみんへの移転を前提として、本年度、住民基本台帳データを中心とした総合行政システムデータのバックアップ機器をかみんに整備したところであります。

これらの整備により、不測の事態には1日から2

日間程度で住民基本台帳データを初め、各行政システムにおいても最低限の復旧は可能と考えているところでもあります。

次に、4点目の社会教育総合センターの保守点検についてですが、施設保守点検といたしましては法定点検として消防用設備及び電気保安点検、地下タンク漏えい検査と受水槽清掃を実施しております。

また、法定外点検としてボイラー保守点検、これは毎年でございます及びトレーニング機器、これは2年に1回及び自動ドア、これも2年に一度でございます、さらに吊り物装置、これは3年に1回でございますが、これらについても保守点検を実施しているところでもあります。

社会教育総合センターは、多くの町民の皆さんに御利用いただいていることや災害時の2次避難施設としても指定しているところから、今後におきましてもしっかりと安心・安全が保たれる施設として適切な維持管理に努めてまいります。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） 町長書かれました執行方針の中に公共施設の建物、長寿命化とうたわれておりますが、物を大事に使っていくということで長寿命化、手を加えてやっていくという方針でいらっしゃいますが、今、町長の答弁にありましたようにI s値が非常に1桁違う強度ということで、数字だけを見るとちょっと足がすくんでしまうような強度なのかなと今、感じましたが、補強は考えられていますでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員お話のように非常に役場庁舎のことを指しておられるのかなと思いますけれども、まさしくI S値で判断いたしますと1桁違うというのが実態でございます。

現在、それらに対します対応の仕方として、耐震化を現この躯体の中で補強を図るのかというような御質問でございますけれども、実は私も専門家ではございませんけれども、私が承知している範囲内でお答えさせていただきますけれども、こういう建物、多階層のものについては、特に学校も同じですけれども、御案内のようにその揺れに対して縦軸、X軸の揺れ、あるいはY軸、横軸の揺れ、そういったものがございますけれども、とりわけこの役場庁舎については長辺のY軸に対しては褒めたものではありませんけれども、そこそこ一定程度の数字が出ているといたしまして、このX軸に対しましては本当に1桁違うということになると、これを改修、あ

るいは耐震化をすることになると耐震壁と言ったほうがわかっていただけると、もう本当に断層のように、幾層にも部屋を小刻みに壁を入れて耐震化をしなければ、X軸に対しては耐震強度を確保できないという、これは現実的でありませんし、そういうこの建物を耐震化ということは、現在、想定していないところでございます。

○議長（西村昭教君） 12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） 想定していない。例えばわかりやすく言えば、庁舎、西に向かって東西が長くて南北が短いということで、弱い部分が出てくるという、X軸とY軸、そういうことだと思われませんが、例えば議場で想定しますと、こっちの柱からあっちの柱に壁を入れなければならないというような、こう入るということで、補強した場合、業務にかなり支障が出るのではないかと、細切れみたいなのがたくさんできるといったようなイメージ、今持ったのですか、例えばそういう方法でなくてブレース工法というのですか、僕もちょっとわからないのですが、外壁にX軸で入れるというような、想定もされていないということではよろしいですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番岡本議員の御質問にお答えいたしますけれども、そういう短辺の補強という部分になりますと、この議場の一番東側の壁にブレースということはできます。それと一番、裏口のほうに2カ所はできますけれども、中間に2個ブレースを入れていくということは、これは現実的ではないと思います。

非常に技術屋でないから、それ以上のことはわかりませんが、技術を担当しているほうからは現実的でないというふうに聞いているところでございます。

○議長（西村昭教君） 12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） 補強策が長寿命化でも対策が打てないということになると、ほかに方法としては改築という方法しかないのかなと想像されますが、そういった検討を内々というか、町長の中ではあるということでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番岡本議員の御質問にお答えいたします。

非常に私としても悩ましい部分でございます。これは、それぞれ各自治体を行政を預かる首長の立場に立っておられて、そしてこういうような施設を耐震強度が弱い施設、庁舎を持っておられる自治体の首長どなたも共通しているのではないかなと思いますけれども、精神論的にはこれはしっかりと安心、

安全を保つような建物を構えることが、これは至極普通の思いだと思います。

しかし一方で、やはりそうなりますと財政的に支えきれぬのか、あるいはそれより先に例えば役場、あるいはこういう自分たちで仕事をするものを整備する前にすることはあるだろうと、現実には議論になるとそういうのが、一般的でございまして、私もこういった議論を皆さん方とともに、今、する状況にあるかどうかということはまだ判断しておりませんが、内部としての課題としては、これはもう既に押さえておりますので、現在、そういう状況だということで御理解いただきたい。

○議長（西村昭教君） 12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） 悩ましい問題、言ってしまうと財源の問題も含め悩ましい問題なのかなと。

ただ、先ほども申しましたように有事の際には拠点となるべく場所ということで、ここがやられてしまっただけでは元も子もないといえますか、かみんに移すという方策も考えられているので、一時安心なのですが、かみんにずっと永続的にという話にも今後なっていないのかなと。

それから、あつたら大変なのですけども、被災してからでは、これは遅い、庁舎がやられてしまっただけでは遅いという、そうなった場合、今まで何をやってたのだと今度はまたそういった面で批判も受けるようなことになっていきますので、そういった話を全面に出していくという考え、近い将来なのか、遠い将来なのかかわからないですけども、テーブルの上に乗せるといった行為をいつごろしたらいいのだろうかということはお考えの中にあるのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどのお答えと重複するかもしれませんが、そういう時期をどういう時期に皆さん方に、あるいは町民の皆さん方に御提供申し上げるかということは、今、今日は想定しておりませんが、いづれにいたしましても、そういう議論が、そういう御提案を申し上げるときには全くニュートラルでどうしたらいいのでしょうかという提案を私は理事者として望ましくないと、やはり方針を決めて御相談申し上げるべきだというふうに思っております。

ただ、そのときに概して自分たちの、先ほど申し上げました自分たちの仕事をする場所を立派にするのが先かという住民感情が起こるのは一般的な流れだというふうに今、首長同士が話をすると、そういう実態も垣間見ているものですから、課題としての大きさをこれは申し上げるまでありません。

少し、内部協議も重ねて、それと先ほど申し上げ

ました財源の当然、仕組みも描きませんと御提案もできませんので、もう少し、災害ってあすかもしれませんし、500年後かもしれませんけれども、悩ましいのが実態でございますけれども、少し内部で課題を整理してからということで御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） そのタイミングとしてはちょっと図りかねているといったことかと思いますが、例えば私なんかはちょっと考えるのは、例えば公民館だけではない、例えば例を挙げて言うと公民館も古くなってきたし、そういった意味ではやる、今度新たに改築するだけではなくて、合わせ技で庁舎も複合施設のような感じで、公民館的な機能を備えた町民のコミュニティーが持てるような場も一緒にセットでやっていくといったようなこと、これは町民合意、当然、必要ですけれども、そういったことをすることによって一元管理で公共施設の集約ができるということ、一元管理ができる、ランニングコストもばらばらで建っているよりは一つで建っていたほうがランニングコストもかからない、管理もしやすいのではないかと、そういったようなことも少し考えられるのかなと、個人的ですけども思っていたのですけれども、町長答弁で難しいということで、ちょっと聞こうかと思っていたのですけれども、公共事業の優先順位としてはほかにどういったものがあって、庁舎を初め、消防もそうですけれども、プライオリティー、順番が高いのか低いのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

優先順位から言えば高いと、これは申し上げて差し支えないと。

○議長（西村昭教君） 12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） 今、お伺いしましたように消防庁舎、今、本庁舎の話でしたけれども、もしそういった話になって現実味帯びてくるとなると、消防庁舎も先ほどのI s値、そんな高くないということで、このニーズが高い、救急搬送だとか、今回、年に400件以上だとかというのもありますし、通常でも高いということで、ちょっとお伺いします足し増し足し増し、増築増築でちょっと使い勝手の悪い部分もあるというお話もちらっとお聞きしたので、そういった場合、役場庁舎とあわせての消防庁舎ということもお考えなのかどうかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

役場庁舎につきましての位置づけ、優先順位等もありますけれども、むしろ本庁舎よりむしろ優先するのかなというぐらいの、一体ということはちょっと今、想定しておりませんけれども、誤解しないで聞いていただきたいのですけれども、前のめりになっているというふうに理解しないでいただきたいのですけれども、私の率直な胸の内を申し上げますと、消防庁舎等についても救急車両が格納されている車庫に、万が一、大規模と言わなくても一定程度の例えば地震なんかが発生して、シャッターが開かなくなると、少し狂うことによって、そんなことはもう何千年に1回ということではなくて、そういうことは耐久度もどんどん落ちてきていますから、そういうことも現実には考えておかなければならないということを考えると、先ほど申し上げました優先度は高いと、だけど町民の皆さん方の思いと、思いを共有できるかということになると、少しまだ距離があるのかなという理解が現実でございます。

○議長（西村昭教君） 12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） 役場庁舎もそうですが、消防庁舎にしても財源の問題もあると思うのですが、財源に関することは、今後、例えば国の防災や減災対策ということで、そういったところからの補助だとかということとはわからないですけれども、もう想定に入れながら、そういった時期をタイミングを見計らうというのは見られていらっしゃいますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

財源構成につきましては、財政当局からいろいろ情報もいただいております。

残念ながら、そういった国の一定程度の補助や助成はあるにいたしましても、財源の多くはやはり自賄いをするしなければならないということかというふうに伺ってしまして、相当、その財源のほうのハードルは高いなということで、これは相当、長期にわたってそういう備えをして、そして政策としてまとめていかなければならないのかなという感覚を持っているところでございます。

○議長（西村昭教君） 12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） 先ほど町長も言われましたが、各自治体の首長さんが苦慮している考えはあるけれどもということで、北海道新聞さんの13年2月27日のあんぐるというコラムでも庁舎建てかえ壁高くということで、財源とそれこそ旭川で言ったら市民合意がなかなか難しいのではないかという

ことで、財源に関しては起債を4分の3起こして出してということで、考えてはいるようですが、耐震が旭川庁舎の場合は背が高くて0.04ということで、かなりのつばでぐらつきが多くて根元が弱いというような結果も出ているようですが、我が町には自治基本条例ありまして、その情報の共有というところもございまして、ちょっと調べさせて、町のホームページ等から調べさせていただいたら、ちょっと情報がそのI s値に関しては載っていませんでしたので、ちょっとその間、総務課さんのほうに行ってお尋ねもしたりしているのですが、そういった情報を今後、町民の方々に流す、流し方はいろいろありますが、そういった考えと今、町長お考えになった考えを今後、流していく必要があるのではないのかなと、町の方向性としてはこういうことも考えている、優先度高いけれどもなかなかというところも、情報発信をされたらどうでしょうかということをお聞きしたいのですが。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 今、確認いたしましたけれども、岡本議員の御質問にお答えさせていただきます。

学校のI s値は公表させていただいております、庁舎についてはしておりませんけれども、町民の皆さん方に課題を共有していただくためのツールとしてはインターネットでホームページで公開することも大事でしょうけれども、それも否定するわけではありませんけれども、むしろやはり住民会長さんとか、あるいはそういった方々に積極的に情報を公開して、そして議論のきっかけをつくるということのほうが私としてはある姿かなというふうに理解しております。

○議長（西村昭教君） 12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） ともかく内部だけでの話も必要なのですが、外に向けても少しずつ発信して、町民の方が漏れ伝わってきた話というのではなくて、こういう問題も、ああいう問題も抱えているぞということを認識していただくのがまず第一なのかなということで、3・11で防災庁舎が流されてしまったみたいな、そういう記憶もまだ記憶に新しいのですが、そういったことも勘案しながら決まったことと、思っていることというのはやはり今後、考えていかなければならない、役場だけでは考えられない、庁舎だけでなく、町民の皆さんも一緒に考えていただく、住民会だとかいろいろな折を見て情報を発信していくというのは大切なのではないかなと思うのですけれども、ある日突然言われても、そんなの知らないぞと始めると、これがまた感情的に町民感情としてはいつどこで決まったのだと

いう話にもなりかねないので、情報の共有というのは非常に大切なかなと、そのように考えております。

済みません、また消防庁舎の話に戻るのですが、ちょっとこれは広域連合の管轄になるかもしれませんが、例えば消防庁舎を改築ということになると、そういった制度も広域連合や国、道、持ち合わせていないのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 岡本議員のただいまの消防庁舎整備についての今、お尋ねいただきましたようなことの前提に基づいた情報収集しておりませんので、それは必要に応じて現在お答えできませんので、申しわけございません少しお時間ください。

○議長（西村昭教君） 12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） いろいろ悩むねたも多いということであるわけなのですが、この間の総合防災訓練、十勝岳総合防災訓練で所見公表いただいた各団体の中で、陸上自衛隊さんのほうからの所見をいただいた中に、レベル4以降は第2師団、遠軽、名寄、留萌等の部隊から大量に人を派遣する形になるということで、この中では今後、2師団管轄の中で司令部の中で調整をしたいという内容の所見だったのですが、去年の防災訓練のときは多分、警察の所見だったと思いますが、車両の置く場所がないということで、駐車スペースを確保したらどうだという反省点もいただいておりますが、建物改築どうなるかわからない中、あれをしろ、これをしろと言って、スペースをとれだとか、あっちをこうしろという話もならないと思いますが、そういったところも全体的なこともかんがみて計画される時期には計画していくべきなのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 12番岡本議員の防災に対する、災害に対する備え方の御質問についてお答えさせていただきますけれども、昨年の防災訓練の公表、それから今年度の公表、それらの情報共有は既に駐屯地、あるいは警察のほうとさせていただいております。

そういうような時の備えはどういうふうにしようかということについての協議はしておりますけれども、それらについては対応できるというすべも構築しておりますけれども、その消防庁舎等につきましてはその庁舎と絡めての情報共有といいますか、思いで共有はしておりませんけれども、いずれにいたしましても先ほどからお尋ねいただいておりますように、役場庁舎も消防庁舎も含めて非常に重い課題ではありますけれども、申し上げておりますように

優先度も高いことから、私としては逃げることなくしっかりと町民の皆さん方に町としての思いをお伝えして、そしてきちっと方向づけを共有して、そして仮に前に進むものだとしても、しっかりとした合意のもとで進められるようにこれから、そのうち検討してまいりますということではなくて、これはもう担当において具体的にどういう組み立てができるかということを検討させますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） 次、社会教育総合センターなのですが、町長も何度となく年に式典なり、挨拶なりで足繁く運ばれると思いますが、私もスポーツしているときはあれなのですけれども、式典などに参加させていただいたときに天井の具材が一部雨漏りのような腐食といますか、ちょっと色が変わってちょっとぼやぼやとしていたものですから、今回、聞かせていただいたと、管理はちゃんとされているということなので安心したところでございますが、これから例えば繰り返しになるかもしれませんが、何か例えば防災計画、来年度予定されているということで、そういったところに公共施設、例えば役場庁舎、消防庁舎等の改築等々という文言は、これは載らないですね。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 岡本議員の御質問にお答えさせていただきますけれども、防災計画はそういうハードの整備はちょっとまた違うかなと思いますので、御理解いただきます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、12番岡本康裕君の一般質問を終了いたします。

次に、10番中澤良隆君の発言を許します。

○10番（中澤良隆君） 私は、さきに通告いたしました2項目、3点について質問をさせていただきたいと思います。

まず1項目めの健康かみふらの21計画について町長にお伺いをいたします。

このほど、平成25年度から平成34年度までを計画期間とする第2次の健康かみふらの21計画が策定されました。

この健康かみふらの21計画に基づき、町民の乳幼児から高齢期まで、それぞれの時期にあわせた健康増進の取り組みが計画的に推進され、町民の健康づくりに弾みがつき、健康の町上富良野が実現されるものと大いに期待をするものであります。

さて本題に入りますが、この計画の中で私が特に関心を持った取り組みについてであります。それは、学童健康診査についてであります。まずは、1

点目として、この学童健康診査についてお伺いをいたしたいと思います。

生涯を通じ、健やかで心豊かに生活するためには、何よりも健康が大切であると思います。子供のころから規則正しい生活習慣を身につけ、生涯を通じて継続していくことが必要であると考えております。

そこで、今年度から新たに小学校5年生と中学校2年生の希望者を対象に生活習慣病予防健診、加えて保健指導を実施するとのことですが、このことにつきましては子供のころから健康への関心を持ち、みずからの健康実態を把握する、その人の将来にとって大変、有意義なことだと思います。

小5、中2の希望者による学童健康診査は一定の評価をしたいと思いますが、さらにもっと踏み込んでもろもろの障がいがあるとは思いますが、より成果を高めるために小学校5年生及び中学校2年生の全員を対象に学童健康診査を行っていくべきだと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

次に、1項目め2点目の質問ですが、健康かみふらの21では、生活習慣病の予防に視点を置いて町民の健康増進を図るとのことです。

私は、生活習慣病を予防するためにはバランスのよい食生活が大切であり、その中でも野菜の摂取は最も重要であると健康づくり研修会や住民健診の際の保健指導等でいつも聞かされてきています。

特に野菜はがん予防に有効なビタミンや食物繊維を効果的に摂取できる食品であり、1日350グラム以上の接種が必要だとも聞かされています。

そこで、生活習慣病予防にとって重要な野菜摂取、我が町の町民の野菜摂取量の状況はどのようになっているのかお伺いします。

また、1日350グラムの野菜を摂取するため、町民の皆さんに自覚してもらう必要があると思いますが、どのような取り組みを考えているのかお伺いいたします。

次に、2点目の農業後継者対策についてお伺いをいたします。

今、上富良野町農業が置かれている状況は農家戸数の減少、農業従事者の高齢化、また担い手不足など、大きな課題を抱えています。

私はこれらの課題の中でも次の上富良野町農業の担い手となる若い後継者をいかに確保し、そしていかに育てていくかが課題解決の第一歩だと考えています。

現在、各地域に徐々に20代から40代の農業後継者が育ちつつあることは大変、喜ばしいことだと思います。

しかしながら、私が心配、懸念するのは、この方

たちの交流の場がほとんど見受けられないことでもあります。若い方々でありますから、将来に対する夢や希望、反面、経営に対する不安や迷い、農業技術の面など、仲間と語り合う場を求めているのではないかと思います。

かつては、農業という職業を同じにする青年活動が活発に行われ、仲間づくりが進められ、団体活動を通じてそれぞれが成長をしてきたと思います。今、各地に点在する農業後継者にとって仲間たちとの交流する場が必要であります。

昨今の風潮としては、団体活動を継続的に行うことは大変、難しいことだと思います。初めは年に二、三度で結構だと思います。町が呼びかけ人となって研修、交流、情報交換の場をつくり、彼らの成長を支援し、後押しをしていくことが将来の上富良野町農業の基盤づくりにつながると考えます、町長の考え方をお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目めの健康かみふらの21計画の推進施策に関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の全員を対象とした学童健康診査の実施についてですが、議員御指摘のとおり、子供のころからの生活習慣病対策は非常に重要性を増しております。

特に北海道の子供は肥満の割合が小学校、中学校の全ての学年で全国平均より高い状況ですが、本町においても同様の傾向で肥満の子供は10%を超えている実態にあり、昨年、町がモデル健診として実施した小学校5年生及び中学校2年生32人の血液検査では、38%の子供に脂質異常や高血糖、高尿酸などの所見が見られたところであります。

子供のころから動脈硬化などの血管変化が始まっていると言えます。これらには、脂肪や糖分の過剰摂取と野菜不足、運動習慣が少ない生活等が背景にあり、次代を担う子供たちの健康診査と健診結果に基づく保健指導は非常に重要だと考えており、本年度実施する学童健診受診者の健康実態の傾向も把握した上で、父母や学校関係者等、子供たちの健康実態に対する認識の共有を一層深めまして、当面、サンプル検査を重ねながら、全員を対象とした健康診査の必要性について検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の野菜の摂取に向けた取り組みについてでございますが、野菜は傷んだ細胞を修復するときに必要なビタミンと糖やコレステロールにくっつき便に出してくれる食物繊維を多く含んでいること

から、がんや糖尿病、脂質異常症等の予防のためにも1日350グラム以上の摂取が必要と言われております。

しかし、北海道の野菜摂取量は全国の中で最も少なく、平均1日270グラム以下と言われており、健診や相談で町の実態を見ても350グラムを取っている方は2割程度しかいない実態になります。

特に細胞の入れかえの激しい子供や妊婦、若者の野菜不足は深刻であり、冬に保存が効かない緑黄色野菜の摂取が特に少ない状況にあることから、今後においては健診や相談の機会のみならず、あらゆる機会を通じて地域での学習を進め、野菜が取れていないことによって起きている健康障がいの実態を共有し、1日350グラム野菜を摂取する必要性について根気強く理解を得る努力を行ってまいります。

また、冬期間の野菜の保存方法や調理法の工夫、あるいは手軽な野菜栽培法等々、さまざまな視点からも健康なまちづくりに向けた取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の農業の後継者対策に関する御質問にお答えいたします。

本町における農業者数はかつて1,000戸を超えておりましたが、人口減や後継者不足などにより、今日では300戸前後まで減少し、そのうち後継者がいる方は80戸前後となっており、将来における農業には大きな課題となっているのが実態であります。

また後継者に関する課題については、農業のみならず、町の産業全体において共有する大きな課題と認識をしていることから、後継者や担い手に対する支援制度を継続して行くとともに、平成25年度から各産業において中核的な役割を担えるリーダー育成のための人材育成アカデミー事業を3年計画で実施する予定であります。

新年度は、本事業において20代から40代の若者を対象に若者みずからの意識向上や課題認識を持ってもらうためのきっかけづくりを目指し、講習会等を開く計画をしており、こうした機会を利用して参加者が情報交換や交流も行えるよう検討してまいりたいと考えております。

また、農業委員会が所管している上富良野町あぐりパートナー協議会では、独身青年が集まる機会を設け、交流の促進はもとより、担い手の活動が盛んになる取り組みを進めているとは把握いたしております。

いずれにいたしましても、若い人たちが職種を問わず交流を図ることは大変、重要なことであることから、そのような機会づくりの支援につきましては

社会教育分野を含め、町全体として取り組んでいく必要があると認識しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） 今、町長のほうからいただいた答弁の中でも、本町の子供たちにも脂質異常とか高血糖、それから高尿酸などの所見が見受けられるということでもあります。また、生活習慣の面においても心配な面が多々あるとのことでもあります。

私は子供のころから、自分の体とか健康実態を保護者も含めて知ることが大変、重要であろうと、そんなふうに考えています。

今、町では希望者によるサンプルを取り、我が町の5年生の傾向はとか、中学校2年生の傾向はということであります。

それで自分自身の健康というものを、その実態というものをなかなか持ち合わせるできないのではないかなと、できることであれば小学校5年生、中学校2年生のぜひ全数調査及び悉皆調査を早いうちに実施すべきだと考えますが、町長の再度の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

小学校5年生、中学校2年生の健康診査についてでございますけれども、診査の必要性、全員を対象に行う診査の必要性については、私も共有できるところであります。

しかし、この間、平成23年、24年と2カ年にわたってサンプル調査をさせていただいてきておりますけれども、ここに行き着くまでの過程の中で学校現場、あるいは御父母、さらには教育委員会、それらの皆さん方と保健福祉を担当する部署とのさまざまな健康診査をするということのまず意義の共有に一定程度時間はやはりかかった実態がございます。

健康を預かる現場はその必要性を早くから指摘をしていたわけですが、このサンプル調査に至るまでも一定程度の時間も要しながら合意というか、思いを共有してきております。

そういった関係から、今度は全員を対象にということになりますと、まだこの事業の意義をもう少し深掘りして思いを共有していただくことでないと、本当の成果が組まれないというふうに考えておりますので、こういったサンプル調査を重ねて、そして揺るぎないバックデータを整えて、そしてそれをいろいろ学校現場も含めてお示ししながら、診査の必要性をしっかりと整えて、そして前へ進めていく

ことのほうがいいのかなどということで、まだ一定程度、何回ということは申し上げられませんが、まだサンプル調査を今続ける時期だというふうに理解をしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） いろいろな障がいがあると多分思いますし、私の経験からしてもそうだと思います。

そんな中で、やはりこういうことというのはある程度の目標設定みたいなものが必要なかなと、どこら辺の年度まで全数調査を実施するか、そういうことを掲げながら物事を進めていかないと、なかなか時間だけ経過してしまうということも考えられますので、ぜひ強いリーダーシップと目標を持っていただければなど、そんなふうに思うところですが、もう一度お願いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

悉皆調査につきましては、先ほど申し上げましたように平成25年度につきましては実施を予定しておりませんし、26年度を目標にするのか、27年度を目標にするのかということは、今ここで申し上げられませんが、事の必要性は共有できておりますので、障がいという表現はよくないかもしれませんが、課題を共有できるような条件整備には勢力的に努めてまいりたいと思いますし、一方、まず健診結果を見てこういう状況ですということを確認していただく以前に、もう既にサンプル調査をして大ざっぱな傾向はつかめていますので、私は今、町として大事なことはやはり家庭の皆さん方、先ほどのこの先の野菜にも共通しますけれども、まずその食育というものの充実もあわせて行っていくことが非常に大事だというふうに理解しておりますので、そのような広がりのある、厚みのある取り組みにしていきたいというふうに考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） 学童健康診査のほうについては了解をいたしました。

次に、野菜の摂取の関係であります。町長の答弁にもありましたように上富良野町の実態としても、各年代を通じて野菜の摂取が不足している、またそれにもまして本当は必要な子育てのお母さんたちとか、お子さんとか、そういう方たちが特に野菜の摂取が少ないのだという実態にあるとお伺いをいたしました。

そこで、実際にこの野菜の摂取量、1日350グラムを目標に近づけるために先ほどの答弁ではあら

ゆる機会を通じて地域での学習を進めるとのことです。

もう少し具体的にこんな場を利用してとか、そんな考え方がお持ちであればお聞かせいただければと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 中澤議員の御質問に野菜摂取に関する御質問にお答えさせていただきます。

私の頭の中で思い描いている、具体的にその取り組みを進める手法として、これは一、私の思いでございますので御理解いただきたいと思いますけれども、私は担当課長にも申し上げておりますけれども、かつて十何年前に今の上富良野の特定健康診査が非常に全国でも指折りの受診率になっていると、このそもそものきっかけが私なりに記憶するところではモデル地区を町内で設けて、そして本当に根気強く一つのモデル地域に熱心に理解をしていただい

て取り組んでいたと。その当時、私、遠巻きに見ていて、そんなことをする必要ってあるのかなというようなことを遠巻きで見えておりましたが、担当されていた当時の保健師の皆さん方は本当に根気強くやっていました。それが今日に結びついてきているというふうに思います。

ですから、そういう地道な地域を特定するなり、グループを特定するなり、世代を特定するなりして、方法はいろいろありますでしょうけれども、そういうことでまず集中的にそういった取り組みをすることによって、それからだんだん広がりを持ってきて町民の皆さん方と価値を共有できるものだというふうに私は理解しております。

まず、薄っぺらく広くではなくて、厚く深く取り組んでほしいということで指示しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） 今、町長がみじくもおっしゃいましたけれども、健康というのはやはり個人その責務とか責任で行うものだということふうに思います。

自戒も含めてであります。私も健康に余り注意をしてこなかったほうで、今さらながらちょっと後悔をしているところであります。

そのような中で、健康づくりを進めていくということは本当に困難なことがあると思いますし、この野菜の摂取や何かというのは本当に家庭内にも入っていかなければならないようなことだと思います。確かに困難はつきものでありますが、やはり行政としてはその住民が気づかない点や、それから動機づけをしていくということが行政の役割だと思

ので、そこら辺に力を注いでいただくということでお願いをしたいと思います。

また、野菜の摂取の問題で冬期間の野菜保存だとか、調理方法の工夫、手軽な野菜の栽培方法などということも取り組んでいくのだとお答えをいただきました、すばらしい取り組みだと思います。これにつきましても、どんな考え方や何かをお持ちかお聞かせいただければと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

特に、これだけ豊富な野菜が取れるところ、北海道、特にこの富良野原野上富良野町でございます。それを十二分に本来の野菜のおいしさだとか、あるいは野菜を摂取することの大事さだとか、それを皆さん方に認識していただくことさることながら、ハード面で野菜の私ども農村部で暮らしている者については野菜の冬季の保存というには習慣的にするような習慣になっていますから、特にハードルが高いわけではないですけれども、やはり街場にお住みの方はなかなか保存するということは、昔の人は結構知恵で家の片隅に土を掘って保存していたということもあったのでしょうけれども、最近は土の出ている部分がだんだん減ってきていますので、そういうこともかなわない、あるいはアパートだとか何かにお住まいの方はなおできませんので、先進事例で申し上げますとこれが全てではございませんけれども、町が介在して町民のための保存する、言葉で何て言ってもいいかわかりませんが、コンテナを二つ、三つ格納できるような、共有スペースを持った保冷库というか、そういうものの整備している町もございます。それは、それぞれ名前がついていて自由に自分で出し入れしていける、その保存する室温管理は建屋全体が雪を冷房に使ってやっていますが、そういうところも既にあります。

そういうところで街場の人たちの利便性にサービス提供しているという、それがうちの町にできるかどうか別として、そういうミニ版みたいものでもできれば、あるいは各保冷库みたいなものが有効であれば、そういったことを奨励するとか、いろいろ思いはありますけれども、そういうようなまずハード、保存する、そういうところからも少し応援しなければなかなか現実には進まないのかなという意味で申し上げているところでございます。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） 前向きな御答弁ありがとうございます。

その中で私がもう1点、ちょっと質問項目から離れるかもしれないのですが、地産地消という活動が

今、注目をされています。地産地消というのは、地元でつくった物を地元で消費するということが、せっかく今、町長もおっしゃっていたようにすぐれた農産物、おいしい農産物、お米から始まって野菜、そして農畜産物というような形の中で、ただ消費者からすると本当にどこに買い求めて行っているのか、中茶屋があったり、いろいろな直売所があったり、また肉も最近スーパーや何かでも上富良野町産の肉が売られていたりとかしますけれども、なかなか野菜の摂取にかかっても手に入らないというのが実態ではないかなと、もっと今、それに加えてウィズ店も閉店になる、あそこに旬ちゃんや何か直売所を設けていたというようなこともありました。そんなことがなくなる、消費者の方たちが簡単に買い求められるような場づくりというものは必要ではないかなと考えております。

町長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

このたびの私の町政執行方針の中でも触れさせていただいておりますけれども、まさしく今まで生産者は生産するのみ、そこからなかなか踏み出すことはできなかった実態でございます。

そういったような反省を踏まえて、今後は生産者とそれを扱って販売していただく商店の皆さん方、そういった人たちとのつながりを町が介在してそういうつながりのきっかけづくりをして、そして本当にこんなことを申し上げるのはちょっと失礼ですが、本当に町民の皆さん方がこの上富良野町で取れて旬のおいしさというものをまだまだ理解していただく余地があると思っていますので、そういうつなぎ役を町がさせていただいて、そして本当に旬のおいしい物を上富良野町内で求めていただけるような、そういうことが進むような積極的な働きかけをやっていききたいと思いますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） それで、農業の後継者対策のほうに移りたいと思います。

私は今回特に上富良野町の農業の将来というものを素人ながら考えさせていただきました。まずは、農業の担い手に手厚い支援策が必要であろうと考えて町長に質問をしたところであります。

もちろん、後継者問題は農業のみならず、町の産業全体に共通する課題、それは私も十分、承知をしているところであります。

ただ、私が今回、農業の後継者ということで限ら

させていただいたのは、私が私事なのですが、昭和45年に役場に入ったときには1,027戸の農家がありました。今、農家戸数が300ということで、そのうちの後継者がいる農家が80戸という答弁をいただきました。

また、40歳以下の農業従事者、平成22年のセンサスで把握すると21名ということでもあります。今、上富良野町の農業の将来を考えると、今、上富良野の農地は約7,000ヘクタール、その有良農地を10年ぐらい前から考えたとき、今言った40代以下の人、それから後継者担い手の人たちが背負っていかなければならないと考えるところで

す。多分、そんなに簡単に規模拡大もできませんでしょうし、機械力の問題、労働力の問題といろいろあると思います。

そんな中で、私はやはり担い手の人たちが情報交換、仲間づくり、そういうことをより深めていくということが大切ではないかなということで今回、質問をさせていただいたところであります。

ぜひ、町長のほうからもう一度、この農業後継者の担い手対策についての考え方をお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の農業後継者に対する御質問にお答えさせていただきます。

議員から御質問ありましたように、また議員の経験からお話いただきましたけれども、まさしくかつての上富良野町の当時は昭和40年代で申し上げますと、農業後継者のみならず町の後継者、若い人が本当にたくさんおられた時代でありました。

そういう時代にはそれぞれ組織が自分でみずから行動する力も持ち合わせておりまして、交流等も十分、行われておりましたけれども、現在、議員御指摘のように少なくなったにも関わらず、その活動そのものが自分で積極的に前へ出て活動するというような今、なかなかそこまでの仕事に追われていると言ったほうがいいでしょうか、余裕がないとか、そういう実態だというふうに私は理解しております。

しかし、少ないながらもいろいろなグループ、いろいろな団体に所属している人は大なり小なり、何かに所属しておられます。

ただ、そういった団体、具体的に青少協もあります。今、青少協は農家の後継者おられないようですけども、青少協もありますし、農協青年部もありますし、あるいは富良野緑峰高校をよりどころにしているグループもあったりということで、ただそういう人たちの、またこれも交わりも少ないのです。

少ないというか、むしろないと言ったほうがいいぐらいですね。

ですから、そういった人たちが農業後継者のみならず、いろいろな上富良野町の将来を背負っていただく若い人たちがことしはまず町が先に先頭に立って、そういう人たちが集っていただく機会を提供して、そこから派生してつながりを持っていけるようなまずきっかけを町をことしからつくりたいということで、議員の御質問にもありましたけれども、何とか私もそれぞれ日夜、それぞれ自分の持ち屋で頑張っておられる方々がもう一歩前へ出て、そしていろいろ視野を広めていただくようなことに力を入れていかなければならないと思っておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 10番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） 今、町長からお答えをいただきました。

本当にやはり今の若い人たち、担い手の人たち、年齢幅が相当広いと思うのです。ですから、結婚している人、結婚していない人、家庭を持っていたり、持っていない人、それから自分の趣味を生かそうとしている人など、たくさん種々いろいろな考え方が起きていますので、継続的な団体活動というのは本当に困難な時代なんだと思います。

ただ、先ほども申し上げましたように上富良野町の農業を考えたときに、やはりこの人たちが上富良野に根づいてもらって頑張ってもらわなかったら、上富良野のあすの農業はないと思います。

そういう面で、今、地球温暖化のことから、当然、本州の米作産地から北海道に生産地がシフトしてきたとか、また現政権下では成長戦略の中に農業が入っている、そのようなことで逆に考えとるチャンスなのかなと、そんなときにこのチャンスを上富良野町も生かさなくてはいけない、そのためには後継者の皆さんが集っていろいろと雑談や何かができる、本当に年一、二度、二、三度で結構だと思うのです。町長が言っていたように、町が音頭をとっても、そんな場をぜひつくっていただければなと思いますので、もう一度力強いお言葉をいただければと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 10番中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

なぜ、こういう状況なのかなということ、私も自分で自問自答しております。

まず、積極的に多くの大勢の仲間とかかわりたい、交流を持ちたいという気持ちは後継者の皆さん方それぞれ心の中では持っております。

しかし、今の農業の経済状況を考えると、やはり

我々が現場で後継者として過ごしていたころは、例えば秋の農作業が終わると翌年の春までは準備期間ということで、ほかに仕事に行くこともしないで暮らしができました。

今の若い人たちはもう、今の農作業が終わるか終わらないうちに、もう次の仕事を探して、一冬中働いています。しかも、そういう働く中では時間もしっかりと雇用契約の中で拘束されていますから、自由な時間はもちろんとれません。

そういう人たちが一堂にみんなでフリーな時間をつくって集まれるかといったら、これは物理的に私は無理だと思います。

ですから、本来、農業で食べていけるような、そういう力強い産業にならない限り、私は根本は解決できないと思っています。

ですから、まずそれまでのアプローチの仕方としては、やはり先ほど申し上げましたように、農業から、農業生産からの生産物を利用して、冬季の間もそれを販売するなり、あるいは加工するなり、そういった本来の仕事を拡張していかない限りは、私は非常にハードルが高いということで、商業も一緒です。やはり、本来の自分の仕事で1年暮らしが立てられるような、そういう産業構造に町を変えていかないと、私はこれは根本の解決ができないと思っていますので、ぜひ皆さん方のお力もこれからおかりいただきたいと、おかしいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、10番中澤良隆君の一般質問を終了いたします。

次に、4番米沢義英君の発言を許します。

○4番（米沢義英君） 私は、次の項目について町長及び教育長に質問いたします。

まず第1点目にはTPP問題についてであります。

安倍内閣は、アメリカとの環太平洋連携協定に関する共同声明を発表し、交渉参加へ動き出しました。また同時に、きょうの報道ではあさってまでに参加を表明するという方針も打ち出したようであります。

しかし、安倍内閣はさきの選挙でTPP参加は絶対反対だと言いながら、その公約を破るという事態になりました。絶対、許されるものではありません。

また、最近、北海道新聞の報道でも、このTPP参加絶対阻止を声に、十勝管内音更町では4,300人が参加し、商工業者や行政、消費者団体などあらゆる階層の人たちが反対の意思表示をするという大集会にもなりました。

また、11日には札幌集会も行われ1,400人

がTPP反対、また決議を上げるという事態になっています。これは単に、農業者だけの問題ではなく、医療、知的財産や金融、工業や公共事業などなど、大幅な産業に被害が出るということが明らかになり、多くの団体が立場を超えて反対するという事態になっているのではないのでしょうか。

しかし、安倍内閣はこの声に一向に耳を傾けようとはしません。このTPP参加というのは、非常に恐ろしい内容であります。

例えば、参加する前提条件としてアメリカの基準に合わなければならないということが求められます。また同時に、例外品目は関税撤廃を基本としているという状況であり、特例は一切認めないというのがこの交渉の中身であるということは明らかです。

そしてまた同時に、これが仮に通るとするならばどうなるでしょう。この日本の基幹産業の農業、上富良野町や富良野圏域の農業が壊滅的な打撃をこうむることは明らかです。

例えば、農水省の試算でも生産量で米は90%減少する、小麦はわずか数%しか残らない、ほぼ壊滅状態、牛肉は33%、てん菜、乳牛製品などは全壊するというまで言われているというのが実態であります。

このことを考えれば、後継者どころではなく、地域の産業や地域の町がなくなってしまうという事態にも遭遇しかねないという状況であります。

富良野農協の試算では米、麦、ビートの主要3品目だけでも、その被害総額が64億円に上ると発表しています。

そういう意味では、TPP参加を絶対阻止して地域の産業や関連産業、地域の町を守るということは何よりも大切になってきているのではないのでしょうか。

そこで町長にお伺いいたしますが、安倍内閣が打ち出したTPP参加表明に対して、どのように思われていますか。また同時に今後とも町長はTPP参加阻止の反対の意思表示をされるのか伺います。

二つ目には、TPP参加に反対するのであれば、反対集会を町としても企画し、開催すべきだと思いますが、この点について答弁を求めます。

次に、農業後継者支援について伺います。

農業後継者が結婚してもすぐ家族と同居するのではなく、一時的に賃貸住宅で暮らすという場合もあります。別居を奨励するわけではありませんが、間近に見ている私にとっては、まさに農業をしながら家族を守りながら、一体として経営も行うということが今、普通になりつつあるというのが実態であります。

そういう意味では、一時であります家賃の補助制度を行うなど、後継者対策の一環としても実施すべきだと思いますが、この点について答弁を求めます。

次に、観光行政について伺います。今、ことしから新年度より観光振興計画に基づく観光産業の再生の取り組みが始まろうとしています。観光客の方が町へ来ても地元の特産品など購入できる場所が見当たらないという声を耳にすることがあります。

また、観光振興計画をつくるときのアンケートにもそのようなことが回答として上って明記されています。

そういう意味では、今、観光マップの作成などとあわせて、同時に他の町でも行っているように地元の特産品を購入できるような場所を確保するという、見晴台はありますが、あれでは十分とは言えません。町としても、今後の対策として検討すべきだと思いますが、この点について町長の答弁を求めます。

次に、福祉行政について伺います。上富良野町においては、認知高齢者の方がふえる傾向にあります。平成24年度では451人、平成18年度の349人に比べて102人ふえるという状況が見受けられます。新年度からは、社会福祉協議会により、小規模多機能型居宅介護施設が建設、開設される予定であります。それで十分というものではありません。

介護施設を利用したいと願う人々からすれば、町の介護施設ではまだまだ十分と言えないというのが状況であります。

そうなれば当然、他の自治体の施設に入所せざるを得ないという実態が明らかになっています。現在、町には9床のグループホームしかありませんが、今後のことを考えれば介護経過にもあるように、早急にグループホームの増床、あるいは支援施設が必要だと考えますが、この点について答弁を求めます。

次に、地域元金臨時交付金の活用について伺います。政府は、地域経済の活性化及び雇用の創出を図ることを目的とし、事業に対する新たな事業に対する財政措置をするということを発表しました。借入れをして事業をする場合には、元利償還金返済に対して一定の交付税措置がされるというものであります。

今、多くの自治体ではこれを活用して、住民の暮らしに切実なものに対して財政運用を行うなどの実施計画を立てつつありますし、またもう既に計画を立てているものに対しての財政措置が行われ、上富良野町においては上富良野小学校がその対象になりま

した。

そういう意味では、この財源を活用して事業計画をするということが必要だと考えておりますが、町として今後どのような事業計画を進めようとしているのか、この点について伺います。

次に、お伺いしたいのは、教育行政について伺います。

東中学校が平成26年3月で閉校になります。閉校後の活用について伺います。以前からも多くの住民から合宿する場所がない、あるいは合宿する施設や体験型の施設の設置を求める声、また同時に将来、農業者を目指したいという農業実習生を受け入れる施設としての活用の要望なども多数出されておりますが、今後、どのように対処されるのか教育長にお伺いいたします。

二つ目には、上富良野高校の生徒の確保という形で、ことしから新年度から通学補助の見直しがされようとしています。あわせて私は、食育の立場から、子供たちが朝、食事を抜いて登校するという生徒も見受けられます。

基本は、家庭での食事ではありますが、そういう意味では給食を提供するなど、具体的な対策も必要かというふうに思いますが、以上の5点について答弁を求めます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目めのT P Pに関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の安倍内閣がT P Pに参加を表明したことに対してですが、去る2月23日に行われました日米首脳会談後、安倍首相はT P Pでは聖域なき関税撤廃は前提でないことが明確になったとして、なるべく早い段階で決断したい旨を表明されました。

しかしながら、聖域なき関税撤廃が前提でないとしても、どの品目が関税撤廃の対象から除外されるのか、特に農林、漁業に大きな影響が懸念される中、具体的な情報もなく、いまだに国民的議論を行う状況になっていないことから、私といたしましても極めて遺憾に思うところであります。

とりわけ、農業は基幹産業である北海道、さらに上富良野町であり、T P P交渉への参加につきましては、断固として反対でございます。

2点目のT P P参加の反対集会を町として企画すべきではとの御質問についてでございますが、町が主催しての反対集会を企画する予定はございませんが、町と共通の思いを持つ団体等から共催や協力の依頼があった場合には、ともに行動してまいりたい

と考えております。

次に、2項目めの農業後継者支援策に関する御質問にお答えいたします。

農業後継者に限らず、結婚をして住居を決める際には親と同居し、同一世帯として生活する方、同じ家で二世帯住宅として生活する方、親と同居せず、別に居を構える方など、一時的、恒久的を問わず、これらは個々の事情によりさまざまな選択肢があるものと認識しております。

こうした状況の中で、農業の後継者や担い手に対しては別途支援制度を設けておりますことから、議員御質問の賃貸住宅やアパートで生活をする方を対象とする家賃の補助制度については考えておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めの観光行政に関する御質問にお答えいたします。

行政報告でも申し上げましたとおり、本町観光行政の指針となります上富良野町観光振興計画を昨年の12月28日に策定いたしました。今後は、この計画を本町の観光を推進する原動力として町民皆様との協働により、さまざまな事業を展開しながら、観光地域づくりを進め、地域の活性化につながるよう努めてまいります。

議員御質問の地元特産品の販売促進についてですが、観光振興計画策定時に行ったアンケート調査において、地元のシンボルとなる特産品が乏しいという回答を得ているところでもありますことから、まずは上富良野町の知名度アップにつながる特産品や食メニューの開発に力を注いでまいりたいと考えております。

また、特産品購入の店舗開設につきましては、事業者や観光業者のお力を大いに期待するところであり、町といたしましては今年度、地元特産品を取り扱う店舗などを掲載した上富良野タウンガイドを作成し、見晴台公園など観光案内所等で配付するなど、情報発信に努めることで、商店街や観光施設の活性化につなげてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目めの認知症共同生活介護事業所、いわゆるグループホームの整備についての御質問にお答えいたします。

議員御発言のとおり、認知症高齢者については、その予防のため介護予防事業に取り組んできておりますが、後期高齢の75歳を契機に脳の老化が進んで、その割合が加齢とともに増加する傾向にあることから、その必要性を認識しているところであります。

このようなことから、第5期介護保険事業計画において、新たにワンユニット9床の整備を位置づけ

ているところであり、今後においては第5期介護保険事業計画最終年の平成26年度までに整備されるよう、民間事業者に対しまして、町の計画についての情報提供を行うとともに、公募等の検討も行い、早期整備に向けて取り進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、5項目めの元氣交付金に関する御質問にお答えいたします。

議員も御承知のとおり、国におきましては長引く経済低迷からの脱却を図るため、日本経済再生に向けた緊急経済対策として地域の公共事業を積極的に実施する内容の補正予算が成立いたしました。

その内容は、地方の資金調達に配慮し、緊急経済対策の迅速かつ円滑な実施ができるよう、今回限りの特別の措置として地方公共団体追加公共工事の地方負担総額の8割に相当する額を地域の元氣臨時交付金として交付される内容となっております。

本町におきましては、上富良野小学校改築工事がその対象事業となることが見込まれることから、さきの議会において関連予算の補正の議決をいただいたところであります。

これら、小学校改築工事等に関連する地域の元氣臨時交付金の交付額はおおむね2億円程度と試算をしているところであります。

御質問の交付金についてであります。本制度の目的や本町の当面する課題等を十分、精査するとともに、将来へつなげる回さない財政運営も重要な要素であることから、その活用につきましてはさまざまな選択肢を想定し、方針を定める現在、準備作業を進めているところであります。

このようなことから、取り組み内容をまとめ次第、具体的事業をお示しし、議会の皆様とも協議をさせていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 4番米沢議員の6項目め、教育行政に関する2点の御質問にお答えいたします。

1点目の東中中学校の廃校後の活用であります。平成26年3月をもって67年の歴史に幕を閉じ、残念であります。閉校することになりました。

閉校に至る経過につきましては、議員も御承知のこととは思いますが、昨年3月に行われました東中住民会総会において、保護者の意向を尊重した中で最終的に閉校が決定されたところであります。

閉校が決定した以降におきましては、跡地利用について東中住民会の意見の取りまとめを依頼していたところ、地区の班長会議などを通じ、意見集約が行われた結果、本年2月、東中住民会から農作業の

人材確保のための宿泊施設に活用できないか検討をお願いしたいとの御意見をいただいたところであります。

教育委員会といたしましては、貴重な御意見と受け止め、農業を基盤とする町でありますので、今後は内部の関係部署で検討を図り、一定の方向性を見出した中で地元関係機関を含め、協議を進めてまいりますので御理解を賜りたいと存じます。

次に、２点目の上富良野高校の振興策につきましては、教育執行方針でも述べさせていただきましたとおり、新年度から新たに通学交通費や下宿代、就学支援金の助成を行うとともに、継続して資格取得検定の補助や入学準備金など、保護者の経済的負担の軽減策を図るための支援などを進める予定であります。

御質問のありました学校給食の提供につきましては、道内における道立高校での実施例も大変、少ない状況でありますので、上富良野高校に対します新たな支援につきましては、上富良野高等学校教育振興会などの御意見をいただくなど、研究、検討を行いたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問、ございますか。

４番米沢義英君。

○４番（米沢義英君） ＴＰＰについてお伺いいたします。

答弁の中には聖域なき関税撤廃が前提ではないという形になっておりますが、これは全く逆で全て関税を撤廃するというのが交渉の前提になっているわけです。

それで各団体や立場を超えて、医療や金融も含めて、知的財産も含めて大騒ぎになっているというのが実態だということをよく理解していただきたいと思います。

これは一地方の論ずる問題ではないというふうに思いますが、これは上富良野町にとっても大きな問題になります。これは、平成２３年度のふらの農協の影響はどうなるかという試算でも、作付面積が８，４５３ヘクタール失われるという試算が出ております。

これを上富良野町に置きかえるとどうなるかという形なのですが、２，７９２ヘクタールの農地が喪失してしまうという形になります。販売額は水稻、麦、てん菜、あるいは畜産関係を入れますと２３年度実績で、これは農協のいただいた資料なのですが、２７億円の被害が出ますから、当然、この上富良野町にお金が回らなくなる、落ちなくなる、それと景気が悪くなるということが当然、浮かび上がってくる。

また同時に輪作体系がかわりますから、当然、偏りができて、農作物の被害が病気がついたり、害虫がついたりだとか、こういうことが考えられます。

そうしますと、あらわれた数字以上のものが、この上富良野町や日本、北海道でもやはり大きな影響が出るということは明らかであります。

そういう意味で私は、今回のＴＰＰというのは地域の町をやはり崩壊させる、これぐらいの恐ろしい打撃を与える非情な交渉の内容だということを町長にぜひ理解していただきたいというふうに思っております。

そこでお伺いしたいのは、町長は反対だと言っておりますから、また同時に反対のやはり集会を開くべきだという質問に対して、共催や協力の依頼があった場合には行動しますという消極的な態度をとっておられる。

私は、町長みずからが地域の人たちに呼びかけて、やはりこの富良野圏域、あるいは上富良野町でも反対集会やりましょうという言葉が出て、私は農家の人がほっとするのだと思いますが、これは余りにも消極的な答弁だというふうに思いますが、町長は今、私が述べたことについてどのようにお考えなのか、この点についてお伺いしておきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） ４番米沢議員のＴＰＰに關します御質問にお答えさせていただきます。

ＴＰＰが進むことによる懸念は議員がるお話いただいたことと共有できるかというふうに思っております。

とりわけ、北海道につきましてはその受ける打撃は半端なものでないと。試し算でございますけれども、北海道としては２兆円を超える影響があるだろうというような試算も一方ではされているところでございます。

そういう中で、このＴＰＰに対する基本の基本的な私の臨み方としては、これはもう断固反対以外の何者でもございません。

では、具体的に議員から御質問にありますように、上富良野町が旗を振って反対を主張するべきではないかというお尋ねかと思えますけれども、既に町もかかわっております上川総合開発期成会等がもう既に、これは町もその構成員の一つでございますので、町としてのと申しましうか、意志というのはそういった形で、あるいは町内においても思いを共有する団体、組織等が意義を共有して行動を起こすことが適当だろうというふうに考えておりまして、町が後先は別として、町が企画をして主催をして集会等を開くというような手法を今、想定してい

るものではございません。

○議長（西村昭教君） 4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） 押し問答する気はありませんが、私はそれだけの決意があっても、私は本当にいいのだというふうに思っていたので、こういう答弁は非常に私自身がっかりしております。農業者の町長がこういうことで本当にいいのかと、確かに首長としてのいろいろ体面だとかありますが、私は体面を超えてやはり農業者を守らなければならないという、この立場からも T P P 反対をやはり唱えるべきだというふうに思いますが、もう一度この点についてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、繰り返しになりますけれども T P P の交渉は進むことについては、いかなる説明を受けようと現段階でそれについて理解をする気持ちは持っておりませんし、断固反対を貫いていくことは私のスタンスでございます。

その立場でこれからも臨んでまいりたいというふうに考えます。

○議長（西村昭教君） 4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） ある農家の方は、これはてん菜、ビートをつくっている農家の方なのですが、もうこうなったらてん菜、ビートは太刀打ちできないということを言っておられました。

この間、肥料等も上がってきていると、また養豚や牛を飼っておられる方についてはもう畜産も本当に先行きわからないという、そういう声の上富良野町の中でも聞こえるという実態になっているわけです。

私は、そういう意味ではきちっとした働きかけを今後ともやられるかどうかということを、集会、確かにあさってぐらいの発表になりますますが間に合うか間に合わないかという状態もありますが、もう一度確認いたしますが、働きかけはしますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、先ほどからお答えさせていただいておりますように、思いを共有する人たちの考えを一つにしてとる行動が私は私たちのスタンスだというふうに理解しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） これは平成 23 年の 11 月 18 日の北海道新聞なのですが、当時の農協のセンター長の方がこんなことを言っておられます。

農家がビートをつくれなくなると輪作が崩れてしまうと、製造も工場も閉鎖に追い込まれるというよ

うな話もしております。

この富良野圏域の農協というのは、やはり地域の主要産品がやはり生産資力で、これが崩れると地域の崩壊につながるということも話としてうかがわれております。

そういう意味では、引き続き町長はこういう問題に対してみずからの意思表示として T P P 反対をぜひ今後とも貫いていってほしいというふうに思います。

次に、観光行政についてお伺いいたします。町長は、特産品の答弁の中にメニューの開発に力を注ぎたいということを訴えております。

また同時にタウンガイドなどをつくって、そういったものを主力にして一步一步前へ進めたいということですが、特産品のメニューの開発、それでは何に力を入れるのかというところがよく具体的にできておりません。

私はこういうものも仮に開発したとしても、やはりきちっとそれを展示して販売できるようなやはり場所がなければ生きてこないのかなというふうに思います。

確かに、今、上富良野町でも各商業者の方や関連する業者の方が頑張っておられます。おられますけれども、さらにやはりきちっとした上富良野町の名前を売れる場所をきっちりつくって、やはり道の駅にするかどうかは別としても、そういう施設のやはり核となるところがどうしても必要だというふうに思いますが、この点についてお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の観光行政におきます特産品等に関する御質問にお答えさせていただきますが、まず特産品の開発、あるいは申し上げましたように食のメニューの開発等につきましては、これは町が特産品をつくっているというようなことは到底、そういう立場をとるべきではないと思っていますし、民間の方々がそういう力を発揮していただくことが当然の姿だろうと思います。

それで、そういったものを種々開発したり、あるいは生み出したものをどのようにそれを観光開発、あるいは商行為に結びつけていくかということに対しては、そういう情報の提供、あるいはサンプル、要するにアンテナショップのような、そういったものはある程度、法的な力を持って支えることはあり得るのかなというふうに思っております。

しかし、実際そういった特産品等を営業行為として行っていくのは、これはやはり民間の皆さん方のお力に委ね、そしてそれによって活性化を図っていくことが私はあるべき姿だと思っております。

先進的な観光との先進地等におきましても、やは

り個人の個々人の観光業者、あるいは商業者等の皆さん方が、そういった特産品、お土産品も含めまして、積極的に販売活動しているのが、それが現実の姿であるし、それが望ましいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） 私、何も場所の提供をしない、それだけでもいいではないかということなのです。

今、町が言っているように、そのアウトソーシングという形で見晴台にしていますが、やはりそういう形の手法もとれるわけですから、やはりよく工夫して考えて、やはり町を売り出す仕組みをつくっていかないとだめなのだというふうに思っているのです、いつも町長はそこへ来るとトーンが下がって、もう後ろに下がるというような答弁を繰り返しているというようなこの間の実態だと私は思っています。

そういう意見では、こういったものも含めて十分、今後検討すべきだというふうに思いますが、検討されるかどうかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

町の事業として、そういう物販を、あるいは特産品と申しましょうか、そういったものを販売したり、提供したりするようなものを町の事業として取り組むことは適当ではないというふうに理解しております。

○議長（西村昭教君） 4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） なかなか理解されていないのか、私の言い方も悪いのだと思います。

そこら辺は町長もう 1 回、上富良野振興計画を読み直していただいて、何があそこに述べられているのかということをもう一度読み直していただきたいというふうに思っております。

次に、福祉行政についてお伺いいたします。

今、上富良野町にはグループホームというところが 9 床しかベット数がありません。実際の上富良野町で将来の推計でも 30 数名の方がこの施設を利用するのではないかなというふうな推計表が介護計画の中にもうたわれております。

近年、介護の認知高齢者の方がふえて高齢になればなるほど、そのやはり若いときからも含めてなのですが、やはり認知症に陥る方がふえるという状況が介護計画の中にも書かれておりますし、21 の福祉健康づくりの計画の中にも書かれております。

そういう意味では、平成 26 年度までに整備をし

たいということで、位置づけられておりますが、そこでお伺いしたいのはこの間、これに対して一定部分、情報の発信もしているところもあるのだというふうに思いますが、何らかの形で町に対して将来、町がそういう用意があるのであれば、グループホームを設置したいという、そういうような法人が出てきているのかどうなのか、この点、お伺いしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の福祉施設についてのグループホームについての御質問にお答えさせていただきますが、複数の私、聞いております限りは、そういった問い合わせ等は今までにも数事業者から問い合わせがあるという実態でございます。

○議長（西村昭教君） 4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） やはり、今後のことを考えれば、早急にそういう事業者ともコンタクトをとりながら、きちっとした介護計画に位置づけられたグループホームの設置が早急にやはり整備されることがこういう認知高齢者の方の介護の負担、あるいは家族の介護の負担の軽減につながるものだというふうに考えておりますので、ぜひその方向で進めていただきたいと、町ではこういう事業に対しては手を出さないという方針でありますから、行革の方針にのっとって進められております。

それならばやはり、民間の事業者が積極的に手を挙げるのであれば、積極的に町もやはりそれにこうした中でのグループホームの設置を進めるべきだというふうに思いますので、この点、もう一度確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4 番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、冒頭のお答えでも述べさせていただいておりますが、第 5 期の最終年度の 26 年度になりますけれども、それまでに整備したいということももう町の方針として押さえておりますので、その実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） 全体の介護計画の中では、いろいろと施設整備ができたから、それで終わりという状況ではありません。

訪問居宅介護のあり方の問題だとか、いろいろな課題が投げかけられております。そういう課題も含めて、結局、介護の質を上げない限りは、こういう介護の手厚い介護というのはほど遠い方向に進むのではないかなというのが私の印象であります。

次にお伺いしたいのは、元氣臨時交付金の活用であります。

町の読み取る範囲では、積極的に財政のことがあって活用しないのではないかなというふうに思っております。今後、行政として議会に対してこの活用する項目等については今、準備を進めているということでありますので、これはもう4月時点において一定の事業計画を示してほしいという計画が道だとか、国から出てきていると思いますので、この点、間に合うのですか、大まかな内容等がもう既に恐らく決まっていなければならないというふうに思いますが、その何点かでも決まっている項目等があればお知らせ願いたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の元気交付金に対します御質問にお答えさせていただきますが、どの部分をやはり読み取っていただいているのか、取り組まないというふうに理解しているというお話をされておりましてけれども、私はちょっと理解できませんが、取り組もうとしているところでございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 積極的に取り組まないのではないかなという私は印象を受けました。

というのは、将来の財政運用のつけを残したくないという項目が入っているのですよ、ここに。そうすると、そういうことも頭の中に、脳裏の中に浮かんだものですから、やはりこういうお金を使って、例えばいろいろな余剰金も当然、生まれてきます。本来、使うべきものは交付されますから、幾ばくかのお金が余りますよね、余ると言ったら失礼ですけども、財政は健全財政ではないというのが前提でした。

例えば、そういうお金を使いながら、また元気交付金を使いながら富原球場の横のトイレの改修にそういうお金を、余剰金を使うだとか、いろいろな手法が見えてくるのです。

そういうものをやはり住民の切実な要求にお金をきっちり使うということを前提とした実施計画を出てくるということを信じるしか、今、この段階ではありませんので、疑う余地ありませんが、そういう方向で検討しているということで確認してよろしいですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、ここにも答弁でも申し上げておりますけれども、今さまざまな選択肢を想定して検討を進めていると、準備を進めているということを示すつもりでございます。

しかし、今、目先にそういう原資があるから思いつくまま何でもやればいいというような、そういう

財政規律を乱すような、将来につけを残すようなことは絶対あってはならないということを申し上げているわけございまして、しっかりとこれを有効に活用する準備は現在、具体的な事業名は今、きょうここで申し上げる状況ではございませんけれども、その取り組みを前提にした作業は進めているということは申し上げておきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） ぜひ、そういった住民のかかわりの中で早急に急がなければならないもの、そういうものに対して財源が充てられるというような要素がある事業であれば、積極的に私は活用すべきだというふうに考えております。

次にお伺いしたいのは、教育行政の中で東中中学校の廃校後の問題であります。ここでは確かに地域の住民会からの要望等において、農業作業の実習作業の宿泊施設を検討していただきたいということで、十分、検討するというところで協議も進めたいということですが、その中に入っているのかもわかりませんが、合宿等だとか、そういったところにやはり使えるような施設の活用もあわせて検討されるというふうに受けとめてよろしいですか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 4番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

今、先ほども答弁させていただきましたけれども、東中住民会から出ている項目では、そういう項目はございません。

ただ、東中中学校の面積等を考えたときに、どれぐらいのここの宿泊する部分に使うのだとか、今後において建物全体の面積を踏まえた中で、いろいろな可能性も探っていく中で合宿の部分も出てくるかもしれませんし、そういう部分で今の段階では意見を受けたという段階でして、検討はこれから進んでいるというふうに御理解をいただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） ぜひ、そういうものも含めてより多くの住民の意見を聞きながら、そういった施設の活用を、また活用することになればいろいろな課題も出てくるかと思いますが、検討の中に加えていただきたいというふうに考えております。

次に、給食の問題ですが、確かに実施しているところは少ないというふうに思います。少なからずやらないのではなくて、やはり子供たちのこの食育の問題も含めて、やはり考えたときに、やはり安定的にそこで食べれるというような給食であつても私はいいのではないかなというふうに思います。

そういう意味では少ないからやらないではなくて、やはりきっちりとしたその方向性も考えながら研究、検討を行いますという答弁であります。どこまで研究、検討されるのか、いろいろな解釈もありますけれども、その点、検討していただけるかどうか、もう一度確認しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） ４番米沢議員の高等学校の給食についての御質問にお答えしたいと思います。

まず、道立高校でありますので一番に高校の管理運営事項、ここの部分、希望がなければ一切手も足も出ないということをまず御理解いただきたいと思います。その中で、理解が得られる、ＰＴＡもそういう意向であると、順番に協議を進めていく中で、そういう部分も含めまして研究をしてまいりたいと、それが大前提でその後、検討に入ってとくるような形になるのかなと思います。

決して、一切しないということでこの文書をまとめているわけではございませんので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、４番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を終了いたします。

◎休会の議決

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

議事の都合により、３月１４日から２１日までの８日間を休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、３月１４日から２１日までの８日間を休会とすることに決しました。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

休会中及び再開後の予定について、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（藤田敏明君） 御報告申し上げます。

日程変更により、４日目が１４日から２２日となりましたが、事前配付しました議事日程のとおり進行いたします。

ただいま御決定いただきましたとおり、あす３月１４日から２１日までの８日間は休会といたします。

３月２２日は、本定例会の最終日で、開会は午前９時でございます。

なお、休会中の３月１５日、１８日、１９日、２１日の４日間は予算特別委員会をいずれも午前９時から開会いたしますので、各会計予算書並びに既に配付の関係資料を持参の上、定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 ２時５９分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 2 5 年 3 月 1 3 日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署 名 議 員 岩 崎 治 男

署 名 議 員 中 澤 良 隆

平成 2 5 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 4 号）

平成 2 5 年 3 月 2 2 日（金曜日）

○議事日程（第４号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 議案第 33 号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件
- 第 3 議案第 34 号 上富良野町十勝岳地区振興基金の一部支消の件
- 第 4 予算特別委員会付託
- 議案第 1 号 平成 25 年度上富良野町一般会計予算
- 議案第 2 号 平成 25 年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3 号 平成 25 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 4 号 平成 25 年度上富良野町介護保険特別会計予算
- 議案第 5 号 平成 25 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
- 議案第 6 号 平成 25 年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 7 号 平成 25 年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 8 号 平成 25 年度上富良野町水道事業会計予算
- 議案第 9 号 平成 25 年度上富良野町病院事業会計予算
- 第 5 議案第 18 号 上富良野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例
- 第 6 議案第 19 号 上富良野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 7 議案第 20 号 上富良野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 第 8 議案第 21 号 上富良野町一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例
- 第 9 議案第 22 号 上富良野町営住宅の整備基準に関する条例
- 第 10 議案第 23 号 上富良野町の道路の構造等に関する条例
- 第 11 議案第 24 号 上富良野町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する条例
- 第 12 議案第 25 号 上富良野町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例
- 第 13 議案第 26 号 上富良野町公共下水道の構造等の技術上の基準に関する条例
- 第 14 議案第 27 号 上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例
- 第 15 議案第 28 号 上富良野町新型インフルエンザ等対策本部条例
- 第 16 議案第 29 号 上富良野町児童館条例の一部を改正する条例
- 第 17 議案第 30 号 上富良野町畜産担い手育成総合整備型事業分担金徴収条例
- 第 18 議案第 31 号 上富良野町観光開発審議会条例の一部を改正する条例
- 第 19 議案第 32 号 上富良野町障がい者自立支援事業条例の一部を改正する条例
- 第 20 議案第 35 号 教育委員会委員の任命の件
- 第 21 議案第 36 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の件
- 第 22 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者推薦の件
- 第 23 発議案第 1 号 上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則
- 第 24 発議案第 2 号 上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第 25 発議案第 3 号 平成 25 年度地方財政対策に関する意見の件
- 第 26 発議案第 4 号 公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求める意見の件
- 追加日程
- 発議案第 6 号 T P P 交渉参加断固阻止に関する意見の件
- 第 1
- 第 27 発議案第 5 号 町長の専決事項指定の件（上富良野町税条例の一部を改正する条例）
- 第 28 閉会中の継続調査申出の件

○出席議員（14名）

1 番 佐 川 典 子 君 2 番 小 野 忠 君

3 番	村 上 和 子 君	4 番	米 沢 義 英 君
5 番	金 子 益 三 君	6 番	徳 武 良 弘 君
7 番	中 村 有 秀 君	8 番	谷 忠 君
9 番	岩 崎 治 男 君	10 番	中 澤 良 隆 君
11 番	今 村 辰 義 君	12 番	岡 本 康 裕 君
13 番	長谷川 徳 行 君	14 番	西 村 昭 教 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向 山 富 夫 君	副 町 長	田 浦 孝 道 君
教 育 長	服 部 久 和 君	代表監査委員	米 田 末 範 君
教育委員会委員長	菅 野 博 和 君	農業委員会会長	中 瀬 実 君
会 計 管 理 者	中 田 繁 利 君	総 務 課 長	田 中 利 幸 君
産 業 振 興 課 長	前 田 満 君	健康づくり担当課長	岡 崎 智 子 君
町 民 生 活 課 長	北 川 和 宏 君	建設水道課長	北 向 一 博 君
農業委員会事務局長	菊 池 哲 雄 君	教育振興課長	野 崎 孝 信 君
ラベンダーハイツ所長	大 石 輝 男 君	町立病院事務長	松 田 宏 二 君
高齢者支援班主幹	北 川 徳 幸 君	福祉対策班主幹	真 鍋 浩 二 君

○議会議務局出席職員

局 長	藤 田 敏 明 君	主 査	佐 藤 雅 喜 君
主 事	新 井 沙 季 君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長（西村昭教君） 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成25年第1回上富良野町議会定例会4日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（西村昭教君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（藤田敏明君） 御報告申し上げます。

予算特別委員会、長谷川委員長から、今期定例会で付託されました議案第1号から議案第9号までの議案について、審査報告書の提出がありました。

なお、さきに御案内のとおり、人事案件の議案第35号教育委員会委員の任命の件及び議案第36号固定資産評価審査委員会委員の選任の件並びに第1号人権擁護委員候補者の推薦の件につきましては、後ほど議案をお手元にお配りいたしたいと思っておりますので御了承願います。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長（西村昭教君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

11番 今 村 辰 義 君

12番 岡 本 康 裕 君

を指名いたします。

◎日程第2 議案第33号

◎日程第3 議案第34号

○議長（西村昭教君） 日程第2 議案第33号上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件、日程第3 議案第34号上富良野町十勝岳地区振興基金の一部支消の件を一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君） ただいま一括上程いた

だきました、議案第33号上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件及び議案第34号上富良野町十勝岳地区振興基金の一部支消の件につきまして、一括して提案の要旨を御説明申し上げます。

このたびの平成25年度の一般会計予算におきましては、町税及び地方交付税などの減少により一般財源総額が減少した中で予算編成を行ったところでございますが、本年度は、懸案であります上富良野小学校整備事業を初め、老朽化している公共施設等の計画的な修繕の財源に充てるため公共施設整備基金を、また吹上温泉保養センター改修及び吹上露天の湯改修の財源に充てるため十勝岳地区振興基金を、それぞれ一部支消することで財源調整を図ったところであります。このようなことから、公共施設整備基金及び十勝岳地区振興基金の一部を支消するため、各基金条例の規定に基づきまして議会の議決を得ようとするものでございます。

それでは、以下、議案を順次朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第33号上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件。

上富良野町公共施設整備基金の一部を次により使用するため、上富良野町公共施設整備基金条例第6条第2号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、支消金額、8,090万円。

2、使用目的、公共施設の更新及び改善に多額の経費を必要とするため。

3、使用年度、平成25年度。

次の議案に移ります。

議案第34号上富良野町十勝岳地区振興基金の一部支消の件。

上富良野町十勝岳地区振興基金の一部を次により使用するため、上富良野町十勝岳地区振興基金条例第6条第5号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、支消金額、2,703万円。

2、使用目的、十勝岳地区の公共施設の維持、修繕に関する事業に充てるため。

3、使用年度、平成25年度。

以上、説明といたします。御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、一括して質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより、採決いたします。

初めに、議案第33号上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号上富良野町十勝岳地区振興基金の一部支消の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 予算特別委員会付託

○議長（西村昭教君） 次に、日程第4 予算特別委員会に付託審査の議案第1号平成25年度上富良野町一般会計予算、議案第2号平成25年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、議案第4号平成25年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第5号平成25年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、議案第6号平成25年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、議案第7号平成25年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、議案第8号平成25年度上富良野町水道事業会計予算、議案第9号平成25年度上富良野町病院事業会計予算の件を一括して議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、長谷川德行君。

○予算特別委員長（長谷川德行君） ただいま上程されました予算特別委員会付託の件につきまして、朗読をもって報告とさせていただきます。

予算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により、審査の経過等を付し報告する。

予算特別委員長、長谷川德行。

記。

1、審査の経過。

本委員会は、平成25年第1回定例会（第2日目）が開かれた3月6日に設置され、同日、議案第1号から議案第9号までが付託された。

3月15日に委員会を開き、正・副委員長、分科長を選出し、直ちに議案審査に入り、議案第1号の一般会計予算、歳入各款と歳出1款から4款まで款別に質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月18日に委員会を開き、議案第1号の一般会計予算、歳出5款から予算調書まで款別に質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月19日に委員会を開き、議案第2号から議案第9号までについて、それぞれ歳入歳出を一括して質疑を行い、理事者の答弁を求めた。その後、二つの分科会で、それぞれ審査意見の取りまとめを行った。

3月21日に委員会を開き、各議案の審査意見を集約し、理事者に提出を行った。その後、町長から所信表明を受け、議案ごとに討論と採決を行った。

2、表決及び結果。

議案第1号から議案第9号までの討論を行い、議案ごとに起立による採決を行った結果、平成25年度上富良野町一般会計予算及び平成25年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、平成25年度病院事業会計予算について、審査意見を付し、全議案が賛成多数により原案可決となった。

3、審査意見。

別紙、平成25年度予算特別委員会審査意見については、御高覧いただいたものとして省略させていただきます。

以上で、予算特別委員会審査報告といたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、予算特別委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は、意見を付して全て原案可決であります。

委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から第9号までは、委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第5 議案第18号

◎日程第6 議案第19号

◎日程第7 議案第20号

○議長（西村昭教君） 日程第5 議案第18号上富良野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例、日程第6 議案第19号上富良野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、日程第7 議案第20号上富良野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の件を一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

健康づくり担当課長。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君） たいまい
括上程いただきました、議案第18号上富良野町指
定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準
を定める条例、議案第19号上富良野町指定地域密
着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例及び議案第20号上富良野町指定
地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及
び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係
る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基
準を定める条例について、提案の要旨を御説明申し
上げます。

この3条例につきましては、地域の自主性及び自
立性を高めるための改革の推進を図るための関係法
律の整備に関する法律が施行され、同法により介護
保険法の一部改正がなされ、これまで厚生労働省令
で定められてきた介護事業に係るさまざまな施設の
設備基準等について市町村の条例で定めるものとな
ったことから、当該条例を制定するものであります。

まず、議案第18号上富良野町指定地域密着型
サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例
の制定について、御説明申し上げます。

本条例につきましては、地域密着型介護老人施設
の入所定員及び介護事業者の申請者の資格について
基準を定めるものであり、その設定に当たっては、
従来の省令等の基準に基づき設定したところであり
ます。

また、条例に町が独自に盛り込む基準につきまし
ては、第1点目は、第3条の申請者の資格要件に、
上富良野町暴力団排除の推進に関する条例に基づ
き、暴力団の排除の基準を追加します。

2点目は、第4条として、町外に所在する事業所
を指定する場合については、個々のケースを判断
し、本町が定める基準とほぼ同等のサービスが確保
されると判断される場合には指定できることの規定
を追加します。

なお、施行期日は、平成25年4月1日であります。

次に、議案第19号上富良野町指定地域密着型
サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

本条例は、本則で201条と膨大なことから、概
要について御説明させていただきます。

この条例は、要介護度1から5までの要介護者に
対してサービスを提供する地域密着型サービス事業
に係る人員、設備及び運営に関する基準を定めるも
のです。地域密着型サービス事業の類型、計8種類

ごとに、基本方針、人員、設備、運営の基準をそれ
ぞれ定めてございます。その設定に当たりまして
は、従来の省令等の基準に基づき設定したところで
あります。

また、条例に町が独自に盛り込む基準につきまし
ては、1点目として、指定地域密着型介護老人福祉
施設の居室定員についてです。所得の少ない場合で
も利用しやすいなどの、利用者の多様なニーズに対
応するため、1室当たりの定員に幅を持たせ、定員
は4人以下とします。なお、北海道の条例において
も同様の独自基準が設けられております。

2点目は、記録の保存期間の延長についてです。
省令による基準では、関係書類の保存期間を2年間
としていますが、指定地域密着型サービス事業者等
が不適切な請求に基づき介護報酬を受け取った場
合、介護給付費の返還請求権の時効は5年であるた
め、保存期間を5年間に延長します。

3点目は、非常災害対策についてです。省令によ
る基準では、認知症対応型共同生活介護及び小規模
多機能型居宅介護事業所の非常災害対策について
は、事業者が定期的に行うこととされている、避難
、救出、その他必要な訓練の実施に当たって、地
域住民の参加が得られるよう連携に努めなければな
らないこととされています。町では、認知症対応型
通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び
地域密着型介護老人福祉施設についても、介護等の
支援を受けながら日常生活を営む施設であることに
鑑み、同様の規定を設けます。また、本町は、活火
山十勝岳を抱えていることなどから、噴火、地震、
風水害などの自然災害を想定した非常災害対策の実
施を町独自に追加します。なお、北海道の条例にお
いても同様の独自基準が設けられています。

4点目は、介護従事者の資質の向上についてで
す。省令では、介護従事者の資質の向上のために研
修の機会を確保するとしていますが、より一層の向
上を図るため、研修項目について明記し、計画性を
持って定期的な研修を実施することについて規定し
ます。

5点目は、地域包括支援センターとの連携につい
てです。地域包括ケアシステムの構築には、地域包
括支援センターを中心とした包括的な連携の仕組み
が必要であることから、地域密着型サービスの事業
運営に当たっては、地域包括支援センターとの連携
を明確に規定します。

なお、施行期日は、平成25年4月1日でありま
す。

次に、議案第20号上富良野町指定地域密着型介
護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに
指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の

ための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、御説明いたします。

この条例は、要支援1から2までの認定を受けた要支援者を対象とする地域密着型介護予防サービスの事業の基準や効果的な支援の方法に関する基準を定めるものでございます。

内容は、地域密着型介護予防サービスの事業の類型ごとに、基本方針、人員、設備、運営、支援の方法の基準をそれぞれ規定するものです。先ほどの条例と同様に、記録の保存年限の5年間への延長、非常災害対策の拡充、介護従事者の資質の向上、地域包括支援センターとの連携の、4項目の独自基準を設定しております。

なお、施行期日は平成25年4月1日であります。

以上、議案第18号、議案第19号、議案第20号の説明といたします。御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、一括して質疑に入ります。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 議案第18号の指定に関する基準を定める条例のところでございますけれども、町としても、こういった指定の基準を定める条例ができましたとしましても、今、日本で305万人、認知症がいます。そして、140万人の人が自宅で待機をしている状況にあると。10年後には470万人になって、10人に1人が認知症になるであろうと。そうすると、上富良野町もだんだん高齢化になりまして、こういった地域密着型サービス事業が必要になると思うのですけれども、それでは、こういった基準ができたとしても、それでは、国の基準に適合して、指定基準に合うのかということ、何カ所も指定してしまうということになるのかどうか。私は、町としても難しいケースも出てくるのではないかと、このように考えますけれども、それについてはどのようにお考えになりますか。

○議長（西村昭教君） 高齢者支援班主幹、答弁。

○高齢者支援班主幹（北川徳幸君） 3番村上議員の御質問にお答えしたいと思います。

ただいまの条例に関して、町の施設の整備、介護保険施設全般の施設の整備の御質問かと思いますが、第5期の介護保険事業計画では、現在の利用者等々の需要を見込み、小規模多機能居宅介護事業所1施設並びにグループホーム、1ユニット9床の整備計画に盛り込んでいただいております。

今後につきましては、また、他施設との整備の状況、あわせて、有料老人ホーム等々の状況もありま

すので、そこら辺の状況を勘案した中で、第6期以降に向けて、上富良野町にとって必要な施設がどのぐらいかというのを検討して次期計画に盛り込みたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） なぜ、こういうことを言うかといいますと、宮町にありますグループホームです。あそこは町外、旭川業者の方で、結構、あそこは2ユニット18人。町は大変厳しい条件を出しまして、3年の実績を見せてもらってから、あとの9人、1ユニットは認可しようということで、大変厳しい基準のもとで、それでどうなったかといいますと、グループホームも2ユニット18人で成り立つと思って計画を立てて、事業計画を上げてやったのですけれども、町としては、ちょっと待ってくださいと。そういうこと、いろいろ事情があったと思うのですけれども、そういうことで、今度どうなったかといいますと、今度は高齢者の住宅に変えたのです。事業所ももちませんので。

そういったケースがありましたので、町外の業者であっても、こういう基準を満たせば判断されとありますので、この町の判断ですけれども、そういった基準にきちんと基づいてやっていただくようお願いしたいと思うのですよね。そういった件をちょっと指摘しておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 高齢者支援班主幹、答弁。

○高齢者支援班主幹（北川徳幸君） ただいま村上議員の御質問なのですが、現実には、町内の事業者、当初、2ユニット18名で計画してございました。それで、昨年度で6年がたちまして、指定更新という形で、いろいろ、指定更新の内容を検討させていただきました。また、この6年間に、数回にわたり事業所に実地指導及び監査等々の指導が入ったところです。結果的に、いろいろ指摘させていただいたことはあるのですけれども、現段階では、まだこの全部改善に至っていないというようなことで、まだ、更新についても、1ユニットの更新のみとなっている現状です。そのような背景もありまして、事業者指定については、国の指定基準を満たしているのですけれども、特に運営面、ケアの充実という面での部分を重点的に判断して今後の指定を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 何点か質問させていただきます。

全般にわたるかというふうに思いますが、基本的なところで、今回の条例部分の改正等で、1室当たり定員4名以下というふうに定めました。例えば、こういう部屋の基準を設定する場合、1平米、例えば、国あるいは道が6平米ぐらいだとししたら、町は7平米以上を必要最小限要件とした場合、そういう場合も、こういう主権の移譲という形で盛り込むことが、独自のライン、不可能なものは当然それは盛り込まれませんけれども、そういうことは独自で盛り込まれるのかどうなのか、お伺いいたします。

それと、非常に、これは管理監督という点で、行政に、従来もそうなのですが、より責任の度合いが求められるのかなというふうに思いますが、例えば、業者がこういった指定に反した介護支援計画をつくっていない、あるいは帳簿の整理をしていないなどなど、まだたくさんありますけれども、そういった場合、当然、それにかかわった行政が管理監督という立場からするということふうに思いますが、その点は従来と変わらないのか、もしも変わったとすれば、どういったところが変わったのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、介護従事者の資質の向上ということで、国などの努めなければならないという形で、上富良野町は、それをより明確にしたという形に、実施するという形にしました。これは、実施するに当たって、回数等は特に明記されておりましたが、1回も、2回も、3回も実施したということになると思いますが、この点は、特に回数等には、さわれていないのはどういうふうなことなのかなというふうに、自主性に任せるという形になるのかなというふうに思いますが、その点、お伺いいたします。

地域包括支援センターとの連携ということで、努めるを明確に規定するという形にしましたが、これが明確にされることによって、例えば、定期的な連携協議が行われるなど、そういったところも含めた具体的な支援に当たっての連携が明確にされたということですから、その連携の内容等、会議等はこういった頻度で行われるのか、一般的に連絡等も含めてという形に思いますが、その点、お伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 高齢者支援班主幹、答弁。

○高齢者支援班主幹（北川徳幸君） ただいまの、4番米沢議員の何点かの御質問にお答えしたいと思います。

1点目の設備基準について、町が独自に面積要件等々を定められるかという点については、ちょっと後ほど調べて御回答したいと思います。

2点目の、事業所がもろもろの、うちの指定基準を守っていないときの対応についてですが、これにつきましては、従来も、実地指導で、まず直らなかったら、指導、監査、勧告というようなスタイルで、従来も指導をしているところです。今後についてもこのような形は変わらないので、継続してこのような形をとって指導に努めていきたいと思っております。

3点目の研修計画、回数を明記していないということで、その考え方なのですが、研修につきましては、それぞれ多様な事業所もありますので、町としては、その事業所の趣旨に沿ったような運営ができるような研修ができるように、ある意味、自主性に任せて、あえて回数は明記していないところでございます。

4点目の、地域包括センターとの連携という点なのですが、これにつきましては、現在も地域密着型施設につきましては、運営推進会議ということで設置する義務がありますので、具体的には、運営推進会議につきましては、町の職員、現在も地域包括支援センターの職員、あわせて家族の代表者、あと、地区の代表者、このような形で2カ月に1回開催をさせていただきまして、その運営内容とか事業の内容、これからの事業の報告、あわせて、現在の施設については改善項目がありますので、その改善項目に対しての2カ月間の改善内容を発表していただいて、それについては、いろいろ協議していただく場を設けておりますので、今後につきましても、その運営推進会議を活用した中で随時進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 次にお伺いしたいのは、そうしますと、例えば、財源的な問題ですが、その研修上の問題で、より明確にしたということであれば、地方が行うものに対する、いわゆる、その当該の事業所が行う、小さな話から進めたいと思うのですが、そういった実施計画で研修を行う場合、いわゆるお金を何とか支援できないのかという場合、施設要件で、いろいろ出てくるのかなというふうに思います。そういう場合、今、現状では、この間の説明でも、そういった財源的な部分については認められていないということで説明がありました。そうしますと、なかなか、こういう要件をいろいろ決めたとしても、やはり本来であれば、そういった財政的な支援の部分も含めた中での面積要件だとか何とかと実施するのであれば、そういうものも入っても不思議ではないのかなというふうに思います。条例で言えば、その条例そのものを設置すればそれで済

むわけなのですが、実施する側としたら、それに伴う財源の部分だとか、どうしよう、こうしようという話も出てきますから、従来の、国の施設の整備に当たる財源を当然活用すると思いますが、そういった幅というのはですか、自治体に裁量の幅、そういったものは認められているのかどうなのか、こういった点もお伺いしておきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 高齢者支援班主幹、答弁。

○高齢者支援班主幹（北川徳幸君） ただいまの米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

財源の問題ということで、運営面に対する財源ということで理解してよろしいですか。

運営面に対しての財源の支援という形なのですから、確かに、町においては、国の基準以上の研修を求めて今回条例を提案させていただいたところなのですが、介護保険事業者として、一事業者ですので、運営のケアの質の向上等々については、その事業所の中でやっぱりやっていただかなければならないかなと考えておりますし、そのケアの質が高まることによって、ある意味、利用者さんも評判がよくなって、そちらのほうに利用者さんが多く行くというような趣旨も考えますと、町から一般財源といいますか、特別な財源支援をするという考えは、現在のところ持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（西村昭教君） 4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） 持ち合わせていないということで、そんなようなニュアンスで聞いておりましたが、将来的に、こういう地域主権という形で、そういった条例の移譲だとかということが行われ、実際に行われてきています。そうすると、やっぱりこういった条例を設定するに当たって、いろいろ財源的な裏づけも含めた保障がなければ進められない部分も出てくるのかなと思いますが、この点、町長、どうなのでしょう、将来のことはわからない部分なのですが、やっぱり近々の問題でも、そういうことを求められる可能性もありますので、この点は、国、道の指導、あるいは要綱などでは、将来的な財源の保障はどういうふうになっているのか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 4 番米沢議員の御質問に私のほうから、まずお答えをさせていただきたいと思います。

社会福祉法人につきましては、法令で、一定程度の条件がございますので、その条件を満たすような形で、今、町もごく一部でございますけれども、助成策を講じているところであります。今、議員のほうからの御質問については、多分、本来、事業者と

して最低限条件を整えなければならない要素かなというふうに聞かせていただきましたので、そういう類いのものについては、当然にして、事業者がそういう事業を営む中で対応するという考え方が多分妥当であろうというふうに思います。広く見ますと、社福に対しましても、今、担当主幹のほうから御説明もありましたように、いろいろ、年次計画の中で、こういう地域事情からすると、民間事業者をある意味誘致するような動きも、ケースによってはとらなければなりませんので、そういう中で、いろいろと、そういう導くための施策としてのことは考えられますが、押しなべて、全てにおいてその財政的な支援をするということについては、今後、具体的なケースに沿って判断をしなければならないというふうに考えているところであります。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

済みません。先ほどの答弁をいたさせます。

高齢者支援班主幹、答弁。

○高齢者支援班主幹（北川徳幸君） 済みません、先ほど、米沢議員の1点目の、設備基準についての町独自の考えというか、町によって面積要件が変えられるかということについての御質問なのですが、この部分につきましては、今回の分権一括法の関係で、従うべき基準となっておりますので、国の基準どおりに設定させていただいたところで、以上です。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、採決いたします。

初めに、議案第18号上富良野町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号上富良野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号上富良野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに

指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第21号

◎日程第9 議案第22号

○議長(西村昭教君) 日程第8 議案第21号上富良野町一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例、日程第9 議案第22号上富良野町営住宅の整備基準に関する条例の件を一括して議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(北川和宏君) ただいま一括上程いただきました議案第21号上富良野町一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例及び議案第22号上富良野町営住宅の整備基準に関する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

なお、条例の朗読につきましては省略させていただき、その概要のみの説明とさせていただきますので御了承願いたいと思います。

最初に、上富良野町一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例についてですが、これまで、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格については、省令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づき行ってきたところであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により、町が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格について、町の条例で定めることとされたことから、本条例を制定するものであります。

内容についてですが、一般廃棄物処理施設の技術管理者は、一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当し、維持管理する事務に従事する他の職員を監督する職務で、資格基準については、その職務を遂行するための知識及び技術を有する者でなければならないものであり、環境省令では、厳格にその資格基準が定められており、本町においても、環境省令で定める資格基準と同様とすることが適切であると考え、本条例の制定に当たっては、環境省令の資格基準を準用し定めるものであります。ただし、環境省令で定められている旧大学令、旧専門学校令及び旧中等学校令に基づく規定に

ついては、該当するものの年齢から適用しないこととしたものであります。

また、施行期日については、平成25年4月1日から施行するものであります。

続きまして、上富良野町営住宅の整備基準に関する条例についてであります。これまで本町の町営住宅等の整備については、公営住宅法及び省令、公営住宅等整備基準に基づき行ってきたところであります。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立による公営住宅法の一部改正により、省令で規定していた公営住宅等の整備基準について、町の条例で定めることとされたことから、本条例を制定するものであります。

内容についてですが、第2条から第11条及び第13条から第17条の規定については、国土交通省令で定める整備基準をもとに定めたところであります。ただし、第12条の規定は、買い取り及び借上げの町営住宅については、本条例では適用しないこととしたものであります。また、18条の規定は、駐車場について本町独自の整備基準として定めたものであります。

また、施行期日については、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第21号上富良野町一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例及び議案第22号上富良野町営住宅の整備基準に関する条例の説明とさせていただきます。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、一括して質疑に入ります。

3番村上和子君。

○3番(村上和子君) 議案第22号の第2章の敷地の基準のところですが、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等とかというところがありますけれども、どこが災害、公害に遭うのかわからない、そういった場所になるかと思えますけれども、それは避けましてという項目がありまして、かつ、通勤、通学日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して設定されたものでなければならないと、こういうふうなことになりますと、これだけ明記されますと、なかなか敷地の設定というのは大変難しくなると思うのですが、その点、町としての判断、適切にと考えますけれども、その点いかがでしょうか。この公害、災害というところは、ちょっとどうなのでしょう、そこを避けてとありますけれども。

○議長(西村昭教君) 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 3 番村上議員の、町営住宅の整備基準の敷地に関する関係でございますが、いわゆる土地の状況の中で、崖崩れだとか、頻繁に水害等に遭う敷地であるとか、そのような土地は避けるとかいうことでの事例等が示されているところでありますので、町において、今置かれている公営住宅については、現状の部分については、頻繁に崖崩れのあるような場所だとか、常に水害に遭って、つかるといふ状況、たまにちょっと水があふれ出て、つかるといふことも、ないことはないのですけれども、頻繁にということになると、そのようなところは今のところないのではないのかなと想定しているところでございます。

今後におきましても、その整備に関しては、その部分の対策を十分した上での対応をすべきと考えたところでございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

1 3 番長谷川徳幸君。

○1 3 番（長谷川徳幸君） ただいまの関連なのですが、その第 5 条のところに、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されるものでなければならないと。泉町南団地、扇町団地は、それに属さないものと私は思うのですけれども、その辺どのようなお考えですか。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 1 3 番長谷川議員の御質問に答えます。

日用品等の購入と、それから通勤等に支障のある場所と、町としては考えていないところです。当然、土地計画法上も住居地域ということで指定しておりまして、当然、人がそこに住んで、それぞれの学校に通う、職場に通う、買い物に行くという場所で、不便な場所だという認識としては持っていないところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） 一般廃棄物の処理技術者管理の資格という形で、これは、町の一般廃棄物、焼却施設が該当するのかなというふうに考えておりますが、他のものに該当するような施設が上富良野町にあるのかという点と、二つ目は、技術管理の上で、当然、こういった資格を有した人が従来から従事しているかというふうに思いますが、この点、ちょっとお伺いしておきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 4 番米沢議員の一般廃棄物処理施設に関する質問にお答えします。

まず、上富良野町において一般廃棄物処理施設に

ついては、クリーンセンターのみでございます。また、そこに従事している技術管理者につきましては、今回、技術管理者の資格要件として条例で定めるところですが、以前も、先ほども御説明で申し上げたとおり、環境省令で定められている資格基準に基づき進めているところであり、当然、この技術は有していた者でやっていたところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） 医療廃棄物は、この条項でいえば、当然、所定外のものになるかというふうに思いますが、今回、そういったもの等については条例の改正等を行われなかったということで、わかるのですけれども、その点、ちょっと経過などわかれば、わかる範囲でよろしいです。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 4 番米沢議員の御質問にお答えします。

今回の条例改正につきましては、町が設置する一般廃棄物の処理施設に関して条例で定めなければならないということでありまして、今回、それに基づきまして、町が設置している施設がございますので、それによりまして、今回、条例を制定させていただきましてということでございます。その医療廃棄物等の施設についての、また要件等については何ら示されておりませんし、町が設置するものもございませんので、今回は、この部分については入っていないということでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、採決いたします。

初めに、議案第 21 号上富良野町一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号上富良野町営住宅の整備基準に関する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第23号

◎日程第11 議案第24号

◎日程第12 議案第25号

◎日程第13 議案第26号

◎日程第14 議案第27号

○議長（西村昭教君） 日程第10 議案第23号
上富良野町の道路の構造等に関する条例、日程第11 議案第24号上富良野町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する条例、日程第12 議案第25号上富良野町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例、日程第13 議案第26号上富良野町公共下水道の構造等の技術上の基準に関する条例、日程第14 議案第27号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例の件を一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） ただいま一括上程いただきました議案第23号から議案第27号までの建設水道課が所管する5件の条例案について、順に説明してまいります。

まず、議案第23号上富良野町の道路の構造等に関する条例について提案の要旨を御説明いたします。

平成23年5月2日に公布された地域の主権性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、以下、通称の地域主権改革一括法と呼ばせていただきますが、この法律により道路法の一部が改正され、道路の構造等についても都道府県及び市町村の条例で定めるよう規定されました。改正後の道路法第30条第3項に基づいて政令の道路構造令を、また、第45条第3項に基づいて国土交通省令の道路標識、区画線及び道路標識に関する命令を参酌して、今般、上程の条例を定めようとするものです。

規定する基準については、参酌原則に基づき、従前どおり国の基準を用いることを基本にして、北海道において、道内事情を考慮した北海道道路の構造の技術的基準等を定める条例を制定しているため、これも参酌するものとなっております。

それでは、本条例案については条文朗読を省略させていただきます、以下、条文ごとに要約して御説明してまいります。

第1条では、道路法に基づき、町道の構造の技術的基準を定めることを規定しております。

第2条では、本条例で使用する用語を定義するものです。

第3条では、道路の区分を国の基準である道路構造令によることを規定しております。

以降、第4条から第44条までは、1ページから15ページにわたり各種道路施設及び設備について、それぞれの構造の技術的基準を規定しています。

次に、第45条では、本条例で定める標識の寸法は、国の規格で定めるものを使用することを規定しております。

なお、第8条の路肩、第9条の停車帯、第12条の歩道、第14条の堆雪幅、第22条の視距については、積雪寒冷地の対応として北海道が定めた基準を用い、その他については国が定める基準となっております。

附則では、第1項で、施行日を平成25年4月1日とすること。第2項では、施行日において工事中の道路に対する経過措置を規定しております。

以上、議案第23号上富良野町の道路の構造等に関する条例の説明といたします。

続きまして、議案第24号上富良野町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する条例について、提案の要旨を御説明いたします。

地域主権改革一括法により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、これまで政令及び国土交通省令により定められていた、道路における高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進に関する基準については、省令に定める基準を参酌して、都道府県及び市町村の条例で定めることとなりました。

本条例に規定する基準については、参酌原則に基づき、従前どおり国の基準を用いるものとなっております。

それでは、本条例案については条文朗読を省略させていただきます、以下、章ごとに要約して御説明してまいります。

第1章、総則では、第1条で条例制定の趣旨、第2条では、条例で使用する用語を定義しております。

第2章、歩道等では、第3条から第10条において歩道の幅員、舗装、勾配、高さ、横断歩道との接続、車両乗り入れ部の基準などについて構造を規定してございます。

第3章、立体横断施設では、第11条から第16条において立体横断施設の設置と当該施設に附帯するエレベーター等の設置基準と構造について規定しております。

第4章、乗合自動車停留所では、第17条と18

条で歩道との高さ基準、ベンチ及び上屋の設置義務を規定するものです。

第5章、自動車駐車場では、第19条から第29条において自動車駐車場における障がい者用駐車施設、停車施設の設置基準、また、出入口通路など、施設設置と構造の基準を規定してございます。

第6章では、第30条から34条において移動円滑化のために必要なその他の施設として、案内標識、視覚障がい者誘導ブロックなど、施設の主な分類と設置基準について規定しております。

附則において、施行日を平成25年4月1日とすること。附則の2項から6項においては、設置基準の一部適用の猶予と代替措置、適用が困難な場合の特例措置について規定しております。

以上、議案第24号上富良野町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する条例の説明といたします。

次に、議案第25号上富良野町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例について、提案の要旨を御説明いたします。

地域主権改革一括法により水道法が改正されたことに伴い、従来、水道法施行令及び水道法施行規則で定められていた基準等について、町が条例で定めることとされたため、法令参酌の基本原則に基づき、本条例を制定するものです。

それでは、本条例案につきましては条文朗読を省略させていただき、以下、条文ごとに要約して御説明してまいります。

第1条では、水道法第12条及び第9条3項に基づき、基準を定める目的を定めております。

第2条では、布設工事監督者を設置する工事の種類と範囲を定めるものです。

第3条は、水道法施行令及び水道法施行規則を参酌して引き移し、布設工事監督者が有すべき資格を定めるものです。

第4条は、水道法施行令及び水道法施行規則を参酌して引き移し、水道技術管理者が有すべく資格を定めるものとなっております。

施行日は、平成25年4月1日となっております。

以上、議案第25号上富良野町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の説明といたします。

続きまして、議案第26号上富良野町公共下水道の構造等の技術上の基準に関する条例について提案の要旨を御説明いたします。

地域主権改革一括法により下水道法が改正されたことに伴い、従来、下水道法施行令で定められていた基準等について、町が条例で定めることとされた

ため、法令参酌の基本原則に基づき、本条例を制定するものです。

本条例案については条文朗読を省略させていただき、以下、条文ごとに要約して御説明してまいります。

第1条では、改正下水道法に基づき、構造と維持管理の基準を定める本条例の趣旨を定めています。

第2条では、本条例で使用する用語が法令等の例に基づくことを規定しております。

第3条から第5条は、下水道法施行令第5条の7、第5条の8、第5条の9に規定する構造及び技術上の基準を引き移し、規定するものです。

第6条は、法令と同様に適用除外を規定するものです。

第7条は、下水道法施行令第13条を引き移し、終末処理場の維持管理基準を規定するものです。

附則において、施行日を平成25年4月1日とすること。また、施行日現在の既存施設及び当該施設を改築する場合の扱いについて規定しております。

以上、議案第26号上富良野町公共下水道の構造等の技術上の基準に関する条例の説明といたします。

次に、議案第27号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例について提案の要旨を御説明いたします。

地域主権改革一括法により都市公園法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正され、これまで国が法令で定めていた都市公園の設置基準、公園施設の設置基準及び特定公園施設の設置基準については、国が定める基準を参酌して地方公共団体が条例で定めることとされたため、上富良野町都市公園条例の一部を改正し、当該各基準を規定するものです。

なお、本改正においては、改正前の上富良野町都市公園条例の条項を参照する他の例規があるため、条項号数の移動が生じないように、また、参酌基準で示されている引き移しによらず、同一の基準内容を別表で規定することによって、条文の階層構造が複雑化することを避ける内容となっております。

それでは、本条例改正案については条文朗読を省略させていただき、以下、改正内容を要約して御説明してまいります。

まず、条例冒頭の目次の部において、今般、改正部分を追加するものとなっております。

第1条の目的においては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく部分を参酌するということで追記してございます。

次に、第1章の次に、第1章の2、配置及び規模等の基準を新たに追加し、1ページから2ページの

第2の2、第2の3の二つの条において、都市公園法施行令で定める基準と同一の基準を規定しております。2ページの半ば、追加する第1章の3、移動等円滑化の促進に係る特定公園施設の設置基準では、第2条の4として、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令で規定する特定公園施設と同一の基準を定め、この内容については、別表（1）の2として表記することを規定しております。

追加する2ページから10ページの別表（1）の2には、園路及び公園、屋根つき広場など、8種類の施設及び設備について構造と基準を規定するものとなっております。

末尾附則においては、施行期日を平成25年4月1日とすることを規定しております。

以上、議案第27号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例の説明といたします。

ただいま説明の上程5条例につきまして御審議いただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、一括して質疑に入ります。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 議案第23号の道路の構造の条例のところでございます。これの5ページにあります、自転車道の幅員を定めるに当たっては、当該道路の自転車の交通の状況を考慮するという項目があるのですが、自転車の交通量までは、町としては承知していないのではないのでしょうか、どうなのでしょう。

それと、今回の条例の改正は、国の基準のいいところもあったと思うのですが、町としては道の基準を採用してということになっておりますけれども、そういったところはいかがでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 3番村上議員の御質問にお答えいたします。

まず、5ページの歩道の通行数については、現実的に把握してございません。この通行する人数、通行車両といいますが、自転車の数などは、整備に当たって、その時点で整備基準が適正かどうかということの指標として用いるため、そのたびごとに測定、計測する内容となっております。

あと、北海道の基準、それから基本的には、国の基準をそのまま引き移すものとなっておりますけれども、これは、北海道の基準につきましては、特に北国という特例、積雪寒冷地であるということか

ら、北海道で独自の基準を設けております。道路が国道、道道、それから町道という形で網目を構造している関係上、北海道の基準に合わせて、道路の構造に格差が生じないようにするのが一番適切と判断して、同じ北海道に倣ったものとしてございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 自転車道なんかは、庶民が大変望むものなのですよ。だから、やはり一回、交通量ぐらいは調査していただいてもいいのではないかと、そういったところに緊急雇用の、雇用を起こしてもらってもいいと思うのですけれども。いろいろなところで交通量とか出てきていますし、国の基準のいいところもあるのですけれども、国の基準では、どうも私どもの地域は当てはまらないということで、道の基準に基づいていると思いますけれども、いろいろなところが、交通量、交通量と入っておりますので、一回そういったことも検討していただいたらどうかと思いますけれども、いかがですか。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 3番村上議員の御質問にお答えいたします。

まず、確かに、現在ある道路、町道で言えば400キロ近くありますけれども、それらをくまなく情報収集するというのはいくぶんいい方法かもしれませんが、現実的に、常に人の流れというのは変わる条件がありまして、必要なときに計測して、その上に適切な道路構造をもって対処するという方針でございます。

なお、特に通勤、通学などで自転車を利用する方が多くありますけれども、その交通安全上の利用から、ぜひとも基準に沿った構造が望ましいものでありますけれども、この整備に当たっては、非常に高額な、用地が拡張しなければならないということがありまして、費用が生じます。このため、附則部分でも書かれておりますけれども、現状であるものについては、改修とか改築のときに配慮しなさいということで、現状のものは基準に合っていないから合わせなさいというレベルにはなっていないということで判断してございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 高齢者、障害者の移動円滑促進の条例で、例えば、4章の乗合自動車の停留所、ベンチ及び上屋の設置等があります。そのほかに、休憩所の施設では、歩道には適当な間隔でベンチ及び上屋を設けるなどの、他の特別な理由があれ

ばこの限りでないなどなど、いろいろと制限も加えられておりますが、そうすると、現状では、こういう条例を見ますと、設置しなければならないものが設置されていないとか、いろいろと、細かく見れば出てきているのかというふうに思いますが、その点は、現状ではどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 4番米沢議員の御質問にお答えいたします。

ここで規定されている基準につきましては、義務規定として書かれている部分、それから努力規定として書かれている部分がございます。義務規定として書かれている部分につきましては、附則の部分に書かれてありますけれども、経過措置として、既存の施設については、何らかの変更を加えるときに、その新たな基準に合うように整備するということでありまして、この基準に合わせることを目的として改築することを義務化しているものではないと解釈しております。

今後、整備する新たな施設については、当然に、当該条例で規定するものに近づけるよう、それから、一定の幅を持った基準となつてございますので、そこら辺の利用実態、それから周辺の地形とか住宅の位置、いろいろな条件が加味される部分がありますので、できるだけ即すような措置をとってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより採決いたします。

初めに、議案第23号上富良野町の道路の構造等に関する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号上富良野町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号上富良野町水道事業の布設工

事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号上富良野町公共下水道の構造等の技術上の基準に関する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号上富良野町都市公園条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は10時50分といたします。

午前10時19分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第15 議案第28号

○議長（西村昭教君） 日程第15 議案第28号上富良野町新型インフルエンザ等対策本部条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

健康づくり担当課長。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君） ただいま上程いただきました議案第28号上富良野町新型インフルエンザ等対策本部条例について、提案の要旨を御説明申し上げます。

国において、新型インフルエンザ等の発生時に、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最少となるようにすることを目的として、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月11日に公布され、ことし5月に、その施行が予定されています。市町村においては、この法律の施行後、国の緊急事態宣言以降は対策本部を設置することとなり、必要事項は市町村の

条例で定めることとされているため、制定するものです。

以下、議案につきましては要点のみの説明とさせていただきます。

第1条は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、上富良野町新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的としております。

第2条は、本部長、副本部長、本部役員の役割及び職員の設置について規定しております。

第3条で、情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ対策本部の会議を招集することを規定しております。

第4条で対策本部に部を置くことができるとしております。

附則につきましては、この条例は新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する旨を規定しております。

以上で、議案第28号上富良野町新型インフルエンザ等対策本部条例の説明といたします。御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 国の緊急事態の宣言以降、対策本部を連動して設置するということの話かと思いますが、恐らく、その基準等が示されるというのがあるのだろーと思います。どの段階でこれを発令されるのか、わかる範囲で、わからなければよろしいです。

○議長（西村昭教君） 健康づくり担当課長、答弁。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君） 4番米沢議員の、どの段階で発令となるのかという御質問にお答えいたします。

現時点におきましては、4月以降に、政府行動計画でありますとか、詳細なガイドラインの策定が予定されております。その策定の中に盛り込まれるものと考えております。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第28号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第29号

○議長（西村昭教君） 日程第16 議案第29号上富良野町児童館条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

健康づくり担当課長。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君） ただいま上程いただきました議案第29号上富良野町児童館条例の一部を改正する条例について、提案の要旨を御説明申し上げます。

児童館に配置している児童厚生施設員と児童厚生員のうち、児童厚生員の職制と職名を平成25年度から変更するため、関係条文を改正するものでございます。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第29号上富良野町児童館条例の一部を改正する条例。

上富良野町児童館条例（平成19年上富良野町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条中「児童厚生員、その他」を削る。

附則。

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上で、議案第29号上富良野町児童館条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第29号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第30号

○議長（西村昭教君） 日程第17 議案第30号上富良野町畜産担い手育成総合整備型事業分担金徴収条例の件を議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（前田 満君） ただいま上程いた

だきました議案第30号上富良野町畜産担い手総合整備型事業分担金徴収条例につきまして、提案理由を申し上げます。

畜産担い手育成総合整備事業につきましては、公益財団法人北海道農業開発公社が事業主体となり、平成25年度から平成28年度にかけて、国、北海道の補助を受け実施するものでありますが、受益者においては補助金を除く負担が伴うことから、地方自治法第224条の規定に基づき、事業によって直接利益を受ける者より分担金を徴収するものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第30号上富良野町畜産担い手育成総合整備型事業分担金徴収条例。

（目的）。

第1条、この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、上富良野町における畜産担い手育成総合整備型事業（以下「事業」という）に係る分担金の賦課、徴収及びその他分担金に関し必要なことを定めることを目的とする。

（分担金の額）。

第2条、分担金の額は、当該事業に要する費用の総額から、国及び道の補助金を差し引いた額の範囲内で町長が定める。

（納付義務者）。

第3条、前条の規定により算出した分担金は、当該事業によって直接利益を受ける者から徴収する。

（分担金の徴収方法）。

第4条、分担金は、単年度の事業完了ごとに指定期日までに納入通知書により徴収する。第2項、前項の定めるもののほか、分担金の徴収に関しては、町税の徴収の例による。

（徴収の延期）。

第5条、町長は、納付義務者が、天災その他特別の事情により納期限までに納入することが困難と認められる場合には、分担金の徴収を延期することができる。

（委任）。

第6条、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附則。

1、この条例は、公布の日から施行する。

2、この条例は、事業完了と同時にその効力を失う。

以上で、議案第30号の提案説明とさせていただきます。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の

説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第30号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第31号

○議長（西村昭教君） 日程第18 議案第31号上富良野町観光開発審議会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（前田 満君） ただいま上程いただきました議案第31号上富良野町観光開発審議会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。

上富良野町観光開発審議会条例は、上富良野町の観光事業に関する総合的な開発対策を樹立し、その円滑な推進を図るために、町長の諮問に応じて審議し、意見を答申していただくこととなっておりますが、かみふらの十勝岳観光協会が平成20年12月1日施行の国の公益法人制度改革により、昨年4月より、社団法人かみふらの十勝岳観光協会から一般社団法人かみふらの十勝岳観光協会へと変更したことから、第3条第1項第1号の、組織する審議会委員の名称を「社団法人かみふらの十勝岳観光協会会員」から「一般社団法人かみふらの十勝岳観光協会会員」へと改正しようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第31号上富良野町観光開発審議会条例の一部を改正する条例。

上富良野町観光開発審議会条例（昭和47年上富良野町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「社団法人かみふらの十勝岳観光協会々員」を「一般社団法人かみふらの十勝岳観光協会会員」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第31号の提案説明とさせていただきます。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第31号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第32号

○議長（西村昭教君） 日程第19 議案第32号上富良野町障がい者自立支援事業条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

健康づくり担当課長。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君） ただいま上程いただきました議案第32号上富良野町障がい者自立支援事業条例の一部を改正する条例について、提案の要旨を御説明申し上げます。

障害者自立支援法、障害者自立支援法施行令及び障害者自立支援法施行規則が改正されることから、これらの法令名を引用している本則及び別表を改正するものです。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第32号上富良野町障がい者自立支援事業条例（平成18年上富良野町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。別表中「障害者自立支援法」を「法」に改める。

附則。

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上で、議案第32号上富良野町障がい者自立支援事業条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了します。

討論を省略し、これより議案第32号を採決いた

します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎発言訂正の申し出

○議長（西村昭教君） 13番長谷川徳幸君。

○13番（長谷川徳幸君） 先ほど、予算特別委員会審査報告に誤りがありましたので、訂正をお願いしたいと思いますので、お諮り願います。

○議長（西村昭教君） 今、13番長谷川徳幸君からありました案について、お諮りしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） それでは、13番長谷川君、お願いします。

○13番（長谷川徳幸君） まことに申しわけありません。先ほどの報告につきまして、審査経過の4行目、歳入各款と歳出1款から、私は3款と御報告しましたが、ここを4款に訂正していただきたいと思います。

次に、6行目、議案第1号の一般会計予算歳出、私は4款と報告しましたが、5款と訂正していただきたいと思います。

次に、2番の表決及び結果の2行目、平成25年度上富良野町介護保険特別会計予算を平成25年度上富良野町国民健康保険特別会計予算に、その後に、平成25年度病院事業会計予算を加えていただきたいと思います。

このようなことがないように留意しますので、よろしく願いいたします。

○議長（西村昭教君） 今、長谷川徳行委員長より訂正がありましたので、これについて了承いたしますか。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 今、長谷川委員長の申し出について了承されました。

それでは、暫時休憩します。

人事案件でございますので、今、議案をお配りいたします。少々お待ちください。

午前11時09分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

に同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり同意することになりました。

◎日程第22 諮問第1号

○議長(西村昭教君) 日程第22 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、向山富夫君。

○町長(向山富夫君) ただいま上程いただきました諮問第1号につきまして、上程の御説明を申し上げます。

人権擁護委員推薦につきましては、御活躍いただいております瀧本良幸氏が、本年9月30日に1期目の3年の任期を満了されることになっております。瀧本良幸氏におきましては、平成22年10月から人権擁護委員として人権擁護活動やその普及活動にも積極的に取り組んでおられる方でございます。ことし10月以降も引き続き再任をお願いいたしたく、人権擁護委員法の規定に基づきまして法務大臣へ推薦するに当たりまして、議会の意見を求めるために御提案させていただくものでございます。

以下、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件。

人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記。

住所、上富良野町●●●●●●●●●●。

氏名、瀧本良幸。

以上でございます。御審議いただきまして、御了承賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は先例により、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 異議なしと認めます。

これより、諮問第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり適任と認めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり適任と認めることに決しました。

非常に早いのですが、暫時、昼食休憩としたいと思います。

午後1時より再開いたします。

午前11時22分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長(西村昭教君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第23 発議案第1号

○議長(西村昭教君) 次に、日程第23 発議案第1号上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

5番金子益三君。

○5番(金子益三君) ただいま上程されました発議案第1号上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則の内容につきまして、要点のみ御説明を申し上げます。

昨年の9月5日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、同日施行された今回の自治法の改正を受けまして、標準会議規則の改正案が全国町村議長会から示されたことから、それに準じて改正をするものでございます。今回の自治法改正によりまして、本議会においても委員会同様に、公聴会、参考人の招集が行えることにより、会議規則の一部を改正しようとするものでございます。

おめくりいただきまして、17条及び第73条は、自治法の改正によりまして引用条文を改めるものでございます。

14章、公聴会に関しまして、6条を新たに追加をいたすところでございます。

第15章は、参考人として1条新たに追加をするものでございます。

以下、発議案第1号を上程いたします。

発議案第1号上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員金子益三。

賛成者、上富良野町議会議員今村辰義、同じく佐川典子。

内容につきましては、既に御高覧いただいたものとして省略をさせていただきます。

以上、御審議賜りましてお認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 発議案第2号

○議長（西村昭教君） 日程第24 発議案第2号上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ただいま上程されました発議案第2号上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、内容を説明させていただきます。

同じく、今回、地方自治法の一部を改正する法律、平成24年法律第72号が施行され、議会の委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任法、在任期間等について法律で定められていた事項を条例に委任されたことから、関係する3項を新たに追加し、委員会条例の一部を改正しようとするものでございます。

以下、発議案に関しまして、内容を朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議案第2号上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員金子益三。

賛成者、上富良野町議会議員今村辰義、同じく佐川典子。

上富良野町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上富良野町議会委員会条例（昭和62年上富良野町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項を次のように定める。

（委員の選任）。

第7条、議員は少なくとも一つの常任委員となるものとする。第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2、常任委員、議会運営委員及び議会広報特別委員（以下「委員」という）は、会期の初めに議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては議長が指名することができる。

3、特別委員は、議長が会議に諮って指名し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。ただし、閉会中においては議長が指名することができる。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、御審議賜りまして原案お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 発議案第3号

○議長（西村昭教君） 日程第25 発議案第3号平成25年度地方財政対策に関する意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） ただいま上程されました発議案第3号につきましては、議案の朗読をもって説明させていただきます。

発議案第3号平成25年度地方財政対策に関する意見の件。

上記議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員今村辰義。

賛成者、上富良野町議会議員佐川典子。

裏面をごらんください。

平成25年度地方財政対策に関する意見書。

平成25年度地方財政対策は、一般財源総額が前年と同水準で確保されており、これまで地方税財源の安定的な確保について強く要請してきた地方の声を理解していただいたものと関係各位の御尽力に対し敬意と感謝の意を表するところである。

しかしながら、国の財政再建を目的とした三位一体改革によって、市町村は地域間格差が拡大し、厳

しい財政運営を強いられ、深刻な経済、雇用状況と相まって、地域の疲弊が深刻化していることに加えて、地方税制は地方の自主的な根幹をなすにもかかわらず、平成25年度税制改正大綱では地方の声が十分に反映されたものとは言えないなど、地方は将来の財政運営に大きな不安を抱いている。

このような状況において、国家公務員の給与減額支給措置に準じて、地方公務員の給与削減を求めるために地方交付税を削減したことは、その根拠が極めて不明確な上に、厳しい財政事情から、国に先駆けて給与の独自削減や定数削減を行っていた地方の努力を踏みにじる極めて不合理な措置であり、同時に、地方交付税制度の地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能、及び、どの地域に住む住民にも一定の行政サービスが提供できる財源保障機能を見捨てた、税源が乏しく財政基盤の脆弱な団体ほどその影響を大きく受ける不公平な政策である。

特に、地方との十分な協議を経ないまま、国の政策を地方に一方的に押しつけるために、地方固有の財源である地方交付税を削減したことは、これまでの国と地方の信頼関係を大きく損なう非常に理不尽な措置で、極めて遺憾であると言わざるを得ない。

よって、国は、今回のような措置を二度と繰り返さないように、次のとおり強く要望する。

1、地方交付税は、地方の固有財源であり、これを減額しないこと。また、地方交付税を減額し、使途に制限のある財政措置の計上については、自治体の自由裁量権を著しく制限することから、行わないこと。

2、地方財政制度は、行政需要に基づく財源保障を行うことが基本であり、中立かつ客観的な地方財政計画、地方交付税の算定に改めること。

3、地方公務員の給与決定は、自治体が自主的に条例により決定することが原則であり、国が臨時特例法で定める給与削減を、自治体に強要しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成25年3月22日、北海道空知郡上富良野町議会議長西村昭教。

提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣であります。

以上であります。御審議賜りまして、お認めくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 発議案第4号

○議長（西村昭教君） 日程第26 発議案第4号 公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求める意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） ただいま上程いただきました発議案第4号につきまして、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第4号公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求める意見の件。

上記議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員今村辰義。

賛成者、上富良野町議会議員佐川典子。

裏面をごらんください。

公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の雇用安定と均等待遇実現を求める意見書。

政府は、2009年5月13日、公共サービスに関し基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、公共サービスに関する施策の基本となる事項を定めることにより、公共サービスに関する施策を推進し、もって国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とし、公共サービス基本法を制定した。

公共サービスは、どのような形で行われても、その実施に当たっての最終的な責任は、その公共サービスを実施すべき者にある。これはもちろん、その実施形態が委託であるか直営であるかは問わない。自治体でも、業務委託や指定管理者制度は広範に使用されているが、自治体の職員が直接サービスを提供していない場合でも、その実施に当たっての責任は自治体にある。

また、自治体内部にあつては、住民サービスの維持・拡充のために、臨時・非常勤職員がこれまで常

勤職員の担ってきた業務を携わり、全国的に見ても全職員の3割以上を占めている。公務サービスの総合性・専門性・継続性を維持していくためには、こうした非正規職員の安定した雇用・均等待遇、常勤職員増員が求められている。

昨年、労働者が安心して働き続けることができる社会を実現するため、有期労働契約の適正な利用のためのルールを整備することを目的に、労働契約法が改正された。労働契約法は、公務員を適用除外としているが、この法改正の趣旨に照らせば、恒常的業務を担っている非正規職員の正規職員化、不合理な労働条件の禁止を準用適用し、公務の規範性を示すことが求められている。

EU諸国を初めとする多くの先進諸国は、客観的に合理的な理由のない有期労働契約の締結自体を禁止し、無期契約労働者との均等待遇のための法規制を行っている。

ところが、我が国には、契約期間の上限規制があるのみで、契約締結事由を制限する規定は存在しない。また、均等待遇については、ILO第100号条約を批准しているにもかかわらず、ほとんど改善が見られず、ILOの総会基準適用委員会から過去三度にわたって法及び慣行の両面で、男女同一価値労働同一報酬を積極的に推進していくよう求められている。

雇用の継続と安定性は、労働者の生存権（憲法25条）保障のかなめであるとともに、幸福追求権（憲法13条）の要素をなすものである。また、正規労働者と非正規労働者との待遇差は、一種の社会的身分による差別（憲法14条）と評価可能なほど固定化するに至っている。

よって、北海道空知郡上富良野町議会は、関係機関において、下記項目の具体化を図られるよう強く要請する。

1、無期雇用原則の明文化、有期労働契約を締結できる事由についての規制（入口規制）、均等待遇原則の確立を柱とする有期労働契約規制を行うこと。

2、ILO第94号条約に基づき、国にあっては、早急に公契約法を制定すること。

3、増大する行政需要に柔軟に対応するため、均等待遇に基づく任期の定めのない短時間公務員制度を確立すること。

4、公務公共サービスを担う非正規雇用労働者の労働条件を改善し、官製ワーキングプアをなくすため、均等待遇に基づく賃金労働条件が確保されるよう、関係法制の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月22日、北海道空知郡上富良野町議会議長西村昭教。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣であります。

以上であります。御審議賜りましてお認めくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより、発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程追加の議決

○議長（西村昭教君） お諮りいたします。

先ほど、今村辰義君外1名から、発議案第6号T P P交渉参加断固阻止に関する意見の件が提出されております。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、発議案第6号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案第6号

○議長（西村昭教君） 追加日程第1 発議案第6号T P P交渉参加断固阻止に関する意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） ただいま上程いただきました発議案につきまして、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第6号T P P交渉参加断固阻止に関する意見の件。

上記の議案を、別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員今村辰義。

賛成者、上富良野町議会議員佐川典子。

裏面をごらんください。

T P P交渉参加断固阻止に関する意見書。

ＴＰＰは、関税を全て撤廃することが原則であり、我が国の農林水産業や農山漁村にこれまでにない壊滅的な打撃を与え、我が国の食料安全保障を根底から揺るがし、食料自給率を低下させ、地域経済・社会の崩壊を招くおそれがあります。

また、ＴＰＰは、１次産業の農業を中心に、地域経済も含め１兆５，８４６億円の影響があると、北海道知事が３月１９日の道議会で発表した、医療、公共事業、金融、食の安全、雇用など、さまざまな分野に影響が及ぶ可能性があり、国民生活の根幹にもかかわる極めて重大な問題であります。

このため、多くの国民や道民、地方議会と自治体首長は、ＴＰＰ協定交渉への参加に反対・慎重な対応を強く求めてまいりました。

つきましては、ＴＰＰ交渉参加断固阻止に関して、下記のとおり要請いたしますので、貴殿の特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

記。

ＴＰＰ交渉への不参加。

ＴＰＰは、１次産業のみならず、医療、公共事業、金融、食の安全、雇用など、さまざまな分野に影響が及ぶ、国益を損なう極めて重大な問題であり、到底国民の合意を得られる問題ではないことから、政府は、事前協議を含めた一切のＴＰＰ交渉参加に向けた取り組みを断念すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出いたします。

平成２５年３月２２日、北海道空知郡上富良野町議会議長西村昭教。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣であります。

以上、説明といたします。御審議賜りまして、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、発議案第６号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決しました。

◎日程第２７ 発議案第５号

○議長（西村昭教君） 日程第２７ 発議案第５号 町長の専決事項指定の件（上富良野町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

１１番今村辰義君。

○１１番（今村辰義君） ただいま上程いただきました発議案第５号町長の専決事項指定の件につきまして、提案の要旨を説明申し上げます。

現在、衆議院で審議中の平成２５年度地方税法の一部改正に伴います住宅土地税制の見直しなど、所要の改正を行うため、町長において専決処分をすることができるよう指定しようとするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第５号町長の専決事項指定の件（上富良野町税条例の一部を改正する条例）。

上記の議案を、次のとおり、会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

提出者、上富良野町議会議員今村辰義。

賛成者、上富良野町議会議員佐川典子。

町長の専決事項指定の件。

次の事項に関しては、地方自治法第１８０条第１項の規定により、町長において専決処分することができるものとして指定する。

記。

平成２５年度の地方税法の一部改正に伴う上富良野町税条例（昭和２９年上富良野町条例第１０号）の一部を改正すること。

以上、説明といたします。御審議賜りましてお認めいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第５号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２８ 閉会中の継続調査申出の件

○議長（西村昭教君） 日程第２８ 閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の申出書の事件について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎退任・退職挨拶

○議長（西村昭教君） ここで、今日3月31日をもって定年退職されます管理職の方々から御挨拶をいただきたいと思います。

なお、順序につきましては、50音順で進めたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

最初に、健康づくり担当課長、岡崎智子君。

○健康づくり担当課長（岡崎智子君） 本日は、このような議場において御挨拶をさせていただきますことを、議長さん初め議員の皆さんに厚くお礼申し上げます。

私ごとですが、3月31日をもちまして38年間の上富良野町役場の勤務を終えることになりました。苫小牧が出身なものですから、山に憧れ、余り人口が何十万とかそういうところではなくて活動ができる場所がいいなと思って、上富良野町に就職をさせていただきました。そして、38年、迷ったり、さまざまな保健活動の中で、うまくいかなかったり、本当にこの人には申しわけない思いをしたという思いで見送った方もたくさんいましたけれども、やはり11年の年に、寝たきり老人ゼロ作戦という長野に学べという活動を始めましてから、多くの町民の皆さんが、健診結果を改善するために自分の生活を変えていく姿を見させていただきまして、本当に予防の可能性を信じるのが自分の中でできることが、本当に、この38年の中の一番の大きな思い出となっております。退職後は、農業もやりながら、地域の中で、予防活動も自分なりの日々の暮らしの中で進めていきたいと考えております。

本当に上富良野町は景色もよく、人も温かく、そして職員も伸び伸びと、議員の皆さんにも温かく見守っていただきながら過ごせる町だというふうに、自分はよそから来ましたので、すごくそういう思いを深く抱いております。ますます、この町が発展されますことを御祈念申し上げます。本当に、

皆さん、ありがとうございました。（拍手）

○議長（西村昭教君） 次に、会計管理者であります中田繁利君。

○会計管理者（中田繁利君） 定例議会の終了後、定年退職の挨拶をさせていただきますことに感謝申し上げます。

私も、岡崎課長と同じ昭和50年の4月に奉職いたしましたして、38年間勤務させていただくことになりました。税務課税務係をスタートにいたしまして、いろいろな部署で仕事をさせていただき、異動のたびに新たなことを体験して、たくさんの人から御指導をいただき、また、いろいろな方々と交流をすることができました。特に思い出に残っていることは、下水道事業の開設とパークゴルフ場の新設業務に携わったこと。また、議会事務局長に発令されて、すぐに決算特別委員会が開催され、議場の事務局長席で口述書を朗読したこと。また、平成20年度ラベンダーハイツ事業の特別会計補正予算におきまして、次年度の給食業務委託に伴う債務負担行為の追加の件が、所管の厚生文教常任委員会に付託案件となりまして審査することになり、給食業務委託は認められず、当初予算を修正することになり、議会始まって依頼の出来事になってしまいました。このように、何度か前例のない仕事に携わりましたが、そのたびに、よき先輩、よき上司、よき仲間にも恵まれて、それらの仕事を終えることができました。向山町長を初め、西村議長や議員各位、監査委員、また、各行政機関の委員の皆様には、いろいろな面で御指導をいただきまして厚くお礼申し上げます。

一生懸命に、誠実に、そして仲よくやればよいという、そういう信念でいろいろなことをやってまいりましたが、そのことによりまして、いろいろと御迷惑をおかけしましたり、また、御心配をおかけしたのではないかと感じております。そんな私がここまで務めることができたのも、よき先輩、よき上司、また、よき仲間にも恵まれ、そして健康にも恵まれ、家族の協力と理解があったからこそと思っております。本当にたくさんの方々に支えられまして退職を迎えられたということで、大変感謝しております。ありがとうございました。退職後は、今までやってきたいろいろなことの活動を通して、スポーツの振興とか町の活性化のために少しでも貢献したいなと思っております。

皆様におかれましては、それぞれの立場で御活躍されますことを御期待申し上げ、さらに一層の御活躍を御健康を祈念いたしまして、退職の挨拶をさせていただきます。本当に長い間、お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○議長（西村昭教君） 次に、産業振興課長、前田満君。

○産業振興課長（前田 満君） ただいま紹介いただきました産業振興課、前田です。3月31日をもちまして定年退職ということになります。このように、議場におきまして、退職に際しての御挨拶の機会をいただきましたことに対しまして、まず、お礼を申し上げます。

私は、昭和48年に町立病院をスタートして、40年間、役場、町の職員として勤務をさせていただきました。実は、もう60歳であります。60まで、ほかの町で住んだことがありません。上富良野町で生まれて、ずっと上富良野町で育って、本当の上富良野っ子だという自負を持ちながら、何とか上富良野のために仕事ができているということの自画自賛をしながら、今まで過ごしてきたなと思っております。

本当に、何の力にもなれませんが、ただ、これまで多くの皆様に、さまざまな御指導やら叱責もあったり、ほめていただいたり、さまざまな御助言や何かをいただきながら何とか過ごせたのかなということで、改めて感謝申し上げますところであります。

退職後につきましては、何もするつもりはございませんが、町の憲法と言われております自治基本条例、これを、退職してからもう一回読み直したいと思っています。そして、町民として何をしなければならぬか、そういうものも改めて見ながら、まちづくり、向山町政のまちづくりに協力できればなという形の中で過ごしていきたいと思っています。

今後におきましても、皆様の御健勝と、それから、一層の御活躍をお祈りしまして、言葉足らずではございますけれども、御挨拶とさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。（拍手）

◎町 長 挨 拶

○議長（西村昭教君） 次に、本年最初の定例会でありますので、町長から御挨拶をいただきたいと思っております。

上富良野町長、向山富夫君。

○町長（向山富夫君） 議長のお許しをいただきまして、一言お礼の御挨拶を申し述べさせていただきますと思います。

このたびの3月5日から始まりました平成25年第1回定例会におきまして、大変長期間にわたって、議員の皆さん方には慎重に審議を重ねていただきました。おかげさまで、私も御提案させていただきました全議案につきまして御議決を賜りまし

たことと、いろいろな審議を通じまして大変貴重な御意見を多数寄せていただきましたこと、あるいは御助言いただきましたことに、改めて感謝を申し上げます次第でございます。

何度も申し上げておりますが、本当に町民の皆さん方が、なかなか、この経済が低迷している中で、将来に対する不安、あるいはこの閉塞感というものが拭い切れない状況の中で生活されている実態がございます。このたび、皆さん方からお認めいただきました平成25年度の予算執行を通じまして、本当に町民の皆さん方が一歩でも二歩でも幸せを実感していただけるような、そういうまちづくりに全身全霊を傾けて取り組みたいというふうに決意をしているところでございます。

これから、新年度の予算執行に当たりましても、皆さん方から適切に、また御指導やら御意見等を賜りながら執行してまいりたいと思っておりますが、この第1回定例町議会におきまして、本当に数々の御意見を賜りましたことを大変感謝申し上げますところでございます。

そして、ただいまお三方から御挨拶いただきました職員の皆さん方にも、何十年にわたります町に対する貢献に対しまして、私のほうからもお礼を申し上げます次第でございます。

本当に、本日まで長期間にわたって、皆さん方に御苦労、いろいろ御協力いただきましたこと、改めて感謝申し上げますとともに、今回の議会の進行に当たりまして、議長にも大変御配慮いただきましたことをあわせてお礼を申し上げまして、御挨拶とさせていただきますと思います。本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

◎議 長 挨 拶

○議長（西村昭教君） 私のほうからも、一言御挨拶を申し上げます。

まず、3月5日からの定例会、予算議会でありましても、長谷川委員長を中心に、予算特別委員会、大変長い間、慎重審議いただきまして、本当にありがとうございました。また、大変御苦労さまでございました。

いよいよ予算も全部承認されまして、いよいよ車の両輪として4月1日からスタートするわけでありましても、この車の両輪、手綱を締める方が誰もおりません。お互いに車を自分で回しながら進むわけでありましますから、当然、相手の車とチームワークを組んで進んでいかなければなりません。進める側と、それから、いろいろな声を反映させながら一緒に歩む側と、これから一年、取り組んでいくわけでありましても、どうぞ、そういう意味では、

いろいろな不安材料もあるかもしれませんがけれども、やはり、一つ一つ小さな積み重ねを大きな成果につながるように、やはり努力していくことが大事だと思いますし、そういう中から、きっといい結果が出るのかなと思っているところであります。そういう意味で、また一年、それぞれ住民の代表である議会の皆さん方の温かい御協力と、また、行政に向かつての愛情ある厳しいお言葉を出していきながら、また一年、ともに進んでいければいいのかなと思っているところでございます。

また、先ほど、3月31日をもって退職される3名の方々、本当に38年、あるいは40年と、長い間勤務いただきまして本当に御苦労さまでございました。また、改めて、行政に貢献いただきましたことを厚くお礼申し上げたいと思います。人生、寿命85年から90年という中で、まだ人生3分の2しか歩んでおりませんので、これからの人生が本当に充実した人生であることを御期待申し上げますとともに、町の発展に、今までの経験をまた一つでも御支援をいただければありがたいかなと思います。それとあわせて、まずは健康に十分留意されながら、元気で、これから、また社会の中で御活躍されることを御祈念申し上げたいと思います。本当に、長い間ありがとうございました。

以上をもちまして、一言、私の御挨拶とかえさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

◎閉 会 宣 告

○議長（西村昭教君） これにて、平成25年第1回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午後 1時41分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成 25 年 3 月 22 日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署 名 議 員 今 村 辰 義

署 名 議 員 岡 本 康 裕